

博士論文（要約）

女子柔道の誕生  
-講道館神話の分析-

溝口 紀子

# 目次

序章 研究の目的と視座	5
-------------	---

- 0.1 本研究の目的と視座
- 0.2 本論文の構成
- 0.3 研究方法と研究範囲

## 第一部 講道館神話

第1章 嘉納治五郎の夢	14
1.1 柔道正史研究	
1.2 講道館の始まり	
1.3 体育・修心・勝負から精力善用自他共栄へ	
1.4 「聖」としての柔道、「遊」としての柔道	
1.5 「俗」としての柔道	
第2章 女子柔道の神話	22
2.1 講道館女子部の始まり	
2.2 講道館女子部の昇段	

## 第二部 柔道史を読み直す

第3章 隠された柔道史（戦前）	31
3.1 史料批判の観点	
3.2 柔術・柔道の言説変容	
3.2.1 日本における柔術・柔道の言説変容	
3.2.2 海外における柔術・柔道の言説変容	
3.2.3 明治初頭の技術	
3.3 大日本武徳会	
3.3.1 略史	
3.3.2 形	

- 3.3.3 試合審判規定
- 3.3.4 段位制度
- 3.3.5 講道館と武徳会
- 3.4 警視庁柔道
- 3.5 高専柔道
- 3.6 忘れられた柔道史
  - 3.6.1 異種格闘技戦からイベント化へ
  - 3.6.2 異種格闘技戦はブラジリアン柔術へ
  - 3.6.3 武道と思想善導
- 3.7 まとめ

第4章 近現代の柔道史（戦後） . . . . . 73

- 4.1 戦後における講道館を中心とした柔道復活の動き
- 4.2 戦後の国際社会における柔道の歴史－国際柔道連盟の発足－
- 4.3 全日本学生連盟の発足
- 4.4 東京五輪とヘーシンク台頭
- 4.5 全柔連と学柔連の紛争（IJF 会長の代理戦争）
- 4.6 まとめ

第5章 明治から戦前における女性柔術・柔道の歴史 . . . . . 94

- 5.1 明治初期から昭和初期における女性柔術・柔道の歴史
- 5.2 武徳会の女性柔道
  - 5.2.1 女性の昇段試合
  - 5.2.2 黒帯と白線の黒帯の違い
- 5.3 海外の女性柔道の歴史
- 5.4 歴史に付随したこと
  - 5.4.1 学校体育における柔術・柔道の採用－女子の場合－
  - 5.4.2 女性柔術・柔道におけるエロチシズムと大衆文化

第6章 戦後における女性柔道の歴史（海外女子柔道への目覚め） . . . . . 114

- 6.1 1950年代から1970年代における女性柔道
  - 6.1.1 フランス
  - 6.1.2 ベルギー
  - 6.1.3 イギリス
  - 6.1.4 アメリカ
  - 6.1.5 日本

## 6.2 1980年代から1990年代における女性柔道

### 6.2.1 世界女子柔道選手権大会

### 6.2.2 冷戦のなかの第一回世界女子柔道選手権開催と松前重義 IJF 会長の就任

### 6.2.3 男女雇用機会均等法と女子柔道の消費化

### 6.2.4 五輪正式種目への参入と実業団女子柔道部の発生

## 第三部 講道館神話の分析と批判

—神話はいかにして生成し、社会はそれに何を求めたか—

### 第7章 神話の生成と機能—西郷四郎神話と講道館神話の融合— . . . . . 131

#### 7.1 西郷四郎の誕生

#### 7.2 柔道家としての西郷四郎

#### 7.3 講道館出奔と大アジア主義

##### 7.3.1 講道館出奔

##### 7.3.2 仙台・二高師範

##### 7.3.3 ソーレ事件と大陸活動

#### 7.4 西郷没後の神話の再構築

## 第四部 考察と結論

### 終章 講道館神話の構造—柔道の社会過程— . . . . . 141

#### 8.1 講道館史と西郷神話の融合

#### 8.2 嘉納思想との乖離—勝利至上主義と「俗」としての柔道—

#### 8.3 「精力善用自他共栄」の変質

#### 8.4 既得権と差別化の構造

#### 8.5 女子柔道強化選手の暴力・ハラスメント告発

#### 8.6 柔道界における女性差別の傾向

##### 8.6.1 セクシュアリティとしての女子柔道

#### 8.7 武道の必修化と性差

#### 8.8 考察と結論

#### 8.9 神話の限界と今後の展望



注	.....	163
謝辞	.....	173
参考文献		
付録		
1.インタビュー記録	.....	180
2.女子柔道史年表	.....	186

## 序章 研究の目的と視座

### 0.1 本研究の目的と視座

「日本の女子柔道だけが白線入りの黒帯を締めなければならない。」

海外では女性であっても男性と同じ黒帯であるのに対してなぜ日本人女性だけが異なる扱いをうけるのか。筆者はいつまでも解けない疑問を感じていた。

そうしたとき、女性柔道家の生きづらさを象徴する事件が勃発した。2013（平成 25）年 1 月 29 日に、女子柔道の国際試合強化選手 15 名が、全日本女子ナショナルチーム監督を始めとした指導陣による暴力行為やパワーハラスメントを訴えたのである<sup>1)</sup>。暴力行為を認めて監督が辞任し、さらに監督続投を強力に推進していた全日本柔道連盟（全柔連）強化担当理事の吉村和郎氏、男性コーチが続いて辞任した。この事件を受けて、下村博文文部科学大臣は、この事態が「日本のスポーツ史上最大の危機」であると表明した<sup>2)</sup>。

しかし、女子だけでなく男子にも従前から体罰が蔓延していることは、柔道界では周知の事実だった。例えば、小林まこと氏の漫画『柔道部物語』（講談社）<sup>3)</sup>では、主人公が「セッキー」と呼ばれる男子新入部員への体罰・いじめを受け、それを糧に柔道に邁進していく姿が描かれている。そして多くの柔道経験者が『柔道部物語』に共感してきた。

またバルセロナ五輪金メダリストの吉田秀彦氏は「行き過ぎた体罰は絶対にいけない」と前置きした上で「愛があり、相手を思ってやる叱咤激励は体罰ではない。自分は叩かれながら、歯を食いしばってやってきた」<sup>4)</sup>と告白しているように、体罰を受けたことで強くなってきたという自負が多くの男性柔道家にはある。

今回の事件は、「女子」に対するものであっただけにマスコミが注目するところとなり、批判は体罰に対するものにとどまらなくなった。日本の柔道界では「強くなるために当然」とされてきた慣行が、マスコミによって、人間の尊厳や人権意識の欠如、女性差別にもかかわるものとされたのである。日本のスポーツ、教育界において脱体罰が急務とされるという論調とあいまって、この事件はいつそう注目を浴びることとなった。

それでは、どうして柔道界において体罰は始まったのであろうか。そして、それはいつから女子柔道家たちにも及ぶようになったのだろうか。そうした問いに誘導されるようにして、筆者は女子柔道の歴史を繙いてみた。

これまで女子柔道の歴史については、柳澤久・山口香らの『女子柔道』、佐々木武人・村田直樹らの『現代柔道論』、中村良三の『女子柔道論』がとりあげており、そこでは講道館女子部のみが対象とされている。すなわち、講道館女子部だけが柔道正史として語られてきた。そしてそこには、「講道館女子部が 1970 年代に発展的に女子の試合を開始した」という旨が書かれている。

筆者はこの説明にとまどった。誤った叙述だからである。筆者は現役引退後にフランス

に渡り、ナショナルチームでコーチをするようになったが、そこで見聞したところによれば、フランスでは日本よりも早く女子柔道の試合が行われている。多くの先行研究においても、欧米の女子柔道の競技化熱が、1970年代に女子柔道の試合を封印していた日本に突然、及んできたとされている。講道館が伝える史実と先行研究との間で、女子柔道が発展した場所にかんし見解の相違が見られるのである。

筆者は海外の柔道界に身を置いてみて、他にも講道館では語られてこなかった史実が多数存在することを知ることになった。警視庁や高専柔道、海外での柔道の動向は、講道館の柔道史では詳細には語られてこなかった。なかでも講道館以外の勢力で女子柔道の試合を公認する、とりわけ欧州に進出し根付いていた他の柔道組織があったことは、ことさらに無視されてきた。大日本武徳会（武徳会）である。講道館は柔道史を描く際に、武徳会にかんする史実を伝えてこなかった。それゆえ武徳会に属した女子柔道家や武徳会が広めた海外での柔道勢力の活動は、柔道史に取り上げられなかった。

いかなる歴史記述もすべての史実を網羅するわけではないとは理解している。しかし柔道「正史」におけるこうした「漏れ」は、柔道家たちの柔道にかんする理解も一定の方向に誘導してしまう恐れがある。というのも、講道館は柔道の歴史とともに「正しい柔道」を世に伝えることを謳っているが、世の常識からしてもとても正しいとは思われない暴力行為や女性差別がこの「『正しい柔道』の歴史」の陰で見えにくいものとされてきたからである。講道館が描く柔道史をいったん括弧に入れることで、我々は暴力行為や女性差別という史実を直視できるのではないだろうか。

もちろん講道館が伝える柔道「正史」以外の柔道史を本論文が述べるからといって、それが「真の歴史」であると主張できないことは、了解している。本論文の柔道史叙述もまたひとつの仮説に止まり、今後の修正を待つものである。しかしそれでもなお本論文が正史とは異なる柔道史を提起するのは、筆者が一柔道家として参与観察してきた暴力や差別も含む柔道の世界を理解する上で、講道館が語る柔道「正史」とは別の柔道史、いわば稗史を前提とすることが不可欠と考えるからである。

本論文で展開される女子柔道史は、次のようなものになる。

明治期、まだ女性に参政権があたえられていなかった時代に、講道館の創設者である嘉納治五郎は女性の身体運動にいち早く注目し、講道館女子部を設けて女子柔道の振興を図った。

しかし、「女子柔道の試合について嘉納師範は、勝負になると勝ちたい、負けたくないの一心から、とかく無理をするようになるなどの理由から当分の間禁止する」(柳澤・山口[1992:9])ことにした。その結果、100年近く日本国内では女性の試合が禁止され、日本女子柔道の競技化が遅れることとなった。つまり長らく、女子柔道は試合をできなかったのである。

実際に講道館女子部は、嘉納師範の没後も試合を行わず、乱取稽古、形などを中心に修

行を続けた。1970年代に至っても、「日本における女子柔道は試合を禁止し、男子の柔道とはほとんど完全に切り離されて礼節、健康、しつけ、護身などに重点がおかれ、練習内容も形と約束手的乱取がその主」(中村[2006:12-13])というような状況にあった。

つまり、嘉納師範の配慮に依拠することで、講道館女子部は長らく試合をさせてもらえなかったのである。また講道館女子柔道を継承した福田敬子(十段)は、アメリカに渡り、サンフランシスコ市の「桑港女子柔道クラブ」においては、試合は行わず「形」を中心とした稽古活動を行っている(福田[2013])。

一方、フランスでは、フランス柔道の父とよばれる日本人の川石酒造之助のもとで男女の試合を行っている。1950(昭和25)年11月5日リヨンにて、特別興行としてジャンネ・ルヴァニエール(Jeannine LEVANNIER)(茶帯)が男性4人(オレンジ帯)と試合を行い、1分5秒で4人抜きして、川石はルヴァニエールにフランス女性初の黒帯を授与した(Brousse[2005])。

しかし、これは初めての女子柔道の試合ではない。嘉納の教えに反して女性に柔道の試合をさせた武徳会という勢力が戦前の日本国内に存在していた。川石は武徳会の一員としてフランスで柔道を普及させ、女子にも試合を奨励していたのである。

嘉納没後30年経った1968(昭和43)年には、女子部の中に試合実施を望む声があった。そこで指導陣が検討するにまで至ったが、結論は導かれなかった(中村[2006:12-13])。それでも試合禁止であった講道館女子部の内部からも試合実施を望む声があった背景には、この時期の海外の潮流に呼応した面がある。同時期、第一回世界女子柔道選手権大会の開催(1980)が目指されていたのである。

1973(昭和48)年の国際柔道連盟(IJF)の理事会において、女子世界選手権は国際柔道連盟の管轄下に行われることに決まり、審判規定、体重区分、審判員などの大会要項についても審議されている(川村(他)[1973])。

こうした気運は、欧州ではすでに1960年代の後半から顕著となっていた。女子試合規定策定については、IJFにおける推進派のヨーロッパ案は、ほとんど男子の規定で実施するというものであった。それに対しアジア案(日本案)は、女子の特殊性を鑑みてケガの防止と女性らしい試合(中村[2006:12-13])を望み、(男子の規定に)さまざまな制限を加えた消極的なものであった。

そして1976(昭和51)年の国際柔道連盟(IJF)特別総会において、女子柔道の試合審判規定としてヨーロッパ案が採択された。この決定を受け1977(昭和52)年1月、全柔連の理事会で、女子柔道の試合実施が決定された。しかしながら、全柔連においては同年11月、女子柔道の試合規定としてIJF規定(ヨーロッパ案)を採択せず、講道館柔道試合審判規定・女子規定が制定された。

その女子規定は、少年規定と同様、男子の規定に、「奥襟を持ち続けることの禁止」「足を直接取ることの禁止」等の制限を加えられたもので、女子柔道の国際試合審判規定とは大きく異なっていた。すなわち当初の日本女子柔道の試合規定は、男性/女性だけでなく、

国際／国内の方面においても、相違を孕んでいたのである。

こうした経緯で 1978（昭和 53）年 7 月 28 日、日本女子柔道の第一回全日本女子柔道選手権大会が講道館大道場で開催された。試合は 4 階級（50 kg 級、58 kg 級、65 kg 級、65 kg 超級）で行われ、37 名が出場した。この大会の優勝者は第一回世界女子柔道選手権大会の日本代表として選抜された。

そして 1980（昭和 55）年、第一回世界女子柔道選手権大会がニューヨークで開催された。日本チームは、8 階級中、7 階級に出場するも、52 kg 以下級の山口香が 2 位入賞するだけにとどまった。諸外国との競技力の差は明らかであった。当時、世界代表に選考された全日本女子代表選手たちは、国内審判規定で選考された選手であった。

当時の日本チームの監督であった柳澤は、「出場した日本選手のほとんどが試合経験が少なく、外国選手と対戦するのもはじめてであり、また審判規定も、国内の女子規定とは少し異なっていたのです」と、さらに「国際大会では国内とは審判規定が異なり、しかも女子柔道の試合の実施においてヨーロッパ各国より約 10 年遅れたことが、選手の競技力やそのあとの国際試合の結果などに大きく影響した」（柳澤・山口[1992:10]）と敗因を分析している。

1970 年代に女子柔道の競技化の気運が高まり、講道館も女子柔道試合解禁に踏み切ったのだが、それは正史が描くようには講道館女子柔道は欧州では受容されず、逆に女性柔道の試合を講道館側が受け入れるという流れにならざるを得なかったのである。そして現在に至るまで日本の女子柔道家たちは、指導者による暴行という暴力にさらされたり、黒帯に白線を入れさせられたりしている。また全柔連理事会には創設以来、ながらく女性理事が不在であった。

講道館柔道の「正史」は、講道館が標榜する「正しい柔道」の歴史とされている。しかし社会通念に照らしてとても「正しい」とは思われない男女の扱いの不平等は、これまで公にはされてこなかった。しかしたび重なる会計不正や柔道事故死、暴力的指導も含めると、不祥事は枚挙にいとまがない。それらはいずれも、「正しい」という表現の陰で、日本の柔道家には直視できないもの、修正できないものだったのではないか。

本論文は、そうした問題意識から、柔道正史に埋没していた「女性の柔術、女子柔道史」をクローズアップし、「柔術・柔道」を広く検討することにより、講道館神話が誕生した背景にも言及し、柔道を社会的に考察する端緒を与えようとするものである。

とりわけ講道館における女性の処遇は、一面においては差別とみられかねないものである。シモンヌ・ドゥ・ボーヴォワール(Beauvoir[1976])の「第二の性」を日本柔道におきかえれば、黒帯が「第一の性」であるならば、白線黒帯は「第二の性」である<sup>5)</sup>。



## 0.2 本論文の構成

以上の問題意識にもとづき、具体的にはどのように本論文を構成するかを述べる。

なぜ女性の柔術・柔道史が柔道史の再検証に重要であるかという問いに対しては、以下の図1-1が示してくれる。

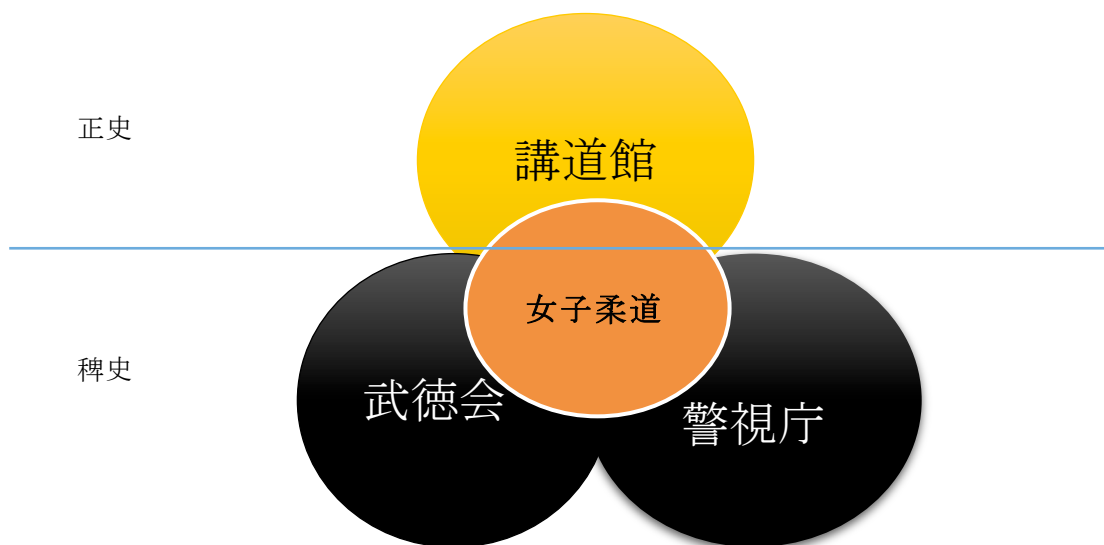


図1-1 柔道史研究における女性柔術・柔道の位置づけ

これまで柔道正史では、嘉納を中心とした講道館柔道の歴史が中心である。そのため大日本武徳会（武徳会）や警視庁、高専柔道の歴史がそれぞれ切り取られ、いわば稗史として散在してしまっただけで、これらの稗史が講道館（正史）とどのような関わり合いがあったのかという研究は行われていない。

本論では、これまで明らかにされてこなかった講道館以外の武徳会などの歴史を補い、柔道史全体を鮮明にすることができると考えている（図1-1）。それにより講道館女子部のみが柔道正史に取り上げられ、それ以外の女性柔道に関する歴史については語られてこなかったことの誤りを修正しようとの立場をとる。

そこで再構成した柔道史をもとに、なぜ講道館が柔道正史の中心的位置を占めるにいたったのか、なぜ講道館神話が誕生したのかについて社会学的に考察していく。

本論では特に、以下の4点を焦点とする柔道史を述べる。

- 1) 戦前の日本においては、講道館以外の柔道諸流派が存在し、その結果として女子柔道の試合が現実に行われていた。
- 2) 現代の日本柔道とは異なる柔道が、戦前、海外で伝播・普及していた。その結果として、

海外では女子柔道の試合が現実に行われていた。

- 3) 試合の柔道を嫌う嘉納の意を汲み、講道館女子部では試合を禁止した。
- 4) 戦後、武徳会が廃止されたため、日本柔道はほぼ組織が一本化され、講道館神話が誕生した。そのことにより、戦前に存在した女性の柔術・柔道史は欠落と誤記の多いものになってしまった。

本論文は、4つの仮説を検証するために講道館、女子柔道、武徳会・警視庁・高専柔道の実態から歴史を描き、それにより正史では可視化されなかったものを明るみに出したい(図1-2)。

第一部では、「講道館神話」や「正史」は柔道史と柔道の理念をどう語ってきたかを考察していく。

第二部では、柔道史を読み直し、「正史」とは異なる歴史を叙述していく。

とりわけ第3章では、史料批判の観点から柔術・柔道の言説変容を検討し、さらに略史として武徳会、武道と思想善導、段位制度、警視庁柔道、高専柔道を取り上げ、忘れられた柔道史として異種格闘技戦を扱い正史から省かれた歴史を紹介していく。

第4章では、講道館神話と現在を結びつけるために近現代の柔道史について紹介する。戦後における講道館を中心とした柔道復活の動き、国際社会における柔道の歴史についてとりあげる。とりわけ戦後における講道館を中心とした国内の柔道復活の動き、さらに国際社会における柔道の組織化、1964(昭和39)年の東京五輪の開催までをとりあげて講道館神話の誕生を検討していきたい。

第5章では、明治から戦前における女性の柔術・柔道の歴史について、具体的には女性の古流柔術の歴史、講道館女子部の歴史、武徳会の女子柔道の歴史、海外の女子柔道の歴史、女子体育における柔術・柔道の採用、女性柔術・柔道におけるエロチシズムと大衆文化について考察する。

第6章では、戦後における女子柔道の歴史について以下の3つに区分する。戦後の女性柔術・柔道史を展望し、女性の柔道が、社会的に認知されどのような影響を及ぼしてきたのか考察する。

- ① 1950年代から1970年代に国際柔道連盟における女性柔道の参入まで
- ② 1980年代から1990年代に女子柔道世界選手権が開催され、さらに女子柔道が五輪種目として採用されるまで
- ③ 2000年代から現在まで

そして第三部では講道館神話の分析を行い、神話はいかにして生成し、社会はそれに何を求めたかについて明らかにしたい。

第7章では西郷四郎と講道館神話の関係について分析し、正史では語られなかった西郷四郎の講道館出奔と大アジア主義、西郷没後の神話の再構築について考察していく。

終章では、結果と考察として、これまで本論で明らかになった柔術・柔道の史実を通して、講道館神話の構造を分析する。

とりわけ柔術・柔道にかんして本論文が叙述した史実には、勝利至上主義、「精力善用 自他共栄」の再解釈（内的必然性）、既得権と差別化の構造、女子柔道強化選手の暴力・ハラスメント告発、現代における女性蔑視の傾向、武道の必修化と性差柔道の歴史などが含まれている。一方、講道館の語る正史や西郷四郎伝は、嘉納思想からは乖離しつつも、一種の神話的な観念や言説として、そうした歴史を解釈する枠組みとなってきた。本論文はその神話化の過程を考察するものである。

神話は嘉納治五郎が柔道に託した夢を反映するものか、それとも歪めるものであるのか。さらにその神話と日本における女子柔道の扱いはどのような関係があったのか。本論はそれを考察することで、柔道界という社会集団にみられる「人とのつながり方」を分析するものである。

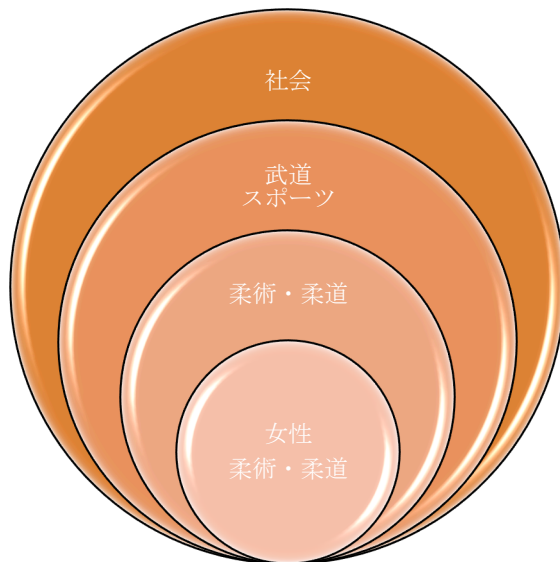


図1-2 女性柔術・柔道と社会とのつながり



### 0.3 研究方法と研究範囲

本論文の研究方法は、参与観察法（筆者は講道館女子柔道五段、講道館在籍歴 34 年）、柔術・柔道に関する資料収集とドキュメント解析、文献学、およびインタビュー調査である。

## 第一部 講道館神話

## 第1章 嘉納治五郎の夢

第一部では、「講道館神話」「正史」が柔道の歴史と理念をどう語ってきたか考察するため、第1章では、講道館柔道にどのような価値や理念があると語られてきたのか、それによって正史はどのように記されたのかを明らかにしていきたい。

### 1.1 柔道正史研究

日本における「柔道」の歴史を記した書物は、『大日本柔道史』(丸山[1939])、『柔道百年史』(老松 [1976])、『柔道の国際化—その歴史と課題—』(村田[2013])に代表される。これらには共通する史観がありそれを本論では、講道館を中心とする「正史」と呼ぶことにする。正史は、嘉納治五郎が抱いた理想に相当する彼の著述と、講道館関係者による後年の解釈とから成る。要約すると以下の6点から成っていると云える。

- 1) 1882(明治15)年、嘉納治五郎が柔術をもとに講道館柔道を創設した。
- 2) 講道館柔道は、警視庁武術大会等で柔術各流派に勝利することで柔術界を統一し、それ以降、柔道(講道館柔道)となった。
- 3) 柔道の形は、講道館柔道の形であり、柔道の試合規程は講道館柔道試合審判規程である。
- 4) 講道館柔道は日本最古最大の柔道である。
- 5) 嘉納師範が段位制度を発明し、講道館柔道は段決定の唯一の機関である。
- 6) 講道館柔道は、最初に女子部を創部し女子柔道の普及につとめた。

とりわけ、国際柔道連盟(IJF)の定款の序文<sup>6)</sup>には、

**Judo was created in 1882 by Professor Jigoro Kano.**

柔道は1882年に嘉納治五郎教授によって創設された。

と述べられている。定款では「講道館柔道」とはっきりと明記されていないが、1882年に嘉納によって創設された柔道とは講道館柔道のことを指している。IJFの定款からいえるように「世界に柔道を普及させたのは講道館」、「段位は講道館だけしか発行していない」と解釈されているのが一般的である。

また女子柔道に関しても、「現在の女子柔道の隆盛の陰には、嘉納治五郎師範が非常に早い時期から女子柔道の指導を始められ、先見の明をもって取り組まれた礎がある」(山口[2012:14])と述べているように「女子柔道は講道館女子部から広まった」と解釈されている。

以上のように柔道正史によれば、柔道の歴史とは「講道館柔道」の歴史のことである。

柔道正史の中心的存在と目される『大日本柔道史』は、嘉納治五郎が亡くなった 1938（昭和 13）年の翌年である 1939（昭和 14）年に、講道館より発行された。巻頭には「講道館の栄光」と題し、講道館と皇族の概略が要約されている。そのうえで当時の講道館館長、南郷次郎が「外編嘉納師範追悼」のなかで嘉納へ追悼の言葉を述べている。嘉納亡き後、講道館柔道こそが柔道の正統であると『大日本柔道史』では主張している。

このように柔道正史の多くは、一方で嘉納の顕彰が目的であったり、あるいは嘉納の事績を述べるにとどまり、他方で柔道の成立過程を編年的に述べたりするものが多かった(友添[2012:25])。つまり柔道正史では、講道館以外の柔道や、柔術諸流派は、明示的に論じられてこなかったのである。

## 1.2 講道館の始まり

講道館は 1882（明治 15）年、嘉納治五郎が天神真楊流柔術を学んだ後、起倒流柔道の飯久保恒年に師事し、東京都下谷区北稲荷町にあった永昌寺の書院を道場として開設した民間の道場である。嘉納自身は、「当時撃剣、柔術の名家が禄を離れ不慣れな商売に手を出して失敗の末流浪して哀れな生活をなし、あるものは糊口の資を得んがために武術を興行物として恥とも思わない有様であった。当時は多くの人には撃剣とか柔術とかいう名を聞いて、武士道の精華を伝えるための貴重な技術であるというような考えの起こってこなかった時代である」と述べる(松原[2006:26])。

そこで嘉納は「柔術諸流の形の中で最も高尚でもあり、善く出来て居」た起倒流を学び、1883（明治 16）年 10 月、起倒柔道の免許皆伝を授けられるほどになった(老松[1966:18])。すでに講道館開設後 1 年半が経っていた。そうした過程で嘉納は柔術諸派に共通点があることを発見した。それは、柔術は実際根本となる道があつて術はむしろその応用であるということであった。そして分散していた柔術書の技術を時代環境に合わせて取捨統一、つまりリメイクすることを試みた。

嘉納はその作業に当たり、東京大学で学んだ教育学を大胆に取り入れた(松原[2006:28])。柔道に体育、勝負、修心の三つの目的を明示し、体操で体を鍛え、自制心を得て若さ故の激しさを抑え、勝負を通じて智力も高めることによって、合理的で社会に役立つという面を強調した。それによって「咽喉を絞め、関節を挫ぎ、骨を折る」という柔術に対する世評を一変させようとしたのである。

講道館とは、文字どおり「道を講じる館」であり、単なる武術の道場ではなく、柔道を教授する教育施設として創立されたのである。さらに教育者の嘉納は講道館だけでなく、1889（明治 22）年に留学生英語学校である弘文館も私費で設立した。

弘文館には孫文を代表として勃発した辛亥革命に関わった中国人活動家が所属していた。さらに自宅には書生を寄宿させ、嘉納塾を設けた。しかしこうした嘉納の柔術は「学士さ

まの柔道」として揶揄されることもあった(松原[2006:20])。

### 1.3 体育・修心・勝負から精力善用自他共栄へ

嘉納は東京大学在学中に主任教授であったフェノロサより西洋哲学を学び、さらに英語が堪能であったため、欧米スポーツ思想や教育思想に造詣が深かった。そこからハーバード・スペンサーの『教育論』(1861年)を援用しつつ、柔道の目的は勝負(武術)だけにでなく、体育と修心の三項目にもあると説くことになる。

講道館柔道が誕生した19世紀の西欧社会では、工業化が進むなかで衛生問題が大きな社会問題となり、身体の壮健さが重んじられ(アスレティズム)、スポーツをすることで健全な身体、精神を育成するという教育思想が涵養されていた(飯田・井谷[2004])。当時のパブリックスクールの教育目的であるエリートの創出は、アスレティズムの興隆期を背景としていた(阿部[2004])。

嘉納は既存の古流柔術と「講道館柔道」を区別しつつ、柔道の合理性や科学性を説き、旧来の柔術との相違、近代社会への適合性を強調しながらも、一方において柔道はあくまでも日本古来の武術・武芸の伝統に根ざすものであると主張することも忘れなかった(井上[2004:118])。嘉納は明治から大正期までは、体育・修心・勝負を唱え、柔道を通して知徳の修養が成し遂げられ、それにより衣食住・社交・執務・経営等、人間が営む社会生活のなかで正しく遂行することができるようになる<sup>7)</sup>と説く。

晩年の昭和期になると、これらの三項目を発展させ、「精力善用自他共栄」という言葉にその教えを凝縮した。「精力善用」とは「心身を最も有効に使用する」という意味である。一方「自他共栄」主義の公表は、広く国民の思想善導と生活改善という課題を示した1922(大正11)年の「講道館文化会」設立時である(永木[2014:233])という。第一次世界大戦終結直後という社会的背景も影響していたにちがいない。「融和協調」という国際的平和思想という視点も垣間みる事ができる。

嘉納の生前を知る福田敬子十段がつぎのように明解に説明している。

「精力善用」とは自分の心と身体の精力をベストの状態を活用することね。心身をひとつにして、最善に活用させることがすなわち柔道なり。「自他共栄」というのは、人様や社会との融和と強調の心ですね。わたしたちが協調して生きていくために、心身の力を最も有効に使うべきだと、人間の正しい生き方を嘉納先生は説明してくださったのです(福田[2013:136])。

このように「自他共栄」という善行のために精力を最も有効に用いること、すなわち「精力善用自他共栄」は嘉納の道德観であり、それによって嘉納し当時の国民道德の統一を図ろうと考えていた。

1927（昭和2）年になると、教育家でもある嘉納は文部省の流れをいち早く汲み、攻防式国民体育の形を制定する。同年の2月には嘉納は、山下義韶、永岡秀一、三船久蔵を同伴し、文部省において攻防式国民体育に関する講演と指導を行っている(大滝(他)[1951])。嘉納は積極的に学校体育に攻防式国民体育の形の普及活動を行った。

攻防式国民体育は、2年後には精力善用国民体育と名称が変更された。嘉納自身は、精力善用国民体育の社会的価値を次のようにのべている(丸山[1939:1041-1042])。

第一に、従来各国の体育家が心血を注いで構成した方法を、比較研究し、その素を採り、新たに自己の工夫を加えた。

第二に、国家に国防が必要であると同様に、各個人には自己防衛の用意がなければならぬのであって、その要求を充たした。

第三に、総じて体育は強、健、用の目的を充たすほか、精神修養ともならねばあるが、この国民体育によって精力善用、自他共栄の精神を国民の脳裏に植え付け、万端の行動をこれによって律せしめるように導くものであるから、何れの体育に付随している精神修養よりも、実生活のあらゆる方面にわたっており、かつ徹底的であるという意味において価値がある。

またこの体育は表現式であるから、国民精神や各種の徳性涵養の目的をもって、思想感情を表現する仕組みの体育を構成することができる。

それらが完全した暁には、精神修養の方法としては、学校または社会において説かれている徳教と相俟って、国民精神の統治のうえに大いなる力をなすものと信じる。

第四に、この体育は、多くの他の形式のように設備を要せず、服装を改むる必要がなく、どんな場所でも、まとまった時間がなくとも零碎の時間を幾度にも使って行うことが出来、また対手があれば対手と、なければ単独でできるという長所がある。

松原は嘉納のこうした武道観について、柔道という競技に、ルール外の道徳や武術をも加えた上で「精力善用自他共栄」を目指したものと解説している。嘉納のいう徳育とは、教育勅語的なものではなく、「修心」、すなわち柔道競技において知恵を絞り身体を整える中で湧き上がってくるような徳性と智力、すなわち勝負理論の応用であったという理解である。

#### 1.4 「聖」としての柔道、「遊」としての柔道

カイヨワ(Caillois[1958=1990])は、聖と俗以外に、遊の意義を認めている。聖なるものとは、

信者が全能の源泉によってとりかこまれているかの感を持ち、内的に緊張した世界であるという。一方で遊びは、聖なるものとは逆であり創造者である人間のつくりだしたもので、人を憩わせ、くつろがせ、生活から気をそらせ、危険、気苦勞、苦勞などを忘れさせてくれるものとする。

遊は聖および俗の領域とは別個の独自性をもつ世界である。遊びは純粹形式であるが、聖なるものは内容そのものである。聖なるものから俗なるものへの移行は、遊びの雰囲気にも似て気楽で自由な感覚に人を導く。それは世俗の生活での患いや逆境から、遊びの雰囲気へ移る際と同じことである。いずれの場合にあっても、移行によって新たな段階の自由が得られる。遊びは純粹な世俗であり内容がなく、それ自体で自立している。遊びと聖なるものは、実生活＝俗を軸として対称的な活動であると述べている。



自由

束縛

図1-4 カイヨワの聖／俗／遊の構図

このようにカイヨワは、聖／俗／遊の三項図式を用いて、聖と遊びとは類似点をもちながらも、俗を軸に考えると正反対に位置することを主張している。近現代における聖と遊とは、類似点をもちながらも、世俗あるいは生活という「俗」を軸に考えるならまさに正反対のところに位置するという指摘である。

一方、カイヨワに先だってホイジンガは、『ホモ・ルーデンス (Homo Ludens)』において人間を何よりもまず「遊ぶ存在」としてとらえ、人間の文化は遊びのなかで発生し展開してきたと主張している。また遊びの定義を、遊びは自由な行為であり「ほんとうのことではない」として、ありきたりの生活の「自ら進んで限定した時間と空間の中で遂行され、一定の法則に従って秩序正しく進行し、共同体規範を作り出す。それは自らを好んで秘密で取り込み、あるいは仮装をもってありきたりの世界とは別のものである」(Huizinga[1938=1989])ことを強調した。すなわちホイジンガは、「遊び」と「聖なるもの」を同一視し、混同して解釈をしていたともいえる。ホイジンガは文化史の立場から歴史的に溯及し、遊と聖とが重なりあう時点で遊びの原型を探り当てている。

スポーツには、身体的暴力が潜んでいる。だからこそ、暴力が限界を超えないようにルール

によってコントロールしている。柔道の場合、危険が伴う施技にはルールに制限が与えられている。たとえば、柔道の試合では投げ飛ばしたり、首を絞めたり、関節を極めたりして、時には血まみれの戦いになることがある。

すなわち柔術は武術性、暴力性を排除すること(非暴力化)によって柔道に変化したといえる。このゲームの非暴力化を文明化という歴史的視点で解明したのがエリアスである。

エリアスは、「人間の過去の歴史は暴力的に力の強いものが支配者となっていたが、近代化とともに非暴力化することで、民主制や議会制という制度が生まれ、暴力を用いずに支配者が選ばれるようになった。このような歴史の中でスポーツという身体文化は、過去の優勝劣敗という暴力的な競争をゲームとして遊ぶようになった」(Elias[1986=1995])と指摘している。また多木は、フーコーは、近代社会の権力、政治技術の対象として「従順な身体」を論じ、それはスポーツにも同様で、エリアスが文明化と呼んだ社会過程は、別の面からフーコーによって身体が「権力の対象ならびに標的として完全に発見」される過程として政治的に解読されねばならなかったと述べている(多木 [1995:49])

柔道は対人スポーツであり、徒手スポーツでもある。人と組み、人と投げ合い、人と絡み合い、人と戯れるといった柔道の非日常的な動作は、「遊び」ととらえられる。遊びの柔道とは初心者が行う、打ち込みや約束稽古(相手と申し合わせのうえ投げ合)などの試合のない柔道であり、競技的なものとは試合の柔道と置き換えることができるであろう。筆者は聖と俗の領域しか存在しない現在の柔道界を観察するにつけ、柔道にも「遊」の要素があるべきであり、嘉納はそうした柔道観を打ち出そうとしていたのではないかと考えるに至った。

しかし先述したように、カイヨワやホイジンガの論じた聖-俗-遊の関係は複雑であり、単純に嘉納の柔道論を当てはめることはできない。「聖」と言っても、キリスト教と儒教、仏教、そして「神道や日本の固有信仰」とでは違いもある。それゆえ無理に当てはめようとすれば、解釈が恣意的になっていく可能性もある。そこで嘉納の柔道思想を、カイヨワやホイジンガの聖-俗-遊の概念とは別に、筆者なりに聖-俗-遊の三項によってとらえてみたい。その結果、筆者は次の図 1-3 を得た。



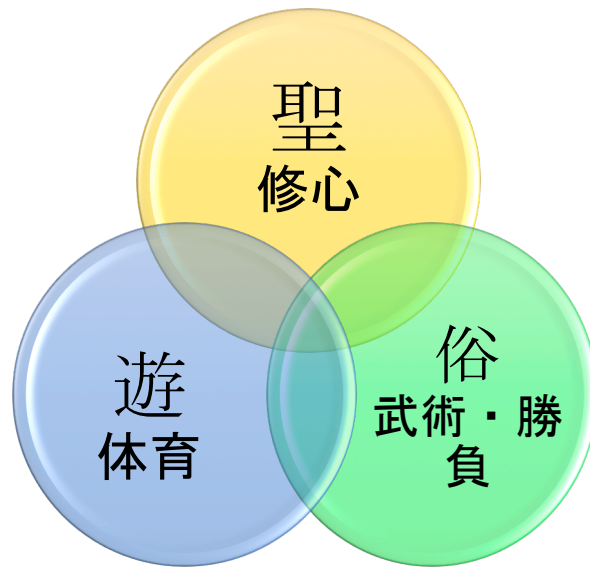


図 1 - 3 嘉納の柔道思想と「聖－俗－遊」

前述したように嘉納が考える柔道の価値は、修心、武術・勝負、体育である。「修心」とは秩序と道徳観を持ちあわせる厳粛な領域である「聖」、「武術・勝負」とは暴力性を持ち合わせる「俗」、体育とは身体形成<sup>8)</sup>であり「遊」と置き換えることができよう(図 1 - 3)。

さらに嘉納は柔道の修行順序を、武術、体育から始め、最終的に知徳の修養方法を習得することとしたが、これは「俗」→「遊」→「聖」の順と置き換えることができる。しかしこうした嘉納の理想的修行順序ではありえないはずの女性差別や暴力的指導が、現実には存在している。筆者はそれが、「遊」をなきものとしてきたからではないかと考える。

この図式 1 - 3 を念頭に、本論では女性差別・暴力的指導などを隠蔽する歴史観、神話がいかんにして生成されてきたのかを分析していきたい。

## 1.5 「俗」としての柔道

「遊」としての柔道を理解することは、今日の日本では極稀であるとおもう。五輪の柔道に代表されるように、金メダルを獲得することすなわち勝つことが目的であり、「遊」としての柔道は忘れられている。

このような傾向は、柔道だけではなく今日のスポーツ全般にいえることでもある。『ホモ・ルーデンス』の最終章でホイジンガは「スポーツは遊びの領域を去っていく」と忠告している。中世以来の人間社会に存在していた「遊び、ゆとり」という面が近代化に伴って減少していることを例示しつつ、社会全体の病理を論じたのである。

そして遊びの領域から去ってしまった二十世紀のスポーツに文化形成力・教育可能性をもとめることがいかに矛盾をはらむかは、ほとんど考えられてこなかった(山本[2013:31])。

これを柔道に当てはめると、柔道は勝負にこだわるものである限り、「俗」に止まって遊にはなれないということである。したがって日本の柔道家にとっては、柔道を「遊び」と理解することが容易ではない。その表れとして、残念ながら前述の暴力事件や柔道事故が起きているのではないだろうか。

嘉納の精力善用自他共栄の精神が、なぜ暴力事件や死亡事故を生むのか。暴力事件や死亡事故は「正史」には書かれていない「俗」の部分である。

「俗」の内容については終章にて振り返ることにし、まずは「正史」にはかかれていない柔道の歴史を辿ることにする。

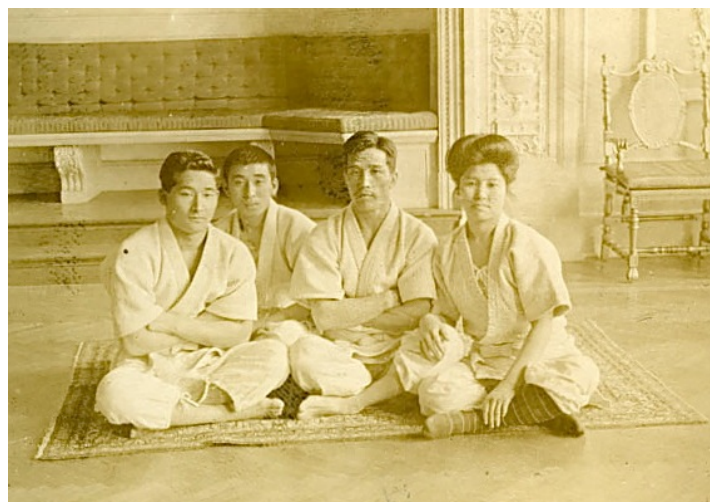
## 第2章 女子柔道の神話

### 2.1 講道館女子部のはじまり

1893（明治 26）年、桜蔭高等女学校の校長を勤めた宮川久子が「教育者には学問ばかりでなく、身体の鍛練、とくに精神的な修養が必要である」との理由から嘉納に入門を願い出た(松下[1978])。さらに嘉納は1904（明治 37）年3月、病弱であった安田謹子を試験的に指導した。嘉納は安田に医師の健康診断を受けさせ、粥食を食べさせ、鉄亜鈴体操や柔の形を行い、2か月目から受身さらに乱取へと体力の回復に合わせて指導した。その結果、翌年の夏には男子とともに富士登山ができるほどにまでなったという。彼女は柔道の練習によって健康と体力を回復、増進させた。この体験により、嘉納は女子柔道の教育的価値と指導法に確信をもったと思われる。

こうして明治期の講道館女子柔道は、嘉納の縁者などの身近な女性たちを対象に、嘉納の「家庭道場」や弘文学院の道場を拠点とし、本田存や富田常次郎らを指導者に、1904（明治 37）年ごろから開始された。

このころ講道館はアメリカで普及活動を積極的に行っていた。山下義韶が派遣され、ホワイトハウスにてセオドア・ルーズベルト大統領夫妻に柔道を教授している（資料2-5）。彼は練習用に「柔道部屋」をホワイトハウスに設置していた。当時のジョン・ヘイ国務長官の日記によると、一九〇四年四月二六日、朝の閣議で大統領は、山下に対して、「おおかえの日本人レスラー（柔道の先生）」と称し、普通の間が首を締めようとしてもできないほど強い喉の筋肉がついている、と報告し、閣僚たちを驚かせたという（Benfy[2003=2007:300]）。この際、山下は帯同した夫人である筆を、女子の指導に当たらせた。こうしてアメリカの婦人の間でも講道館柔道は注目されていった。アメリカにおける講道館の活動については、5.3 海外の女性柔道の歴史にて詳細を述べたい。



資料2-5 ホワイトハウスにおける山下義韶夫婦ら（Brousse氏提供）

明治の体育学者で、高等女子師範学校、東京女子体操音楽学校の教員を歴任した坪井玄道と可児徳は、1903（明治36）年にクララ・ヘスリングの *Das Mädchenturnen in der Schule* の抄訳『女子運動法』を発売し、女子向けの「女子体操」を紹介している。坪井たちが「女子体操」を提唱するのに並行して、嘉納を含む当時の柔道家たちは、柔道の「形」を女子向けの護身術の「形」に再構築し、女子体育の中に採用させようと図った。

1911（明治44）年には当時の森秋田県知事が中心となって、山下義韶講道館七段を講師に「婦人柔道」の研修を行った。女性100人が参加しそのうちの25人が皆勤賞であった。その25人の女性たちのほとんどが女性師範や高等女学校の教員たちであり、上京し講道館でも講習をうけていた。さらに講道館（開運坂道場）では、外国人女性も受入れて、極めの形や受け身の練習を中心に講習会を開催するなどしていた。

1912（明治45）年1月20日東京朝日新聞は、イギリス、イタリア、スウェーデンの3人の女性が講道館で稽古をする様子を伝えている。特に柔術に関心を持つ体育家フレッドホルム女史が、講道館開運坂附属女子道場にて、岩波三段の個人教授に流汗淋漓となって研鑽しているとの記事が掲載された。国際派の嘉納は、いち早く外国人女性を受け入れたのである。同年2月15日東京朝日新聞朝刊には、婦人柔道の熱が東北を中心にますます高まってきたと報じられている。

1918（大正7）年1月16日の読売新聞には、「婦人の柔道に一攻撃の手は教えずただ防御して素早く逃げる事」、「お茶の水高師生の柔道稽古」という見出しで、女子高等師範学校（現お茶の水大学）に嘉納の弟子である本田存が指導に来ていることが報道されている。毎年の柔道の御稽古初めは1月15日に定めたとのことである。

さらに1923（大正12）年ごろになると、嘉納は「住込み女子書生」として安田謹子、堀歌子、乗富政子を受け入れ、本田存を女子指導者に指名した(乗富[1975:10])。1926（大正15）年8月4日より二週間、嘉納は家庭道場において講習会を開催した。全国から集めた12名の参加者を対象に嘉納自ら指導にあたった。

同年11月9日、柴愛子を道場取締、本田存を助教として開運坂道場に女子部を開設し、いよいよ本格的に女子柔道の指導が始まった(老松[1976:164])。

嘉納は道場には執務する館長室に近い一室を充て、館長室に出入りする際、女子部道場からの稽古の音が聞こえてくると、ちょっとでも立ち寄ってその指導ぶり、稽古ぶりを見ろという風であった。指導者も特に技や稽古のよい者を選んで充て、高段者といえども嘉納の許可なしで女子部道場に入り、稽古することを認めなかった(村田[1993:145])。拡大する男子柔道に対して講道館女子部は、昭和初期に嘉納治五郎の直轄のもとで閉鎖的な空間において展開されたのである。

1931（昭和6）年9月11日、女子部にも誓文帳（入門帳）が作成され、五か条の誓文が明記された。女子部の開設当初、女子は入門に際し男子よりも厳しい条件を与えられた。例えば嘉納は女子に関して家柄や出自などを重視し、入門書式（申請書）のほか、健康診断と戸籍謄本の提出を求めた。そのため稽古に来るのは嘉納の孫や高等師範学校長の子女

らばかりだったという(山口[2009:85])。



資料 2 - 1 1935 (昭和 10) 年 講道館女子部の様子

しかし嘉納は、女子の試合を禁止した。嘉納は、女子柔道の教授法について次のように述べている。「女子修行者に対してくれぐれも望むところは、あくまでも合理的で決して無理せぬことである。無理は怪我と病気の基、女子柔道に試合とか勝負とか禁じておるのは、勝負や試合になると勝ちたい、負けたくないの一心からとにかく無理をするようになり、又それが原因で病気を引き起こしたり、最悪の場合は一生涯を台無しにするような不幸を招くこともないとは限らない、そういうことを慮るからである。」(嘉納治五郎伝記編集会[1964:464-465])。

当時は近代スポーツの芽生えの時期であり、女性の身体能力や特性についても理解が進んでいなかった。女性が競技性の高いスポーツを楽しむことに批判的な人々もおり、そうした見解は雑誌などに多く掲載されていた。

すでに明治 30 年代、女子の中等教育の発達を背景として、雑誌「女学世界」では、女子体育論が一つのブームとなっている。しかし、そこで論じられたのは、女子体育のあり方についてというよりも、その前提となる、そもそも女子に体育を行うことを認めるべきかどうかという女子体育の是非についての論争であった(高橋[2005:98])。論者の中には、「体育を課すことによって女子がついには「変性男子」となってしまう」(高橋[2005:100])と言い切るものもあった。さらに「女子向けのスポーツ」という表現でどのような競技をどの程度まで行わせることを想定するのかにつき、盛んに議論が行われた(来田[2004:47-48])。

こうした流れを受け、昭和初期の講道館女子柔道は、他の女子体育と同様に「女子向けの柔道」として嘉納によって再構築され、「形」と「乱取」を中心に行われた。講道館では男性修行者は女子部道場の入室が禁止され、嘉納自身や嘉納に指定された指導者以外の男性と組み合うことは一切なかった。試合も禁止されていたため、女子には昇段試合の機

会もなかった。

さらに品川女子（東京）、西華女子（大阪）、高坂高女（高知）では正課として行われ、1935（昭和10）年8月11日から講道館（小石川）において嘉納師範の講義に加え、半田七段、松岡六段、乗富政子二段（資料2-2）が講師となって20名ほどの女学校の女性教員に研修会（資料2-1）を行った（同年8月25日東京朝日新聞）。

## 2.2 講道館女子部の昇段

1934（昭和9）年1月14日、恒例の鏡開式において、講道館女子部部長に綿貫範子（嘉納の長女当時41歳）、主事として鶴沢孝、指導主任として半田義麿の三名が任命された。また同日初めて女子の昇段式が行われた（老松[1976:164]）。なぜこの年に行われたのかについては、後段で再述する。まず女子部の乗富、芥川、森岡、大磯の4人が「乱取」を行い、その後、乗富、森岡が「精力善用国民体育、極式」、森岡、芥川が「柔の形」の演武を行った。

その後の昇段式では森岡、芥川らには女子柔道初段、乗富は初段ではなく編入（飛び越し）女子二段を授与された。同日、講道館女子部規定、講道館女子部入門規定、講道館女子部段級規則が発表された。

講道館女子部段級規則を、『大日本柔道史』から引用する（丸山[1939:328-329]）。

- 一、 女子柔道修行者の階級を示すもの、段・級を設け、女子柔道何級または何段とす
- 一、 段級は主として乱取および形の両方面より見て其の資格を決定す
- 一、 段は初段より始まり逐次累進せしむ
- 一、 段の下に級を置き、五級より始まり逐次累進せしむ
- 一、 段を有する者を、女子柔道有段者、これを有せざる者を女子柔道無段者、初めて修業する者を初心者、新入門者にして段・級未だ決定せざる者を、女子柔道段級未定者または、女子柔道段級外者と称す
- 一、 前項の他、閱歴功勞その他の事由により、講道館師範が適当と認めたる者は、女子柔道有段者として待遇する事あるべし、その待遇を受くる者を、女子柔道有段者待遇と称す
- 一、 女子部員の帯は左の規定による
- 一、 有段者 中央に白線ある黒帯
- 一、 三級以上 中央にある白線茶帯
- 一、 少女組三級以上 中央に白線ある紫帯
- 一、 四級以下 男女共通 白帯
- 一、 段級の昇進及び編入は講道館師範の認定によりこれを行う
- 一、 段を授与し進ましむるときは有段者原簿に登録しその証書を交付するものとす

- 一、 登録料は左の如く定む  
初段金貳円 貳段金参円 参段金四円 四段金五円 五段金六円 六段金七円  
一、 級の証書を請求する時には、その作成料金 金壹円を添え申出るものとす

段級規則では「段級の昇進及び編入は講道館師範の認定により行うことができる」(丸山[1939:328-329])とのみ記されており、乗富の貳段の編入昇段の経緯についてはこれまで明らかになっていない。このように嘉納の女子柔道へのまなざしは、従来(男性)の柔道とは異なっていた。これを受けて乗富も、嘉納が「柔道は私の理想に最も近い」(乗富[1975:1])、「女子柔道は講道館柔道の真の継承である」と述べていたとする(乗富[1975:158])。

嘉納が生前述べていたことから、嘉納は、勝者(勝負)に価値を見出す男の柔道、すなわち勝利至上主義の柔道に対するアンチテーゼとして、自覚的に女子部に理想的な柔道を夢見たと理解することもできる。

嘉納は講道館女子部段級規則のなかで、「閱歴・功労その他の事由により、講道館師範が適当と認めたるものは、女子柔道有段者として待遇することあるべし、その待遇を受くるものを女子柔道有段者待遇と称す」として明文化している。そして1936(昭和11)年2月22日、嘉納の長女綿貫範子、嘉納の五女鷹崎篤子、私立桜蔭女学校の校長の宮川久子、岡田農子、安田謹子、三好ウタノに、段ではなく、女子柔道有段者待遇の地位を与えた。



資料2-2 乗富政子 講道館女子五段  
出典：乗富[1975]

講道館女子部では帯に白線をつけることが嘉納によって義務づけられていた。男女一緒に練習することは禁止されていたため、嘉納は、女性と男性が組み合うことがないように女性に白線帯を身につけることによって男女を区別した。さらに「女子柔道」は講道館女子部(黒帯に白線)、「婦人柔道」は地方での柔道(黒帯)を指すことにより、所属が自明なものとした。男女区別は、何よりも絶対的なものとして講道館柔道に受容されていた



といえよう。

講道館女子部の活動が決して男女の区別の枠組みを超えようとするものではないということは、当時、女子大学生であった女子初段の森岡康子に対する東京朝日新聞 1935（昭和10）年1月8日のインタビュー「愚問賢答、令嬢の柔術」にも見て取れる（資料2-3）。

記者：「普通の男位投飛ばせますか？」

森岡：「さあ、どうぞございませうか。女子の柔道は攻めるよりは専ら身を護るためです。先生以外の男の方と稽古したことはありませんから、相手を投げられるかどうか分りませんが、投げられても怪我だけはしない積りです」

記者：「その位、腕に覚えがあると誰か大の男を投げ倒してやろうといふやうな気が起りませんか」

森岡：「そんなことは決してありません。ただ夜暗い所を独りで歩いても心丈夫です。普段の稽古は乱暴な男から攻撃を受けた時に、それを防ぐのを主としてゐます、どうせ女の力で、男の力には敵ひませんから、女の柔道はあくまでも女の柔道で、防御専門の武器です、立ち技も寝技もありますが、両方とも防ぐことに重きを置いてゐます。それで女同士が攻め合ふ仕合といふものはございませぬ、眞の相手は乱暴な男です、大抵手刀で打つのです」

また、このインタビューではタイトルが「令嬢の柔術」とされており、森岡は講道館女子柔道部所属であったにも関わらず「柔術」という語を用いて紹介していた。まだ新聞紙面では柔道と柔術が弁別されていなかったことが窺われる。





(昭和 18) 年、『女子柔道護身法』を制定した。これは嘉納の精力善用主義に基づき考案された攻防式(精力善用)国民体育を女性のために再編成したものである。従来の「柔の形」や「精力善用国民体育」を普及推進させるだけでなく、護身術を目的とした女子向けの「形」を制定したのである。

南郷の時代になっても、女子柔道は良妻賢母主義のもと、日本精神や武道精神の修養、女性美や作法、精神修養に役立つとして奨励され、試合などの競技スポーツは重視されなかった。

以上が、講道館が伝える柔道正史に見られる女子柔道史である。

## 第二部 柔道史を読み直す

## 第3章 隠された柔道史（戦前）

### 3.1 史料批判の観点

柔道正史では、講道館以外の柔道や、柔術諸流派は、明示的に論じられてこなかった。一方、柔道の稗史を自負するのが『秘録 日本柔道』（工藤[1975]）である。著者である工藤は本書で、従来、柔道の歴史とされてきたものは「いずれも柔道の家元・講道館側に立って書かれたものであり、ことに講道館柔道の創始者・嘉納治五郎師範は、徳川幕府における「東照権現」（徳川家康）と同じく、神格化された存在であり、門人（講道館員）の間においては批判の対象外におかれてきた」と厳しく指摘している。

寒川[1984]は、歴史再構成の正確さは、用いられた史料の精度如何にかかっており、史料はすべてが本物なのではなく、ある史料の全体あるいはその一部が真実でないことがしばしばあると指摘し、史料批判の観点として以下の4つをあげている(寒川[1984:43])。

- 1) 当該史料に偽作あるいは錯誤の有無を吟味する純正の批判 (Kritik der Echtheit)
- 2) 当該史料の作られた時・場所・人間関係などについて吟味する来歴批判 (Herkunftskritik)
- 3) 複数の史料の間に親近関係が認められた時、それらの間の引用・借用関係を吟味する本原性の批判 (Kritik der Ursprunglichkeit)
- 4) 陳述的史料（文字によるかあるいは口頭による）の内容が、作者あるいは話者の錯誤や虚偽などによって真実がそこなわれていないかどうかを吟味する過信性の批判 (Kritik der Glaubwürdigkeit)

その上でこれらの批判に柔道の歴史的研究も従うべきであるとし、柔道が嘉納の創始以来1世紀しか経ていないといっても、それが直ちに柔道史研究が容易であることを意味するわけではないと述べている。一例を挙げれば、1899（明治32）年以前の警視庁武術大会や講道館月次試合の審判規定はいまだに所在が不明である(寒川[1984:43-44])。

けれども近年では、柔道正史を社会科学的な視点や思想史の方法的視点を用いてそれらを読み直す研究(井上[2004]、松原[2006]、永木[2008])や海外の柔術・柔道史を比較文化の視点で考察する研究(Brousse[2005]、坂上[2010])などの研究が現れてきた。

それではなぜ講道館柔道の歴史は、いわば神話化される必要があったのであろうか。

松原[2006]はこの疑問に触れ、「正しい柔道は日本のお家芸であり海外では正しくない柔道が普及している」(松原[2006:24-25])という神話が存在していると指摘する。この神話はどこから生じたのだろうか。それは戦前、海外においてではなく、まさに日本国内において、講道館以外の勢力が別の考えに立つ柔道を普及させていたことにかかわっている。それら武徳会と高専柔道が戦後に崩壊したために神話は確立・普及し、講道館柔道は「正しい柔

道」、それ以外は「悪しき柔道」という図式ができあがった。

古流柔術はそれぞれ独自の得意ジャンルを持っており、当て身を得意とする流派もあれば、寝技を最大の武器とする流派もあった。講道館は古流との試合で、これら当て身や寝技を制限したルールを使って結果を優位に導いたし、敗北した試合については結果を活字に残していない。

本章ではなぜ講道館が柔道正史の中心的位置を占めるにいたったのか、戦前、講道館と二大組織であった大日本武徳会の歴史を分析することで、その理由を明らかにしたい。

## 3.2 柔術・柔道の言説変容

### 3.2.1 日本における柔術・柔道の言説変容

カルチュラル・スタディーズにおいては文化触変とともに進行する呼称の変化が分析されてきた。その視点から、「柔道」の名称を分析してみる。

「柔道」という名称は、嘉納が発明したものではない。嘉納が使用する以前に、出雲の直進（じきしん）流では、直進流柔道という言葉が用いられていた。さらに起倒流でも、すでに「起倒流柔道」と言われていた(井上[2004], 中村[2007])。おそらく日本では、1700年代には「柔道」という名称が既に存在していたと考えられる。例えば『日本国語大辞典第2版』（小学館）によると、1797（寛政9）年には、すでに随筆、退閑雑記にて以下のように紹介されている。

柔道の本体の伝を得てけり。この柔道というは、世にまれなるたときことにて外にたぐひあるまじ

つまり柔道なる言葉は江戸期から用いられており、当然その時期には講道館柔道を指すものではなかった。1913（大正2）年に出版された帝国尚武会による『柔術教授書龍之巻虎之巻合本』（野口[1913]）は、当時の様子を「その起源は漠たるものにてある時代に沼湖、瀑潭（たきつぼ）の形をなしそれよりも種々の形に変化し、諸派、諸流に分かれ、また混成させられて現今の状態を呈したのである、ゆえに、その名称の如きも、柔術或いは柔道というは近代のことにて昔は種々の名称のもとに行われたものなることを知らねばならぬ」と語っている。

講道館の三船[1954:3]は、

咽喉を絞めたり、手を搦ちたり、蹴りたり、突いたりすることの稽古をするものを、柔術と称えるかと想えば、唯々投げることのみ稽古をするものを柔術と称える。

また体術、和、柔道、小具足、捕手、拳法、白打、手搏など種々の名称があるが、皆一様の柔術である。ただ小具足とか保守とか云えば、多くは捕縛する稽古を指し、体術

とか柔道とか云えば、多くは鎧組打の修行であって、投げることを専らとする位の区別があるのみである。

是等のことを総括して見るときは、無手或は短き武器を持って居る敵を攻撃し、または防禦する術と云って宜いと思う。－中略－

徳川時代に既に柔道と称したもの（柔術）もあったからで、その実は今日いう柔道への過渡期にある柔術の一異名にしか過ぎなかった

と江戸時代の柔道と講道館柔道の相違について説明している。

では柔道と柔術という呼称は、いつ頃から識別されるようになったのか。それを見るために、明治以降の新聞における言説変化を取り上げよう。

1875（明治8）年8月15日付け読売新聞朝刊の投書欄に、「水難救助には柔術の心得が要る、隅田川に熟達の元佐倉藩士あり」という記述があるが、これが「柔術」が初めて新聞紙面に使用された事例であろう。さらに1877（明治10）年9月8日の読売新聞朝刊に、福澤諭吉が三田の慶應義塾にて生徒に剣術・柔術の稽古を行ったという記述が見られる。

1882（明治15）年に創設された講道館よりも早く福澤は柔術を学校教育に取り入れていたのである。ちなみに慶應義塾の柔術部の創部は1887（明治20）年であり、日本最古の運動部である。

一方で「柔道」の語が最初に新聞紙面に使われたのは、1886（明治19）年3月16日の読売新聞朝刊の広告欄においてである。

拙者儀今般都合に依り浸りの處に転居し弘文館も同所に引越候間比段広告致し候  
但し柔道暫時従前の場所において教授致し候  
麴町区富士見町一丁目一番地 嘉納治五郎

嘉納自らが「柔道」と表記、宣伝したのである。嘉納は二日後の3月18日にも、同様の広告を出している。

しかし嘉納の思惑とは別に、当時一般には柔術・柔道が弁別されていなかった。例えば1888（明治21）年4月14日読売新聞朝刊に、嘉納自宅の富士見町道場で猪が隣家から迷走し嘉納の門弟が生け捕るという事件が記載されている。この記事において嘉納は、「文学士兼柔術家」と紹介されている。さらに1891（明治24）年4月10日東京朝日新聞朝刊では、嘉納治五郎が欧州視察の客船の甲板にて大兵ロシア人を投げ飛ばしたという記事が掲載されている。



資料 3 - 1 1891 (明治 24) 年 4 月 10 日東京朝日新聞

ここでも「柔術の奥義を極めたる嘉納氏」と紹介されており、講道館や嘉納が筆をとった場合には「柔道」と称したが、講道館に関する新聞記事でも「柔道」ではなく「柔術」の語が使用されている。目新しい「柔道」より「柔術」の方が一般的な呼称であり、講道館はその一流派にすぎないと理解されていた。

嘉納が学習院の教頭であった 1892 (明治 25) 年 3 月 18 日には、学習院の輔仁会にて、賛成会員である有馬純臣が「柔道一斑」という演題で講演をするという記述が東京朝日新聞朝刊に掲載されている。有馬純臣は第五高等学校出身で、当時五高では嘉納が校長を務めていた。そして有馬は講道館に 6 番目に入門し、実際に嘉納の薫陶をうけた人物でもあり、後に嘉納に招聘され第五高等学校教授になっている。

また 1897 (明治 30) 年 10 月 14 日、東京朝日新聞朝刊の地方近事の欄には、「柔道 講道館を構内に設置して熱心習練し居る 奈良私立中学生」と記述されている。このように 1890 (明治 23) 年代になると講道館の躍進とともに、講道館に関する記事において、柔道という言葉が頻繁に用いられるようになった。

さらに 1900 年代に入ると、1901 (明治 34) 年 5 月 13 日東京朝日新聞朝刊には、「近衛公秘蔵の珍書」、「角力と柔道」というタイトルで角力と柔道の違いについての記述がある。しかし文中では柔術と柔道が混同してつかわれ、それらの相違について拘泥した気配はない。

そして 1903 (明治 36) 年 11 月 30 日になると、「婦人柔道指南事件」として「柔道」という表現が登場する。殺害された宮本お花は、夫の柔道指南の宮本富之助の亡き後、道場を継ぎ夫の「富之助」を名乗り道場経営をしていた。そして養女の恋人だった柔道家と死闘の後、殺害されたというのである。

この事件以降、講道館関係者の筆によらない場合でも、「柔道」という言葉が紙面に多く登場するようになる。例えば 1908 (明治 41) 年 2 月 17 日の東京朝日新聞では「慶應義

塾柔道大会」というタイトルで柔道という語が使われている。同日に弓術部についての記事も同様に掲載されていたものの、ここでは「道」ではなく「術」が用いられていたのは対照的である。

公共団体の名称における「術から道へ」の変更は、1919（大正8）年、大日本武徳会副会長兼武術専門学校校長だった西久保弘道（1863－1930）が、「剣術」「撃剣」などの名称を「剣道」、「弓術を弓道」と改称変更したのが最初である。これ以降、柔術が柔道となり、大学、中学高校の「柔術部」は「柔道部」へと変更を進めてゆく。

これがまさに「術」から「道」の転換点であった。これ以降、「柔術」に代わり「柔道」が常用されるようになる。たとえば1919（大正8）年7月21日読売新聞朝刊では常磐中学の「柔剣道争覇戦」と称して「道」が用いられた。さらに1920（大正9）年3月12日読売新聞朝刊では、運動会欄に「第六高等学校柔道部」として標記された。

1926（昭和元）年になると、中学校・師範学校令施行規則と学校体操教授要目が改正され、文部省により撃剣・柔術が、剣道、柔道と正式に改称された。これ以降、柔術ではなく柔道と称することが公式に義務づけられた。

1935（昭和10）年6月23日の読売新聞朝刊「スポーツ百科」の欄では、「柔術流派」というタイトルで以下のように柔術から柔道への変容について語られている。

これらの流派は全国各藩に散在して何れも門戸を張り、道場を設けて盛んに子弟を教育したもの就中関口流、渋川流、竹内流、汲心龍、良移心当流等は最も名高い流派でその門流も廣く行われた。

しかるに大政維新後は、さしも盛大を極めた柔術も他の武術と共に廃頽したが、これ等多数の柔術の攻撃防禦を基本として新たに研究考案されたのが、今日の柔道である

このように1930年代になると、「柔術」は過去の言葉となり、忘却されつつあった。

さて 現在の日本における「柔道」の理解はというと、『ブリタニカ国際百科事典第15版』では、つぎのように記されている。「1882年、嘉納治五郎が創始した「日本傳講道館柔道」をいう。日本古来の柔術に研究と創意を加え近代化したもので、体育・勝負・修心という人間形成の道をきわめることを目的とした」。『大辞泉増補新装版』（1998）では、「日本古来の柔術諸流派をもとに、明治15（1882）年嘉納治五郎によって創始された。格闘技、心身を鍛練修養し、青少年の教育に貢献することを目的とした」とある。

さらに、『広辞苑第六版』には、「我が国独自の武道の一。武器を使用せず、相手の攻撃力に順応して相手を投げ倒し、または抑え、もしくは当て身などの攻撃・防御の技を行い、同時に身体鍛練と精神修養とを目的とする術。その起源は相撲と共にきわめて古く、流派の生じたのは、戦国時代で、柔術・やわらと総称され、江戸時代、武士階級の武道として盛んになった。明治に入って嘉納治五郎により、各流派を統合して講道館柔道が大成され、第二次世界大戦後にはスポーツとして世界的に普及」という記載がある。



以上のように、多くの辞典が「嘉納治五郎が創始した柔道」と定義している。

### 3.2.2 海外における柔術・柔道の言説変容

それでは、欧米においてはどうかであろうか。井上[2004]は、イギリス、アメリカ、フランス、ドイツにおける柔道関連書の出版を調べあげ、1895（明治 28）年のハーンのエッセイ「柔術」『*Out of the East 東の国から*』や1898（明治 31）年のチェンバレン『*日本事物誌*』（第3版）、さらにH・アーヴィング・ハンコックの『*柔術*』においてもいずれも「柔術」の標記で、「柔道」には言及していない。ハーンのエッセイのタイトルは「柔術」、チェンバレンも講道館を「嘉納氏の柔術学校」、ハンコックは「ジウジツ」と記している(井上[2004])。

つまり欧州において、1800年代には柔術と柔道は区別されていなかったと思われる。

海外の辞典に目を向けてみると、『*Oxford English Dictionary*（オックスフォード英語辞典第3版）』（2010）では、柔術（jūjitsu）は、

A Japanese system of wrestling and physical training, characterized by the use of certain techniques and holds to overcome an adversary.

特定の技術と押さえ込みに特徴をもつ、日本におけるレスリングおよび身体訓練の体系

と説明している。

筆者が知る限りでは柔術という言葉の最初の出現は1875（明治 8）年3月10日の英字新聞ジャパニメールであり、

Jiu-jitsu (wrestling) is also taught, but not much practised by gentlemen.

柔術（レスリング）は教えられていたが、ジェントルマン階層においてはさほど盛んでもなかった。

と紹介されている。

また1891（明治 24）年11月ごろ、ラフカディオ・ハーンの著書『*LIFE&LETTER*』にて、講道館は、

A building in which ju-jutsu is taught by Mr.Kano (Hearn[1906])

嘉納氏が柔術を教授した館

と紹介されたが、翻って柔道については、

A refined form of ju-jitsu introduced in 1882 by Dr. Jigoro Kano, using principles of movement and balance, and practised as a sport or form of physical exercise. (Hearn[1906])

1882年に嘉納治五郎博士によって紹介された、動きとバランスを原理とする洗練された形の柔術であり、スポーツまたは身体運動として鍛錬された。

と紹介されている。

また筆者が知る限りでは「柔道」という言葉の最初の出現は1889(明治22)年のことで、*Transactions of the Asiatic Society of Japan*, Vol. XVI 『アジア協会紀要』第16号(1889年)に嘉納とリンゼーの共著論文(T. Rindsay and J. Kano, “Jiu-jutsu: The Old Samurai Art of Fighting without Weapons”)が掲載され、そこに

The art of jiu-jutsu, from which the present Jiudo has sprung up.

柔術の技法であり、そこから今日の「じうどう」が発現した<sup>9)</sup>。

と記されている。また本論文には「柔道」の語に「柔術各派の歴史や技術を比較検討した嘉納によって柔道という統合的なシステム(syncretic system)がつくられた」といった嘉納の説明がなされている。

このことから講道館柔道が創造されてまもなくという時期に、海外では「柔道」という言葉が出現していたことがわかった。

しかし『オックスフォード現代英英辞典第7版』では、柔道は、

A sport in which two people fight and try to throw each other to the ground.

二人で、床に互いに投げつけたりする格闘するスポーツ。

と説明されており、嘉納治五郎が創始したとは記述されていない。

さらに『プチロベール仏辞典』(2009)でも、1931(昭和6)年から出現した言語であり、

Sports de combat d' origine japonaise qui se pratique a mains nues, san porter de coups, le but du combat étant de faire tomber ou d' immobiliser l' adversaire

体に抱きつくことなく素手を利用し相手の体を動かしたり、投げたり押さえつけたりしてポイントを得る日本生まれの格闘スポーツ

と説明され、ここでも嘉納の文字はない。すなわち、海外においては、柔道は柔術のひとつと紹介されていたが、嘉納治五郎によって創造されたものとは記述されていない。むしろ

る柔道は、柔術が「refined」「selected」されたものと説明されている。

「柔術」の語を海外に伝えた紹介者の一人がラフカディオ・ハーンである。ハーンは、文学者として有名であるが、文化運搬者として「柔術」も日本文化として紹介している。ハーンは 1895（明治 28）年、エッセイ『Out of the East（東の国から、新しい日本における幻想と研究）』をアメリカで出版した。この著書では、1891（明治 24）年に島根県、松江中学校から熊本の第五高等中学校へ赴任したころのことが、エッセイとしてまとめられている。そのなかでハーンは次のように書いている。

諸君はすでに、柔術というものの真の驚異は、その道の名人師範の最高の腕前にあるのではなくて、じつは、そのわざ全体にあらわれている東洋独自の観念にあるということにきづかれたことだろうと思う。力に手向かうに力をもってせず、そのかわりに、敵の攻撃する力を導き、利用して敵自身の力をかりて敵をたおし、敵自身のいきおいをかりて敵を征服する、いったい、こんな奇妙な教えを編み出したものが、いままで、西洋人のうちに、ひとりでもあったろうか。—中略— 柔術とは、防衛の学どころの段ではない。それは、ひとつの哲学であり、経済学であり、倫理学でさえある。—中略— 柔術こそは、この東洋において、今日以上の侵略を夢見ているかの列強国にもまだ気づかれていない、日本人の種族的天真をおのずからあらわしたものである (Hearn[1895=1952])。

19 世紀の終わり、西洋諸国へ開国して三十年ほどで、日本はアジアでは群を抜く政治力と軍事力を持つようになった。またハーンは、日本は柔術によって日清戦争で勝利を得たとまで断言している<sup>10)</sup>。

その後日本外交の歴史は新たな局面を迎え、日本は極東における影響力を行使すべく中国およびロシアと戦火を交えた時期でもあった。

ハーンが述べているように日本は 1895（明治 28）年、日清戦争で中国に勝利して欧州を驚愕させ、さらに 1905（明治 38）年 3 月、日露戦争でもロシアの軍艦を制圧、日露戦争を終結させると、日本は世界に対してその強さを確信させることとなった。特に大国ロシアに対する勝利は、空前の日本ブームを欧米各国で生んだ。それは同時に、柔術の驚異をいっそう強めることでもあった。

さて柔術とともに、驚異をもって伝えられた語に武士道がある。1900（明治 33）年、新渡戸稲造がアメリカ合衆国で『Bushido: The Soul of Japan』を発表し、英語で初めて「武士道」という言葉が使われた。新渡戸は「武士道は日本の象徴である桜の花と同じく、日本の土地固有の花である」と述べ、また「それは手に取れるような姿や形ではないけれども、道徳的な雰囲気のを漂わせ、今もなお、私たちに力強い影響を与えていることがわかる」と表現し、世界的な大反響を巻き起こした。

新渡戸はキリスト教徒でもあり、本書は日本語ではなく英文で書かれたことから、諸外

国へ向け日本思想を発信する役割を担った。「武士道」はやがて 1908（明治 41）年に、桜井彦一郎により、さらに 1938（昭和 13）年に新渡戸門下生の矢内原忠雄により日本語に翻訳された。その第一章には、

ブシドウは、字義的には武士道、すなわち武士がその職業においてまた日常生活において守るべき道を意味する。一言でいえば「武士の掟」、すなわち武人階級の「ノブレス・オブリージュ noblesse oblige（身分に伴う義務）」のことである (Nitobe[1900=1938:27])。

とある。武士道とは明治時代において、それ以前の封建社会のわずかな支配階級から引き継いだモラルだったということである。

表 3 - 2 族籍別人口構成（明治 5～9 年）

	士族（人）	卒族（人）	平民（人）	総人口（人）	総人口／士族%	総人口／卒族%
明治 5 年	1.282.167	659.074	30.337.271	33.110.825	3.87	1.99
明治 6 年	1.548.568	343.881	31.106.514	33.300.675	4.65	1.03
明治 7 年	1.883.265	7.246	31.514.835	33.625.640	5.60	0.02

引用：園田[1995]

表 3 - 2 からわかるように明治時代、士族は人口の約 5%しか存在していない(園田他[1995:53-56])。武士道は社会的リーダーであった武士階級思想であるから、明治時代以前には日本人全体が共有していたとはいいがたい。日本人一般に当てはまるものとして「武士道」が再解釈されるようになったのは明治後期に入ってからといえよう。

そうしたなか、明治初期の柔術や剣術などの武術は、日本人全体に「武士道」を再解釈するための装置としての役割を果たした。

とりわけ当時の欧米人が柔術や柔道を「武士道」の系譜として捉えている。クリストファーベンフィーは、『グレイト・ウェイヴ』<sup>11)</sup>の第 8 章「大統領の柔道部屋」で、セオドア・ルーズベルトが、ウィリアムス・スタージス・ビゲロウの紹介で柔術を学び、ホワイトハウスに専用道場を設営していたことを紹介している。とりわけ柔術と武士道について次のように述べている。

日本では、茶の湯、俳句、弓道といった他の伝統的な誇り高い芸術と同様、侍芸術といえる柔術も、明治維新に伴う 1870 年代の西洋化計画にきりすてられてしまった。ここに至るまで、日本では中国武術の伝統を引くさまざまな柔術道場が、3 世紀に渡って受け継がれてきた。そうしたさまざまな柔術のすべての原点は、「負けて勝つ」という

道教の考え方である。「曲がる、たわむ」あるいは「やわらか」という意味の「柔」は、「死に付属する」単なる強さを戒め、生の道として柔軟であることを良しとする、老子の言葉である。

柔術の保存に努めた重要人物が、嘉納治五郎であった。嘉納をよく知るアメリカのジャーナリスト、ジュリアン・ストリートは、彼はプロのアスリートというよりむしろ、「サムライ族の紳士」であると説明している。嘉納は、岡倉と同じ 1877 年、東京大学文学部に入学し、のちに日本の将来のリーダーを養成する東京の一流私立学校、学習院の校長を務めた。ストリートが指摘する、サムライの武術を保存しようとした嘉納の努力は、日本の美的伝統の数々を保存しようとしたフェノロサや岡倉の努力と驚くほどよく似ている。」またさらにストリアートの言葉を引用し、「明治維新後、欧米のあらゆるものに対する熱狂が日本国中に広まると、3 世紀以上もの間、サムライによって受け継がれた柔術という伝統芸術が、不要のものとして見捨てられてしまった。

柔術はサムライによって受け継がれた武術であり武士道精神を受け継ぐものでもあるという説明であるが、このように柔術や剣術が海外に伝播されることで、「武士道」の精神は日本だけでなく外国においても涵養されることとなった。柔術、柔道は、「武士道」の精神の薫陶をうけた日本独自のマーシャル・アーツとして、世界へと伝播していったのである。

当時、柔術を欧米に直接伝播したのは限られた人たちであった。特別に海外への渡航が許された外交官、商社マン、ジャーナリストなどである。講道館の嘉納治五郎は 1889（明治 22）年 9 月、宮内省からの命で欧州の教育事情を視察するかたわら、一年半近くの欧州滞在中、講道館柔道を各地でデモンストレーションしている。山下義韶（講道館）は 1903 年に渡米し、シアトル、シカゴ、ニューヨーク、ワシントンで普及活動を行った。時のアメリカ大統領セオドア・ルーズベルトも山下の門人である（正確な帰国時期は不明）。

講道館以外の柔術紹介者では、イギリスでは谷幸雄（不遷流）、小泉軍治（天神真楊流）の名を挙げることができる。小泉はオックスフォード・ストリートで、ロンドン武道会を創設した。フランスでは、藤田嗣治（画家）、川石酒造之助がパリを中心に活動していた。また野口清（帝国尚武会）は欧州で整復技術と柔術を普及させた。

ブルッス(Brousse[2005])は、日本、アメリカ、イギリス、ドイツにおける「柔術」と「柔道」の用語の変化と演武や教室が開催された年表を作成している（表 3-1）。特に「柔術から柔道」の変容について、イギリスでは「柔術」の用語が出現したのが 1891（明治 24）年で柔道は 1906（明治 39）年、フランスでは柔術が 1895（明治 28）年で柔道は 1911（大正元）年、アメリカにおいては不明、日本において柔術は 11 世紀ころ、柔道に関しては不明としている。

PAYS	« JIU-JITSU »	« JUDO »	1 <sup>re</sup> DÉMONSTRAT <sup>o</sup> DE JUJUTSU	1 <sup>re</sup> ÉCOLE DE JUJUTSU
Japon	XI <sup>e</sup> siècle		XI <sup>e</sup> siècle	XI <sup>e</sup> siècle
États-Unis			1876	1902
Angleterre	1891	c. 1906	1892	1899
France	c. 1895	c. 1911	1900 ?	1905
Allemagne			1901	1906

Tableau 1 – Chronologie comparée de l'acceptation des mots « jiu-jitsu », « judo », des dates des premières démonstrations et des créations des premières écoles de jujutsu dans divers pays

表 3 - 1 各国における柔術、柔道の比較年表

出典：Brousse[2005]

### 3.2.3 明治初頭の技術

柔道の技術史についての先行研究としては、老松[1972]、寒川[1984]、藤堂[2007]が柔道の技術史を講道館柔道の創設から検証している。

老松[1971:214]は、「今日、国際的に公式競技として認められている柔道は、嘉納治五郎師範が、我が国古くからおこなわれていた柔術を母胎にあたらしく編成した講道館柔道である。講道館柔道の創始は、明治 15 (1882) 年であるから、新柔道誕生以来、約 90 年をへて国際的な地位を確保していることになる」と述べているように、講道館柔道が国際的に浸透したという前提で技術史が検討されている。

明文化されている最も古い試合規定には、1899 (明治 32) 年に制定された「武徳会柔術試合審判規定」がある。これは、武徳会の柔道部門において数々の流派を超えた共通のルールの下で試合が行われるようになったことを意味する(老松 [1972:214], 藤堂 [2007:104-105], 中村[2007:313])。これについて嘉納は、制定の翌年の 1900 (明治 33) 年、「この武徳会審判規程は世間の柔術家の意見を参酌して武徳会のために立案したもので、だいたいこれを講道館に用いて差し支えないが多少変えて用いた方が講道館の目的として願わしい」(老松[1972:214], 藤堂[2007:106])と述べ、実際に武徳会審判規程に若干の変更を加え講道館バージョンとして講道館柔道乱捕試合審判規程を制定している。

しかし前述したように、寒川によると、講道館が諸流派を圧倒して勝利したといわれる 1885 (明治 18) 年に東京の柔術諸流派の優秀者を集めて開催した警視庁武術大会の柔術試合の記録、また 1884、85 (明治 17、18) 年頃の講道館の月次 (つきなみ) 試合、紅白大会などの試合規定などの記録が残っていない。さらに 1900 (明治 33) 年 6 月発行の「国士」21 号では、嘉納は「従来講道館の乱捕勝負の審判法はだいたい前に述べた基準から割り出して来て定めてあった」と述べていることに対して、寒川は講道館試合規定の明文は残されていないと指摘している。

そこで老松の研究について、3つの疑問が浮かぶ。

一つは講道館の黎明期において試合記録や規定が残されていないにもかかわらず、武徳会の試合規定が柔道のもっとも古い試合規定であるとして引用されるのはなぜであろうか。

二つめに、なぜ嘉納は当時、試合規程が二つあれば混乱が生じるにもかかわらず、あえて武徳会審判規程や大日本武徳会制定柔術形とは異なる講道館柔道乱捕試合審判規程や講道館乱捕投形を制定したのであるか。

三つめに、もし柔術が当時、講道館柔道に統一されていたのであれば、名称は「柔術試合審判規定」ではなく、「講道館試合審判規程」「講道館乱捕投形」となっていたのではないだろうか。

これらの疑問からさらに連想されることもある。「武徳会柔術試合審判規定」や「講道試合規定」が存在する以前に、多種多様の柔術の試合規定が複数存在していたのではないだろうか。もしくは試合を行うたびに試合規定は適当に決められていたのかもしれない。また嘉納は柔術が講道館に統一され、武徳会はその普及機関と捉えていたのに対し、柔術家は柔術が講道館に統一されておらず、武徳会をアンチ講道館の拠点とみなしたという齟齬があったのではないか。

これまでの柔道の技術史的研究は、武徳会の存在を看過しつつ行われてきた。それゆえこれらの疑問が答えられないままになっている。そこで武徳会について検討してみよう。

## 3.3 大日本武徳会

### 3.3.1 略史

大日本武徳会は、1895（明治 28）年、初代総裁に小松宮彰仁親王、会長には渡辺千冬をいただき、軍人、内務官僚のほか、武術の大家を役員に据え、日本の武術の振興、教育、顕彰を目的とする財団法人として設立された。1906（明治 39）年 4 月 1 日付けで会員は 1,112,434 人（特別会員 32,031 人、正会員 1,009,996 人、賛助会員 70407 人）であり 100 万人を超える国家的な武術団体であった(大日本武徳会[1906:81])。

武徳会における官僚主義と柔術諸派の位置づけや武道精神の教育について、松原[2006:33-34]は以下の三期に区分し考察している。

1. 前期。1895（明治 28）年の創立から 1909（明治 42）年に財団法人となるまで。
2. 中期。財団法人となってから 1942（昭和 17）年 4 月 1 日、戦時体制・政府管轄団体「大日本武徳会」（講道館を包摂する通称・「東条武徳会」）として再編されるまで。
3. 後期。戦時武徳会が 1946（昭和 21）年 11 月 9 日、「公職追放令」にもとづき GHQ によって解散させられるまで。

以上の松原の議論を参考に、武徳会の活動を 3 つの時期に分けて当時の柔道における思想的役割について検討する。

#### 前期武徳会

ハーンは著書『東の国から』で日本人と柔術・柔道について、日本が柔術によって日清戦争で勝利を得たと断言している(Hearn[1895=1952])。このような気運のなかで、前述の武徳会は 1895（明治 28）年、日本の武術の振興、教育、顕彰を目的として設立された。武徳会は寄付によって創設され、総裁に皇族をいただき、各府県の知事が支部長となった。

当時各府県には武徳殿（道場）が建設され、現在でも、いくつかの跡地には県立武道館として改築されている。また会長は初代から 5 代までのうち 3 人が内務大臣、内務次官であり、これは武徳会が警察機構を中心に、内務省の地方組織を介して拡大したことを意味している。

武徳会はこのような背景の中で、武勇を尊ぶ精神性を鼓舞する装置として着実に拡大していった。しかし、警察や行政を駆使した急激な拡大は、政党政治家の反発を招くことになった。そのような批判に応えるように武徳会はすべて財産・収入を寄付し、1909（明治 42）年に財団法人となった。

武徳会は明治期において会員数を着実に増やした。拡大は支部を受け皿として行われた。1896（明治 29）年の富山支部、翌年の宮崎支部に続き、毎年のように支部が全国に設置さ



れた。そして知事から郡市長、町村長という行政ルート、警部長から警察署・分署長、巡査という警察ルートの二つを軸に会員を募っていった。1909（明治 42）年に財団となった際には、基金は 180 万円、会員は 150 万人に達していたという(松原[2006:35])。

#### 中期武徳会

松原[2006:57]は、中期の武徳会について特筆すべきは自前で教育機関を有するにいたったことであろうと述べている。武徳会にとっては、会員増加にともない、各地で武道指導をするために、指導者養成機関を設立することが急務となった。同会は 1905（明治 38）年武術教員養成所を開設した。そして 1911（明治 44）年、私立学校令に基づき「武徳学校」とし、これは翌年には「武術専門学校」に昇格した。そして 1919（大正 8）年には大日本武徳会武道専門学校（以下武専と略す）に発展する(武道専門学校剣道同窓会[1984:68-106])。

当初の設立趣意は、国威を發揚するには、武道教育を通じて武士的な人格形成や精神鍛錬・道徳修養を収めることが目的とされるというものであった。武専は「東の東京高師（東京師範学校／現在の筑波大学）、西の武専」と並べ称されたように、武道関係者の教師養成所としては群を抜いた存在であった。

この時代、武道が正課として採用されていたが、教師の人材が足りなかった。柔道や剣道の専門家が中学校以上の学校、警察などの指導者になるには武専のほか、東京高等師範学校体育科、東京体育専門学校、国士舘専門学校などがあった。その中で圧倒的に全国の俊秀が集まるのが武専であったという(眞神[2002:62-63])。

武専を出れば就職には事欠かなかった。武専の卒業生の多くが、中学校の柔剣道、国語、漢文の教師として、また警察や地域の指導者として全国に散らばり、柔剣道指導のイニシアチブを握っていくこととなった(眞神[2002:64-65])。

#### 後期武徳会(東條武徳会)

太平洋戦争のただ中において「武士道精神」は神懸かり的な国粹主義に絡められ、客観情勢の把握もできないまでに肥大化した。後期の武徳会は、そうした時期において皇道教育・戦時協力に急傾斜していった。

思想善導の手段に用いようと 1931（昭和 6）年、武道は中学校の必修科目に制定されていた。この措置は公民科の新設に連動していて、文部省は学生の左傾化を防ぐため、心身鍛錬修養を武道教育にもとめた(松原[2006])。

満洲事変、国際連盟脱退、日中戦争と続き、国外では日本が孤立する一方で、国内では武道教育を通して国体が諮られるようになった。

柔道場に神棚が置かれるようになったのは、1936（昭和 11）年に文部大臣が「道場には神棚を設けること」と答申したのが始まりである(中村[2007:72])。

さらに日中戦争の最中、1939（昭和14）年5月29日、文部省は省令第45号小学校令施行規則10条第三項で、「尋常小学校五学年以上および高等小学校の男児に対しては教授時間の外に於いて前二項の教授取扱に準し武道を授くべし」とされた。さらにこのとき、柔道と剣道が包括されて「武道」と呼ばれ、教育に組み込まれた。

さらに大東亜戦争目前の1941（昭和16）年2月1日には、勅令第148号で小学校令を国民学校令に改め、体操を体練科と改め、授業外で正課に準ずるとしていた武道を、体練科の科目とし、正課として実施することに改められた。第一条には、「皇国の道に則りて初の普通教育を施し国民の基礎的錬成を為すを以て目的」と記され、身体の鍛錬、精神の錬磨、剛毅不撓の心身の育成による国防能力の向上と献身奉公の実践力の増進を目指すようになった(武道専門学校剣道同窓会[1984:68-106])。

ここまでは武徳会の中期に相当する。そして1942（昭和17）年、それまで官主導とはいえ民間団体であった武徳会は、軍部主導で政府の外郭団体に統合されることになった。「政府の外郭団体としての厚生、文部、陸軍、海軍、内務五省共官」、「政府の武道施策に協力」、「武道振興に関する諸事業を担当実施するもの」という答申がされ、大日本武徳会が改組し、武道総合団体、財団法人大日本武徳会となった。会長は総理大臣、東条英機であった。副会長に厚生省・文部省・陸軍省・海軍省・内務省(日本)の各大臣と学識経験者1名をそれぞれ招き、理事長に民間人、各支部長には各地の知事をあてた。

こうして武専は、武道教育の頂点に立つことになった。新生武徳会には、講道館や大日本学徒体育振興会、大日本剣道会なども包摂されることになった(武道専門学校剣道同窓会[1984:218], 松原[2006:47])。

戦時体制強化の中で、文部省としては、東京の高等師範学校に対し、西の武専と賞賛される武専の国立学校への移轄を切望し、たびたびの申し入れをしていた。国立の専門学校として積極的に財政を助成し、規模も拡大しようという構想だったが、武徳会側は自主運営の制約、職員の給与の減少などの理由を挙げ、最後まで移管を了承しなかったという。

政府の硬化した態度のあらわれとして、高齢化を理由に主任教授だった磯貝一（当時74歳）の退職を求め、指導者の若返りを指示したことが挙げられる。1944（昭和19）年4月には、柔道主任教授に栗原民雄が就任した。さらに戦局が激しくなる1944（昭和19）年8月23日には学徒動員令が公布され、武専の在學生は学校を離れ戦地に赴いた。

武専柔道科在學生であった萩田祥敬は、海軍予備生徒として入隊した。その後名古屋空軍所属で少佐候補生となり、1945（昭和20）年4月28日に、沖縄のアメリカ艦隊に体当たりし戦死した。最後の飛行機に乗り込む際、大きな握り飯と柔道衣を飛行機に持ち込み、「俺は体重があるので、こんなに持ち込んだらうまく離陸するかな」と従兵を笑わせて機上の人となったと伝えられている(武道専門学校剣道同窓会[1984:227-228])。

## 武徳会の解体

1945（昭和 20）年、日本は敗戦を迎え、ポツダム宣言を受諾し無条件降伏をした。対日占領政策が明示され、連合軍総司令部（GHQ）がアメリカ主導でこれを遂行することになった。すなわち占領軍による武装解除であり日本の非軍事化、民主化である。

同年 12 月 17 日、選挙法改正がおこなわれた。これは内務官僚を中心にして立案されたもので、婦人参政権の付与、選挙権、被選挙権の年齢のそれぞれ 20 歳、25 歳への引き下げ、大選挙区制、制限連記制の採用、在日の旧植民地の人々の選挙権からの除外などを骨子としたものであり、いずれも日本側が主導権をとって行った。

ここで政府は衆議院選挙法の成立後ただちに解散を断行して、1946（昭和 21）年 1 月の総選挙実施を予定した。しかし GHQ は延期を命じた。それは議会に旧議会の権威主義者や戦争協力者が戻ってくるのを防ぐとともに、政治的には未熟な大衆がよく知られた人々を当選させる危険性への懸念からであった。

こうした経緯から公職追放政策（ページ）が行われた(雨宮[2008:115])。そして超国家主義的、暴力主義的、秘密愛国的結社とその支部、関係機関が解散されるべきとされ、武徳会はその対象となった。

終戦後、武道の中心的役割を果たしてきた武徳会もまた、寄付行為、支部規定を改組し、政府外郭団体から純然たる民間団体へ改組していた。しかし武徳会は 1946（昭和 21）年 7 月、GHQ の民間情報教育部(CIE)に、「日本における軍国主義、好戦的精神の持続禁止、並びに軍国主義的又は過激なる国家主義的観念の流布の禁止」の事項に抵触している疑いがありとして政府への報告書提出を求められ、CIE 自身も調査を開始した。

武徳会は改組されて柔道、剣道、弓道の普及を目的とする団体となったが、それでも軍国主義、精神主義を担った幹部はいまだ要職にあり、会員には職業軍人や以前に特高警察の関係者だった者が多いことから、単なるクラブとはみなされなかった。その後、1947（昭和 22）年 1 月にはページの範囲は地方政界、一般経済界、マスコミにまで拡大し、最終的には 20 万人を超える人々が公職から追放された。例えば、武徳会関係者では四高 OB で高専柔道出身の正力松太郎元読売新聞オーナーもページの対象となった。

さらに組織や規約が過去のままであり、軍国主義的団体の要素を依然として持ち続けており、加えて本部にまだ莫大な資産を保持しているとして、解散命令が発令される気運が高まった。

そこで武徳会は同年 9 月 13 日、緊急理事会を開催し、解散の方針を決定し、10 月 31 日をもって正式に解散した。しかし GHQ 内部では、自主解散では幹部をページできないとして、すでに解散した武徳会に後追いをかけるように 11 月 9 日、公職追放令に基づき、武徳会を「解散団体」に指定し、直ちに解散を命じるという強硬手段に出た。

公職追放者は約 1300 名を数え、武専は廃校となり各地の武徳殿や文献、刀剣類などまで GHQ に接收された。またこれまで戦前柔道を支えてきた、磯貝一（当時講道館十段）、田畑昇太郎（講道館十段）、栗原民雄といった講道館出身の武専教授たちまでページが強行された。さらに都道府県の部会長にも厳しい裁きがなされた。武徳会ページの方針におい

ては、支部部会長もまた本部部会長と同様、武徳会の運営および事業の中心的な担い手であったとみなされていた。

この点を理解するうえで重要なのは、武徳会ページに先行して、学校教育における射撃、銃剣道、剣道、柔道、弓道、薙刀の禁止(1945.9.19~11.6)、武道教員免許の無効化(1946.1.19)等が実施されていたことである。

1945(昭和20)年12月8日付で文部省は、各府県に「武道教員数」に関する調査報告を命じたが、その集計結果は、教員免許を有する剣道教員364名、柔道教員263名、剣道・柔道教員3名、その他無資格の剣道教員523名、柔道教員409名、弓道教員62名、薙刀教員303名、計1,927名というものであった(坂上[2012])。このうちの630名の武道教員の免許が無効とされ、無資格教員を含む1,927名全員が転退職を余儀なくされた。つまり武徳会ページに先行して、武道が学校教育から排除され、武道教師が失職していた。だからこそ、武徳会の支部部会長としてページとなった127名全員が現職に就いていなかった。

武徳会ページの開始は、1947(昭和22)年8月2日である。支部部会長の多くは、ポツダム宣言がいうところの「無謀な侵略および戦争へこの国を誤り導いた責任」をもつ罪人、具体的には戦時下において「軍国主義者たちの道具」となった武徳会の活動の中心的な担い手と判定された。彼らはすでに武道教師という職を失っていたが、その上に武徳会ページによって武道教師以外の公職につくことから排除されるという、二重の懲罰を受けたのである(坂上[2012])。

軍事主義的色彩があるとみなされた柔道、剣道、弓道、銃剣道等の武道は学校で禁止された。そして武道という言葉を使用することなく、単に柔道、剣道、弓道等とそれ自体の名称を使用し、柔道はその本来の目的たる人格の涵養、身体の鍛錬を図ることを主眼とし、個人的趣味により、明朗健全なるスポーツとしての面目を発揮するよう充分なる努力をするように文部省体育局は指示した。

これにより、戦禍をまぬがれた町道場での練習が可能となった(松本[1970:186])。そして講道館は町道場であったため、活動を継続することができた。学生柔道が禁止され学校では柔道ができなかったため、これ以降は講道館を中心に活動が行われた。1947(昭和22)年8月、講道館は武徳会の段位を講道館の段位として認める処置をとった(村田[2013:327])。

武徳会関係者には、武道から離れるのでなければ、二つの選択肢があった。国内に止まって講道館に所属するか、海外に活路を求めるかである。

武専出身の東亜同文書院の教授であった道上伯は、東亜同文会が所有する霞山会館が占領軍に接收され、自動的に退職となった。つまり武道教員資格者だった道上も類に漏れず、武道教師以外の公職につくことから排除されるという二重の懲罰を受けることになった。武徳会が解散し足場を失われた道上は欧州(フランス・ベルギー・オランダ)へ指導に渡った。その後1964(昭和39)年の東京五輪無差別級金メダリストのアントン・ヘーシンクの指導者となった。

道上のほかに後にフランス柔道の父と言われる栗津正蔵も、既にイギリスやフランスで

独自の柔道教授法、連盟作りを推進していたフランス柔道連盟や川石酒造之助の招聘を受け、渡仏した。

### 3.3.2 形

つぎに戦前における講道館と武徳会の関係、段位制度、形と試合審判規定の形成について検証する。

1906（明治 39）年 7 月、武徳会会長の大浦子爵から嘉納に対して、これから柔術や剣術を学ぼうと志す人に対し、流派にこだわらないで行える「形」を作って欲しいという要望があった。これを受けた嘉納治五郎が委員長となり、武徳会本部にて、柔術 10 流派・師範 20 名によって「大日本武徳会柔術形制定委員会」（資料 3 - 1、3 - 2）が結成され、1 週間で「大日本武徳会柔術形」（資料 3 - 4）が制定された。

種々の形態をもつ柔術の形のスタンダードを作成し(永木[2011])、初めて柔術流派の統一された「形」が制定されたのである(大日本武徳会[1906], 工藤[1975:118-119])。



資料 3 - 2 大日本武徳会柔術形制定委員会

出典：1906（明治 39）年『大日本武徳会柔術形』



大日本武徳会柔術形制定委員及參加員		
講道館々長柔道	本會範士	嘉納治五郎先生
四天流柔術	本會範士	星野九門先生
揚心流柔術	本會範士	戸塚英美先生
關口流柔術		關口柔心先生
全		津木茂吉先生
竹内三統流柔術	本會教士	矢野廣次先生
扱心流柔術	本會教士	江口彌三先生
揚心流柔術		平塚葛太先生
全		片山高義先生
神道北窓流柔術	本會教士	河野一二先生
本傳三浦流柔術	本會教士	稻津政光先生
講道館柔道	本會教士	山下義韶先生
全		横山作次郎先生
全		磯貝一先生
全		佐藤法賢先生
全		永岡秀一先生
全		今井行太郎先生
竹内流柔術		大島彦次郎先生
不遷流柔術		田邊又右衛門先生
竹内流柔術		竹内鹿次郎先生

以上の諸大家大日本武徳会の招聘に應じ本會の爲めに  
 奥儀秘術を披瀝し互に其統一を計られしものにして柔  
 道此處に甫めて大成すと云ふべく實に斯道の典範なり

資料 3 - 3 大日本武徳会柔術形制定委員の名簿  
 出典：1906（明治 39）年『大日本武徳会柔術形』



資料 3 - 4 大日本武徳会柔術形の表紙  
 出典：1906（明治 39）年『大日本武徳会柔術形』

1906（明治39）年7月27日から8月2日にかけて、武徳会本部において、講道館の嘉納治五郎が委員長となり、戸塚派揚心流の戸塚英美委員および四天流組討の星野九門委員に、双水執流組討腰之廻第十四代青柳喜平、不遷流柔術四代田邊又右衛門など他17名の委員補を加えた、柔術10流・師範20名で構成される「大日本武徳会柔術形制定委員会」（資料3-2、3-3）が発足した。

日本武徳会柔術形制定取調報告によると、投の技15本、固め技15本を1週間で制定した(大日本武徳会柔術形制定委員会[1908:1])とされている。

これは講道館柔道を含む全柔術流派を統合する形（資料3-5）であり、いわば講道館と武徳会のコラボレーションで形がつけられたのである。

その後、講道館は「武徳会の形」を「講道館の形」として取り入れ、現在は「講道館柔道形」の「投の形」として継承している。

「武徳会の形」と「講道館の形」の違いについては、武徳会の武道専門学校（武専）出身で、フランス柔道連盟技術責任者を勤めた道上伯が生前、雑誌月刊『文藝春秋』に以下のようにインタビューに答えている<sup>12)</sup>。

**吉峯** 武徳会というと巷間では立ち技が優れていた講道館に対して、寝技に優れていたといわれていますが、実際はどのようなのですか？

**道上** そこがよく誤解されているところなのですが、講道館には当初は寝技がなかったというのが正しいのです。武徳会では立ち技も寝技も当然豊富でした。講道館と武徳会があたかも二大派閥であったかのように思われていますが、決してそうではないのです。そもそも講道館というのは組織ではなく一つの道場に過ぎなかったのです。武徳会は全国的な組織であり、柔道をはじめ、あらゆる武道を教えていたのです。そのために戦後になってGHQは武徳会を危険な存在と見なして、真っ先に潰してしまったのです。そして最も理論派で力のなかった講道館を残したのです。あるいはGHQとの間で政治的な駆け引きがあったのかもしれませんが、そこまではよくわかりません。

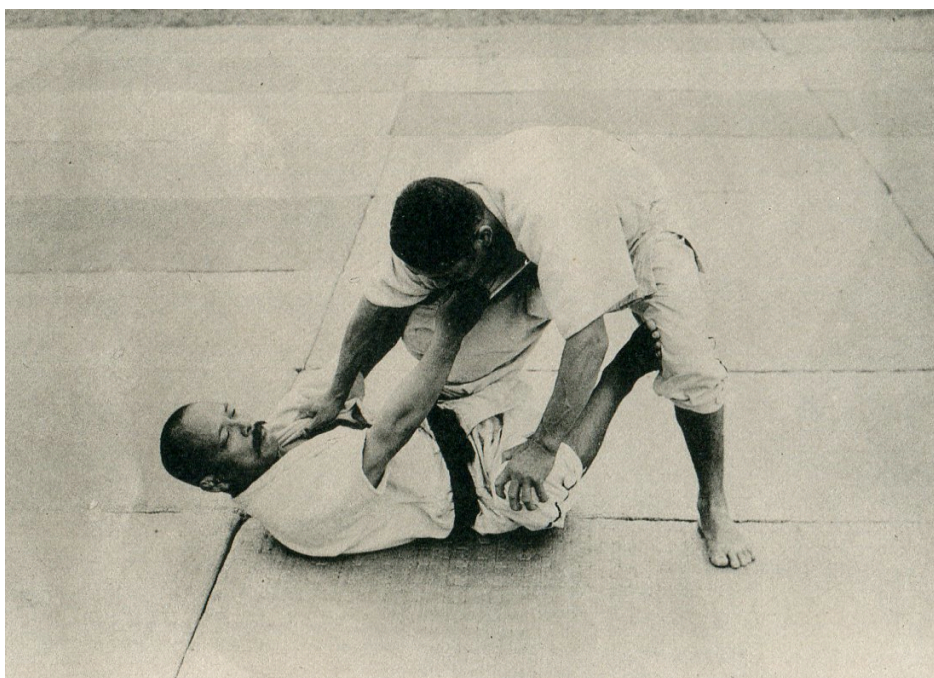
**吉峯** ということは、講道館の技術は武徳会の一部だった、ということですか？

**道上** 私たちが学んだのは投業、固業、乱取りの形とっていました。講道館では武徳会という乱取りの形を投げの形、固めの形に分けているのです。

大日本武徳会制定柔術形は、「乱取りの形」と呼ばれ、「投業」の形は、手技、腰技、足技、真捨身技、横捨身技各3本ずつ、計15本からなる。「固業」の形は、抑込技、絞技、関節技、各5本合計15本からなる。また現在の講道館では禁止技とされている足緘（資料3-5）も含まれている。「投業」と「固業」を併せて30本の形を「乱取りの形」という(大日本武徳会柔術形制定委員会[1906:1], 丸山[1939:916])。

明治時代から武徳会では「投業」、「固業」をあわせて「乱取りの形」と言われていた。そして講道館では武徳会の「乱取りの形」のうちの「投業」の形を「投の形」、また「固

業」の形を「固の形」と呼称して使用している（資料3-6、3-7）。



資料3-5 武徳会乱取形の足緘

乱取の形

投業

手技（てわざ）

浮落（うきおとし）

背負投（せおいなげ）

肩車（かたぐるま）

腰技（こしわざ）

浮腰（うきごし）

払腰（はらいごし）

釣込腰（つりこみごし）

足技（あしわざ）

送足払（おくりあしはらい）

支釣込足（ささえつりこみあし）

内股（うちまた）

真捨身技（ますてみわざ）

巴投（ともえなげ）

裏投（うらなげ）

隅返（すみがえし）



横捨身技（よこすてみわざ）

横掛（よこがけ）

横車（よこぐるま）

浮技（うきわざ）

## 固業

抑込技（おさえこみわざ）

袈裟固（けさがため）

肩固（かたがため）

上四方固（かみしほうがため）

横四方固（よこしほうがため）

崩上四方固（くずれかみしほうがため）

絞技（しめわざ）

片十字絞（かたじゅうじじめ）

裸絞（はだかじめ）

送襟絞（おくりえりじめ）

片羽絞（かたはじめ）

逆十字絞（ぎゃくじゅうじじめ）

関節技（かんせつわざ）

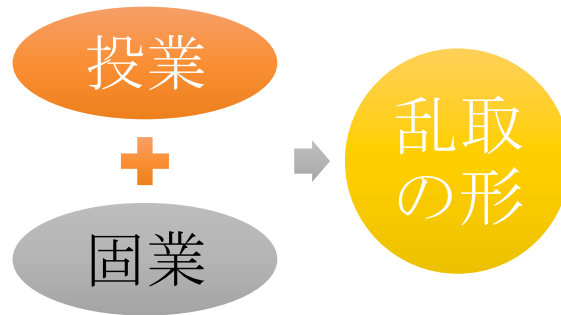
腕緘（うでがらみ）

腕挫十字固（うでひしぎじゅうじがため）

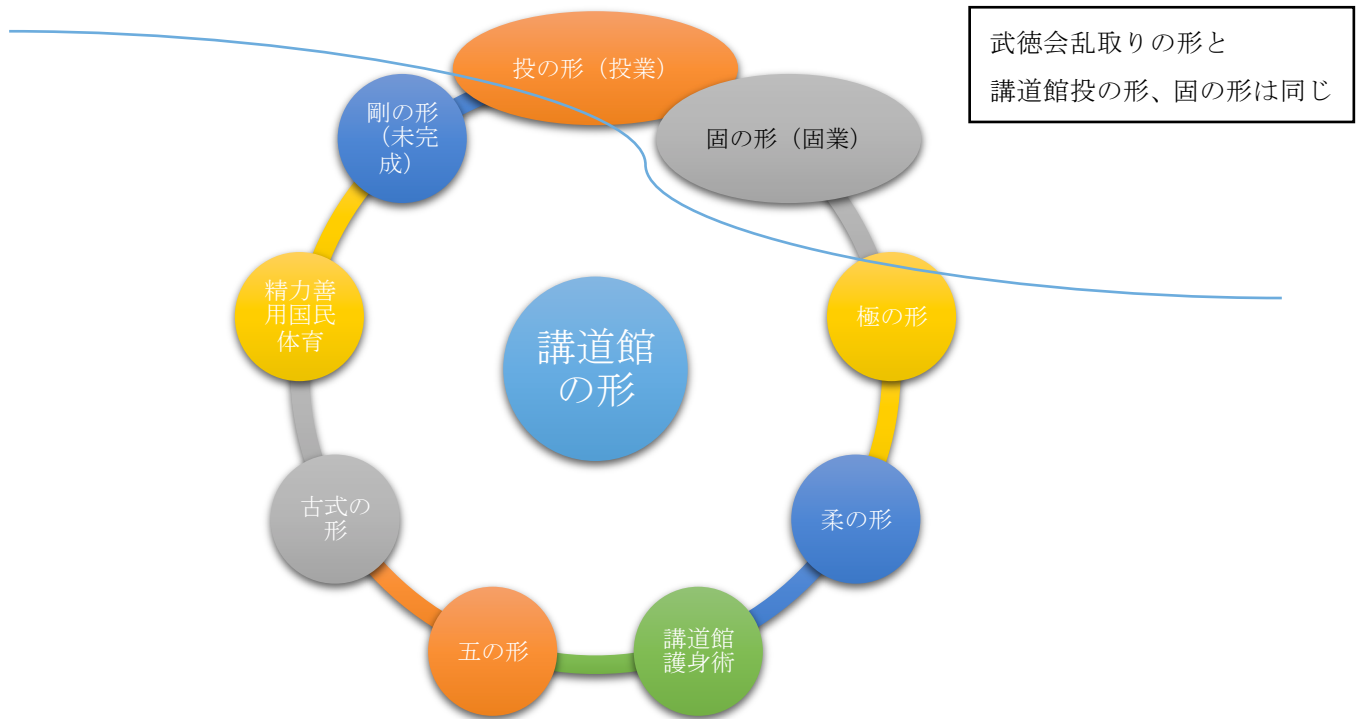
腕挫腕固（うでひしぎうでがため）

腕挫膝固（うでひしぎひざがため）

足緘（あしがらみ）



資料 3 - 6 武徳会の形の構成



\* ( ) は武徳会の名称

資料 3 - 7 現在における講道館の形

### 3.3.3 試合審判規定

1899（明治 32）年、大日本武徳会大演武会の際に「柔術試合審判規定」が制定された。これは、数々の流派が共通のルールの下で試合を行うようになったことを意味する。1900（明治 33）年、嘉納は「この武徳会審判規程は世間の柔術家の意見を参酌して武徳会のために立案したもので、だいたいこれを講道館に用いて差し支えないが多少変えて用いた方が講道館の目的として願わしい」として、武徳会の柔術試合審判規程をもとに講道館柔道乱捕試合審判規程を制定した(藤堂[2007:106])。

ここで武徳会が「柔術の試合」と呼ぶのに対し「柔道乱捕の試合」と講道館は名称のみ置き換え、内容において相違点は見当たらない。したがって柔術と柔道乱捕は同義語として理解できる。ではなぜ嘉納は講道館試合規定を制定したのであろうか。試合規程が二つあると混乱が生じるのだから、本来、講道館柔道乱捕試合審判規程は必要でなかったはずである。

武徳会審判規程はすべての流派から作成したものであり、投業が得意な流派もあれば、固業が得意な流派もあった。警視庁主催の武術大会などでは、様々な試合審判規定（ルール）を設定し試合を行っていた。また剣道に比べると演武大会の試合記述が全くみあたらなかったことも大きな特徴である(警視庁警務部教養課[1965:47])。

当時の試合は「二本勝負」で行われ、また業有り二回で必ずしも一本となるのではなく審判者の裁量に委ねられており、更に今日のような「反則負け」といったような規程はなかった(藤堂[2007:106-107])。「有効」「効果」の判定も当時は存在しなかった。

武徳会の「柔術試合審判規定」はあくまでも基準であり、当時の大会では大会毎に、試合規定が設定されていた。昭和五大柔道大会である、御大礼記念天覧武道大会、皇太子殿下御誕生奉祝天覧武道大会、明治神宮体育大会、全日本柔道選士権大会、全国警察官武道大会の五大会では、それぞれ異なる試合審判規定で大会が行われていた(丸山[1939:389-784])。なかでも 1929（昭和 4）年 5 月 4 日、皇居内の済寧館で開催された御大礼記念天覧武道大会は革新的な大会であった。当時の試合規定の審判に関する条項を抜粋してみる(丸山[1939:400-404])。

#### 御大礼記念天覧武道大会柔道乱取試合審判規定 昭和 4 年 5 月 4 日

第一條 柔道乱取試合は投技、固技に依る勝負を主とし併て姿勢、態度、技術等に就き審判しその勝負を決す

第二條 審判員は三名とし内一名（主審）は代表して試合者に対する指示注意を為す

第三條 試合者の勝敗は審判員多数の決定によりこれを決す時間経過の為試合を停止したる場合には前項に準し勝敗を決す

第四條 試合は一本試合としその時間は十分以内（但し府県選士は約七分以内）とす

但し審判員において必要とみとめるときには他の審判員一名以上の同意を得て猶

予することを得

それまでは名人、達人といわれる師範、教士クラスの柔道家が一審制の審判員を務めていた。この大会より、審判員一人（一審制）から、初めて三人に構成が変わり（三審制）、引き分けは認めず、僅かな差でも優劣をつけるようになり、「優勢勝ち」がうまれた。すなわちこの天覧試合では主審単独ではなく、三人の合議制による審判がはじめて行われたのである(眞神[2002:180])。

当時の大会で審判員をつとめた、のちに史上初の講道館十段になる山下義韶（当時八段）によると、双方の力は互角と思われても、態度・姿勢・技術の巧拙等を克く観察して優劣を判断することにし、従来一人であった審判員を三人とし三人同時に立って、一試合毎に三人別々に自己判断を紙片に認め、投票の結果、二人の審判員の意見の一致したものを優勝者とすることにした。従来一人の審判員だけでも審判は絶対のものとなっていたのであるから、こうなれば自然物議も起らず、試合者自身も満足するより他ないだろうと思われる。

また当時の審判は、合議制といっても現在の口頭での意思表示ではなく、投票で判定するものであった。この方法は当時画期的な審判法だといわれていた。『大日本柔道史』の山下の回想から、当時はかなり反響があったことが窺える。

この大会並に審判規程の発表があつてからは、各地方から予選試合を行うから、宮内省の規程によって審判をしてもらいたいとの依頼を受けること縷々であった。

また、第三者の立場にある人々の意見を聞いてみても、異口同音まことに結構な方法だということであった。従来、試合といえばただ勝ちさえすればよいで、手段方法の如何を顧みず勝てそうもない時には負けまいのみ思つて、防御一方に努め、見苦しい姿勢になるものを往々みうけるという非難は、識者から度々聞いたのであるが、この新しい規程こそ、柔道界の発展とともに重要な新工夫、新研究であつて従来益々斯道の進歩を促すものと信じるのである(丸山[1939:434])。

山下は、三審制、投票による合議制を将来の柔道の発展のためになるものと確信をもつていた。その一方で、この制度によって本来の武道的色彩が柔道から失われていくことになった(眞神[2002:181])、一人の審判が即座に一本といえず、痛快感がなくもの足りないものになったと揶揄する声もあった(丸山[1939:434])。

以上のように戦前の試合審判規定を検証した結果、1920年代後半からは武道のイベント化が進むと同時に試合審判規定が徐々に確立されていった。

先に、講道館の黎明期において試合記録や規定が残されていないにもかかわらず、先行研究では武徳会の試合規定が柔道のもっとも古い試合規定であるとして引用されるのはなぜか。さらに嘉納は当時、試合規程が二つあれば混乱が生じるにもかかわらず、あえて武

徳会審判規程や大日本武徳會制定柔術形とは異なる講道館柔道乱捕試合審判規程や講道館乱捕投形を制定したのはなぜであろうかという疑問を投げかけておいた。

その理由をここで挙げると、講道館柔道の設立当時、講道館柔道乱捕審判規定が唯一の試合規定ではなく、柔術諸派の思惑が入り乱れた武徳会の審判規定も存在したからである。さらに大会によってオーガナイズする柔術流派の思惑があり、柔道の試合が盛んになったといっても各選手の試合スタイルは出身流派により相当に異なっていて、試合規定も大会ごとに違っていたからである。もし柔術が当時、講道館柔道に統一されていたのであれば、名称は「柔術試合審判規定」ではなく、「講道館試合審判規程」「講道館乱捕投形」となっていたはずである。

### 3.3.4 段位制度

武道の段位の歴史について、近代の武道で段位制を取り入れたのは講道館柔道が嚆矢とされている。1883（明治16）年8月、富田常次郎と西郷四郎に初段が允許されている(中村[2009:284])。当時の「段位制」について、中村は、嘉納が考案した「段位制」は、十段のみならず、十一段へと昇段する可能性まで含んだものであり、囲碁や将棋の「九段＝名人」という最高位の考え方とはまったく次元を異にするものであった。そこには無限に上昇していく「段位制」が考慮されていて、人間の可能性をどこまでも信じた教育者嘉納ならではの発想であったと説明している(中村[2007:286])。

翻って明治の武道の称号・段位制度を見ると、「段」は講道館、「級」は警視庁、「精錬証」は武徳会というように、もとはそれぞれの武道団体で独自に制度化・実施されていたものであった(中村[2007:285-289])。これらを併用したのは1905（明治38）年10月、武徳会が武術教員養成所を開所した際に、剣術の卒業要件を警視庁の「級」制度に合わせたことが始まりであった(大日本武徳会[1906:63])。

それまで武徳会では剣道が「級」、柔道が「段」と同じ組織にも関わらず異なる制度を採用していたが、1917（大正6）年、武術専門学校（1919（大正8）年8月1日、武道専門学校と改称）では、武道の実技能力を高等師範学校と比肩させるために「段位制」に統一した(中村[2007:289])。

例えば、「柔道範士・講道館八段」と併記されている場合は、武徳会と講道館の2つから段位を取得しており、表記から本人がどこで称号、段位を修得していたかが明確になっていた(中村[2007:289-290])。

また色帯に関しては、少年規定において、1906（明治39）年12月に武徳会が少年柔道の普及のため柔術講習員等級及進級規程を制定した(大日本武徳会[1906:63])。

これまで色帯は、イギリスでは小泉軍治の武道会（BUDOKWAI）やフランス柔道連盟の父といわれる川石酒造之助らによって考案された(Brousse[2005], 溝口[2006], 吉田[2004])といわれていたが、BUDOKWAI やフランス柔道連盟の発足以前の1906（明治39）年に武徳会がもっとも早く導入し、ついで1914（大正3）年に講道館にて少年柔道のために色帯が使

用されていたことは、以下の規定より明らかである。

## 大日本武徳会柔術講習員等級及進級規程

出典：大日本武徳会[1906]

第一条 講習員は柔道修行の程度に依りて有段者無段者に區別する

第二条 有段者は初段よりはじめ柔道に及ぶものとし無断者は級外より始め五級に進み漸次一級に及ぶものとする

第三条 満十七歳未満の者の薦めに別に少年組を設け級外より始め五級に進み漸次一級に及ぶものとする

第四条 講習委員の階級を表示するため階級によりて帯色を定むること如左

有段者 黒帯

無段者 一級、二級 茶褐色

三級、四級 緑色

五級、級外 白色

少年組 一級、二級 紫色

三級、四級 黄色

五級、級外 白色

第五条 有段者を特講習員とし教務を助けしむ

第六条 有段者中三段以下及び無段者少年級の進級は本部柔術教授会に於て之を決すべきものとする

第七条 有段者三段以上に進むものの進級は本部柔術教授会の推薦に依り本部柔術範士会に於て之を決すべきものとする

付則 本会地方柔術講習員にして相当の段を得んと欲する者あるときは本規定に基き検定の上之を授興す

## 講道館段級規則並登録規程（1939（昭和14）年4月改訂版）

第一条 講道館師範は講道館柔道修行者に対して其の進歩の程度に相当せる段又は級を授興す

第二条 段は初段に始まり逐次昇進するものとする但し師範の特別の認定に依る者は此の限りにあらず

第三条 級は段の下位に在りて五級より一級に及ぶ

第四条 段を有するものを初心者、新入門者にして段級未だ決定せざる者を段級未定者又は段外者と稀す

第五条 前条に揚ぐる者の外師範は閱歴功勞其の外の事由に依り無断者を有段者として待

遇することあるべし其の待遇をうけくるものを有段者待遇と稀す

第六条 第二条の至第四条の階級を区別する為帯の色分けを左の通り定む尚ほ必要に応じ稽古衣にも適宜の印を附することあり

一、有段者 初段より五段までのものは 黒色

六段より九段までのものは 紅白のだんだら

十段以上のものは紅色の帯を用いるを正式とす

但し六段以上の者は黒色を持ふることを得

二、成年組一級二級三級の者 茶褐色

三、少年組一級二級三級の者 紫色

四、成年組少年組を通して四級五級及段級未定者 白色

五、初心者 水色

第七条 段級の昇進及び編入は講道館師範の認定に依り之を行ふ

第八条 前条の認定は講道館審議会の審議に基き之を為すを例とす但し時宜に依り師範は直接之をおこなうことあるべし

第九条 前条の講道館審議会の審議に附せられるべき者は左の如し

一、講道館試験規則に依り試験の上相当の成績を得たる者

二、講道館の試合に於いて相当の成績を得たる者

三、柔道有段者会の推薦に依る者

四、柔道有段者会なき地方に於いては其の地方の柔道教師又は三名以上の講道館有段者（推薦せんとする段以上の）の推薦に依る者

五、講道館又は柔道の為顕著なる功績ある者

第十条 段を教興し又は昇進せしむるときは有段者原簿に登録し其の証書を公布するものとす

第十一条 登録に関する手続き左の如し

一、各柔道有段者会か其の推薦権以内の推薦をなす際は推薦書に登録料を添えふるものとす

二、各柔道連盟有段者会の推薦権以外の推薦及其の他よりの推薦は単に推薦書のみ提出せしめ登録に付きては本館より直接本人に対して其の手帳を為せしむるものとする

第十二条 登録料は左の如く之を定む

初段 貳圓、二段 参圓、 三段 四圓、四段 五圓、五段 六圓、

七段以上拾圓

第十三条 級の証書を請求するものあるときは其の制作料金壹圓を添へ申し出すべきものとす

武徳会と講道館の昇段規程の違いは、講道館の規程の方が推薦での昇段の機会が武徳会に比べて多い点である。また昇段に関しては両会とも審議委員会が設けられているが、昇

段の際、師範や範士の認定がなければ段位は発行されない。

さらに登録料に関して、講道館の規程では段位ごとに明記されており、家元ビジネスとしてのスタイルが確立している。

一方、色帯に関しては、講道館は高段者を紅色と紅白だんだらと設定しているのに対し、武徳会では黒帯のみである。当時、武徳会では五段までしか発行していなかったため、それ以上の高段者になると講道館で習得していたようである。

講道館は、黒帯の有段者のなかでも高段者（講道館）と弁別するために紅色を設定したのではないかと考えられる。

また無段者の設定は講道館が成年2段階（2色）、少年2段階（2色）に対し、武徳会は、成年3段階（3色）、少年3段階（3色）であった。級位制度は武徳会の方が初心者への段階が一段多く設定されていた。これは地方を統括する武徳会においては初心者や少年柔道の会員が多かったため、初心者に対して段階に応じた適切な指導基準が設定されていたことがその理由であると考えられる。

現在、「講道館審議会規則」及び「講道館昇段資格に関する内規」を基準として昇段昇級が行われているが、昇級色帯に関しては講道館で内規があるものの、全国統一された昇級審査は行われていない。

### 3.3.5 講道館と武徳会

武徳会と講道館。この二つの組織は戦前、どのようにして対峙していたのだろうか。講道館は純粋に民間の、いわば町道場の代表であり、講道館柔道は嘉納の理想に向けて柔術を統合しようと試みていた。講道館柔道は民間の武術改革運動であった。それに対し、武徳会結成は過去を保守しようとする半官半民の復古運動だった。

講道館の拡大に押されて防戦一方だった古流柔術は武徳会を対抗の足場とし、一時的に息を吹き返すことになった(松原[2006:24-25])。両者に特に緊張関係をもたらした要因が段位制度であった。例えば剣道などの武徳会の他の武道とは異なり、柔道の場合は二大組織であった講道館と武徳会がそれぞれ異なる段位を発行していた(丸山[1939:196-197], 工藤[1975:124-126])。段位は、技量を認めることによって発行されるが、金銭の授受も伴う。例えば1939（昭和14）年当時の講道館の場合の昇段料は、初段は貳圓、二段は參圓、三段は四圓、四段は五圓、五段は六圓、七段以上は拾圓であった。段位制度は権威の象徴であったが、同時に当時のライセンスビジネス、すなわち家元ビジネスでもあった。

嘉納自身は「講道館と武徳会との関係は大きくいえば、同じ目的に向かって違った立場から進んでいこうとしているのであると云ってよかろう」、「(武徳会の創立)当初から、柔道はその本部における教育法として講道館柔道を採用し、その教員はこれまで相当入りもあったが、講道館門下以外のものは一人も任命されたことはないのである。従って武徳会において教えている柔道は、講道館そのものである」(丸山[1939:197])と民と公（外郭団体）としての立場は異なるものの武徳会とはめざす目的が一緒であると断言している。



一方で両者の相違については、「武徳会は天下万民の恰ねく是認するような、広い大きな目的を掲げて世に臨むべきであってそれが一種の誰某の主張であってはならぬ」と柔術・柔道流派の分裂の火種となることを危惧し、統一されるべきと述べている。そしてこと段位に関しては、講道館も武徳会も段を発行していることに「考慮を要する問題である」と言及している。

「武徳会さえ同意すれば、段は元来講道館に限るものであり、教士・範士は武徳会のものであるから、講道館で教士範士を興へぬように、武徳会は段を興へぬようことにし、段は講道館のみのものにしてしまえば、一層面倒ではないのである」(丸山[1939:198])と段位認定権だけは譲れないという本音が読み取れる。

その一方で、「当時は武徳会の剣道も段位を発行しているため、現実的に柔道だけ講道館が与えることは難しいことも理解している」とも述べている。嘉納がいうように柔道に対する目的は、武徳会柔道も講道館柔道も同じであり、大きな差異はなかったと考えられる。それは実際に磯貝一や田畑昇太郎などの講道館高段者を武徳会に送り込んでいるからだ。

しかし、武徳会は戦況が激しくなる1942(昭和17)年から武道関係組織を統制する政府の外郭団体として改組され、敗戦後、1946(昭和21)年11月9日、占領軍総司令部(GHQ)の指令により解散した。それ以降、柔道史において武徳会の存在はなきも同然の扱いを受けている。

戦前においては講道館だけが中心的な組織であったのではなく、講道館と武徳会は柔道の双翼として柔道の発展に貢献してきたことが明らかになった。さらに柔術・柔道の言説分析を行った結果、現代の日本柔道とは異なる柔道の解釈が、戦前の日本および海外でそれぞれなされていたことを明らかにした。

これらの結果は、「現代の日本柔道とは異なる柔道が、戦前、海外で伝播、普及していた」という本論の仮説を補強する証左となるだろう。

### 3.4 警視庁柔道

1883(明治16)年に警視庁がすべての巡査に柔術を習わせたことによって、明治維新で衰微した柔術が息を吹き返したといわれている(松本他[1970:78])。

明治維新を行った新政府は、国内の治安維持のための新制度を早急に整備する必要に迫られていた。江戸時代には江戸・大坂などには町奉行所が、長崎や山田など一部の地区に遠国奉行が、そして一般の天領には代官所が置かれ、犯罪捜査や争いの仲裁などに当たっていた。

しかし江戸などでは、奉行所の役人だけではとても治安の維持は不可能で、各町内で有力者が交替で詰所に出て町民の訴えを聞く「自身番」を設置して自主的な自警組織をつくった。

1874（明治7）年1月15日、警察制度の改正に伴い東京警視庁が設置され、川路利良が初代の大警視（現在の警視総監に相当）に就任した(警視庁警務部教養課[1965:1-5])。

1874（明治7）年2月2日に東京警視庁の巡査の定員を六千名に定めたところ、欠員五百名となり補充を急ぐことになった。そこで番人の制度を廃止し、成績優秀な者を巡査として採用することになった。

しかし、当時は封建時代の習俗が残り、身分制度、差別観念があった。番人の前身は、番太もしくは番太郎といわれ、武士や与力、同心から巡査になったものは番人が巡査になることに拒否反応をしめし、辞職者が相次いだ。結局巡査二千名を各地から募集しなければならぬ事態になって、士族でない番人も含めた巡査が構成されたが、士族でない番人は六千名中、五百名程度であった(警視庁警務部教養課[1965:6-7])。

時代変動期の治安維持において、巡査の大部分が士族の出であったことは、大きな力となった。新旧思想のあつれき、時潮の急激な転換、政治・経済の激しい動揺期にあたっては、気力と体力がともに充実した警察官でなければ社会秩序を維持し心から民衆の信頼を得ることもできない。警視庁巡査の大多数が鹿児島出身であり、勇武剛健の気風をもつ薩摩隼人が中心となっていた。

警視庁警務部教養課によると、1868（明治元）年4月27日、明治新政府が監察、鞠獄、捕亡を所管とする刑法官を設置したとき、柔術は天神真揚流、磯又右衛門、谷虎雄、揚心流戸塚英美等を武術の指南としたが、同年7月に刑部省逮捕部が司法省となり、武芸者は解雇された。

しかし、1877（明治10）年の西南戦争における警視庁抜刀隊の活躍により警視庁における武術家採用のきっかけがつけられ、壊滅寸前であった日本武道を蘇生させる大きな原動力となった(警視庁警務部教養課[1965:10-5])。

当時の大警視、川路利良は、警視庁の創置者であったばかりでなく、警視庁武道の根本精神の培養者であり、さらに日本武道再開の恩人でもあったという(警視庁警務部教養課[1965:19])。野上傳蔵著『川路大警視の生涯』によると、1879（明治12）年、新設された巡査教習所において、彼は教習生を前に以下のように訓示している(警視庁警務部教養課[1965:18])。

武術についての私の所見を述べておく。諸君は学問だけでなく、武術の方でも選抜された人々である。武術を知らぬ警察官ほど物足りないものはあるまい。

何となれば、有事の際に一人前以上の腕力があって凶徒を制圧し得てこそ国民信頼の警察官である。その力足りない人は何をにおいても武術を練ることが肝心じゃ、私も若いときから武術をやっているが、警察武術というものを打建てねばならぬと考えている。

警察官は兇賊を相手としてもそれを傷つけることなく取り押さえることが上乗である。兇賊の暴力を巧みにさけて倒す、縛るといふ武術が必要と思う。さけても正手とせねばならぬ。故に武術の練習にしても常にそうした心を心として修練せねばならぬ

である。

ほんとうをいえば、一人で剣術も柔術も心得て居らねば実際の役に立たないのである。

このように警視流柔術が発展した社会的背景としては、当時の治安の悪化によるものが大きい。当時の犯罪率をみると警視柔術が興隆した 1880 年代後半には重犯罪率が上昇し、1890 年代後半になると急激に検挙者数が増加している(名久井[2006:458])。

当時の日本社会では急激な治安の悪化により、警察官が暴漢の暴力を巧みに躲し、倒す、抑える、縛るといった柔術、武術の獲得という社会的要求があったことが窺える。

このような気運があり、1882 (明治 15) 年秋になると警視庁から初代柔道指南役 (世話係) として関口流久富鉄太郎、関口新々流仲段蔵、良移心頭流上原庄吾、良移心頭流中村半助らの以上 4 名に招聘依頼があり、翌年の 1883 (明治 16) 年にすでに世話係を設置していた撃剣の 4 年後に柔術にも世話係が設置された(警視庁警務部教養課[1965:21])。こうして撃剣、居合、柔術は警視庁にて独自の武術の形が制定された。警視流柔術形は 16 本、もしくは 11 本という資料があるが、これらの形がいつ制定されたかについては資料が充分でなく明らかにできなかった<sup>13)</sup>。

さらに技術の研鑽が進むと実力の格付けが必要になり、警視庁武術独自の級位制が確立され、1 級から 7 級までの 7 段階に区分された。その後、1933 (昭和 8) 年 11 月には訓令甲 100 号「武道級位規程」が制定され、1 級から 5 級の 5 段階に改訂された。この制度は 1951 (昭和 26) 年まで継続されていた。また当時の柔道界では、武徳会、講道館、警視庁と 3 つの団体から段位が発行されていたため、警察官のなかでも武徳会や講道館の段を保持する者がいた。そこで備考には、「二、四級及三級の推級標準に特に優秀者を置きたるは武徳会又は講道館に対し昇段推薦の便宜を考慮したるものとす」と示されていた。その後、1951 (昭和 26) 年 12 月 21 日、訓令第四十六号「警視庁科学技能検定規程」として段位制度に変更した。このとき柔道と警棒術だけ段級位制が設けられた。剣道は 1953 (昭和 28) 年以降に変更した。

このように戦後、称号・段位制度を復活するに際し、柔道は称号を廃止し、講道館の段位に統一したといわれている(中村[2007:294])が、現在も警視庁には講道館とは別の独自の段位制度が存在し、五段まで段位を発行している。

第五代警視総監に就任した三島通庸の時代は、最も警視庁武道が飛躍した期間だったといわれている。在任中は再三、武術大会を開催し武道を奨励した。有名な『姿三四郎』のモデルとなった西郷四郎も三島の前で試合をしている。

1885 (明治 18) 年 11 月 8 日、三島は本郷の向ヶ丘にある弥生神社にて奉納武術大会を開催した。このとき全国から知名の剣士や柔術の強豪を集め、今日の全日本選手権大会に匹敵する内容であったという。さらに翌年第二回大会が開催されたときには、三島は総監として武術大会を開催する(警視庁警務部教養課[1965:21])。

当時、柔術界の新興勢力としてようやく注目され始めた講道館も参加し、柔術対講道館

対決、檜舞台は警視庁という一大スペクタクルであった。

一方では警視庁対講道館の血の決戦というようにも伝えられていたようであるが、警視流柔術は複数の古流柔術から成り立っていたため、実際は「柔術対柔道」、すなわち古流柔術対新興勢力の講道館という対戦に注目が集まったのが事実と思われる。

当時の講道館は、富士見町時代とよばれ、西郷四郎、富田常次郎、山下義韶、横山作次郎の講道館四天王と呼ばれる俊英が活躍した(松本(他)[1970:44])。

警視庁武術大会の試合内容であるが、一般的には「講道館は公の最初の他流試合として参加し、以降 3、4 年間にわたって警視庁武術教師諸家に圧勝する実力を示した」(大滝(他)[1984:41])、さらに「創業日なお浅き講道館は、世人の予想を裏切って圧勝し、ここに柔術諸流の統一したのである。講道館が圧勝し、柔術界の雄戸塚派揚心流も降り、豪勇をもって鳴る中村半助などの古豪も実力界から去っていく」(松本他[1970 : 44])といわれるように、講道館の優勢を伝える記述がほとんどあるが、講道館がどのように圧勝し、柔術諸流を統一した経緯が明らかにはされていなかった。これまで試合記録などは残っておらず実際のところは未だ不明である。ただし警視庁の『警視庁武道九十年史』によると、内務省警保局、明治 37 年 7 月号『警察協会雑誌』には、1904 (明治 37) 年 6 月 29 日、30 日に行われた警視庁演武大会の様子が詳細に記されている。

警視庁に於いては 6 月 29 日、30 日の両日を試合とし、同庁内演武場に於いて同庁管下全体を通ズル演武大会を開催し、撃剣には皇宮警察員、柔術には講道館を招待したるに、両日も非常の盛会にて警察協会東京支部より金若干員を寄贈してその壮挙を賛け、二十九日、撃剣組み合わせの順序は、五級上位以上を三段階に区分し、(三級以上甲、四級以上乙、五級以上丙) 甲五組、乙四十五組、丙六十三組とし、三十日、柔道も同様に区分し、甲五組乙三十五組、丙四十二組、合計百九十五組とし、各勝者に賞品を授与したるに、実に二百有余に及びたり。一中略一唯憾むらくは柔道試合に於いてその挙不成立に至りしは隔靴痒痛の嘆きに非ざるも、時節柄士気を鼓舞するに於いて頗る有益なる効果あるを認めたり

ここで著者は、柔道試合が竜頭蛇尾に不成立で終わったことを嘆いている。どうして不成立に終わってしまったのか真相は定かではないが、この頃になっても古流柔術と講道館の対決は緊張感があるものだったことが窺える。剣道に比べると演武大会の試合記述が全くみあたらなかった(警視庁警務部教養課[1965:47])。

警察官にとって警察柔道は必修であり、昭和 4 年から第一回全国警察大会が開催されている。

警視流柔術は、古流柔術諸流とはちがひ、戦前は武徳会、講道館とバランスよく関係を保ちながら独自の警視流柔術を紡いできた。さらに敗戦直後は、GHQ によって学校柔道が禁止されていた状況にもかかわらず、警視庁柔道にはお咎めがなく独自の活動を継続する

ことができた。そして今日もその独自性を継承し、現在では、警視庁柔術は逮捕術としてその技術が受け継がれている。講道館とは異なる試合規定、段位制度を保持している。

### 3.5 高専柔道

1911（明治 44）年に柔道は剣道と共に学校体操の一部として取り入れてもよいことになり、1931（昭和 6）年、中学校に於いては学校体操として正課に課せられるようになって柔道はさらに発展し、各校は競い合って技術を研究錬磨した。各大学、専門学校の交友会や柔道部はそれぞれ傘下の下級学校の柔道大会を開催することで柔道を普及発達させた。中でも最も有名で大きな影響を与えたのは高専柔道であった(松本(他)[1970:124])。

柔道史上最強を謳われる木村政彦に、「柔道の最盛期は高専柔道にはじまり高専柔道の消滅とともに終わった」(増田[2011:97])と言わしめるほど、当時はレベルの高い試合が行われた。旧制高等専門学校では、三年間という限られた時間のうちに柔道を習得しなければならないために、寝技主体の競技ルールが採用され、「高専柔道」と呼ばれる独特な柔道が発達した(松原[2006:42])。文豪井上靖も金沢四高の出身で高専柔道に熱中し、当時の様子を『北の海』で記述している。

1914（大正 3）年、12月29日、京都武徳殿において、京都帝大柔道部の主催による高等学校専門学校の対抗試合が行われた(松本(他)[1970:125])。これが第一回全国高等学校専門学校優勝大会で、この大会には四高、五高、六高の三校しか参加しなかったが、大会を追うごとに盛んになり、1926（大正 15）年、帝国柔道会が結成され、第 27 回大会には五十数校が参加するまでになり隆盛を極めた。高専柔道では寝技に制限時間がなく、いきなり寝技に引き込むことも容認されたため、研究が急で新技や防御が次々に開発された。また嘉納治五郎が柔術を集大成して柔道を改変する際に取り除いた古流の絞め技・関節技が再発見されもした(松原[2006:42])。

こうした寝技を中心とした高専柔道の隆盛に、立技を中心とした講道館は危機感を抱いたようである。そこで講道館は 1924（大正 13）年、4 月に審判規定を改正して寝技勝負に制限を加えた(工藤[1975:267-268])。寝技を制限するルールに改正した講道館は、これを高専柔道が守るように要望したが、高専柔道側は講道館の勧告を無視して、従来の寝技本位のルールを固守して譲らなかった。講道館と帝国柔道会はこの規定をめぐる激しく対立し、帝国柔道会が講道館から脱退しようかという険悪な空気となったが、1925（大正 14）年 4 月 1 日、それまで傍観していた武徳会が講道館にならって審判規定を改正したので、それまで頑なに拒否していた帝大柔道会は孤立することとなり、結局脱退は思いとどまった。

高専柔道と武徳会が比較的良好な関係を保ったのには、京都帝大初代総長の木下広次が武徳会の副会長であり、学生・小島友次郎が武徳会本部の筆頭助教授と武専の助教授を兼ねたといった経緯もあったのであろうと松原[2006:42]は述べている。1941（昭和 16）年になると開催直前に、文部省からそれまで学生の自治に任されていた「高専大会を中止せよ」

との指令が下った。

戦後の高専柔道は、学校柔道が一時禁止され、さらに学制改革により旧制高校が消滅したことにより衰退してしまった。しかし、高専柔道 OB の旧帝大柔道部員たちが中心となって、高専柔道の真髄を引き継ぎ全国七大学柔道優勝大会柔道として再生した。現在、北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学の各柔道部の対抗戦として、やはり講道館とは異なる審判規定で年に一度開催されている。

### 3.6 忘れられた柔道史

1930 年代になると、欧米型のスポーツが、グローバリゼーションの潮流のなかで文化変容しながら国民の意識を形成していく。そうした中で、柔道などの武道は、スポーツ化しながらも、伝統的価値とのつながりや国民の文化的アイデンティティを保持しつつ発展していったともいえる。それは同時に国粹主義や軍国主義に武道が傾いていく過程であった。軍国主義的な風潮が強まり、スポーツと武道との均衡関係が崩れ、次第に武道面が優勢になってきた。

しかし、それ以前の柔道は、伝統との連続性と非連続性を保持しながら、柔道は武術（護身術、実戦）とスポーツ（競技、遊戯）の二つの要素を持ち合わせスポーツ柔道へ変容したのである。もともとは伝来武術の近代化という和魂洋才によって形成されたハイブリッド文化が醸成されつつあった。

とはいえ軍国主義的な風潮が強まるとファシズムや軍国主義のイデオロギーに溶接され、洋才的側面は忘却されてしまう。ここでは忘れられた柔道史として、講道館の異種格闘技戦の史実を検証する。

#### 3.6.1 異種格闘技戦からイベント化へ

1921（大正 10）年、2 月 21 日、アメリカ人格闘家のアド・サンテルとヘンリー・ウエーバーが講道館に挑戦するため来日した(丸島[2006])。同年の 3 月講道館の一部の若手柔道家が、サンテルの挑戦に応じ、靖国神社境内において興行試合を行った。嘉納はこの件を黙認しようとしたが、「講道館有段者として不都合な行動と認む」として 7 人を破門ではなく、段位剥奪という処分をした。この騒動は「サンテル事件」と呼ばれている(井上[2004], 丸島[2006])。

サンテル事件に関しては、丸島隆雄の『講道館柔道対プロレス初対決：大正十年サンテル事件』によって詳細に記載されている。

丸島はサンテル事件の経緯を明らかにすることで柔道のスポーツ化を淵源について研究している。明治中期以降、欧米の近代スポーツを日本が享受していく過程で、武道は古来の伝統文化ではなく、武術や武芸を「近代化」した、近代文化として形成された(井上[2004:189])。

サンテル事件はそうした過程において、講道館がその後の方向性、柔道のスポーツ化を規定した事件であったと、丸島[2006]は述べている。

それは講道館が自ら他流試合（異種格闘技戦）を封じてしまい、柔道対柔道の試合しか認めないことを内外に示した事件であったともいえる。

他流試合を封じたことで、柔道対柔道の試合では、打撃（パンチ）や蹴り（キック）に対する技術を必要としなくなってしまう。柔道においてはその実践的な技術（武術）の習得の必要性が見失われたともいえ、暴漢などに対する護身用の技術を実際に用いられるとは理解されなくなった。それは柔道をスポーツ化しただけではなく、柔道をスポーツに限定してしまった出来事といえるだろう。

とはいえ、サンテル事件以降の 1920 年代後半からは、武道のイベント化が進んだ。1924（大正 13）年、現在の国民体育大会の淵源である明治神宮競技大会、1929（昭和 4）年の宮内省主導の御大礼記念天覧武道大会、そして 1930（昭和 5）年に開始された全日本柔道選士権大会はその代表的な事例である。

とりわけ全日本柔道選士権大会では、日本全国から強者を集めるべく、樺太から台湾、朝鮮、満洲まで含めて全国を 8 地区にわけ、それぞれの地区から代表選手を選出する方法をとった。

また朝日新聞社の後援を得て柔道がメディア化されたことで、経済面、宣伝面で多くの効果があった。全日本柔道選士権大会は柔道が「競うスポーツ」だけでなく「観るスポーツ」と扱われるターニングポイントになった。嘉納はメディアを有効に活用することで「メディア・スポーツ（観るスポーツ）」として講道館柔道の知名度を上げて展開していくという先見性を発揮したことが見て取れる。

ちなみに同大会は現在も全日本柔道選手権として継続し、後援はやはり朝日新聞社である。毎年 4 月 29 日に日本武道館で開催され、優勝者には天皇杯が授与される国内で最大で最高の柔道イベントである。

### 3.6.2 異種格闘技戦はブラジリアン柔術へ

ブラジリアン柔術はブラジル開拓移民となったコンデ・コマこと前田光世<sup>14)</sup>がカルロス・グレイシーに教授したことが始まりである。国立国会図書館の WEB 特設ページ「ブラジル移民 100 年の歴史」で日伯移民の前史として次のように前田の功績を取り上げている。

1990 年代後半に日本の格闘界でも一世を風靡した「グレイシー柔術」。

「ヴァーレ・トゥード」（ポルトガル語で「何でもあり」の意）というルールで行われた異種格闘戦での、ブラジル出身のヒクソン・グレイシーらグレイシー兄弟の活躍によって、その名は強く印象付けられた。「柔術」という言葉の古めかしい響きと、スポーツ化した現代の柔道と大きく異なった実践的な格闘スタイル。講道館という同じルーツを持つ柔術が、ブラジルという別天地で全く異なる進化を遂げていたことは格闘ファン

に大きな驚きを与えた。

その起源を辿っていくと、「コンデ・コマ」（コマ伯爵）の愛称で呼ばれた前田光世という一人の日系移民に行き当たることは、広く知られている。しかし単にグレイシー柔術の起源というだけには全く収まりきらないほどに前田の人生のスケールが大きかったことは、さほど知られていない<sup>15)</sup>。以下も国立国会図書館の web ページを軸に前田の足跡をたどろう。

前田は講道館の「海外四天王」といわれるほどの強者だった。

しかし、彼がブラジルに伝えた柔術は、講道館柔道の流れとは別の流れを生み出した。立技の講道館といわれる柔道ではなく、寝技を中心とした柔術を前田はブラジルで展開していったのである。

ベルギーやフランスなどでも試合を行った後、招かれてスペインに渡り、ここで「コンデ・コマ」の別名が生まれた。

なぜなら、前田がバルセロナに入った所、日本人柔道チャンピオンを称するものが講演会を行うとの広告を見たが、それは前田も既知の人物で、とてもチャンピオンと呼べる実力の持ち主ではなかった。そこでこれを懲らしめようと、前田だと知られて逃げられないように、別名を名乗って対戦を挑むことになった。なかなかいい名前が思いつかず困り、またその頃金欠で困り、ということから「前田コマル」と最初は思いついたが、そこから「コマ」だけとってスペイン語で「伯爵」の意味である「コンデ」を先につけ、晴れて「コンデ・コマ」の誕生となった(薄田[1912])。

前田は、次にヨーロッパを後にして中南米に向かった。キューバやメキシコでも格闘の興行は盛んに行われており、小兵の前田が大柄なレスラーを手玉にとる様に観客は熱狂し人気を博した。

その後グアテマラからパナマへと中米を南下した後、南米大陸に入り太平洋岸まわりでペルー・ボリビア・チリ・アルゼンチン・ウルグアイを歴訪し、1914（大正3）年にサントス港から上陸、初めてブラジルの土を踏んだ。

しばらく海軍兵学校で柔道を教えた後、翌年には北上して永住の地となるアマゾン河口の都市ベレンに到着する。アメリカでの活動時に排日気運を肌で感じていた前田は、中南米を転戦するうち、自然に日本人の第二の発展地を探すようになっていた。とりわけアマゾンの大自然や、ベレンのヨーロッパ風の美しい街並み、現地の人々の鷹揚さなどに触れ、こここそがその地であると確信したという。

前田が着いたころベレンはちょうど入植 300 年祭の最中で、そのイベントの一つとしてアマゾンの勇者を決めるという触れ込みでルッタ・リブレ（レスリング）の大会が行われていた。前田はこれに飛び入りで参加すると、優勝を収めてしまった。

既に「コンデ・コマ」の中南米各地での活躍はこのアマゾンの地にも届いており、前田は警察や兵学校で柔道を教える傍ら、道場への入門者を募ると、地元の名士やその息子た



ちが続々と入門してきた。

スコットランド系の事業家ガスタオン・グレイシーも、息子カルロスへの柔道の手ほどきを前田に頼むことになる。カルロスは後に前田に4年程習った後、1925（大正14）年にリオデジャネイロに移り、そこで弟エリオらと共にグレイシー柔術アカデミーを興した。

また前田は、全体の知識を生かして訪問マッサージなども行っていたことでベレンの上流社会にも溶け込み、「プロフェッショナル・コンデ・コマ」と呼ばれ日本人の顔役のような存在になっていった。

この間キューバやメキシコに遠征し、ベレンでも度々公開勝負を行っていた前田だったが、年齢40を越えた1922（大正11）年、格闘家として引退し、1924（大正13）年には腎臓の病を患って入院中、親切に看護にあたったイギリス人のデイジー・メイ・イリスと結婚し、その後セレスチという養女も迎え本格的にアマゾンへの入植事業に関する。

折しも日本側でもサンパウロ州偏重だった移民政策を見直すとともに、新たにアマゾンが有望な入植地として検討され始めた。

また、アマゾンの地元パラ州側でも、未だ手付かずのアマゾン開墾の希望を日本人に託そうとしていた。その視察に外務省の嘱託員や駐ブラジル大使、鐘紡の調査団などがアマゾンを訪れると、州政府要人にも顔の利く存在となっていた前田は、積極的に案内役を買って出、アマゾンの有望性を熱心に説いてまわった。

前田自身も外務省の嘱託となり、アマゾン入植のための国策会社である南米拓殖会社が設立されるとその現地代行会社の監査役となった。さらに上塚司らによるアマゾニア産業が設立されると、その取締役となり、州政府との交渉や入植者達の世話を奔走し日本人移民社会を支えた。

1941（昭和16）年11月、遂にアマゾンの発展をその目にすることなく63年の生涯を閉じた。その葬儀では、ベレン市街から墓地までの道のりをベレン中の自動車が列を作って棺を見送った。いかに前田が当地のベレンの名士であったか、窺い知ることができる。

結局富田とともに渡米して以来、前田が再び祖国日本の土を踏むことはなかった。1930（昭和5）年に前田が送った私信には次のような言葉が書かれていた。

勿論、植民は一兩年にして栄華の実を結ぶものではないので、小生の死体が墓の下に朽ちて白骨となった頃、この辺に日本人前田—コンデ・コマの墓標はある筈だと、繁栄した同胞移民の手で苔の生えた小さな墓標が探し出される日があることを信ずる。その時小生の霊魂は不滅に残って自分の信念が貫徹されたことをどんなにか喜ぶ事であらう。

日本人の持ち込んだ苗による胡椒の栽培がトメアスで成功し、アマゾンに空前のピメント（胡椒）景気をもたらすのは、前田が亡くなってから5年後のことだった。

前田は、柔道の活躍により身分が保証され現地の信頼を獲得し、アマゾン開墾に貢献し

た。なぜ前田は、異国の地で受け入れられたのであろうか。

当時の日本人移民にとって柔術・柔道は、身元を保証する名刺代わりになっていた。それはすでに柔術・柔道は世界的に伝播されていたことを意味する。

前田は文化運搬者として欧州、とりわけブラジルで歓迎された。前田の精神は、後にブラジリアン柔術に受け継がれていった。

近年、総合格闘技において躍進しているブラジリアン柔術も文化変容による再生産の産物といえる。

そして日本移民が柔道とともにブラジルに渡ってから約 100 年が経った今日、ブラジリアン柔術の日本における普及は日系ブラジル人の流入とともに拡大している。出稼ぎ日系移民とともにブラジリアン柔術が日本へ戻ってきたことは、まさにブーメラン型の文化変容の過程を辿っている好例といえる。

このように 1930 年代になると、欧米型のスポーツが、グローバリゼーションの潮流のなかで文化変容しながら国民の意識が形成されていく中で、柔道などの武道は、スポーツ化しながらも、伝統的価値とのつながりや国民の文化的アイデンティティを保持しつつ発展した。

しかしながら、このような移民の柔道史は、柔道正史から忘却されてしまう。

これだけ海外で柔道の普及に従事した前田であるが、講道館柔道の殿堂には現在も前田の名前は存在しない。正史では前田の扱いは矮小化されているといってもいい。

なぜ、ブラジル開拓移民としての前田の活躍は正史では語られてこなかったのであろうか。

それは嘉納が異種格闘技戦を禁止していたからである。とはいえ前田には御咎めはなく黙認されていた。講道館柔道にとって前田の活躍は、講道館にとってこの上ない広報活動となったことは間違いない。

加えて、ブラジリアン柔術がブラジルで特異な発展をしたのには、当時のブラジルにおける日系移民社会の必要性によるところが大きい。

前田の薫陶を受けた日本人、尾崎英行氏によるとナイフを持つ相手に対してどう腕を極めるか、後ろから羽交い締めされたときにどう対処するかなど当身や蹴りなどの実践型の護身術が稽古の中心だったという(神山[2014:169-170])。

また当時の前田を知るベレンの古老によると「コンデさんは普通に街をあるいていても、曲がり角に来ると必ず大回りして、死角に誰かいないかを確認してから歩き出した。晩年になってもその癖は直らなかった。」「勝負に際しては、二つのことを言っていた。一つは絶対に勝つという意気込みで、相手から目を離すな。二つは、相手が息を吐いた時に飛び込め。息を吸う瞬間こそ弱い時だから」(神山[2014:171-172])と当時の移民と原住民が混じり合う危険な社会の日常であったことを示すエピソードがある。

このように治安が悪いブラジルでは護身術が必要であり、実社会でも打撃に対応したり相手を制したりすることで、グレイシー柔術は発展した。当時のブラジル社会と日本社会

の違いが、根本は講道館柔道であったものを分岐させた。それが危険を取り除きスポーツ化した今日の講道館柔道と、何でもありの実践型に発展したグレイシー柔術である。

### 3.6.3 武道と思想善導

普通選挙法と治安維持法が成立した1925（大正14）年、第一次世界大戦を経て不況が深刻化すると、日本の労働争議数がピークに達した。また大正デモクラシー運動や労働運動に対して、政府は治安対策の観点から警察力を拡大した。

その一方で国民には反警察感情も浸透し、学生運動は社会主義と連動し本格的になってきた。それを危惧した文部省は、欧米から流入するデモクラシー思想に対抗する思想善導の手段として、武道導入を検討しはじめた。

同年3月、第五十議会において柔道を正課として必修化する以下の議案が可決した。

政府ハ青少年ノ心身ヲ修養鍛錬シテ、質実剛健ノ精神ヲ涵養スルタメ、武道ヲ小学校ノ教科目ニ加ヘソノ素地ヲ作り、中等学校ニ於テハ速カニ独立ノ必須トシ、殊ニ師範学校ニ於イテハ一層ソノ程度を高メ、以テソノ普及発達ニカヲ致サレンコトヲ望ム。

しかし、大滝によるとこのような建議案が可決されたにもかかわらず、1926（大正15）年の新制体操教授要目制定の際にも実施に移されることはなく、それは1931（昭和6）年の改正まで続いた。

なぜなら、1913（大正2）年、1926（大正15）年の学校体操教授要目にあるように「技術の末、奔って勝敗を争う目的をしてはいけない」「競技（試合）においても礼節が必要であり勝敗にとらわれることのないように」という意見が長期に渡って文部当局内に強かったからである(大滝(他)[1951:5-6], 藤堂[2007:140])。

#### <大正2年の学校体操教授要目>

剣道及柔道ハ、ソノ主眼トスル所、心身ノ鍛錬ニアリト躍モ、特に精神的訓練ニ重キヲ置クベシ。技術ノ末ニ奔リ、勝敗ヲ争ウ目的トスルガ如キ弊ヲ避クルヲ要ス

#### <大正15年の学校体操教授要目>

剣道及柔道、ソノ主眼トスル所、競技等ニアリテ特ニ礼節ヲ重シ徒ニ勝敗に捉ハルルカ如キコトアルヘカラス

すなわち文部当局は柔道の教育的価値の高いことについては十分認めていたものの、試合などの勝敗になると行き過ぎた攻防に転じ、精神的訓練を逸脱することを懸念していたのである。

このような時代を背景に、1926（昭和元）年、中学校・師範学校令施行規則と学校体操

教授要目が改正され、「撃剣」が「剣道」、「柔術」が「柔道」と改称された。

1928（昭和3）年には、第一回の普通選挙が実施され、無産政党が躍進しはじめると、危機感を抱いた政府は、左翼関係者を治安維持法違反容疑で一斉検挙した（三・一五事件）。三・一五事件以降、スポーツの奨励が思想対策の手段として明確に確認され、国家政策のなかに位置づけられていく。

文部省はスポーツ政策の重点を国民の「身体」から「思想」へと大きく旋回させることになる(坂上[2001:34])。また容疑者のうちの129名が学生であり、このことは文部省に衝撃を与えた。無政府主義（アナキズム）や共産主義（ボルシェヴィズム）を論じることは若いインテリ層の知的ファッションとなり、「アナボル」は流行語にもなった。さらに1933（昭和8）年、時事新報に「嘉納館長の令息が静岡高校在学中にたまたま赤化事件の関係者として学校当局より諭旨退学」と掲載された(井上[2004:175])。このことは講道館のみならず、武道関係者にも衝撃を与えた。

武道と思想善導の流れは下記のとおりに移したと考えられる。

- ・1926（昭和元）年、中学校・師範学校令施行規則と学校体操教授要目が改正され、撃剣・柔術が、剣道、柔道と改称される。
- ・1928（昭和3）年、第一回普通選挙が実施され、無産政党が躍進し三・一五事件が起きると武道を思想善導の手段に用いようとする流れが強くなる。
- ・1931（昭和6）年、剣道と柔道は中学校の必修科目に制定され、学生の左傾化を防ぐため、心身鍛練修養を武道教育にもとめた。
- ・1933（昭和8）年、「嘉納館長の令息が静岡高校在学中に赤化事件の関係者として学校当局より諭旨退学」と時事新報に掲載される。
- ・1936（昭和11）年、文教法規のなかで「武道」という名称が初めて用いられた。武道上に神棚を置くように文部大臣が答申。

前述したように武道は明治期には、学校体育には「準正課」として扱われていたが、のちに武道は国体護持の装置として利用され、1931（昭和6）年、中学校の必修科目に制定された。

柔道が必修化された当時の日本は、満洲事変、国際連盟脱退、日中戦争と続き、国外では日本が孤立する一方で、国内では武道教育を通して国体が諮られていた。なぜなら明治、大正、昭和になっていく過程で産業資本による大規模な組織化、近代化、欧米思想の流入など急激に社会変化するなかで、武士道精神、武徳の価値観をそのまま実現していくことは困難となっていたからこそ、学校体育の中に必修化することで武士道精神、武徳と武道を結びつける必要があったからである。

### 3.7 まとめ

戦前における講道館と大日本武徳会の関係、段位制度、形と試合審判規定の形成、警視庁柔道、高専柔道といった多角的、複眼的な視点から、戦前の柔術・柔道について述べた。

講道館と武徳会が戦前、どのように対峙していたのか。講道館は純粋に民間の、いわば町道場の代表であり、講道館柔道は民間の武術改革運動だったとみなされうるのに対し、武徳会結成は伝統を保守しようとする半官半民の復古運動だった。一方で講道館の拡大に押されて防戦一方だった古流柔術は武徳会を対抗の足場とし、一時的に息を吹き返すことになった。

その講道館と武徳会が対峙する緊張関係に至った要因が段位制度であった。柔道の場合には二大組織であった講道館と武徳会が柔道界を支配し、それぞれが段位を発行していた。段位制度はいわば、当時のライセンスビジネス、家元ビジネスとしての権威の象徴でもあった。このように戦前では、公的団体の武徳会と教育者嘉納の私的団体である講道館が、設立当初から対極をなす緊張感のある関係を維持し、それに伴い柔道は日本に着実に普及拡大していった。

普通選挙法と治安維持法が成立された 1925（大正 14）年、第一次世界大戦を経て不況が深刻化すると日本の労働争議数がピークに達した。また大正デモクラシー運動や労働運動に対して、政府は治安対策の観点から警察力を拡大した。

その一方で国民には反警察感情も浸透し、学生運動は社会主義と連動し本格的になってきた。それを危惧した文部省は、欧米から流入するデモクラシー思想に対抗する思想善導の手段として、武道導入を検討しはじめた。

特に 1928（昭和 3）年には、第一回の普通選挙が実施され、無産政党が躍進しはじめると、危機感を抱いた政府は、左翼関係者を治安維持法違反容疑で一斉検挙した（三・一五事件）。三・一五事件以降、スポーツの奨励が思想対策の手段として明確に確認され、国家政策のなかに柔道は位置づけられていく。文部省はスポーツ政策の重点を国民の「身体」から「思想」へと大きく旋回させることになった。

そこで新たな疑問が生まれる。思想善導を目的として戦前に行われていた柔道が、「日本最古最大の柔道である講道館柔道」であるならば、武徳会のみならず、講道館も危険団体とみなされて処分、解散を命じられていたはずである。それなのになぜ講道館は解散処分を免れたのであろうか。2つの組織がなぜ戦後全く異なる運命を辿るのであろうか。

この点については、第 4 章で戦後の講道館を中心とした柔道復活の動きをたどるなかで知見を得ていきたい。

## 第4章 近現代の柔道史（戦後）

第4章では、講道館が柔道正史を語りつつその他の柔道史を解釈する枠組みとなり、神話性を強めていく過程を追うことにする。

戦後になると、国内で武徳会および高専柔道がGHQの命令および学制変更によって消滅したため、当初は講道館の「正史」のみが爾後の歴史を描くことになるかに思われた。ところが武徳会の柔道家の一部が海外に渡航し指導を行ったためその技術と精神は海外で生きのびることとなった。その上、海外では各国の民族格闘技が講道館柔道と混交を始めた。とりわけ国際大会においては、講道館柔道もJUDO<sup>16)</sup>に変質せしめられるようになった。

一方で高専柔道は、国内で旧七帝大のみで継承されたため技術においては大勢を支配することはなくなったが、むしろ大企業などの管理職になるような有能な人材を各界に輩出し、一定の影響力を確保した。

それゆえに戦後においても、講道館による柔道正史だけでは、海外で残存した武徳会の伝統や民族格闘技と混交したJUDO、そして七大戦の柔道といったその他の柔道史までは十分に説明できないことになった。つまり現代の柔道は講道館柔道・海外に残存する武徳会柔道・JUDO・七大戦柔道の全体から成るのに対し柔道正史は講道館柔道だけにしか焦点を当てないため、両者は微妙な齟齬をはらむこととなり、柔道正史は客観的な歴史というよりも神話のような様相を示すことになった。

第4章では現代の柔道と講道館神話とを結びつけるために、戦後の柔道史を概観してみる。

### 4.1 戦後における講道館を中心とした柔道復活の動き

武徳会が解散させられ、1945(昭和20)年11月以降は学校柔道も廃止となった柔道界は、社会体育としての柔道が許された町道場の代表、講道館を中心に復興していった。

柔道界において講道館と勢力を二分していた武徳会は、段位を発行していたため、常に講道館とは軋轢が絶えなかった。武徳会の解散は、講道館にとっては軋轢が解消され、段位発行による利益を独占できること、半ば官制で強力に全国、および海外にまで武徳会が勢力を拡大していた柔道界の権威を講道館が一手に掌握することを意味していた(松原[2006:51-52])。それは柔道を講道館柔道として再統合する機会となった。

さらに講道館を中心に柔道復帰にむけて戦後、米軍キャンプや進駐軍にデモンストレーションを行った。明治大学の姿節雄は『学生柔道30年の歩み』のなかで下記のように回顧している。

「悲惨な5年の月日」

敗戦で学校柔道が占領軍命令により禁止された期間は、今から回顧すればわずか 5 年間であったが、我々柔道人にとってはいつ学校柔道が復活できるかと永い悲惨な期間であった。

講道館から柔道のデモンストレーションのため、進駐軍キャンプに畳をトラックに積んで長岡、三船先生らとともに出かけたのも、この当時の苦しい思い出である。

学校柔道禁止が昭和二十五年暮れ、ようやく解除され、翌年二十六年秋には待望の全日本柔道連盟が大阪において結成された(全日本学生柔道連盟[1981:144])。

学校柔道の復活についても、文部省と講道館（嘉納履正講道館三代目館長）が中心となり請願運動が行われた。1949（昭和 24）年 7 月体育局長東俊郎によって「学校柔道実施要請」として次のような要望書が文部大臣請願書とともに総司令部 CIE に提出された(大滝(他)[1951:36-37])。要望書の前文を引用すると、

近代柔道は 1882（明治 15）年嘉納治五郎氏の創始にかかっている。

即ち嘉納氏は従来我が国の武士並びに庶民の間に武術として行われていた各種の柔術を教育的体育的見地に立脚して取捨し、改良し、さらに新技を考案し、軽妙で危険のないスポーツ的な柔道をつくりあげた。その後、柔道は我が国各層の人々に愛好され、又外国人の間にも愛好者が増加してきたので、オリンピック委員だった嘉納氏は、これをオリンピック競技の一に加えるべく運動を続けてきたがついにその結果を見ずに 1938（昭和 13）年に逝かれた。しかしこの平和な柔道にも満洲事変を契機として、戦時的色彩が浸透し、特に軍の要請は柔道の持っている武技の面を極度に強調し、白兵戦闘的動作へと著しく変貌させた。

この要望書は、武徳会の武道を「武技」、講道館の柔道を「平和」と位置づけている。それ以降、講道館は柔道の中心となった。そして柔道は、嘉納治五郎の創造した柔道として新たに定義されたといってもいいだろう。

さらに文部省も、早期の学校柔道の復活をめざし、1950（昭和 25）年 6 月に次官会議をはかり、内閣総理大臣の了解をえて、以下の文部大臣請願書（1950 年 5 月 13 日付）を総司令部に直接提出した。以下はその内容である。

学校柔道実施についてのお願い

終戦直後、文部省が戦時色を払拭するために、学校における体育の教材から除外し、これまでその実施を中止してまいりました柔道は、その後文部省において、各種の資料にもとづき研究の結果、現在の柔道は、完全に民主的スポーツとしての性格、内容をそ

なえ、その組織も民主的に運営され健全に発達しつつあつて、もはや過去のよう軍国主義との関連性において取り扱われるような懸念がなくなりましたので、学校スポーツの一教材として実施することはさしつかえないとの結論に達しました。進駐軍関係者において柔道を愛好する方々が増加しつつある今日、貴当局においてもこのことの実態であることは、既におみとめくださつていことと存じます。

その教育的価値の立証ならびに結論についての関係書類は既に 1949 年 7 月 CIE 担当官に提出しております。次に現在の柔道で改善された主な点をあげたいと思います。

(一) 教育的価値について

柔道は学校体育の目標とする身体的発達、知的発達、社会的態度の育成および安全、レクリエーションに対する理解、態度、技能の発達に大きな貢献をなし、その教育的価値は極めて高い。

(二) 実施方法について

1. 段別の外に体重別、年齢別の試合も実施するようになった。
2. 儀礼的なものは殆どなくなり、スポーツとして楽しく行われるようになった。
3. 戦時中行つたような野外で戦技訓練の一部として集団的に行う方法を全面的に廃止した。
4. 当身技、関節技の中で危険と思われる技術を除外した。

(三) 審判について

1. 誤審防止の徹底を期し主審の他に二名の副審をおき合議制にした。
2. 完全に勝敗が決しなくても技術、態度、体重等を勘案して判定勝ちを認めるようになった。

(四) 一般人の関心について

1. 新しい柔道に対する一般人の関心が高くなって観衆が多くなった。
2. 特に女性の観衆が多くなった。
3. 明るい気軽な雰囲気をつくってきた。

(五) 競技会について

1. 試合が戦前のように勝敗にとらわれなくなったので、雰囲気が明朗になった。
2. 競技設備や掲示指導の方法を改善し、観衆の便宜を考慮するようになった。
3. 出場者ならびに観衆に対して各種の儀式、作法等を強制しなくなった。

(六) 柔道界の組織について

1. 柔道をスポーツとして愛好する人々によって民主的組織が結成された。
2. 役員ならびにその選出法、組織運営は民主的になされた。
3. 全国団体である全日本柔道連盟が、新たにアマチュア団体である日本体育協会に加盟している。

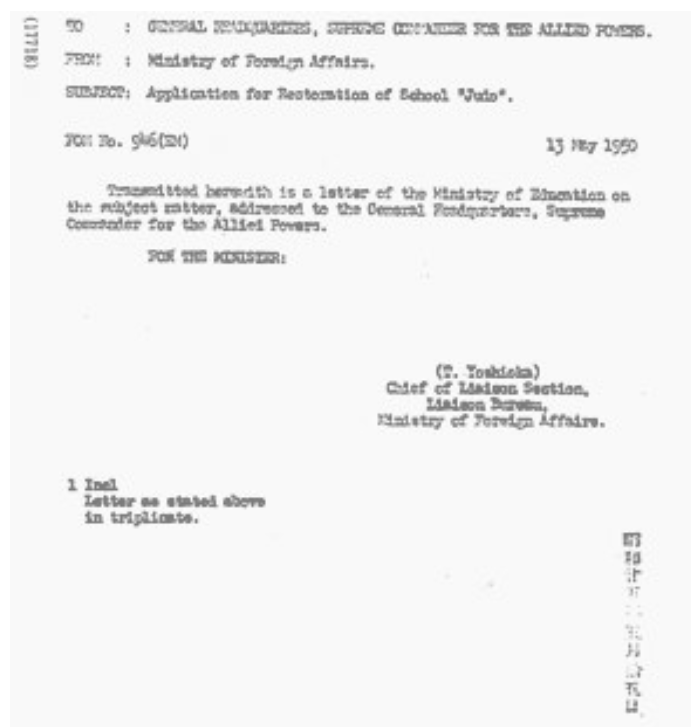


この際新しい柔道を学校スポーツ教材として実施することは適当な措置であると信じますので、その実施をおみとめくださいますことをお願いいたします。

1950年5月13日

マッカーサー元帥殿

文部大臣 天野 貞祐



資料 4 - 1 1950 (昭和 25) 年 5 月 13 日学校柔道復活に関する文部省請願書原文(Brousse 氏提供)

以上のように、請願書の内容は、具体的な変化を統計などで示すことなく極めて主観的であった。また民主化された柔道といいながら講道館や全柔連の実態は民主的ではないという批判も後年に現れたが、これを受けて GHQ は 1950 (昭和 25) 年 5 月 13 日付けで「学校柔道の復活について」の覚書を日本政府に渡した。それには下記のような注意事項が明記された。

1. 現下の国際情勢にかんがみ、新聞ならびに外部への大げさな発表はつつしみ、実施についての具体策が決定したら学校、関係団体の責任者に連絡すること。
2. 実施してよい柔道とはあくまでも大臣の請願書に規定された柔道であること。
3. 指導者は体育の指導者であり、新しい柔道を理解していなければならない。

#### 4. 委員会を構成し柔道の実施要項をつくること。

この実施許可の覚書を日本政府に手渡したことにより、戦後、新しい柔道として刷新することを条件に、学校柔道の実施に許可がおりた。

そこで文部省は早速「学校における柔道の実施について」という文部事務次官通知を国公立大学長、公私立短期大学長、各府県教育委員会、旧制のまま存続していた大学高等専門学校長当てに出した。

これ以降、柔道は、「現在柔道と呼ばれているものは、故嘉納治五郎先生によって創設された講道館柔道である」(大滝(他)[1951:36-37])と定義されることとなった。

そして嘉納の講道館柔道は武徳を押し出さないスポーツとして再定義され、学校柔道の再開がGHQに容認されることとなった。それにもない、武専で薫陶をうけてきた柔道指導員は学校から排除され、柔道指導員は体育教員でなければならなくなった。

これらのことによって、松原が指摘するように、私たちが現在において見聞きし、体験している「柔道」が始まるのである。そして、戦後になってついに講道館が唯一の中心として柔道界を支配していくようになった。その結果として武徳会の女子柔道の歴史は埋没することになった。

ただしここでの支配とは、「武道」としての柔道がいかなるものであるのかについての解釈権が、当時のGHQ、CIE、文部省などにより排他的に確立されていったことを指す。戦後、日本に柔道が生き残るためには、戦犯として括られた武徳会柔道を切り捨て、「スポーツ」としての柔道、すなわち講道館柔道に刷新するしか選択肢はなかったともいえる。

敗戦とGHQによる武徳会解散命令、さらに学制改革により武道界は再構築され、戦後においては柔道を中心とする伝統武道が武道の正統を継ぐものとしての地位を確立していった。

柔道復帰にむけて戦後、米軍キャンプや進駐軍にデモンストレーションを行うなど講道館の柔軟な政治力がさらに刷新の原動力になったのだろう。一方、武徳会再建運動は一時期立ち上がったが、次第に忘却されていった。さらに「武道」として残る道を選択した剣道は、柔道が比較的早く解禁されたのに対し、1952（昭和27）年に連合軍の占領が解かれるまで解禁に時間を要することになった。学校柔道を活動の主体としていた武徳会は禁止され、民間組織（町道場）であり社会体育としての柔道を実施していた講道館を中心に復興していくことができた。また実際に公職追放になったのは、武徳会に所属していた講道館十段の磯貝らであり、講道館関係者といえども武徳会関係者であった場合には容赦なくページをうけた。

それではなぜ思想の面で大きな違いもない2つの組織が戦後全く異なる運命を辿ったのであろうか。

GHQの真の狙いは、武装解除として柔道を禁止することではなく、東條武徳会を解体することであった。そのことによって武徳会柔道部門も巻き込まれる事態となった。

しかし、なぜ GHQ は、講道館を解散させなかったのでしょうか。その問いに対しては本稿では実証することができなかった。今後は GHQ に関する英文資料を渉猟し、研究課題として引き続き取り扱っていきたい。

## 4.2 戦後の国際社会における柔道の歴史－国際柔道連盟の発足－

国際柔道連盟(IJF)は1951(昭和26)年7月に初代会長イタリアのアンドレ・トルチのもと結成された。しかし、欧州における組織化は戦前より始まっていた(Brousse[2005])。1932(昭和7)年にはドイツ・フランクフルトにおいて夏季柔道大会が開催されヨーロッパ柔道連盟が設立されていた。特にドイツではベルリン五輪(1936)を成功裏に収め、第二次世界大戦にむかうヒトラー政権下(国家社会主義ドイツ労働者党)において、体育局のなかに柔術・柔道連盟を組織化した。日本で日露戦争の勝戦を契機に柔術が注目されたように、格闘技は強兵に利用された。しかし戦後これらの組織は自然消滅していた。

戦後、1948(昭和23)年になると、第14回ロンドンオリンピック大会を機会に、イギリス、イタリア、スイス、オランダの4カ国によってヨーロッパ柔道連盟(EJU)が結成された。このとき国内の連盟の統一がまだできていなかったフランスは参加を見合わせていた。1950(昭和25)年になって柔道大国のフランスも加盟し、参加国は11カ国となり本格的に活動を展開するようになった。

さらに翌年の1951(昭和26)年7月ロンドンでEJU第4回総会が開催され、アルゼンチンからの参加申込があり、国際柔道連盟(IJF)と改称した。

その際、EJUは日本に配慮し、講道館館長宛に第4回EJU総会への館長推薦の代表者を派遣してほしい旨の招請状を送ったが、重要な会議にもかかわらず、講道館は派遣を見送った(村田[2013:330])。

このことから、今日のIJFはEJUが前身となっており戦後の国際柔道の舞台では、欧州が先導をとっていたことがわかる。

なぜIJF設立に日本は乗り後れたのであろうか。それは当時の日本は敗戦直後にあったからであり、まさに連合軍占領下の混乱期であった。すなわち日本は第二次世界大戦終結からサンフランシスコ講和条約締結までの間、連合軍の占領下に置かれた状況であり統治権は日本政府にあったものの、戦前、講道館とともに武道界を支えてきた武徳会は解散を命じられ、学校柔道は全面的に禁止されていた。実際のところ国際柔道連盟の加盟どころではなかった。

さらに講道館は、日本柔道界の覇権を掌握したとはいえ、国際的な覇権については正確に理解できず、対応が常に後手に回ってしまった。

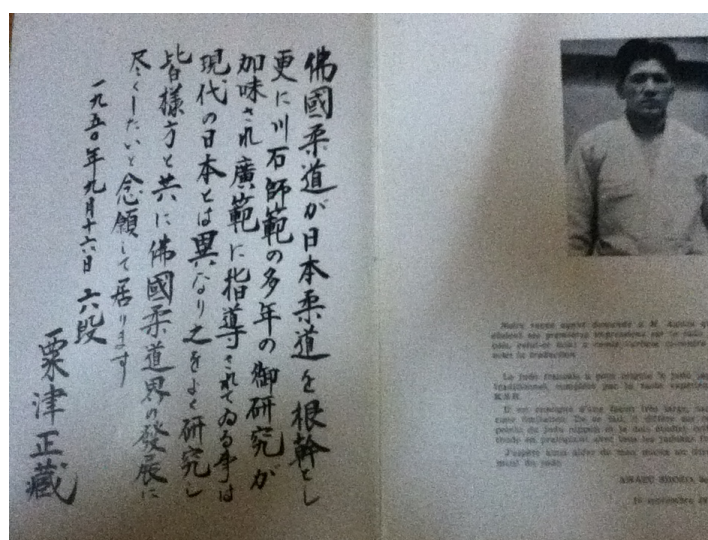
1951(昭和26)年9月8日、日本政府はサンフランシスコ講和条約(正式名:日本国との平和条約)に調印した。同条約は1952(昭和27)年4月28日に発効し、日本は正式に国家としての全権を回復した。それを受け、同年12月10日国際柔道連盟に加盟し、さらに講道館館長、全日本柔道連盟会長であった嘉納履正が2代目国際柔道連盟の会長に就任した。

しかしこれらのシナリオは、事前に準備されていたものでもあった。松本芳三著の『世界の柔道:訪欧米柔道使節団の記録』によると、嘉納履正講道館館長を団長とする国際柔

道親善使節は、1951（昭和26）年11月28日から1952（昭和27）年2月15日まで欧米9カ国を巡歴した。

フランス柔道連盟ボネモリ会長が嘉納履正講道館館長に招待状を送ったのがきっかけであった。明示的な目的としては国際柔道親善使節団として国際親善であるが、ボネモリが考えた戦略的な目的は、柔道の本家日本を巻き込むことで国際柔道連盟の主導権を握り、その力を利用してフランス国内の有段者会（College des Ceintures Noires de France）、フランス柔道連盟 FFJ(Fédération Française de Judo)などいくつもの団体が乱立するフランス柔道界を一本化することであった。

1章でも述べたが武徳会が解散し足場を失われた武徳会関係の柔道家は欧州へ指導に渡った。なぜなら、当時の欧州では、連盟の組織作りに、高い技術と指導力をもつカリスマ性のある日本人指導者を必要としていた。道上のほかに後にフランス柔道の父と言われる栗津正蔵も、既にイギリスやフランスで独自の柔道教授法、連盟作りを推進していたフランス柔道連盟や川石酒造之助の招聘を受け渡仏した。



資料4-2 1950（昭和25）年9月16日、  
栗津氏が渡仏した際にフランス柔術柔道連盟に宛てた書簡

出典：Bulletin Officiel de La Fédération De Judo et De Jujitsu Collège des Ceintures Noires de France septembre 1950, No.7

一方の講道館は、本家の影響力を世界に広める為に、戦後の再構築された柔道の正統は講道館柔道であるという定義を全面に押し出し、「各国の柔道段位は講道館が発行するもの以外認めない。柔道のあらゆる公式試合は講道館の審判規定で行うものでなければならない」（眞神[2002:156]）「講道館は日本においてのみならず、世界を通して段決定の唯一の

機関」(村田[2013:354])という家元意識をもち、国際舞台での復活を希望した。

全日本柔道連盟(全柔連)の主張は、講道館レギュレーションが国際柔道連盟のレギュレーションであるというスタンスであった。当然ながらこれには諸外国から激しい反発があった。

1951(昭和26)年12月ヨーロッパ選手権が開催された国際柔道連盟総会特別委員会で、ボネモリは連盟本部を日本に置き、次期連盟会長に嘉納を推すように提案した。なぜなら、以前からフランスは日本と連絡を取り合っていたからである(村田[2013:331])。

フランスは親善使節団として嘉納履正館長、田代重徳国際部長(六段)、松本芳三(七段)、醍醐敏郎(六段、以上講道館)、加えて川石酒造之助の個人的招待を受けた栗原民雄(元武徳会師範、九段)の5名を招待した。

使節団の目的は親睦ではあるが、フランスの真意は国際柔道連盟総会特別委員会に嘉納館長をはじめとする全柔連をオブザーバーとして出席させ、講道館とEJUの仲介をすることでイニシアチブをとることであった。

そこで日本の加入を強く要望され、それが実現した場合は嘉納館長を会長に推すことが非公式ながら決定した(藤堂[2007:192], 村田[2013:354])。

この件について講道館図書資料部長の村田[2013:342]は、「かくなる趨向に導いたものは何であっただろうか。それはボネ・モリの説得力、柔道の本山講道館に導いて貰いたいという期待、現講道館長があゝの嘉納治五郎の息子であるという威光、掛け試合で醍醐が見せた日本柔道の強さ等(の力)であろう。さらに推察すればそれぞれ力に対する欧米人の感嘆であろう。これらの要素が日本の優位を受容する下地になっていたとおもわれる」と述べている。

しかし、トルチ会長の意向のもと本部が東京に移ると不便になるため、嘉納を名誉会長にして実質的にはこれまで通りヨーロッパ中心の体制がよいという理由でこの提案は保留された(眞神[2002:152], 村田[2013:341])。

ところが1952(昭和27)年8月30日スイスのチューリッヒで催された第一回IJF総会において一時保留された全日本柔道連盟のIJF加盟が承認された。さらに五大陸(ヨーロッパ、アフリカ、アメリカ、アジア、オセアニア)を束ねる形で国際柔道連盟が改組された。

そして1952(昭和27)年12月10日、パリで行われたIJF臨時総会にて連盟本部を日本に置き、次期連盟会長は嘉納になることが決定した。

欧州では、本部の移管、嘉納会長就任の条件と引き換えに、「各国の連盟が出す段位を国際柔道連盟はそのまま認める」という申し合わせを決定した(眞神[2002:153])。

すなわち、欧州側は、嘉納にIJFの会長の座を譲るかわりに、段の家元制度(ロイヤリティー)を各国に譲渡するという交渉をしていたのだった。

結局、ボネモリの提案が通り、講道館館長・全日本柔道連盟会長嘉納履正が会長に就任した。また事務局長にはボネモリが就任した。

この結果、IJF本部は東京に、事務局はパリに設置されるという二重体制ができあがった。

どちらも譲らないという押し問答である。

しかも「家元」の講道館は、全柔連としてIJFに加盟し、嘉納履正がその会長に就任して講道館本部を置いてからも、「各国の柔道段位は講道館が発行するもの以外認めない。柔道のあらゆる公式試合は、講道館の審判規定で行うものでなければならない」という基本線を譲らなかった。

欧州を中心としたIJF加盟国はこのような全柔連・講道館の姿勢を、第一回総会での段位認定に関する申し合わせをIJF会長自らが平気で破っていると解釈していた。

1953（昭和28）年には各国の柔道連盟が整いはじめ、それぞれの国の連盟が段位を発行するようになっていた。昇段規定も各国それぞれが決め、手数料もごく安く、しかも明朗なシステムが採用されていた。段位認定権を得ることで独自の家元ビジネスを構築していたのである。

講道館は柔道の一流派の町道場にも関わらず、戦後GHQによって武徳会が解散させられたため、段位認定権を独占し、全柔連そのものの権威を持つことになっていた。そこで全柔連と講道館の違いを巧みに使い分け、大会の開催や国際関係の処理は全柔連が担う代わりに、段位発行と認定料は講道館へという仕組みを守り続けた(眞神[2002:155-157])。これはヨーロッパ柔道が目指している国際化と逆行するものであった。

欧州を中心とした諸国はこうした講道館・全柔連の路線に不信感を抱くようになった。

一方、講道館は「ボネモリの熱心な説得の結果、嘉納講道館長を国際柔道連盟会長に推戴するという合意に達した。これは非公式であり、この段階ではむろん効力の無いものであった。だがここに欧州柔道界の国際柔道連盟に対する動向が急転回し、講道館に同調するものとなったのである(村田[2013:341])と解釈している。すなわち、「申し合わせ」は非公式という見解である。

第二回IJF総会は1956（昭和31）年5月7日に東京産経会館国際ホールにおいて加盟24カ国代表出席の元に開催された(老松[1966:383])。正式加盟国は30カ国となっていた。このときの議題はIJFの規約及び細則の改訂である。

初めてイニシアチブを講道館が取るようになってからの総会で、早速、規約、試合規定の改訂の案件で紛糾した。それ以降IJFの総会では、毎回規約の改訂が議題として提出され、そのたびに紛糾した。

日本において「IJFの初代会長は嘉納履正である」(藤堂[2007:193])と記述されるように、国際柔道連盟の結成の経緯、歴史、規約に関して、欧州側と講道館、全柔連の認識ギャップ(乖離)は、結成当時からあった。

例えば、試合規定である。日本が提案した講道館ルールがIJFで支持を得られなかったため、現在も日本においては国際(IJF)ルールと国内(講道館)ルールの2つが存在する。また試合規定以外にも認識ギャップがあった。それが体重別制、女子柔道であった。後者については、第6章で詳述する。

表 4 - 1 IJF 歴代会長

就任期間	IJF 歴代会長	国籍
1951	アンドレ・トルチ	イタリア
1952-1965	嘉納履正	日本
1965-1979	チャールズ・パーマー	イギリス
1979-1987	松前重義	日本
1987-1989	サルキス・カルゴリアン	アルゼンチン
1989-1991	ローリー・ハーグレイブ	ニュージーランド
1991-1995	ルイス・バゲナ	スペイン
1995-2007	朴容晟パク・ヨンソン	韓国
2007-現在	マリウス・ビゼール	オーストリア



### 4.3 全日本学生連盟の発足

戦後の柔道、とりわけ学校柔道は、GHQの主導の下、武道的柔道（武徳会）を切り捨て、民主的スポーツ（講道館）に一本化することで復活した。

待機していた学校柔道関係者は会合を重ねて学生柔道連盟の結成を図り、東京では1950（昭和25）年12月に各大学有志が参集し、結成準備をすすめていた。そして1951（昭和26）年3月3日、岸記念体育館（現在日本体育協会/JOC本部）に各大学関係者が集まり、「東京学生柔道団体設立準備委員会」が結成された(工藤[1975:316])。

一方関西では、東京と同時期に学生柔道連盟結成の運動がおこり、1951（昭和26）年6月17日関西学生柔道連盟が結成された。その記念大会として第一回関西学生柔道大会が毎日新聞社支援を受けて、大阪城内にて開催された。九州では福岡県学生柔道連盟から九州学生柔道連盟へと発展した。

この動きは全国的に活発化し、同年10月20日、各地区学生柔道連盟が毎日新聞社大阪本社の会議室に参集し、全日本学生柔道連盟（学柔連）を発足した。これ以降、全日本学生選手権、東西対抗、全日本学生柔道優勝大会では学柔連と毎日新聞の共催によって開催された。学柔連の当時の役員は以下の顔ぶれであった。

会長 嘉納履正（全日本柔道連盟会長）

副会長 高広三郎（東京学生柔道連盟会長）

理事長 早川勝（関東学生柔道連盟会長、石炭経協専務理事、前日経連専務事理）

副理事長 松本芳三（東京教育大助教授）

このように戦後、急進的に学柔連が勢力を拡大し、組織化した背景には、それが加盟大学の学生とOBからなる任意な組織であり、極めて自主性の強い団体であったことがある。1952（昭和27）年、学柔連が全柔連に加盟するとき「昇段問題は全柔連にすべて一任、審議権、推薦は持たない」すなわち段位認証権は持たないという条件付きで加盟が認められた経緯があった(工藤[1975:324])。そのことにより、全柔連の傘下であっても、都道府県柔道連盟とは異なって段位推薦権の利害関係のない団体ということになり、講道館や全柔連に縛られない自由で進取の気風が養成された。経済界で活躍する学生柔道OBの支援を取り付けることで、学生大会を毎日新聞社の共催で開催したり、1955（昭和30）年には初めて日本学生柔道使節団（早川勝団長）をアメリカへ送り出したりもした。

#### 4.4 東京五輪とヘーシंक台頭

1956（昭和 31）年、5 月 3 日、東京国技館において第一回世界柔道選手権大会が、21 カ国 31 名の代表選手を招いて行われた。参加国は下記の通りである。

表 4 - 2 第一回世界柔道選手権大会参加国

ヨーロッパ	11	オーストラリア、ベルギー、デンマーク、西ドイツ、オランダ、スペイン、スイス、イギリス、ルクセンブルグ、フランス、ザール（フランスの保護領。現在のザールラント州）
アメリカ	4	アルゼンチン、キューバ、アメリカ合衆国、カナダ
アジア	6	台湾、フィリピン、カンボジア、インドネシア、タイ、日本
合計数	21	参加選手 31 名 優勝夏井昇吉、2 位吉松善彦、3 位アントン・ヘーシंक（オランダ）

第一回大会では、IJF の初の試みということで、勝敗よりは参加国間の友好親善が図られ、各国の派遣選手 1 名に対して往復の旅費、滞在費を全額日本側が負担した。このことから、日本が主導しながら大会を運営していったことが窺える(村田[2013:380-382])。

アントン・ヘーシंक（オランダ）が 3 位入賞を果たしたことで、諸外国でも柔道人気が高まってきた。特にフランス、アルゼンチンが、1958（昭和 33）年はパリで第二回大会を開催したいと IJF 総会（1957）で提案した。けれども世界と銘打つ以上、できるだけ広く参加可能な国々を網羅し、それぞれの代表選手を集めて覇権を競わせるのでなければ意味がないという理由、さらには経費の点から、本部は日本で開催するのが最も望ましいと説得し、結局第二回大会も日本で開催されることが決定された(村田[2013:380-382])。

第二回大会は 1958（昭和 33）年 11 月 30 日、東京体育館で開催された。参加国は 18 カ国 39 選手であった。しかしメダリストは全員日本人であった。第一回大会では日本人同士が決勝戦をたたかったことでもわかるように、外国人選手と日本人選手の間には歴然たる実力差がみられ、疑惑の判定は起らなかった。

しかし第二回大会では外国人選手と日本選手の実力差が拮抗してくると日本人最良をすする日本人審判員の判定に、EJU を中心に不満の声が吹き出した。このように実力をつけ始めた欧州勢はホーム（欧州）での大会を切望していた。

1959（昭和 34）年の IOC（国際オリンピック委員会）総会で柔道が正式種目として採用されることがきまった。1960（昭和 35）年 8 月 22 日、IOC ローマ総会にて、第 18 回オリンピック大会（1964）の東京オリンピック大会にて柔道が正式に五輪種目として採用された。男性柔道が五輪種目として採用されたのは 1964（昭和 39）年東京大会からである。五輪に柔道が採用された経緯についてはこれまで明らかにされていない。

例えば、次のメキシコ大会では柔道種目は行われなかった。この経緯についても未だ明

らかにされてない。

「そもそも東京五輪大会は1回だけの公式種目として条件付き参加であった」、「エキシビション（公開競技）としての位置づけであった」、あるいは、「ヘーシンクが東京大会で優勝したことによりミュンヘン大会から公式種目として返り咲いた」ともいろいろな説があるが、今後検証されるべき課題である。

柔道をオリンピック種目にという IOC への働きかけは、主としてヨーロッパ(EJU)主導で行われ、日本の財界も支援していた。しかし全柔連や講道館はあまり積極的ではなかった(眞神[2002:202])。

嘉納自身も柔道がオリンピック種目になる事に対して消極的であったという。イギリス武道会を創始しイギリス柔道の父とよばれた小泉軍治と嘉納の間で 1936（昭和 11）年にかわされた「会話」として残された文書などの資料を検討したところ判明しているのは、嘉納は柔道のオリンピック種目採用については否定的であり、オリンピックという傘の外において柔道独自の世界連盟結成を望んでいたということである。これは、「オリンピック・スポーツ」と柔道は異なるものと、嘉納はとらえていたことを示している(永木[2011:12])。

そして全柔連や講道館にも、嘉納の意思を尊重し、柔道は日本古来の武道であり、スポーツの祭典であるオリンピックには馴染まないとみなして五輪参加に反対する勢力が存在していた(眞神[2002:202])。

このような中、1961（昭和 36）年 2 月 4 日、全日本柔道連盟理事会では、柔道オリンピック審議会および特別委員会設置事項、並びに柔道オリンピック審議員、柔道オリンピック特別委員会委員等を設置した(村田[2013:435])。

とくに体重別制度の論議が白熱した。

なかでも無差別級の扱いについてである。「オリンピック大会に体重別を採用する理由」について、オリンピック審議委員会によると

柔道は精力善用に活用する道を学ぶものであるから、試合においても体重別を採らないことを本体としてきたが、オリンピック大会に競技(スポーツ)として参加する場合、オリンピック大会については、

- ① 相当幅広い体格差の認められる世界各国民が広く参加できる競技方法を考慮する
- ② すべての参加者に広く優勝の希望を持たせる競技方法を考慮する

等の見地から、試合の勝敗に影響を与える要素の一つとして考えられる体力（体重）の面において、極端に重い者と極端に軽い者とが試合しないように体重別クラス別を設ける、所謂、体重別制を採用する。しかし、技術の性質上、体重別の各クラスは大幅でよく、レスリングやボクシングのように細分する必要を認めない

と議案が提案された(村田[2013:438-439])。「極端に重い者と極端に軽い者とが試合しないよう」と提案しながらも、日本側のオリンピック審議委員会は、「軽いクラスの者が重いク

ラスに出場することを認める」という矛盾した見解で無差別級案を提案した。

結局、国際社会では支持を得られず、日本が提案した階級は採択されなかった。そしてヨーロッパ勢が提案した軽量級（68 kg 以下）、中量級（80 kg 以下）、重量級（80 kg 超）、無差別級が採用された。

五輪競技において柔道の無差別が支持されなかった理由について、「無差別は重量級選手が試合に出場できることに対する不公平性、女子柔道の採用で折からの五輪スリム化の立場からどれかを外す等で、無差別がその対象になった」(村田[2013:440])といわれている。

五輪の前哨戦となった第3回大会は、1963（昭和39）年フランス、パリのクーベルタン体育館にて開催された。日本以外の国で初めて開催された大会で、ヘーシンクが初優勝を果たした。このことは欧州勢にとって悲願であり、柔道が国際化したことを意味する一方で、家元日本にとっては落日の始まりを告げる事件でもあった。当時のIJFの会長であり講道館館長の嘉納履正がその時の気持ちを、

「一葉落ちて 天下の 秋を知る」

と表している。しかし、日本柔道界の現場では、東京五輪大会で雪辱を果たすべく、尻に火がついたように強化の見直しがなされた(村田[2013:415-419])。

一方、追われる立場となったヘーシンクはオリンピック目前になって大きな悩みを抱えていた。そのひとつがIOCのアマチュア規定である(眞神[2002:309])。

世界チャンピオンになったことでヘーシンクを取り巻く環境は大きく変化していた。石油会社のBP（ブリティッシュ・ペトロリアム）がスポンサーとなり、故郷のオランダ・ユトレヒトに当時のヨーロッパでもっとも大規模でモダンな柔道場がBPによって建設されたことである。ヘーシンクはもちろんその道場主であったが、BPはさらに道場横にデラックスなガソリンスタンドを建設し、ヘーシンクに経営も任せた。このモダンな道場には入門者が殺到し、東京オリンピック前には三千人を超えた。また、道場に面している通りには「ヘーシンク通り」と名付けられ、オランダ政府は、オレンジ・ナッソー勲章を授与した(眞神[2002:205])。

このように有名になり、自ら経営する道場が隆盛を極め大規模になったことをヘーシンク自らも公言し、「アマチュア規定に抵触しているのではないか」と囁かれることも多かったようである。しかし、オランダ柔道連盟やオランダオリンピック委員会(NOC)は、すぐさま「ヘーシンクはアマチュアである」と声明を出し、疑惑は解決された。

ヘーシンクは様々な問題とプレッシャーを乗り越え東京オリンピックに臨んだ。ヘーシンクにとって心強かったのは、日本人で武専出身の道上伯がコーチとして支えてくれたことであった。

道上はフランスだけでなく欧州各地で個人コーチとして指導をしていた。ヘーシンクは決勝で神永昭夫と対戦する。決勝ではヘーシンクが袈裟固めで神永を押さえ込み一本勝ち

で金メダルを奪取した。

その瞬間をNHK ラジオアナウンサー河原武雄は、「日本の柔道敗れました。今や柔道は日本だけのものではありません。柔道は世界の柔道になりました、新しい時代がやってきました」と表現している(眞神[2002:215-216])。

このヘーシンの勝利の瞬間、オランダ選手団は喜びのあまり、手に手を取り合って、畳の上のヘーシンクに駆け寄ろうとした。この時、一万五千人の観客は、ヘーシンクとは何者かを見た。ヘーシンクは右手をかざした。畳に駆け上がろうとするオランダ選手団を制したのだ。武道館に衝撃が走った。「負けた」と日本人のだれもが思ったという。

当時のヘーシンクは身長 198 cm、120 kg 対する神永は 178 cm、100 kg であり「小さいものが大きなものを投げる」日本柔道の真髄を神永が体現するものと思っていた。しかし全く歯が立たなかった。

正しい柔道を継承し、力や技だけではなくその心まで会得していた者は、ヘーシンクその人だと観客は知った。」当時の日本は外国人のヘーシンの「義」を重んじる所作に、世界チャンピオンだけでなく真の柔道の継承者であると思ったのである(眞神[2002:215-216])。

とはいえそれが、今後の日本柔道のトラウマとなっていった。そしてトラウマを払拭するために、「姿三四郎の小さい者が大きい相手をぶん投げる」という「神話」にすぎり続けることになった(植田[2014:15])。

ヘーシンの活躍は、日本柔道の先祖返りと逆行するものであった。国際化することで日本柔道の家元意識を維持することは困難になり、それはヘーシンの活躍によっていっそう促されるという皮肉な構造になっていた。また EJU にとってもヘーシンの活躍は、全柔連・講道館の権威を足下から崩し国際化していく趨勢を意味していた。

このときからオリンピックで日本柔道選手が受けるプレッシャーには、他の競技種目にはない独特なものがあり、柔道に特有の観念が存在しているようにも感じられる。それはナショナリズムというより、競技についての家元意識からくるものであろう。家元としての意識が強い講道館は、同じ家元意識を日本柔道選手に植え付けていた。それゆえにヘーシンクが東京オリンピックで勝利する一方で、IJF のなかで日本は権力を失っていく。

東京オリンピック大会が始まる二日前には総会が開催される予定であったが、アフリカ柔道連盟の役員が持参した委任状の有効性をめぐって対立が激化し、総会は流会となった。嘉納会長を罷免しようとする EJU と、それに反対するアジア・アメリカの対立があった。

翌年の 1965 (昭和 40) 年、ブラジル・リオデジャネイロで開かれた第 5 回 IJF 総会で、全柔連は再び嘉納履正会長を擁立したが、ヨーロッパ、アフリカが擁立したイギリスのチャールズ・パーマーが選任された。パーマーは 44 票のうち 31 票を獲得しての大差で勝利した(眞神[2002:224-226])。それは同時に、嘉納履正の不信任を票決したことを意味した(村

田[2013:476])。

1960年代、IJFは加盟国を急速に増やすことで国際化を図るとともに、ヘーシンの活躍によってヨーロッパを中心に発言権が強くなっていった。

やがてその動きは、IJF人事にまで影響しはじめ、日本の覇権を凌駕していった。それによって会則、試合規定などがヨーロッパ主導で変更されるようになった。このような日本対欧州の関係は、特にナショナリズムが加熱するオリンピックという舞台で火蓋をきったといっても過言ではないだろう。

嘉納の思想である精力善用自他共栄という精神は忘却され、自国選手を強くすることで、スポーツ界、IJFにおける自国の発言権を強めていくというエゴイスティックな手法は1970(昭和45)年以降も受け継がれていった。

#### 4.5 全柔連と学柔連の紛争 (IJF 会長の代理戦争)

イギリスのチャールズ・パーマーは1965(昭和40)年に嘉納履正の後継者として会長に就任していたが、すでに14年間着任しており、国際柔道界への影響力は頂点に達していた。そのパーマーがポイント制の柔道を積極的に導入したことに対して、松前は日本発祥の柔道が変えられていくと危機感をもっていた(小倉[2012:132], 眞神[2002:222-225])。

松前は社会党衆議院議員でもあった。松前の思想については、1984(昭和59)年に建学された国際武道大学の建学の思想から読み取れる。松前が内村鑑三の影響を受け「日本武道の内外の指導者の育成のために、武道及び体育に関する諸科学を教授研究し、国際的感覚と高い教養をもつ知識と技能を体得させ、国際社会及び地域社会において指導的役割を果たし得る人材を養成するため教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うこと」<sup>17)</sup>を目的として下記の建学訓を掲げた。

さらに松前は社会主義者であり、政治家として戦後はソ連との関係を深めた。国際派の松前は柔道を通して国際交流を拡大させたいと望んでおり、IJF会長のパーマーが欧州主導で推進していく手法には不満を持っていた。

とはいえ国内では、圧倒的な影響力をもつ講道館を差し置いて、国際柔道の会長に立候補するのは公然と講道館に反旗を翻すことを意味していた。その点について、イギリスのぞくヨーロッパ諸国は松前に共感した(眞神[2002:225])。

1979(昭和54)年のIJF会長選挙で、会長のパーマーを破り第4代IJF会長に松前重義が就任した。欧州勢が地元のパーマーではなく、松前を支持した理由に、段位制度に対する松前の柔軟な姿勢があった。

戦後、講道館は柔道の総本山である講道館が段位発行の唯一の機関であると主張していたが、松前は戦後GHQに武徳会が解散されるまでは武徳会と講道館が段位発行をしてきた経緯から、IJFが段位認定証を発行することに賛成していた。

そこで松前は、IJF会長在任中の1981(昭和56)年9月、オランダで開かれたIJF総会で

柔道の段位認定権の取り扱いについて審議した。

議決は票決で行われ嘉納館長（アジア柔道連盟会長）の反対押切り、賛成 40、反対 26、棄権 4 で、IJF が段位認定証を発行することが承認された。講道館にとっては、松前が裏切り、講道館の特権である段位認定権を IJF に渡してしまったと考えたことであろう。松前は、国内では学柔連の会長にも就任していた。

ここから、全柔連／講道館（嘉納派）と IJF／学柔連（松前派）の対立図式が生まれ、緊張感をともなう対立抗争が勃発した。

1983（昭和 58）年、学柔連が主催する正力松太郎杯第一回国際学生柔道大会が開かれたときのことである。正力杯は、文字通り読売新聞社社長であった故正力松太郎の功績を記念しその名を冠したものであった。会場も正力が多額の資金を寄付して建立された日本武道館であり、読売新聞社が後援していた。全柔連は主催ではないものの、後援という形で大会を支援しており、嘉納履正全柔連会長からのお祝メッセージもプログラムに掲載されていた(高山[1988:40])。

しかし当日の式典に嘉納会長をはじめ全柔連関係者は出席しなかった。招待状が届いていないという理由で欠席をしたということである。

一方学柔連側は、招待状が届かなかったのは単なるミスであるが大会プログラムにメッセージを送ったほどであるから大会が開催されることは周知の事実と、どちらも譲らない一触即発の状況となった(高山[1988:41])。全柔連としては、なにより 2 年前の IJF の段位認定証が発端で、松前氏に対して不満、不信が募っていた。そのうえ親組織である全柔連を差し置いて、学柔連（松前派）側は嘉納杯が存在するにも関わらず、勝手に正力杯と名をうって国際大会を開催したことが、気に入らなかった。

一方、学柔連側も、本大会開催前から全柔連から大会の開催は認めないなど、抑圧を受けていた経緯があった。そして大会当時の開会式に全柔連関係者がボイコットすることで、関係修復は絶望的事態となった。

学柔連側は、大会終了後の 1983（昭和 58）年 1 月 25 日、全柔連に脱退届を提出した。それを受けるように、全柔連、筑波大学を中心として同年 10 月 2 日、全日本大学柔道連盟（大学柔連）が発足した。これによりさらに軋轢は深まり、学生柔道は分裂の危機を迎えた。

さらに全柔連は、脱退した学柔連を傘下の組織とみとめず、1984（昭和 59）年 1 月 8 日、学柔連の清水会長、佐伯理事長は無期限の資格停止、日本選手団長と漆谷監督を十年間の資格停止とした。18 日には審判 18 名、コーチ 2 名を 1 年間、選手 32 名を 6 ヶ月間、全柔連が主催または後援する大会および派遣する大会に参加させない、という処分を行った。

この中には全日本監督である佐藤宣践東海大学監督、世界選手権チャンピオン、オリンピック 95 kg 級代表の東海大学の須貝選手も含まれていた。明らかに松前会長率いる東海大学への制裁を意味していた。

これをうけて学柔連は、撤回処分と名誉回復をもとめ、地位保全の仮処分申請を東京地

裁に 20 日提訴した。

結局、法廷闘争に持ち込まれる事態になり、この事態を憂慮した国会議員連盟、日本体育協会は、同年 2 月 1 日に「調停委員会」を発足した。調停案は、

- ① 全柔連は法人格とする
- ② 学柔連と大学柔連は急速に組織を一本化して全柔連に加盟する
- ③ 第二回正力杯国際学生大会に参加した者に対する全柔連の処分は 2 月 1 日の調停開始後は凍結し、学柔連は東京地裁に対する提訴を取り下げる

というものであった。これ以降、全柔連は法人化の動きをみせ、これまで権力闘争の舞台となり、犠牲となった学柔連と大学柔連は再編成し、1984（昭和 59）年 8 月 8 日新生全日本柔道連盟が発足した。調停によって改善の道は開けたかと思われたが、学柔連は全柔連に対抗し、新しい柔道団体の設立をめざし、1985（昭和 60）年 1 月、全日本柔道協会（全柔協）を発足させた(高山[1988])。

誹謗合戦は相変わらず続き、学柔連は全柔連に対し松前重義学柔連会長の署名で「要望書」を作成し、一方の全柔連は「最近の柔道界に関する問題ご報告」として柔道界に配布した。

この事態に国会は動きだし、1986（昭和 61）年の第 104 回国会予算委員会（衆議院）で柔道界の内紛が取り上げられた。社会党の大出俊代議員は、「体育行政の行政上の責任は文部省にある。文部省としてはこれまで柔道界の内紛に対して、国会議員有志らによって調停の場を設定したが、なにも手をうたなかった」とまず文部大臣の責任を追及した(高山[1988:174])。

講道館長と全柔連会長、講道館総務部長と事務局長は同一人物であり二つの団体は一体化している。しかも講道館関東の選挙規約では館長が指名した百人の維持員が館長を選ぶため落選するはずがない。講道館の家元制度は維持され実質世襲されている団体に国が補助金をだすものはいかなるものだろうか。全柔連は地方組織から講道館の為に金を取り立てる組織で二つの組織は完全に癒着している。おおよそ民主的団体ではない、というのが批判内容であった(高山[1988:175-176])。

大出議員は社会党であり、松前氏が同党であったことを考えると、学柔連サイドに立った発言になっている部分を差し引いて考える必要はある。また、学柔連が脱退という手段をとったこと、結果的には学生が人質のような立場になってしまったことなど肯定できない部分も多々ある。

山口香が述懐するように「このような問題が起きた背景が講道館、全柔連のトップを決める人事に端を発していたこと、さらに、議員の指摘している問題について今もって尚解決されていないという事実である。紛争があったことは悲しい事実であるが、せめてそのことから何かが変わったり、良い方向にいったりということがなければさらにむなしい」<sup>18)</sup>。



結局、1988（昭和 63）年 2 月 29 日、東海大の山下泰裕コーチと近畿大学の岡裕史コーチの二人が、中島源太郎文部大臣をたずね、柔道界の内紛を早く解決してほしい旨を申し入れるとともに、全国の監督やコーチら 122 校、236 人から集めた署名を手渡した。

中島大臣は、「早期解決に向けて今後も努力する」と約束し、稲葉修氏を会長とする国會議員柔道連盟も同年 3 月 24 日に都内のホテルで役員会を開催し、全柔連と学柔連の和解に向けて調停案をまとめた。調停案は「全柔連の法人化」と「講道館と全柔連の分離」を骨子として作成された。

その後全日本柔道連盟（全柔連）は同年 6 月 8 日に法人格を取得した。とはいえ、家元の講道館と競技団体の全柔連は異なる組織であるにも関わらず、嘉納行光元会長、上村春樹前会長（2009～2013 年）が歴任中は講道館館長を兼任することに変わりはなかった。

このように戦後の日本柔道界は、段位認定権をめぐり、国際舞台では IJF（松前会長）対全柔連（嘉納行光会長）、国内では学柔連対全柔連という構図で覇権闘争が行われ、とくにオリンピックの舞台では、選手が活躍することで発言権が強くなるため、選手の金メダル獲得は、発言権の獲得にもなっていた。ナショナリズムの下で家元意識の代理戦争が行われていた。

1960 年代、ヘーシンクが強くなることで IJF の発言権を欧州勢が強めていったと同じように、1970 年代から 1980 年代は山下泰裕が黄金時代を築くことで講道館と対峙する松前会長の発言権を強めていた。

#### 4.6 まとめ

第 4 章では、戦後、武徳会が解散させられ、1945（昭和 20）年 11 月以降、学校柔道も廃止となった柔道界が、社会体育としての柔道が許された町道場の代表、講道館を中心に復興していく過程をたどり、そのうえで近現代の柔道史を論じた。それは本論文の前半で再検証した柔道史とは、どのようなつながりがあるのか。

日本における記述のほとんどが、IJF 初代会長はイタリアのアンドレ・トルチとしていたにも関わらず、藤堂[2007:193]が「IJF の初代会長は嘉納履正である」と語るように、国際柔道連盟の結成の経緯、歴史、規約に関する、欧州側と講道館、全柔連の認識上のギャップ（乖離）が生じていた。

その例が段位認定権であった。その他にも試合規定、体重別制、女子柔道において欧州と異なった解釈のもと現在に至っている。特に戦後の日本柔道界は、段位認定権をめぐり、国際舞台では IJF（松前会長）対全柔連（嘉納行光会長）、国内では学柔連対全柔連という構図で覇権闘争が行われ、とくにオリンピックの舞台では、活躍することで発言権が強くなるため、選手の金メダル獲得は、発言権の獲得にもなっていた。ナショナリズムの下で家元意識の代理戦争が行われていた。1960 年代、ヘーシンクが強くなることで IJF の発言権を欧州勢が強めていったと同じように、1970 年代から 1980 年代は山下泰裕が黄金時代を

築くことで講道館と対峙する松前会長の発言権を強めてきた。

このように戦後の柔道は、嘉納の思想である「精力善用自他共栄」という「修心」や武道教育は忘却され、段位認定権をめぐる、自国（所属）選手を強くすることで、スポーツ界、IJFにおける自国の発言権を強めていくというエゴイスティックな手法で進められてきた。すなわち勝利至上主義のもと強化、普及が行われてきた。

オリンピックにおける日本の柔道選手は、きまって「柔道は金メダルしか認められない」、「柔道の場合、銀や銅では意味がない」「一本を取る柔道」と発言する。そこには勝利至上主義が背景にある。それはお家芸、日本固有の文化、ナショナリズムとしてのプライドではなく、むしろ段位認定権を確保するため発言権を得ようとする家元意識や、政治的圧力からもたらされるものではないか。

さらに近代のスポーツ思想が、男性の身体を想定していたとすると、女性のスポーツへの参入は、ただちにその思想そのものの基盤が崩れることになる(多木[1995:158])ように、女子柔道選手が異端者になることもあった。

第5章、第6章では、女子柔術・柔道史をとりあげ男性が主体として描かれてきた歴史とは違う視線で講道館神話の誕生を描きたい。

本章では、講道館や世界柔道連盟の利益衝突について述べてきた。

戦前、武徳会は半官半民の組織であり講道館は民間団体であるが、武徳会が「公」でありえたのは武術の「伝統」が日清戦争期に日本にとって共有すべき価値とみなされたからといえる。

しかし戦後の講道館がスポーツとしてみずからを規定したときに、どんな意味で「公」であり、社会の期待に応えるのか、議論されてこなかった。

当事者である講道館はそれには無自覚で、単に「術から道へ」と復唱するだけで柔道の公共性についての議論がされてこなかったといえる。

だからこそ、「道」を担ったはずの講道館（全柔連）が、死亡事故が多発しても指導者責任も取らず、税金の不正流用やセクハラ、暴行という、社会の期待を裏切る事態を招いたのだといえる。

講道館がこれまで「公」であるかに振る舞えたのはまったく偶然で、たまたま日本が国際社会から締め出された戦後の早い時期に、五輪大会で「勝つ」ことが国際社会での公人として日本が振る舞うという改心のシンボルとして扱われたにすぎなかったのではないだろうか。

それは途上国におけるスポーツのあり方そのものである。とはいえ今日の日本は先進国であり、金メダルを取るというのは「私」の行為でしかないといふと不思議はない。

講道館が戦前からの家元意識から脱却し、全柔連が現在の社会がもとめる公共性に適応しなければ、柔道の社会的価値は失われることであろう。

## 第5章 明治から戦前における女性柔術・柔道の誕生

### 5.1 明治初期から昭和初期における女性柔術・柔道の歴史



資料 5 - 1 明治初期の女性柔術の興行 宮本富之助こと宮本お花（組み合っている右側）  
（講道館資料室）

資料 5 - 1 の浮世絵は、江戸時代後期の浮世絵師作 4 代目歌川豊国（うたがわとよくに）の作品である。描かれた時代は 1873（明治 6）年であろう。同年の 5 月 27 日付の『日本初期新聞全集』52、215 頁「東京日日新聞」によると 5 月下旬、東京元御成街道五軒町酒井邸跡にて柔術会が開催されていたという記述がある。当時、撃剣会という興行が行われていたことが知られているが、柔術会はいわば、その柔術版である。

浮世絵には「官許」、「諸流派飛入試合御勝手次第」と書かれており、行政府が認可した他流試合であったことが窺える。この絵には嘉納治五郎の恩師、天神真楊流柔術の福田八之助、磯正智（磯又右衛門）らが描かれているから、柔術会とは彼らが結成したものであり、諸流派の女性柔術家も集まって興行試合（見せ物）を挙行していたことを示している。

この浮世絵から、明治初期には女性柔術の興行試合が行われていたことが明らかになった。「女呼上宝集家全の助」と書かれているように、呼上を担当しているのは、女流音曲師、女道楽師の宝集家全の助である。とはいえ、御勝手次第（なんでもあり）と明記されていることから、「競技」であったかどうかや勝敗やルールは明らかにされていない。



資料 5 - 2 1875 (明治 8) 年郵便報知新聞 551 号著者/作者大蘇芳年画・三遊亭円朝誌

当時もうひとりの女性柔術家が存在した。資料 5 - 2 は、郵便報知新聞 551 号 1875 (明治 8) 年 8 月改印、大蘇芳年画、三遊亭円朝誌の浮世絵である。ここでは、

大阪で骨接 (ほねつぎ) 業を営む松本ないという女性は、美貌であったが、柔術の達人でもあった。ある夕暮時、隣家の娘と長柄川沿いを歩いていた所を 4 人組の暴漢に襲われたが、見事得意の技で斥けたというもの。きれいな花には力もあった

と記されている。松本ないは、大阪で女性柔術家として骨接業で生計をたてていた。女性が骨接業を営んでいたことは希少なケースであると思われるが、当時の柔術家は、打撲や骨折の治療を主とし応急救護を医師に代わり行っていた。これらは整法と呼称されて道場経営する傍ら副業として社会に認知されていた(野口[1913:387])。松本ないも、女性ではあるが柔術家として骨接を開業し生計を立てており、「柔術家」という職業を通して自立していたといえる。

さらに 30 年ほどの後の 1903 (明治 36) 年、11 月 3 日付けの東京朝日新聞に「婦人柔道指南家殺害せらる」という見出しが見られる。記事によると、殺害された宮本お花は、夫の柔道指南 (指導者) の宮本富之助の死後、道場と夫の「富之助」の名跡を継ぎ、道場経営をしていた。しかし養女の付き合いのあった男性柔術家によって、死闘の末、殺害された

と記事は述べている。

冒頭の柔術会の浮世絵の中で、宮本お花は、宮本富之助（組み合っている右側）として登場している。ここで宮本お花の養女について触れたい。本来道場の世継ぎであるならば、男子を養子にするはずであるが、お花は、女子を養女にしている。この事件は当時、興行で有名であった宮本お花が殺害されたことが話題となり、事件の4年後に滑稽新聞で挿絵が掲載された（資料5-3）。



資料5-3 滑稽新聞 1907（明治40）年「女柔術家のお手並み」（Brousse氏提供）

これらの記事よりいくつかの点が明らかになった。ひとつは、当時の女性柔術家は「柔術家」という名称を用いて道場を経営したり骨接業を開業していたりして生計を立てていた。そして女性の指導者が存在し、男性に指導していたということである。また講道館以外の流派では、明治初期から女性の試合を行っていた。それらは興行（見せ物）として挙行されていた。講道館柔道女子部創設以前に、女性柔術家に対して「婦人柔道」という呼称が用いられたのである。

当時、学校体育に柔術が採用されることがたびたび検討された。1904（明治37）年の2月16日に第21回通常議会衆議院にて、中学程度以上の諸学校に体育の正課として剣道・柔道を加える内容を含む「体育に関する建議案」が提出されている。さらに1905（明治38）年4月6日読売新聞朝刊には、日露戦争の勝利によってますます尚武の空気が高まるなかで、東京女子師範学校での柔術採用が検討されていると報道されている。そして男子だけでなく女子にも学校体育の正課に柔術を採用されることを望む声があった。

体操科の一部に柔術一科を加へとの議あるにつきてこのほど女子に柔術を指南しつつある牛込区北町の山邊重柔術教授において女子教育家の一部員を招き手合わせ、長刀などの術を観覧せしめたりと（読売新聞1905（明治38）年4月6日）

さらに東京朝日新聞では、同年10月2日十剣大神武道女式秋季大会が開催され野口歌子、清水桂子、芳口柳子、鈴木春子、粕川厘子の5人が「女流柔道家」の達人として紹介されている。



女式武道大会は、試合ではなく形の披露という形式で行われていた。また華族女学校柔道教授の木村貞子が、同日、行われた女式武道秋季大会に学生を引率し視察したことが掲載されている。ここでは、木村が女性でありながらも「柔道教授」として紹介されていることが非常に興味深い。ちなみに木村は後に石井筆子らと大日本婦人教育会を発足するために奔走し、女子体育、女子教育の普及に力を注いだ人物である。

1906（明治39）年3月8日には、第22回通常議会衆議院に、中学程度の諸学校に体育正課として剣術の形の体操、すなわち練胆総術または柔術形の体操のいずれかその一を教習せしむべしという内容の「体育に関する建議案」が提出され、同月13日に可決された。その後中学校令施行規則が改正され、1911年には学校体育において柔術を「体操としての柔術形」として加えることが認められた。

並行して、嘉納も含む当時の柔道家たちは、柔道の「形」を女子向けの護身術の「形」に再構築し、女子体育の中に採用させようと図った。

さらに講道館以外にも大連満州鉄道柔道部の山田行正は1929（昭和4）年『婦人柔道護身術』、日本士道界の田島啓那は、1936（昭和11）年に『家庭警備法と婦人護身術』といった著作で、女子の柔道の「形」を考案し、体操、護身術として普及を試みている。

1900～1930年代の新聞では、「婦人柔道」、「女子柔道」、「女流柔道家」、という言説が多用されている。これらの言説は、柔道において男女の性差が厳密に区別しなければならないとされていたことを示している。男女の区別は、何よりも絶対的なものとして受容されていたのである。とりわけ「女子柔道」は講道館女子部で、「婦人柔道」は地方における柔道、講道館以外の柔術、柔道流派で用いられた。またこの頃になると、「柔術」と「柔道」は一般的にはほぼ同じ意味で扱われていた。

明治から大正にかけてスポーツにおけるジェンダー言説がなぜ浸透していたのかについて、谷口[2007:104]は、男女を区別する表現が語られてきた論拠を、次のように提示している。

- ① 男女の身体的・心理的な差異
- ② スポーツそれ自体の特質からみた男女差
- ③ 男女区別すること自体の重要性
- ④ 欧米／日本／未開国という比較からみた男女の区別の自明性

明治から大正期において、スポーツにおいて男女の区別が自明とされていったのと並行して、柔道の言説においても、男女の区分が明確化されていった。例えば第9回万国オリンピック・アムステルダム大会女子800メートルで銀メダルを獲得した人見絹枝は、「女子の運動競技の目的はあくまでも母性としての身体を改善するためだ」という言葉で、スポーツでの自分の存在は決して男女の区別の枠組みを超えようとするものではないということ述べている(谷口[2007:105])。

この例は、明治から大正期のスポーツでの男女の区別がいかに深く浸透していたかを示すものである。そうした時代背景からすれば、明治後期から 1920 年代の女性の柔術・柔道においても、男女の区別は同様に扱われたと推測できる。

このようにスポーツが男女別で扱われることが当たり前であった頃の地方での「婦人柔道」の様子を、講道館女子部の乗富が回顧している。

私が柔道に興味を持ち練習を始めたのは大正 14（1925）年のことです。福岡県大牟田市内の町田道場（汲心流）に通い、当時八十才の長寿で大変お元気であった町田一先生の指導を受けたのですが、なにせ数多くの男子の中に唯一人の「女」でしたから、それは奇異な眼で見られていました。しかし当時の私には、それを「恥ずかしい」と考えることより「柔道」をやりたいという希望が強く、夢中で男子に混じって乱取りや、はては試合にも参加しておりました(乗富[1975:156-158])。

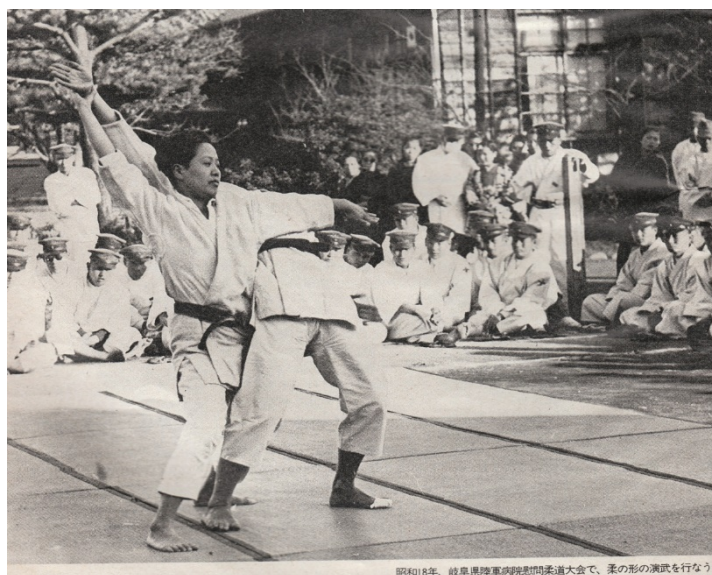
また名久井[2006:70]も、講道館女子部開設当初に入門していた芦谷スエ子は、嘉納と関わる以前に柔道関係者の門を叩いていたと述べている。つまり明治期の女子柔道には、嘉納以前にその受け皿があったのである。

以上のように明治末期から第二次世界大戦前にかけて、スポーツは男女別に行われ、言説でも男女別に扱われている。講道館はそうした潮流に乗って男女の区別をもうけたが、その他の柔術・柔道流派においては、女性が男性と試合や乱取りを行っていただけでなく、女性指導者が存在し道場経営も行っていた。

## 5.2 武徳会の女性柔道

### 5.2.1 女性の昇段試合

第2章でも述べたように、個人的に嘉納から指導を受けた者を除けば講道館女子部は1904（明治37）年ころ発足、試合を行わないで、形のみの稽古を始めた。当然、試合を判定基準とするような昇段審査も行われなかった。これに対し1895年に発足した武徳会では、早くから男女が組み合う稽古が行われていた。



資料5-4 1943（昭和18）年小崎甲子、岐阜陸軍病院慰問柔道大会で柔の形を演武  
出典：近代柔道2月号(1990)

小崎甲子（こさきかつこ）は自叙伝『おんな三四郎 83歳宙をとぶ』（内藤[1996]）、および雑誌「近代柔道」（1990）において、自分が武徳会に所属し、男性と試合を行って、女性初の有段者として1932（昭和7）年に初段を認められたと語っている。この証言により、講道館よりも早く、武徳会では女子の試合による昇段が行われていたことが分かる。

小崎甲子（資料3564）は、1908（明治41）年、美術商「清源堂」主人小崎天大の次女として、名古屋市伊勢町（現・丸の内）に生まれている。金城学院高等女子部を卒業後、1927（昭和2）年、19歳の時に武徳会愛知支部に入門し、柔道を始めた。

その後、1929（昭和4）年、21歳の時に大阪府柔道連盟会長だった戸張滝三郎八段の内弟子となり、柔道に専念するようになる。小崎が入門した当時の武徳会愛知県支部は、一般の町道場とは違い、全国大会での優勝者や柔道専門学校の卒業者も在籍し、近在の道場主や学校の体育の先生たちも集まるような、いわば専門家や名手の多い別格の道場だった。小崎は回想する。



しかし、一年が過ぎたときから、私はひとつの疑問をもつようになりました。先輩たちに可愛がられるようになり、一通り技を覚えたものの、どうやら私には、女であるということだけで、昇段の門戸が閉ざされているらしいのです。師範級の人達は、どんどん段位があがっていくのですが、私は、昇級試験はおろか、試合の機会も与えられません。私は道場にただの習い事をしにきたのではありません。私が目指すのは、黒帯、世界初の女流柔道家なのです。しかもその制度そのものに挑んでいくのですから、もう数段、厳しい修行を積まなければ、夢を叶えられるとは思えません(内藤[1996:86-87])。

小崎が所属していた武徳会は、当初は女性を受け入れ男性と乱取練習を行わせてただけだったが、のちには男性と同じ条件で昇段の機会を与えるようになった。1932（昭和 7）年、武徳会大阪支部において、5 度目の挑戦となる昇段試合で、小崎は男性 3 人を破り武徳会初段に昇段し、女性初の有段者（黒帯）となったのである。さらに 1935（昭和 10）年、小崎は大阪天王寺に「清源館道場」を開設し、1939（昭和 14）年には女性初の「柔道錬士」となった。

小崎の昇段は、男女の性差を超越するものであり、当時のジェンダー概念を覆す快挙であった。しかしながら、この快挙を報道するメディアはなかった。男性優位を崩す事件を公にしにくい風潮があったのであろうか。

小崎の武徳会での昇段は、講道館女子部の昇段にも波紋を投げかけた。小崎が武徳会で昇段したことにより、女子の昇段に出遅れた講道館も、講道館女子部に対して昇段の道を開かざるを得ない状況になったのである。

なぜなら当時、段位は講道館と武徳会の二か所から発行されており、段位認定者には同等な格を与えなければならず、武徳会が講道館より先に、女性を昇段させたことにより、講道館も女性の昇段に踏み切らざるを得なくなったからである。実際に小崎が武徳会大阪支部で昇段した翌年の 1933（昭和 8）年 1 月 18 日に、講道館も小崎に初段を授与している。これを受けるように、1934（昭和 9）年 1 月 14 日、森岡、芥川らは女子初段、乗富は初段ではなく弐段を認定された。当時、講道館女子部では試合が禁止されていたため、形を中心とした活動のみで昇段したことになる。武徳会では、小崎は昇段試合で男性三人に勝って昇段していたが、講道館女子部においては嘉納治五郎が女子柔道の試合を禁じていたため、試合という形式ではなく、創設期より斯道発展に功績があった女性たちに限り、「形」の昇段試験や嘉納の「推薦」をもって昇段させた。

また乗富には、初段を飛び越しいきなり弐段を与えている。すなわち女性初の女子二段は乗富であり、小崎は先を越されたことになった。女子柔道の段位の成り立ちについて、梅津勝子氏はインタビューに対し、次のように述べている。

「最初の講道館女子初段は小崎甲子氏であり、小崎氏の昇段により講道館女子部でも昇段の機会を与えることになったと、生前、乗富氏より聞いている。しかし講道館女子部

の記録には残っていないだろう。」

そこで、講道館資料室にて、村田直樹講道館図書館長の協力を得て、著者は女子誓文帳および女子有段者台帳を閲覧した。女子誓文帳は、入門者の氏名が記される文帳である。創設以来昭和初期までの女子誓文帳には小崎の氏名は明記されていないことが確認された。しかし、女子誓文帳とは別に、有段者台帳が存在しており、その台帳には小崎の個表が確認できた（資料5-5）。台帳によると小崎の講道館入門日は1932（昭和7）年12月19日、初段昇段日は、1933（昭和8）年1月18日と記されていた。

資料5-5 小崎甲子氏の講道館有段者台帳（講道館資料室）

また、1936（昭和11）年11月11日東京朝日新聞には、「女猛者を受付に朗らかな画家の庫田画伯一凄いぞ、柔剣道初段」という見出しで、庫田焜（くらたてつ）の個展で受付をしていた北川ひさ子（当時21歳）柔道初段と漆原眞沙子（当時20歳）が写真付きで紹介されている。北川は、「警視庁柔道師範高橋六段の荒川道場に4年近く通い初段の腕前」と記されていた。

# 女猛者を受付に 朗かな庫田畫伯

凄いぞ、柔剣道初段

## 繪の秋微笑篇

柔道初段と初段の二人の婦人が、應接室の受付に顔張つてゐるなどは、ミューズの女神が描いた微笑として、は傑作の部類に屬する。此は、新刊の『中野』の『柔道』の挿絵、新澤武蔵、田村君の第一回、順慶會場

## 事業

### 出谷から意見書

は、その一部、出谷町から大蔵町間が落成したが、この付近は市内唯一の緑地帯で、都人の散策路であるから、大蔵町、成城町間の延長二千七百メートルを第一期工事として促進行された。二期、大蔵町一から同町八二までの七千五百メートル、三浦町四四から同町五二、一九九までの九百メートル、自由町六四〇から同町三八二の千五百メートルの路線を急務とされた。



総代理店たる竹の重味に訴へるか、と疑はせるが、毎日二時前には師匠の道場へ稽古を向ふに、種々に銅を削る勇気と、軍田氏は、京都の六を、底の三、坂に、先頭、知口、道場の余暇を見ては、先頭、軍田氏の個性を助けてゐる。柔道初段の方は、北川ひさ子さん、で、柔道初段、柔道初段、六段の稽古、道場に四年近く通つて、天晴れ、初段の稽古

資料 5 - 6 東京朝日新聞 1936 (昭和 11) 年 11 月 11 日 (東京版) 3 面、誌面右手北川ひさ子、庫田焜、漆原眞沙子

北川は警視庁から昇段を認められていた可能性があるが、昇段が試合によるものであったのか否かについては不明である。さらに 1941 (昭和 16) 年 4 月 16 日東京朝日新聞には、福島運輸事務所のバスガール小林恵仁子 (当時 19 歳) が柔道初段の女車掌として紹介されていた。小林の昇段の経緯については明らかにできなかったが、地方での昇段であるため、武徳会から昇段を受けた可能性が高い。

### 5.2.2 黒帯と白線の黒帯の違い

1935 (昭和 10) 年 3 月 1 日のジャパントイムズは、「1935 年 2 月 27 日、ロンドンのサラ・メイヤー (Sarah Mayer) (資料 5 - 7) に外国人女性初の昇段 (武徳会・京都)」としてメイヤーの写真とともに紹介している (Svinth[2001])。メイヤーは 1934 (昭和 9) 年 8 月 8 日に外国人女性として初めて講道館女子部に入門している。メイヤーの日記を読むと、メイヤーは先ず講道館女子部に入門した後、武徳会へ入門していたようだ。

講道館女子部では帯に白線をつけることが嘉納によって義務づけられていた。男女一緒に練習することは禁止されていたため、嘉納は、女性と男性が組み合わせることがないよう女性に白線帯を身につけることによって男女を区別した。

講道館女子有段者の場合は、乗富 (資料 2 - 2) のように、黒帯の中央に白線が入っている帯をしなければならない。ところが小崎とメイヤーの写真 (資料 5 - 4、5 - 7) を比較すると、二人とも白線が入っていない黒帯を身につけており、これは二人が武徳会の女子有段者であることを表している。小崎やメイヤーの二人には、武徳会より昇段をうけたと考

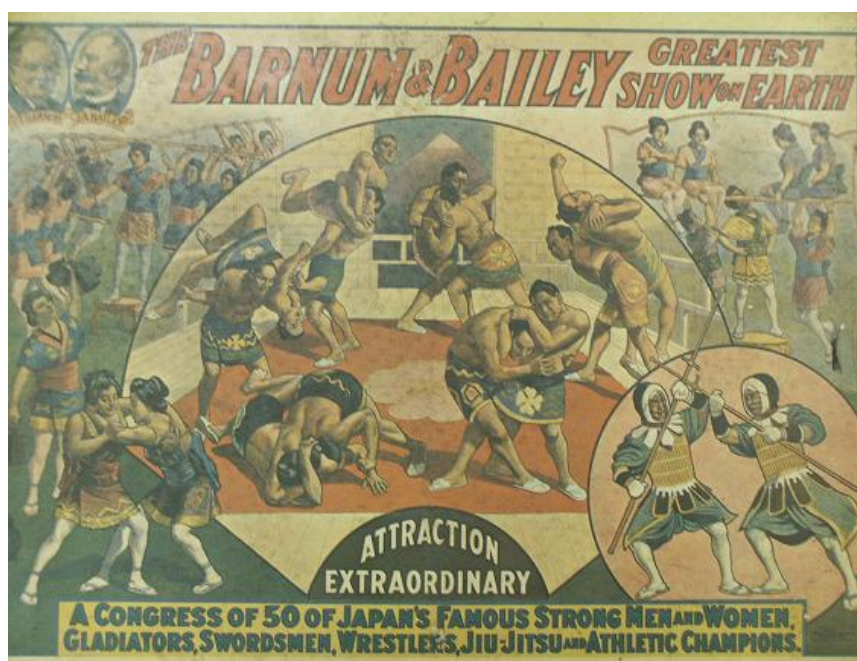
えられる。

資料 5 - 7 外国人女性初の武徳会有段者とされるサラ・メイヤー

引用：<http://judoinfo.com/mayer.htm> 2015年2月2日 DL.

### 5.3 海外の女性柔道の歴史

第1章で述べたように日露戦争を契機として、ジャポニズムの一環として日本独自のマーシャル・アーツ、さらに身体文化としての柔術・柔道が世界的に伝播した。例えば、1890（明治23）年頃、欧州におけるバーナムとベイリーの興行 **Barnum&Bailey Greatest Show on Earth**（資料5-8）では、剣術、レスリング、柔術などの有名スポーツチャンピオンである50人の男女格闘家による大会が挙行された。前述したように明治初期の日本でも女性柔術が興行で試合を行ったように、海外でもすでに女性が興行に登場していた。



資料5-8 Barnum&Bailey Greatest Show on Earth のポスター1890年代ごろ(Brousse 氏提供)

当時、柔術を欧米に伝播した日本人は、渡航が許された外交官、商社マン、ジャーナリストなど限られた職種であった。例えば講道館の嘉納治五郎は1889（明治22）年9月、宮内省からの命で欧州の教育事情を視察する傍ら講道館柔道をデモンストレーションしている。

山下義韶（講道館）も1903年に渡米し、シアトル、シカゴ、ニューヨーク、ワシントン（セオドア・ルーズベルト大統領も門人）で普及活動を行った。講道館以外の柔術・柔道の運搬者では、イギリスでは谷幸雄（不遷流）がオックスフォード・ストリートで活動し、小泉軍治（天神真楊流）はロンドン武道会を創設した。さらにフランスでは、藤田嗣治（画家）、川石酒造之助がパリを中心に活動していた。また野口清は（帝国尚武会）欧州で整復技術と柔術を普及させた。

興味深いのは、これら柔術・柔道の運搬者たちは外国人女性に柔術の門を開いていたことである。イギリスではエミリー・ダイアナ・ワッツ(Emily Diana Watts)が1903（明治36）

年ごろに柔術を学び始めたのが女子柔術の起こりといわれている (Brousse[2005], Svinthe[2009])。1907 (明治 40) 年になるとフェーベ・ロバーツ(Phoebe Roberts)、さらに 1906、1907 年のイギリス女性柔術チャンピオンのルーシー・ウエストン(Lucy Weston)が加わった。さらに 1919 (大正 8) 年 4 月には、すでに同年 1 月に天神真楊流柔術の小泉軍治がロンドンにて設立していた「武道会」に、女性初の会員、キャサリン・ホワイト-クーパー(Katherine White-Cooper)が入門した。

このように 1900 年代初頭のイギリスでは、女性が柔術を日常生活に取り入れた。同時期、女性参政権運動 (サフラジェット) の闘争中、エディ・ガルード(Edith Garrud)が制服の英国警官を柔術の技で放り投げ、その記事が 1910 (明治 43) 年 7 月 6 日にロンドン Sketch 紙に掲載されたことで柔術が注目を集めた (資料 5 - 9)。さらに後日、Punch 紙にその事件の風刺画が掲載され、柔術が一層注目された (資料 5 - 10)。参政権運動にいたる道のは平坦なものではなく、権力との小競り合いや投獄、それを原因として死者さえもだすほどの切迫感と熱意に裏打ちされたものだった(竹村[2000:11])。この時期は、ちょうど近代社会における新しい性抑圧の様態が出現浸透する時期にも当たっており、柔術は女性のアイデンティティを確立させ、抑圧から女性を解放させる一助となったといえよう。

資料 5 - 9 イギリス女性参政権運動にて柔術で警官に抵抗するガルード夫人  
引用 : <http://martialhistory.com/2008/01/jujutsu-suffragettes/> 2015 年 2 月 2 日 DL.

資料 5 - 10 パンチ紙に掲載された女性参政権運動闘争時の挿絵

引用：<http://punch.photoshelter.com/image/I0000vfrPYgUEHIY> 2015年2月2日 DL.

さらに岸愛子は、1914（大正3）年7月5日の読売新聞によると、アメリカのフィラデルフィア警察において柔術教授として迎え入れられている（資料5-11）。同所の警官たちは当初女だと思って馬鹿にしてかかったが、歯が立たず敬服していたという。

またこの記事では、柔術と柔道が同じ意味で取り扱われていた。1904（明治37）年5月のニューヨーク紙には、キャサリン・エルキンス(Katherine Elkins)ら裕福で名士の家庭の女性たちが柔術の稽古をしているという記述がされていた。さらに1914（大正3）年3月8日のニューヨークタイムズには、シカゴ市警では、女性警官に柔術を教授していたことが掲載されている(Svinth[2001])。このようにアメリカでは、上流社会の女性たちや女性警官を中心に柔術が普及していった。



資料 5 - 11 フィラデルフィア警察の柔術教授、岸愛子の活躍（1914（大正3）年7月5日読売新聞）



1900（明治 33）年当初のフランスでは、当時流行っていたジャポニズムとともに、柔術は「女性の護身術」として普及していった。とくに 1906（明治 39）年にハンコックの入門書がフランス語に翻訳され、さらに 1912（大正元）年にシャルル・フェルドックより『ご婦人よ、護身なさい！「Défendez-vous Mesdames, Manuel de défense féminine」』（Pherdac[1912]）（資料 5 - 12）が出版されると、女性の護身術の普及が活発になり、フランスでは日常生活にも柔術が浸透し、柔術の歌やカードなど柔術文化が生まれた。



資料 5 - 12 シャルル・フェルダックより『ご婦人よ、護身なさい！』（Pherdac[1912]）

以上、戦前における女性の柔術・柔道について明らかにした。1900～1930 年代の新聞では、「婦人柔道」、「女子柔道」、「女流柔道家」、という表現が使用されていた。これらの言説は、男女を区別しなければならないジェンダーバイアスとして深く浸透していた。

そして男女区別は、何よりも絶対的なものとして柔道社会に受容されていたと解釈することができる。さらに「女子柔道」は講道館女子部（黒帯に白線）、「婦人柔道」は地方での柔道（黒帯）を指すことにより、所属が自明なものにされた。さらに戦前の日本柔道において、講道館女子部では試合すること、男女が組み合うことを禁止されていたが、武徳会など地方では、乗富や梅津らの証言（付録インタビュー参照）により男女が組合うことが日常的に行われていたことが明らかになった。

嘉納は講道館では、女性が試合をすること、男女が組み合うことを禁止していたが、一方で武徳会支部などの地方では、女性が男性と同様に柔道を行うことについて黙認されていたことも明らかになった。

それではなぜ柔術、柔道は、海外において男女の性差を超越することができたのであろうか。



柔道そのものの特性として、「柔能剛制」、「小能大制」と言われるように、体の小さい者でも体の大きい者を投げたり、制したりすることができるという「柔の理」のことである。このロジックを援用すれば、力の弱い女性でも柔道の技術によって力の強い男性を投げたり、制したりすることができる。つまり護身術だけでなく、ジェンダーフリーを体現する装置として柔道は海外の社会に浸透していったのではないかと考えられるのである。

実際、エディ・ガールドが女性参政権運動において、制服の英国警官を柔術の技で放り投げるといった事件が起こったのは、イギリスでは第一波フェミニズムのまただ中においてであった。このように、性差別的な社会において、柔術の有するジェンダーフリーなイメージは、女性のアイデンティティを確立させ、抑圧から女性を解放させる一助となったといえる。

日本では武徳会はジェンダーフリーの展開をしていたが、講道館は上流階級の子女の保護のために男女区別した。

すなわち武徳会は意識せずとも海外の趨勢と合致していた。海外事情に詳しい嘉納がなぜこの趨勢を見落としたかという、講道館の普及方針が上流階層中心、武徳会が中流階層を中心という階層意識が当時の日本の女子柔道には存在していたからではないだろうか。

## 5.4 歴史に付随したこと

### 5.4.1 学校体育における柔術・柔道の採用－女子の場合－

学校体育に柔術が採用されるようになったのは、1904（明治 37）年 2 月 16 日に第 21 回通常議会衆議院にて、中学程度以上の諸学校に体育正課として剣道・柔道を加える内容を含んだ「体育に関する建議案」が提出されたことをきっかけとしている。1905（明治 38）年 4 月 6 日読売新聞朝刊には、日露戦争の勝利によってますます尚武の空気が高まるなかで、東京女子師範学校での柔術採用が検討されていると報道されている。日露戦争の勝利によって尚武の空気が高まるなかで、男子だけでなく女子にも学校体育の正課に柔術を採用することを望む声があがり、東京女子師範学校では柔術採用が検討された。同年 10 月 2 日には十剣大神武道女式秋季大会が開催され野口歌子、清水桂子、芳口柳子、鈴木春子、粕川厘子の 5 人が「女流柔道家」の達人として紹介されている。女式武道大会は、試合ではなく形の披露という形式で行われていた。

1906（明治 39）年 3 月 8 日には、第 22 回通常議会衆議院に「中学程度の諸学校に体育正課として剣術形の体操、すなわち練胆総術または柔術形の体操のいずれかその一を教習せしむべし」という内容の「体育に関する建議案」が提出され、同月 13 日に可決された。

これにより剣術の「形」、柔術の「形」<sup>19)</sup>は学校体育における「体操」の一部として採用することが可能となる。この動きは女子にも波及していった。1912（明治 45）年に 2 月 15 日付『朝日新聞朝刊』の記事によると、護身を目的とした「婦人柔道」の必要性が論じられ、前年の 1911（明治 44）年には仙台で講習会が開催されており、女性 100 名が参加、内 25 名が皆勤賞であったという。参加者の 25 名の女性たちのほとんどが女性師範や高等女学校の教員たちであり、わざわざ上京して講道館での講習を受けていた。

このように明治後期には女子体育としての女子柔道の導入にむけて盛り上がりを見せていた。明治の体育学者で、高等女子師範学校、東京女子体操音楽学校の教員を歴任した坪井玄道と可児徳は、1903（明治 36）年に共著抄訳『女子運動法』を発刊し、女子向けの「体操」を考案した。女子高等師範学校や日本体育会体操学校の教授であった井口阿くりも女子体育にスウェーデン式体操の導入を試みた。

嘉納も、坪井、可児、井口たちと同じように、柔道の「形」を女子向けの体操として再構築することで女子体育の中に採用されることを願った。講道館女子柔道は良妻賢母主義のもと日本精神や武道精神の修養、女性美や作法、精神修養に役立つという意味で奨励する一方で試合などの競技スポーツは重視しなかった。

1927（昭和 2）年になると、嘉納は文部省の流れをいち早く鑑み、「攻防式国民体育」の形を制定する。同年の 2 月には嘉納は、山下義韶、永岡秀一、三船久蔵を同伴し、文部省において攻防式国民体育に関する講演と指導を行っている。攻防式国民体育は 2 年後には精力善用国民体育と名称を変更し学校に導入した(丸山[1939:1041-1042])。嘉納の「精力善用国民体育」は国体護持の姿勢が読み取れる一方で、「思想感情を表現する仕組みの体育

を構成することができる」とも述べており、「乱取」ではなく「形」に表現を加えるというダンスの要素が取り入れられていた。瞠目に値するのは、講道館ではダンスとしての「柔道舞踊」<sup>20)</sup>が考案されていたことである。「柔道舞踊」とは、講道館の黎明期から昭和の終わりごろまで女子部員によって踊られていた柔道の技を取り入れた舞踊である。柔道着を着用し、約3分間の音楽に合わせて踊る。当時は女性に試合の機会が少なかったため、嘉納が、女性にも取り組みやすいような踊りを取り入れ「男女平等に柔道を普及させたい」と発案したといわれている。



資料 5-13 柔道舞踊(松本[1970])

戦前、学校体育の柔道は「柔術形」、「攻防式国民体育」など体操の一部として導入され、「柔道」の教授法は安全性を重視していた。とりわけ「形」を導入し「体操」や「表現」を取り入れダンスの要素が含まれた。しかし戦争色が強くなると公民科の新設と運動し思想善導の手段として心身鍛錬修養を武道教育に求め、柔道や剣道は軍事教練の素地となり学習形態が変化した。

嘉納は、現在の死亡事故に対するリスク回避から中学で初心者には乱取りをさせないのと同様に、女性には体操までで終わらせるという方針だったのかもしれない。

#### 5.4.2 女性柔術・柔道におけるエロチシズムと大衆文化

これまでスポーツ研究の専門家たちがスポーツにおけるエロチックな要素には完全に口をつぐんできたことから窺えるように、スポーツにおいてエロスを語ることはタブーであるともいえる。しかしながら、むしろ柔術・柔道の「エロチシズム」を検証することで、人間の本能の視点から柔道の魅力を再発見できるのではないかと考えられる。本節では、柔術・柔道のエロチシズムについて検討し、柔術・柔道の精神に新たな光を当ててみたい。

柔道は、古代ギリシアのレスリングがそうであったように、公然で許される取り組み合い、遊び、もしくは社交であるともいえる。

まず柔術・柔道のエロチシズムについて表象的な視点から論じていきたい。

フランスでは 1900 年代の初め、すなわち Belle Époque（ベル・エポック）とよばれた時代、パリをはじめとする近代都市空間で文化と経済の繁栄が謳歌された時期でもあるが、その時代に柔術も大衆文化として隆盛を迎える。

ベル・エポックでは印象派、後期印象派、象徴主義、アール・ヌーヴォー、キュビズム、フォーヴィズムなど数々の新しい芸術運動、思潮が展開された。

ベル・エポックの華麗で享樂的な雰囲気は、ルノワールやロートレックらが描くモンマルトルのカフェやバーなどの盛り場の光景によく表われているともいわれている。

資料 5 - 14 は同時期の画家アンリ・ジェルボー(Henry Gerbault)の作品で、1910（明治 43）年頃の柔術の個人レッスンの風刺画である。柔術の個人レッスンの様子が男女間の官能的な場として描かれている。

Mon ami, je te présente Émile, mon professeur de jiu-jitsu qui vient justement de me montrer le 'coup' de la jambe en l'air!

ねえダーリン、あなたにエミーユを紹介するわ。彼は私の柔術の先生でちょうど今、足のやり方をみせてもらっていたの！



資料 5 - 14 フランス 1910（明治 43）年頃 アンリ・ジェルボーの作品(Brousse[2005])

説明書きにはこのようにある。おそらく登場人物は柔術の個人レッスンと称し、情事を重ねていたと考えられる。風刺画のエピソードにあるように、柔術・柔道において、組み合うことは相手と触れ合うことである。特に寝技は、体を重ね合わせることで、相手を押さえつけたり、絞めたり、関節をきめたりすることは、暴力的、官能的、サディスティック

クでもある。格闘技は暴力的である一方で官能的な一面があるといえる。

また同時期、パリの万国博覧会では各国の芸術と産業の成果が誇示され、女性解放の流れを受けてモードの世界ではコルセットを追放したり、有閑階級の女性のあいだには自転車が流行しはじめたりした。

スポーツ文化の普及が隣国イギリスより遅れていたフランスでも、1880（明治 13）年頃に英語の bicycle から bicyclette という単語がつくられた後、「小さな女王」とも綽名された自転車は（bicyclette は女性名詞である）、いわゆるベル・エポックを象徴する機械と見なされるにいたり、フランス産業の各領域で現代化が進んだ(坂本[2003:1])。

このベル・エポックの柔術は、自転車と同様に解放的な空間を提供して有閑階級の女性にエロチックに受け入れられていた。当時の酒場やバーではそうした柔術をシャンソンとして歌っていた。例えば 1907（明治 40）年、マルセル・ノルシー(Marcelle Norcy)の“Les secrets du jiu-jitsu”「柔術の秘密」<sup>21)</sup>である(Brousse[2005])。その一部を邦訳してみた。

Si tu veux faire la lutte japonaise

Il faut commencer par te mettre à l'aise.

Tout nu, c'est le propre du jiu-jitsu.

Tu saisis d'abord le poignet de l'adversaire et serre son cou.

Un bon coup. Attends ce n'est pas tout!

もし、あなたが日本の格闘技をしたいのなら

気楽にはじめましょうよ。

裸になって！ それが柔術の真髄。

まず相手の手首をもって、次に相手のクビをきめる。

それでキマっている！ 待って、それだけじゃないから。

一部のみを翻訳してみたが官能的な詩になっている。柔術のなかのエロチシズムを見事に表現していると言える。ブルッスは他にも 1905（明治 38）年のパリでの、La Leçon de Jiujuitsuなどを例に挙げている。

すでに述べたように、柔術・柔道の黎明期であった明治初期に、すでに興行として女性柔術の試合が開催されていた。当時の女性柔術、柔道の試合や乱取においては胸もとが開けたり、袴の腰紐が解けたりというハプニングが頻発し、こうした取り組みはエロスを消費する興行（見せ物）であったかもしれない。

これまで柔術・柔道におけるエロチシズムを概観してきたが、ベル・エポックのフランスでは身体接触を有する競技特性を利用し、取っ組み合いを官能的な身体接触にかえることで社交的なエロスとし受け入れられてきた文化が存在した。その後、柔術は大衆文化の「エロチシズム」として消費される一方で、第 6 章で述べるがイギリスの女性柔術家の女

性参政権運動にみられるように「自由思想」に昇華し、戦後はスポーツ柔道として受け入れられた。また日本では明治時代、女性柔術はエロスを売り物にする興行として行われていたのだとすれば、だからこそ講道館は頻繁に女性に制限を加えてきたとも言える。それは嘉納治五郎が講道館女子部において、男性と組み合わせなかったこと、形を活動の中心とし試合をさせなかった理由とも関係していると考えられる。

男性との接触や試合を制限したことで、欧州のようにエロシズムが「女性の解放」「自由思想」にまで昇華されることはなかった。そのため戦後の日本女子柔道は、急進的に競技化を展開することになり、女性蔑視、エロチシズムの偏見を受けながら競技化を図ることになった。

## 第6章 戦後における女性柔道の歴史（海外女子柔道への目覚め）

### 6.1 1950年代から1970年代における女性柔道

#### 6.1.1 フランス

フランスでは1950（昭和25）年5月7日、川石酒造之助のもとで女子オレンジ帯という条件で試合を行った。当時のフランスにおいても、女性が黒帯を取ることに對し、男性の一部やメディアは不快感を示したという。さらに同年11月5日リヨンにて、特別興行としてジャンネ・ルヴァニエール(Jeannine LEVANNIER)<sup>22)</sup>（茶帯）が男性4人（オレンジ帯）と試合を行い、1分5秒で4人抜きして1951（昭和26）年4月22日ルヴァニエールは有段者会(CCN)<sup>23)</sup>からフランス女性初の黒帯を与えられた(Brousse[2005])。



資料6-1 フランス女性初の有段者ルヴァニエール(Brousse氏提供)

フランス柔道は川石の指導法と昇段の活動を中心に確立した。50年代初頭、フランス柔術柔道連盟 La fédération de judo, jujitsu, kendo et disciplines associées(FFJDA)と有段者会は国内の指導を二分していた。

しかしフランス柔道の中心である「川石流指導法」が、1955（昭和30）年9月15日付け「柔道プレス」誌において、日本の柔道とは異なる方法で行われているという指摘がされた。講道館ではなく武徳会の流儀であるという指摘である。

ルヴァニエールが女性でありながらも川石が躊躇なく試合を男子とさせて昇段させるこ

とができたのは、武徳会ではすでに、前述した小崎などの実績があったからこそフランスでも挙行したともいえる。

とはいえ戦後、来日するフランス人が増えると、家元の日本で実際に行われている指導法は講道館にあり、講道館では女子の試合が禁止されていたことが知られ、フランスで行われている柔道（武徳会）との違いに驚きと疑問を覚えたのである。これは武徳会が解散され、講道館のみが柔道とされたことの反映ともいえる。

フランスで長きにわたり唯一の模範であった「川石流指導法」は武徳会の流儀でありさらに商業的な手法であったことで、論争が勃発した。さらに 1951（昭和 26）年 11 月、「講道館から正式派遣された」安部一郎が来仏すると、この 2 つの指導法をめぐるいっそう激しい対立を引き起こした。

1954（昭和 29）年 10 月 8 日、ついにフランス柔道・柔術連盟から分離した連盟が設立された。フランス講道館柔道愛好者連合(UFFAJK)が創設されフランス柔道界は二分された。同連合は、CCN とは異なる有段者組織を形成し 1956（昭和 31）年には、2500 名近くの会員を数えた。

これ以降のフランス柔道界の統一については第 4 章に記した<sup>24)</sup>。

話を戻す。フランスの女子柔道は 1950 年代、第一波フェミニズム運動ともに女性解放や女性スポーツの気運が高まっていた。1953（昭和 28）年には、ジャンヌ・リベルマン(Jeanne Liberman)（呼吸による健康の会会長）が 62 歳から柔道をはじめ、4 年後に黒帯を取得している。

1961（昭和 36）年には、初の女子柔道クラブ開設という見出しがパリマッチ紙(paris-match)に掲載された。新しいモードに敏感な 61 名の女性美容師やエステティシャンたちが集まっていたという。そして 1976（昭和 51）年には、第一回フランス女子柔道選手権が開催された。

### 6.1.2 ベルギー

戦後、ベルギーでは、ルーブル女史がベルギー柔道連盟副会長となっていた。当時の女性柔道修行者は約 70 名であった(松本[1952:153])。松本はベルギーの当時の様子を、「私は各地方大会や道場などで婦人柔道家と練習したが、ベルギーの女子柔道は量においても質においても上位にあると思われた」(松本[1952:154])と述べている。

この証言を実証するかのように、後に、イングリット・ベルグマンズ(Ingrid Berghmans)が世界選手権無差別級で 4 連覇を達成する。この世界女子柔道のパイオニアがベルギーに誕生したのは 1970（昭和 45）年。9 歳の時にベルギーのレオポルデッスブルグで柔道を始めた。彼女は当時の練習の様子を『近代柔道』1990（平成 2）年 2 月号のインタビューで答えている。「当時は、カフェテリアの奥にダンスフロアみたいなところがあってそこに畳を敷いて稽古をしていました。シャワーはなく、着替えはトイレ。」柔道を始めたきっかけは、父親に勧められたからだという。最初の試合は、ベルグマンズが 1973（昭和 48）年、



12 歳のときの地方大会であったという。1977（昭和 52）年 16 歳のときにはベルギーチャンピオンになり、その 2 週間後にはヨーロッパ選手権に出場した。

### 6.1.3 イギリス

前述の松本は、最も盛んに女子柔道が行われていたところとして、ロンドン武道会の女子部を挙げている(松本[1952:146])。

スヴィンスによると、英国では 1932（昭和 7）年になると、形の昇段試験によりアンダーソン(Eva Anderson)やウールハウス(Beatrice Woolhouse)らが、1935（昭和 10）年にはバーカー(A. H. Barker)が初段に昇段している(Svinth[2001])。1930 年代中頃になると、谷幸雄（武道会）の娘は、英国の女性にストラスモアーガデンの日英柔道クラブで、土曜日の午後の女子クラスを教えたとされる。第 3 章で述べたように、イギリスの女性柔術は参政権運動のアイコン的役割を果たし、フェミニズムの動きとともに柔道を愛好する女性たちは増えつつあった。1966（昭和 41）年には、初めての団体戦女子大会が開催された。さらに 1972（昭和 47）年、世界初となる女子の国際大会であり、現在も存続するブリティッシュオープンが開催された。イギリスは女性柔道の競技化に牽引的な役割を果たした。

### 6.1.4 アメリカ

第 3 章で述べたように、戦前のアメリカでは、講道館の山下夫婦がホワイトハウスを中心に、上流社会への嗜みとしての女子柔道を普及させていた。



写真 6 - 2 1955（昭和 30）年ミシガン州の柔術クラスの様子

戦後になると 1960（昭和 35）年前後のアメリカでは、日系人の多かった西海岸やハワイでは柔術が盛んであったが、東海岸では日系人や日本に暮らしたことがある米軍人らを中心に細々で行われていたにすぎない（写真 6 - 2）。1966（昭和 41）年に講道館の福田敬子が渡米し、日系人の多かった西海岸やハワイで講道館女子部の活動を開始した。普及に際

しては、試合を行わず形を中心とするという嘉納の教えが貫かれた。

一方で、講道館女子部がアメリカ進出する以前から、試合を行った女性もいる。1955（昭和30）年にブルックリン YMCA に入門したラスティ・カノコギは、男性と組み合う試合を行っている数少ない女性であった。当時の東海岸における柔道の状況について、ラスティは不満があったようだ。日本社会がそのまま道場にもちこまれていたからである。

日本人指導者の中には独裁者のような人もいました。稽古が終わると、センセイが教え子にビールを一緒に飲むように命令するのです。女性もそれにつき合わされ、ビールを注いでいました。ゲイシャのようだと思います、とても嫌いでした。稽古ではセクハラもありました(小倉[2012:86-87])

ある米国人インストラクターがいたんですが、彼が教える日に、僕がひょいと道場を覗いてみると、若い女の子たちが T シャツをつけずにやっているんですよ(小倉[2012:86-87])

とカノコギの夫、鹿子木量平は当時の米国の柔道界の様子を語っている。

YMCA の道場は、男性 40 名に対して女性はカノコギ唯一人だけであった。更衣室として使ったのは、掃除用具入れだった。また当時、緑帯であったカノコギは 1959（昭和 34）年 6 月、ニューヨーク州柔道選手権に YMCA ブルックリンセントラルが参加した際、決勝でチームが勝ち進んだが一人が負傷し、決勝戦はカノコギが代替で抜擢された。

女性であることを隠すため胸をさらしできつく巻き、そのうえから T シャツを着て試合に臨んだ。試合時間 30 秒ほどで、払腰で一本勝ちであった。そしてチームは優勝した。

しかし表彰式の後「この選手権は女性の出場を想定していない。メダルを返還してもらいたい」と促されたという。さらに「あなたはそのメダルを返還しなければならない。でないと我々はチームからトロフィーを奪うことになる」(小倉[2012:86-87])と強要されメダルの返還に応じた。

大会会則には出場者は男性に限るとは書いていなかった。大会の名称も「男子選手権」といった性別を指定するものではなかった。ただ当時柔道をやっているものはほとんどが男性だった。女性が試合に出場することは想定されておらず、慣例として出場は男性に限られていた。

カノコギは女性という体力的ハンディを克服して男性を投げ飛ばしたのだから、むしろ称賛されていい。カノコギは、以下のように当時を振り返る。

やっと勝ち取った初めてのメダルを返上しなければいけなくなり、本当に残念でなりませんでした。自分の人生にそして柔道にがっかりしました。二度とこんな思いはしたくない。これから柔道始める女性にも同じ思いはさせたくないと思いました。そして私はこの日の体験をきっかけに、「女子が男子と練習しなくても良い環境を作ろう」、

「女子の柔道大会をつくろう」と決心したのです。（湘南望星ゼミナール講演録引用）

この事件は、テニスプレーヤーのビリー・ジーン・キングのエピソードとともに、スポーツにおけるフェミニズムのエピソードとして後に広く伝わった。キングは1970年代に彼女がテニスの試合でボビー・リッグスという男子選手に挑み勝った。この事件がきっかけで、女子テニス、女性スポーツが認知を受け、米国内で急激に普及したという。

キングは1974（昭和49）年にニューヨークに本部を構え、非営利団体世界女性スポーツ財団を発足させた。女性が男性と同じようにトレーニング出来る環境を確保することが財団の目的だという。2008（平成20）年6月30日、カノコギはこの財団の殿堂委員会特別顧問となる。

以上のように女性の柔道も公式試合を開始したのは1956（昭和31）年にオーストラリアが最も早く、以降イタリアが（1963）、イギリス（1966）、西ドイツ（1969）、オランダ（1972）、オーストリア、ベルギー（1973）フランス（1976）と続いた。1960（昭和35）年以降、欧州では第二波フェミニズムの動きと連動しながら、各国で女性柔道の試合が開催され始めた。

### 6.1.5 日本

前述のカノコギは1962（昭和37）年6月に講道館へ修行のため来日している。しかし当時の講道館に違和感を覚えたという。最初に組んだとき、私は相手を“殺し”にかかった。すると日本人のみんなは、「あなたがやっているのは女子柔道ではない。男子柔道だ」と言ってきた。柔道に男子も女子もあるの？ 何が違うの？ 私にはわかりませんでしたと当時の様子を述べている。講道館の女子柔道と、カノコギの柔道（男子柔道）では相当の乖離があった。当時、女性は講道館大道場で練習することは許されていなかったが、カノコギはその実力を認められ、大道場で男性と乱取をすることが許可されたという。

まだ女子柔道の試合が禁止されていた時期でもあり、戦後の国内の女性は試合を行わず、乱取稽古、形などを中心に修行を続けていた。1970（昭和45）年に発刊された『柔道百年の歴史』の女子柔道をみると、練習の場合でも、女らしさに欠ける技、内股、跳腰、また倒れ方に問題があるとして大内刈、小内刈、それに固め技では横四方固めをやらなかった。しかし今や、内股を除いてほとんどの技を使っていると記述されている（松本[1970:242]）。内股や跳腰が、女らしさに欠ける技と位置づけられていることが興味深い。言い換えれば、内股や跳腰は男性的な技なのであろうか。

身体的な性差というよりも、内股や跳腰は相手の股間を足で高くはね挙げることで、局部に一撃を与えることが懸念されていたと考えられる。また横四方固は相手の股間を柔道衣や下穿（ズボン）で締め付けるから、これも局部に接触することを懸念されていたと考えられる。

翻って日本女性初の世界チャンピオンであり、女子柔道のパイオニアである山口香は、

1971（昭和 46）年、6 歳のときにテレビドラマの「姿三四郎」に憧れて柔道を始めようと決意したという。家の近くにあった西村道場を初めて訪ねたとき、「女の子はすぐにやめてしまうからやらせない」と断られた。負けず嫌いであった私は、女である事を理由に断られたことが納得できず、何度も道場に通った。最終的に先生は「女の子であっても男の子と同様に扱う。それでもよいのであれば入門を許す」ということで許可してくれた。山口は、日曜日以外は毎日道場へ通った。週 6 日の稽古を男子と変わりなく行い、試合については男子に交じって道場の中で予選を行い、そこで勝つと道場の代表として都大会に出場した(山口[2012:99])という。

しかし、山口[2012:66]は当時の状況を、次のように語っている。

柔道は「男性のもの」であり、当然のことながら道場は女性に配慮した造りにはなっていなかった。女子と練習するのを好まない男性も少なくなかった。これも女子柔道の草創期を支えた多くの女性が味わった辛い経験で、ついこの間まで続いていたことでもある。女子と目を合わさないようにしたり、あからさまに相手することを断るなど、女性が柔道において強くなるということ以前に、練習相手をみつけることも大変だった。だからこの時代の女性柔道家は皆、苦難に負けず頑張る人だった。強くなろうという気持ちがあっても練習相手をみつけることすらままならなかったから、頑張らない人間など道場にはいられなかったのである。

依然として講道館女子部の稽古は試合を禁止するもので、伝統的な「柔らかな乱取稽古」が主体であったが、地方では女子と男子がともに乱取稽古を行っていたところもあったという。さらに山口の出身の西村道場（東京・池袋）では、道場には男子しかおらず、練習相手はすべて男子で、男子の試合にも出場していた(山口[2012:70])。

さて 1970 年代に入ると欧州各国で女子柔道の試合が行われ、国際大会を望む声が上がった。1972（昭和 47）年 8 月、ミュンヘン五輪の際に行われた国際柔道連盟総会で、女子の試合についても国際大会を開催することにつきイタリアから提案がなされ、議題となった。これを受けて 1975（昭和 50）年 10 月、国際柔道連盟総会のスポーツ委員会において「五大大陸のうち 3 大陸以上で女子柔道選手権が実施された場合、世界女子柔道選手権大会を開催する」ことを申し合わせた(中村[2006:8-9])。

すでに 1974（昭和 49）年にオセアニア女子柔道選手権が開催されていたが、1975（昭和 50）年にはヨーロッパ女子柔道選手権大会、1977（昭和 52）年にはパンアメリカン女子柔道選手権大会が開催された。女子柔道の世界選手権は、いよいよ開催の機が熟していた。

そして 1976（昭和 51）年の国際柔道連盟特別総会において、女子柔道の試合審判規定としてヨーロッパ案が採択された。これに対し全日本柔道連盟も 1977（昭和 52）年 1 月の理事会において女子柔道の試合実施を決定し、同年 11 月に講道館柔道試合審判規定・女子規定を制定した。

しかしここでも、IJF と全柔連とで異なる規定が存在する事態となった。日本の女子規定は、少年規定をもとに「半袖の白色丸首シャツを着用すること」、「黒帯に白線をいれること」、「長髪の場合髪を束ねること」、「蟹挟の禁止」、「相手の髪を掴むこと」、「奥襟を持ち続けることの禁止」、「引き込みの禁止」、「足を直接取ることの禁止」、絞め技と関節技の場合審判員の見込みで一本の判定を下す」等の制限が加えられた。これらの条件は国際試合審判規定とは大きく異なるものであった。当時は男性においても IJF と講道館では規定が違っていたうえ、さらに日本の女子柔道は、男性と異なる試合規定であっただけでなく、国内と国外の女子柔道の試合規定までも二重規定が設定される事態になった。

山口[2012:103-104]は当時の女子試合規定について以下のように言及している。

それにしても、この規定は女性にこうあってほしいという、男性のねがいのような勝手な思いが込められているような気がしてならない。禁止事項として「相手の髪を掴むこと」と入っているのも、競技者に対して甚だ失礼な話である。女子であっても、男子がそうであるように、柔道の修行者であれば、禁止されなくても「髪を掴む」選手はいないだろう。このような男性から見た日本女性のイメージや期待などで縛られたルール・考え方が、女子選手が世界と戦う「手」を縛っていたともいえるだろう。このようなルールが 10 年近くも改正されなかったのは、今振り返ると驚くべきことである。

1978（昭和 53）年 7 月 28 日、日本女子柔道初となる全日本選手権（第一回全日本女子柔道選手権大会）が講道館大道場で開催された。階級は 4 階級（50 kg 級、58 kg 級、65 kg 級、65 kg 超級）で行われ、37 名が出場した。欧州に出遅れていた日本であったが、これにより世界選手権開催にむけて最初の一步を踏み出すことができたのである。

## 6.2 1980年代から1990年代における女性柔道

### 6.2.1 世界女子柔道選手権大会

1978（昭和53）年12月の国際柔道連盟(IJF)総会（ロンドン）において、翌年の1979（昭和54）年12月のパリ世界選手権から男子と共催で女子世界選手権を実施する案がオーストラリアから提案された。しかし開催国のフランスからは何も発言がなく、パーマー議長（当時）は女子世界選手権を開催することのみ議題にかけ、承認された。

パリでの男女同時開催はフランスの同意を得られなかったため、パーマー議長は、女子柔道の世界選手権をアメリカで開催する事をアメリカ代表に打診した。これに対してオーストラリアは、アメリカのみを候補地とするのではなく、他の国も考慮してもよいのではないかと提案し、この案が承認された。ここで、世界女子柔道選手権の開催は承認されたものの、開催地が決定しないという事態に陥った。

これに対しアメリカは60日以内に報告すると返答したが、実際に打診を受けていたのはアメリカ柔道連盟ではなく、男性の試合に出場し優勝したがメダルを剥奪された前述のカノコギ（アメリカ）と有志による組織委員会であった。というのも欧州ではカノコギが女子柔道の国際化に尽力していることが評価されていたからである。カノコギは、こう述懐している。「みんなが私を評価してくれたわ。但しそれは米国を除いて、だった」（小倉[2012:121-122]）。

カノコギとパーマーが関係を築くきっかけとなったのは、南アフリカ柔道連盟が1979（昭和54）年に女子柔道の国際大会を開催することを決め、カノコギに全米女子チームの派遣要請があったことだった。この大会においては、選手団の渡航費、宿泊費などすべてを、南アフリカで持つとされていた。当時の通例からすれば、破格の待遇である。女性柔道を五輪種目にするためには、国際大会の開催を積み重ね、実績を作る必要があった。アフリカ大陸で南アフリカが国際大会を開催すれば、五輪の正式種目へ採択される可能性は一気に広がるとカノコギは考えた。

しかし、当時南アフリカは人種隔離政策（アパルトヘイト）を続行しており、国際社会からは批判を浴びていた。スポーツ界でも南アフリカと交流を持つ事はタブーとされていた。南アフリカ側には全米女性チームの参加を利用し、アパルトヘイトへのプロパガンダとする意図があった。

全米チームにも黒人女性4人が属していたこともあり、カノコギはIJF会長であったパーマーに相談を持ちかけた。パーマーは英国出身であったが、英国はアパルトヘイトを絶対的に非難しており、南アフリカへの制裁を強めていた。パーマーとしても、南アフリカの国際大会に他国のチームが出場することは反対だった。

パーマーは「南アフリカは全米女子チームの参加を最大限、プロパガンダとして利用するだろう。出場はアパルトヘイトを支持することになる。そうなれば、あなたが目指す女子柔道の五輪種目入りにとってむしろ障害になるはずだ」（小倉[2012:124]）と助言した。

カノコギは自分の野望と当時の情勢の狭間のなかで、結局、南アフリカへ全米女子チームを派遣することを断念した。しかしこの一件は、パーマーとの信頼関係を深くするきっかけとなった。

パーマーはカノコギに、当時の国際五輪委員会(IOC)会長であるキラニン卿（1972～1980年在任）を紹介した。

キラニンは、当時のスポーツ界では絶対的な力を持っていた。とりわけ在任中の1974（昭和49）年、オリンピック憲章から「アマチュア」という語を削除したことが有名である。これは、すでに事実上「プロの大会」と化していたオリンピックの現状を追認するものであった。これを受け1983（昭和58）年のIOC総会では、オリンピックの参加資格は、その競技者が属する国際スポーツ連盟が審査するという決議がなされた(野瀬[2008:24-25])。

キラニンがオリンピック憲章から「アマチュア」の文字を削除したことは、オリンピックの商業化を促進するという結果をもたらした。当時、バイブルというべきクーベルタンのオリンピック憲章を改訂することは、タブーであった。キラニンは、そんなタブーでもいとも簡単に改訂してしまうほどの権力を当時は持ち合わせていたのである。スポーツ界で絶対的な権力をもつ卿（ロード Lord）は、カノコギからすれば神のような存在であった。カノコギは、キラニンのお墨付きを得て女子柔道を五輪正式種目入りさせることを目論んだ。

当時の五輪憲章 32 条は、五輪夏期競技大会に加わる競技を、「三大陸の少なくとも 40 カ国において広く行われている競技に限る」と規定していた(小倉[2012:127-128])。

新たな競技を正式種目にする場合、「三大陸の 40 カ国以上の参加国」が必要になる。しかし、これは当時の女子柔道の現状では到底かなわない数字であった。そこでこの規定に反する点を補う理屈として、既に五輪種目になっている柔道（男子）に相乗し、男子が認められているのだから女性も認められるべきであるという方向で打開策が練られた。

キラニン自身は、新規種目ではない女子柔道については、「三大陸の 40 カ国以上」までなくてもいいのではないかという見解を持っていた。そこでキラニンはカノコギに、すでに正式種目になっている柔道の参加対象を女子にも広げる場合、五輪憲章の規定にどこまで援用されるか議論の余地があることを示唆し、まず最低でも 25 カ国・地域が出場する形で世界選手権を開くことを提案した。

### 6.2.2.冷戦のなかの第一回世界女子柔道選手権開催と松前重義 IJF 会長の就任

けれども現実には、女子柔道は五輪正式種目の採択どころか、世界選手権の開催すら危ぶまれる状況にあった。

講道館を中心とする日本柔道界は女子が試合することに消極的だったし、IJF は 1978（昭和 53）年 12 月にロンドンで開いた総会で開催国未定のまま世界女子柔道選手権大会を開くべきと決定したものの、その際も日本側は「深く考え直してほしい」と、決定に遺憾の念を示した(小倉[2012:130])。すなわち、日本は支持していなかったのである。

ニューヨークで有志を集め大会組織委員会を結成したものの、加えてカノコギには資金面の問題があった。IJF とカノコギとの事前協議で必要開催の資金は 18 万ドル（当時で約 4500 万円相当）とされた。

アメリカ柔道連盟は、女子柔道の世界選手権開催を支持してはいなかった。カノコギが連盟にお膳立てもせず、招致を個人で進めたことは反感を買った。

後ろ盾のないカノコギは、アメリカ柔道連盟に頼らず自分の力だけで資金繰りに奔走した。

結局、IJF 総会は女子柔道の第一回世界選手権をニューヨークで開催することを決定したが、1979（昭和 54）年 12 月にソ連軍がアフガニスタンへ侵攻するという事件が勃発すると、アメリカのカーター大統領は、モスクワ五輪のボイコットを NATO（北大西洋機構）加盟国を中心に呼びかけた。これによりカノコギの資金集めは難航を極めた。

日本に関しては、日本オリンピック委員会(JOC)は当時、組織上は日本体育協会（体協）の傘下にあった。そして日本政府は体協に対し、国庫補助金のカットといった脅しや公務員の五輪参加禁止などの圧力をかけた(坂上[2001:90-93])。その結果、JOC は五輪をボイコットすることになった。

このような冷戦体制においてではあったが、世界女子柔道選手権は粛々と準備が進められた。ここで 1979（昭和 54）年の IJF 会長選挙に立候補したのが日本の松前重義であった。松前は IJF 会長選キャンペーン中から女子柔道の振興を訴え、具体策として世界選手権の開催を公約していた。第一回世界女子柔道選手権大会開催にむけて資金面で苦勞していたカノコギにとって、松前の支援は大きな助けとなった。

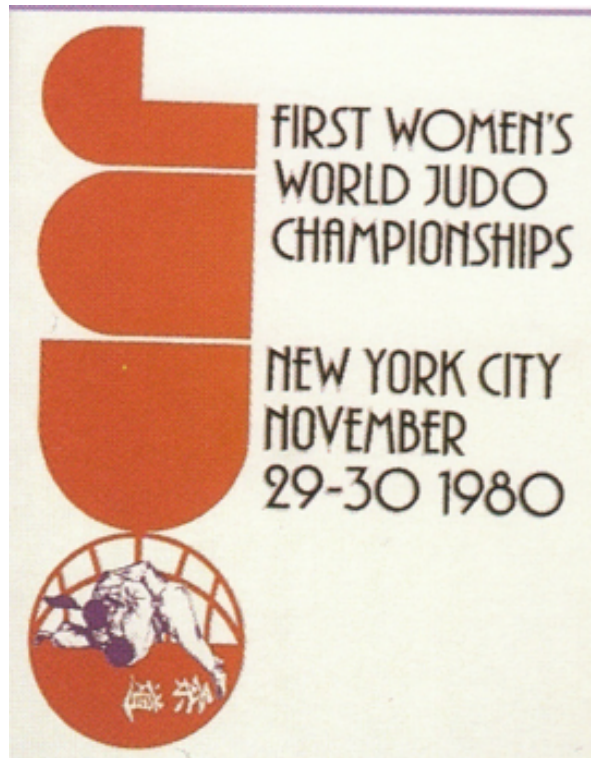
松前の秘書であった東京五輪 80 kg 超級金メダリストの猪熊功が日本のテレビに約 5 万ドルで放映権を売る契約をまとめ、さらに米テレビの CBS が放映権を約 4 万 5 千ドルで購入したことで、IJF はかなりの資金を回収する見込みを持っていた(小倉[2012:152])。

しかも 1979（昭和 54）年には、国連総会において女性差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）が採択された。女性差別撤廃条約の採択は、カノコギと松前にとって追い風となった。

下馬評では圧倒的に不利であった松前であったが、フランスの支持と同時に、日系移民の多い中南米の支持をとりつけた。結局、松前 62 票、パーマー 26 票で松前の圧勝となった。

カノコギ、松前の支援を得て、1980（昭和 55）年、ついに第一回世界女子柔道選手権大会がニューヨーク、マジソン・スクエア・ガーデンで開催された（資料 6 - 3）。女性の参加人数は 125 名、参加国は 27 カ国にもなった (Atkinson[1983:41-45])。キラニンの五輪種目のガイドライン 25 カ国をこえ、女性柔道の勢いは実際には大きいものになっていた。





資料 6 - 3 第一回世界女子柔道選手権（ニューヨーク）の大会ポスター

### 6.2.3 男女雇用機会均等法と女子柔道の消費化

第一回世界女子柔道選手権における日本チームは、8階級中、7階級に出場するも、52 kg以下級の山口香が2位入賞するだけにとどまり、諸外国との競技力の差は明らかであった。

この大会へ向け選考された全日本女子代表選手たちは、国内審判規定で試合をしていた。日本チームの監督であった柳澤久は、「出場した日本選手のほとんどが、試合経験が少なく、外国選手と対戦するのもはじめてであり、また審判規定も、国内の女子規定とは少し異なっていたのです。」(柳澤・山口[1992:10])、「国内では禁止されている奥襟を、海外の選手は持ってくる。巧みに足をとってくる朽木倒や双手刈も多い。海外での試合が年に1回ほどしかないうえに、国内ルールは遅れていたため、世界の厳しい状況に適応するのは至難の業であった」(山口[2012:104])と述べている。「わが国が女子柔道の試合の実施においてヨーロッパ各国より約10年遅れたことが、選手の競技力やそのあとの国際試合の結果などに大きく影響しました」(柳澤・山口[1992:10])と柳澤は語り、国際試合において国内試合規定との違いに戸惑ったことを証言している。

この世界選手権大会の各国の金メダル獲得数は32個のメダルのうち85%を超える28個のメダルを欧州7カ国が獲得した。すなわち圧倒的に欧州勢の優位にあった。

日本人選手は山口香の銀メダル一個であったが、当時の日本選手は所属がなく、柔道に集中できる環境ではなかった。野瀬清喜（1996年アトランタ五輪女子監督）は、「私が全

日本強化コーチを始めた頃は、まだ環境が整っていない時代でした。ナショナルメンバーとはいえ毎日練習している女子選手は少なく、週の半分は道場で練習しあとは自分でトレーニングをする選手がほとんどでした」(山口[2012:365])と述懐している。そこで日本は欧州との実力差を埋めるべく、まず強化育成体制（システム）の確立を図った。大会の設置、練習先の確保（所属／全日本合宿）から検討が始まった。とくに、

1) 強化指定選手制度／全日本強化合宿の開催

2) 国内での大会の開催

Cf. 福岡国際大会、全日本女子団体大会（岡山）、  
学生選手権、高校選手権など

3) 選手の所属先の確保（大学／企業）

に重点が置かれた。

強化指定選手制度／全日本強化合宿の開催については、全日本選手権に出場し入賞した選手を A ランク B ランクに区分した。全日本強化合宿は、年に 3 回開催するようになった。合宿では A、B ランクに応じて、A ランクは旅費・合宿費用の免除、B ランクは合宿費用の免除というように、強化の処遇を実力に応じて区分することでインセンティブにもとづく強化方針を打ち出した。

1983（昭和 58）年に、日本で初めて女子柔道の国際大会が開催された。これは RKB 毎日放送株式会社が放送開始 32 周年を記念して女子の柔道のレベル向上を目的として開催した福岡国際大会である(山口[2012:109])。同大会は、1983（昭和 58）年に第 1 回大会が行われて以来、2006（平成 18）年の 24 回大会まで開催された。

福岡国際大会が女子柔道にもたらした功績は 2 つある。ひとつは、一流の海外選手を大会に招待しレベルの高い国際大会を開催して、日本選手の競技力を向上させたこと。二つ目に、女子柔道を全国ネットでテレビ放送することで視聴者に女子柔道の魅力を伝え、認知度をあげたことである。

諸外国に比べ圧倒的に競技力の低かった日本選手にとって、高い渡航費を払い、国際大会のために海外へ渡ることは困難だった。そうした時代に、欧米から強豪選手が来日し試合をできるということはこのうえない好機であった。

また世界的スター、ベルギーのベルグマンズやイギリスのブリックスが試合に出場することで、女子トップ選手の戦う表情、女子柔道の華麗な技が映像に映し出され、女子柔道の魅力がテレビを介して日本中に伝わった。

そして、1984（昭和 59）年に日本人初の世界チャンピオンとなった山口香は、「女姿三四郎」と称されることとなった。また後に 14 歳で本大会に出場した地元福岡市出身の谷亮子（旧姓田村）は、女子柔道漫画 YAWARA にちなみ、「やわらちゃん」という愛称を得て、国民的スーパースターとなった。こうした経緯を経て、女子柔道は競技人口が拡大し

競技力が向上していった。

日本では、1985（昭和 60）年に男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律）が制定された。同年、IOC 理事会・総会において 1992（平成 4）年バルセロナ五輪から正式種目となることが決定された。

こうして 1985（昭和 60）年以降、男子と同様に国際大会や女子の大会が急速に増えていった。それまでは女子だけの単独開催であった大会も、1985（昭和 60）年全日本学生女子柔道大会を契機に男女共催が珍しくなくなった（表 6 - 2）。そして 1987（昭和 62）年からは、世界選手権大会も、ドイツエッセンで開催された第 5 回大会から男女共催となった。

表 6 - 2 1980 年代の国内における新規大会開催状況

1983	昭和 58	福岡国際女子柔道選手権	女子単独
1985	昭和 60	全日本女子柔道団体優勝大会	女子単独
		全日本学生女子柔道大会	男女共催
1986	昭和 61	全日本女子柔道選手権大会（無差別級）	女子単独
		全国高等学校女子柔道体重別選手権大会	男女共催
1987	昭和 62	全日本学生女子柔道選手権大会	男女共催
		金鷲期高校柔道大会（女子無差別級）	男女共催
1989	平成元	全日本実業柔道個人選手権大会（女子無差別）	男女共催

しかし、福岡国際は 24 回大会で幕を下ろした。2003（平成 15）年頃から欧州がランキング制度を導入するようになると、IJF の国際大会が各国で頻繁に開催されるようになり、選手の大会スケジュールが過密になってきたからである。

さらにほとんどの国際大会が男女共催で行われるようになり、諸外国では男女の選手団を同時に派遣することが一般的になってきた。その結果、欧州勢を中心に、女子チームだけを派遣しなければならない福岡国際への参加を敬遠するようになっていた。

そこで全日本柔道連盟は主催大会の整理・統合に方針を転換、2006（平成 18）年 3 月の理事会と評議会で、福岡国際女子柔道については第 24 回大会を最後に終了とし、その後は従来男子のみだった嘉納杯国際柔道と統合し、東京で開催（嘉納治五郎杯東京国際柔道大会）することを正式決定した。また 2007（平成 19）年からは、全日本選抜体重別選手権を男女共催で開催することが決まった。

選手の所属先の確保（大学／企業）については、次の節で、五輪正式種目への参入との関わりに触れながら実業団女子柔道部の発生について述べたい。

#### 6.2.4 五輪正式種目への参入と実業団女子柔道部の発生

女性柔道の五輪採用へ道は険しく困難であった。1984（昭和 59）年には IOC 総会で一度、不採択の回答が出されていた。

これに対しカノコギら女性柔道家を中心に、IOC へ対し、「不採用は女性差別」と抗議活動を展開した。さらに松前 IJF 会長も IOC に直訴するなど、水面下で粘り強い交渉が続けられた。

こうした柔道家関係者の動きにより、1984（昭和 59）年 10 月に、サマランチ IOC 会長から IJF につきのような提案がだされた(山口[2012:126-127])。

1. 男女ともに無差別級を廃止する
2. 男子 7 階級を基に最大で 224 名の参加者とする。つまり 1 階級平均 32 名
3. 女子 7 階級を基に最大で 112 名の参加者とする。つまり 1 階級平均 16 名
4. 会場は試合場 2 面を作る
5. IJF は IOC に対して役員及び審判員の人数を増やす依頼をしない
6. タイム・テーブルは決勝戦が午後 1 時にできるように検討する

すなわち、女子柔道を採用するかわりに、無差別級を撤廃し、選手、役員などの数を増やすように依頼しないというのが代替条件であった。IJF はこれを受諾し、同年の 9 月 24 日の IJF 総会において、女子柔道を 1988（昭和 63）年ソウル五輪の公開種目として開催し、1992（平成 4）年バルセロナ五輪より正式種目として実施することを決定した。

こうして 1985（昭和 60）年の IOC 理事会・総会において 1992（平成 4）年バルセロナ五輪から正式種目となることが決定された(山口[2012:127])。時勢は男女雇用機会均等法の制定とバブル経済が始まろうとしていた。女子柔道は大会が急増し競技力があがり、世界大会や国際大会でも入賞者が飛躍的に増えてきた。そしてバブル景気の後押しもあり、80 年代後半には企業が女子柔道部を創設し始めた。

ここで、選手が企業に就職してから仕事と競技生活をいかに両立させていくかという問題が起こった。競技生活に専念できる受け皿として 1989（平成元）年ごろからは女子に関しても実業団が柔道部を設立しはじめた。

住友海上火災（現三井住友海上火災）、コマツ、ミキハウス、埼玉銀行（現りそな銀行）がその嚆矢となった。いずれも当初は女性だけの実業団クラブであった。それまで実業団の柔道は男性だけのものであったが、女性の組織が確立されてきたことで、女子柔道選手の身分・進路・給与の保証がなされ、さらに競技力が向上するという好循環が生じた。

なかでも現在では日本を代表する実業団女子柔道部、住友海上女子柔道は、1989（平成元）年に全日本柔道連盟が全日本体重別選手権大会の大会広告を営業した際、日本女子柔道代表監督であった柳澤久と女子柔道への支援の可能性を検討していた住友海上スポーツ

振興課長の間で話が進み、設立に至ったという(山口[2012:166-167])。

女子柔道部が創部されるに至るには、2つの理由があった。バブル経済が絶頂期に達し、金融機関では駅伝やマラソンを中心に陸上部などの創部が続いていた。住友海上では陸上よりも「女子柔道であれば早い段階で五輪選手をだすことができるのではないか」「団体競技よりも費用がかからないのではないか」と考えられていた(山口[2012:168])。

しかし創部当初は、すぐに良い結果を出す事はできなかった。高校卒業したばかりの選手が主力であり、部員数も不足していた。自前の道場も持たず、講道館や大学・高校へ出稽古しなければならなかった。

そういった苦難を超えて、1996（平成8）年のアトランタ五輪 61 kg で恵本裕子が日本人女性としては初めてのオリンピックチャンピオンとなった。悲願が成就し、住友海上は自社道場の建設にこぎつけた。

現在では週3日、その道場では地域交流、地域の青少年育成の一環として少年少女柔道教室が開催されている。指導者は主に引退後の選手たちである。子供が生まれてからもコーチとして関わる選手が多いため、道場内のミーティングルームの一角はその時間、託児所に早変わりする(山口[2012:177])という。

創部時にあたり同部のアドバイザーだった山口香によれば、「経営が苦しくなれば真っ先にスポーツ関連経費が切られるという現実の中で、会社は恵本が金メダルを獲得したときに、女子柔道部は永遠に存続させると決めた。三井住友海上柔道部が日本女子柔道界に果たした功績は非常に大きく、これが後に続く企業の女子柔道部のモデルとなり、良い影響を与えていったことは間違いないところである」(山口[2012:172-173])。

一方、コマツは、1991（平成3）年創部である。大橋徹二コマツ社長兼 CEO<sup>25</sup>は「始めたらずやめないのがコマツ流。企業として厳しい時も、女子柔道部を廃部したり、縮小しようとしたり考えたことはない。あれこれ手を広げないのもコマツ流だ。柔道は日本発で『JUDO（ジュードー）』として世界的なスポーツになったが、コマツも日本発のメーカーとして海外に積極進出し、グローバル企業のリーダーたらんとして頑張っている。ここに重なるものがある」コマツは女子柔道部を支え、責任を持って継続していく姿勢を一貫して変えずに今日まできたと語る。

「ここに柔道というスポーツの精神の良さがある。全身全霊で果敢に挑むことで、勝っても負けても多くの人を感動させることができる。企業としても全社を挙げてこうありたい。23年前に創部を決めた（元社長、会長で現相談役の）坂根正弘さんはいい選択をしてくれた」。

選手達が世界の頂点を目指して勝負にこだわるのは当然のことだ。同時に企業スポーツとして、世界的な規模で社会貢献の輪を広げていくことも、コマツは重視する。その一例として、女子柔道部は企業の社会貢献活動としても位置づけられ、海外各国の柔道を支援する活動もその一つである。

例えばカナダのモントリオールで開かれた国際柔道大会に単独チームで出場した。多く

の現地の社員らが応援に駆けつけ、試合後に選手らはコマツアメリカのキャンディアック工場を訪問し、交流会が催された。

当時、大橋社長はコマツアメリカのトップだった。「試合の応援を通じて選手との共感が広がっていて、交流会はとにかく底抜けに明るいムードに包まれた」と振り返る。

コマツの女子柔道部員は、コマツの社員という立場が第一となる。だからこそ「全社挙げて」という気持ちを社員らが共有し、一体感がより強まる。大橋社長は「チームワークや一体感は企業の活力につながる」と語る。

大橋社長は「社会貢献といっても、それを掲げるだけでは長続きしない。企業がスポーツを支援する意義は、まずは団体としてのチームワークの良さを生み出せることにある。最も大切なのは、試合での応援や試合で発揮されるスポーツ精神を通じ、世界中のコマツの社員やOB、代理店の人達らが一体感を持つことだ」と強調する。

それまでの企業スポーツは、スポーツ強化だけに特化されることが多かった。しかし1990（平成2）年後半ごろから自前道場を設立するようになると、三井住友海上やコマツに例をあげたように日本独自の強化システムとして、実業団柔道部の活動は、企業の社会貢献の一環として活動が行われていくようになった。

## 第三部 講道館神話の分析と批判

—神話はいかにして生成し、社会はそれに何を求めたか—

## 第7章 神話の生成と機能

### －西郷四郎神話と講道館神話の融合－

#### 7.1 西郷四郎の誕生

これまで柔道の起源やルール（試合規定や形）を検討してきたが、それだけでは講道館の神話がどのように誕生してきたのかを明らかにするには十分ではない。

神話的な語りや柔道を介して思考し担保しようとしたものはなにかを明らかにする必要がある。とりわけ柔道史にとって西郷没後、古流柔術と講道館が覇権争いをするなかで、講道館正史が確立されるためには、西郷四郎の神話は欠かせなかった。

第7章では、西郷四郎の実像に迫りつつその神話が生まれた当時の社会を活写することを試みたい。

内田隆三は、『ベースボールの夢』(内田[2007])のなかで、資本主義、都市の時代が始まる19世紀末から20世紀へ変貌を遂げていくアメリカのミドルクラスの姿とベースボールの神話について「アメリカのベースボールの起源を発見し、それに純粹にアメリカ的なものに仕立てる『神話的言説』の背景には、ミドルクラスの男性を取り巻く社会過程の変化が横たわっている」と述べている。

「神話的言説は社会過程の変化については何も言わず、愛国主義の装いを凝らすのに腐心している」「ナショナルな象徴性だけでなく、むしろ男性的な主体の価値やディシプリンを生々しく伝えるものであることを忘れてはならない」(内田[2007:157])とベースボールの神話の背景を分析する。

さらに「ベースボールの世界がそれ自身ひとつの神話的なコスモロジーをもっており、またある種の儀礼的秩序をもっていることから、ベースボールを近代の『宗教』として分析することの必要性を強調する人たちも少なくない。ベースボールは決して宗教を代替するものではないとしつつも、ベースボールを世俗化した『準-宗教』(quasi-religion)と見なす人たちがいる」(内田[2007:13])。

内田が述べるように柔道も神話的なコスモロジーを持っている。とりわけ「武徳」や「武道」という儀礼的秩序をもっていることから「準-宗教」と言われる事がある。

こうした神話の機能は講道館柔道の誕生においても見られる。

例えばその時代の柔道強者の愛称として「〇〇の三四郎」と呼称する場合がある。昭和の三四郎（岡野功）、平成の三四郎（古賀稔彦）、女三四郎（山口香）などがその例である。

これは富田常雄の小説『姿三四郎』<sup>26)</sup>に由来している。その「姿三四郎」のモデルは西郷四郎といわれているが、「姿三四郎はけっして西郷四郎ではなく、空想の人である」<sup>27)</sup>



と作者の富田は明記している。

にもかかわらず、西郷四郎の人生が、あたかも「姿三四郎」の後日談のようにしかあつかわれていないことは虚像による実像侵食の著しい例ではないだろうか。西郷四郎の登場は虚像をより偶像化してやまない大衆の根強い潜在願望と、この願望に伴奏し、推進した当時の社会背景との作用が合流した趨勢がもたらしたものであろう(牧野[1983:11])。

すなわち西郷四郎の神話が存在しているうえ、姿三四郎という虚構が存在することで西郷四郎実像を不明瞭にしていると考えられる。講道館柔道の誕生とともに「西郷四郎」という英雄が誕生し、それが「姿三四郎」として小説化されることで神話が構築され、さらに戦中には映画化されてナショナリズムと「姿三四郎」が融合することで「西郷四郎」の神話が再構築されたといえる。言い換えれば柔道が誕生した時代の趨勢が神話を作り出してきたのである。

西郷は嘉納が欧州旅行で不在中の 1890（明治 23）年に「支那渡航意見書」を提出し講道館を去った。その後、宮崎滔天、鈴木天眼、頭山満らとともに大アジア主義に身を投じた。辛亥革命で敗北した西郷四郎は日本に帰国し、1902（明治 35）年、長崎で創刊した「東洋日の出新聞」の編集長となる一方で、「日本泳法」の指導家として活躍した。

西郷は、縦軸として志田四郎－保科四郎－西郷四郎と再三改名し、さらに横軸として会津－新潟県津川－東京－仙台－久留米－長崎－尾道、朝鮮－台湾－中国と活動の場所を変えており、個人的、時代的理由によって複雑な歩みをしている(牧野[1983:11])。

本章では下記のように区分し西郷の神話について分析したい。

1. 柔道家としての西郷四郎
2. 講道館出奔と大アジア主義
3. 「姿三四郎」としての神話の再構築

## 7.2 柔道家としての西郷四郎

西郷四郎は 1866（慶応 2）年 2 月 4 日に会津若松で父志田貞二郎、母さたの三男として生まれた。当時の戸籍では志田四郎であった。志田家は越後津川地方の豪族の流れをくむ、会津松平家に仕える御用場役 150 石の中級武士であった。四郎が三男でありながら「四郎」と名付けられたのは、姉を含めて 4 人兄弟の 4 番目の子であったからだという。

西郷が誕生した当時は幕末、未曾有の混乱期にあった。アメリカ海軍のマシュー・ペリーが来航し開国を要求した。これを契機に幕府は鎖国から開国に方針転換するが、孝明天皇は開国に反対。異国排斥を唱える尊王攘夷論が高まっていた。朝廷のあった京都の治安は悪化し、幕府重心の間で新たに京都守護職の設置が検討された。その時に白羽の矢が立ったのが会津藩であった。

1867（慶応 3）年 10 月 14 日、江戸幕府第 15 代将軍、徳川慶喜は日本の統治権を明治天

皇に奏上、翌 15 日に勅許され、いわゆる大政奉還が行われた。

そのときに、徳川幕府の首謀者として京都守護職就任を要請された会津藩主である松平容保は、後に西郷四郎の養父となる西郷頼母を家老職復歸させた。

1868（明治元）年、松平容保、西郷頼母らの旧幕府勢力と薩摩藩・長州藩らの中核とした新政府軍との内戦、戊辰戦争が始まった。西郷の父、志田貞二郎は主力戦隊の朱雀隊二番寄合隊に編入され参戦した。その後は長岡、越後方面に転戦するが 9 月 22 日会津藩が新政府に降伏し、会津戦争が終結した。

会津藩であった西郷たち志田家は故国壊滅の後、新天地を求め越後国蒲原郡赤塚村（現在の新潟県新潟市西区赤塚）を経て、同郡の角嶋村（現在の新潟県東蒲原郡阿賀町津川）に移住した。当時の旧会津藩士とその家族の多くが明治維新とともに士族帰農の生活にはいった。志田一家も多分に漏れず、剣を捨て鋤を手にし、西郷の祖父であるとされる佐五郎は、「耕作」に名前を改めた。

西郷の幼少期の記述や資料は極めてすくない。

1872（明治 5）年 9 月 23 日、四郎が 7 歳の時に父佐田次郎が 38 歳の若さで亡くなった。その後は母のさた、祖父の耕作が父の代わりとなって療育した。

1881（明治 14）年、16 歳になった西郷は三川村小花地の肝煎長谷川澄の家に住み込んだ。理由は当時、旧会津藩士の人たちが北海道に移民するものが多く、これを嫌がった西郷は長谷川家に住み込んだと言われている。

それではいつ、どこで、西郷は柔術を習得したのか。

講道館に入門してすぐに講道館を背負う強者の柔道家となるのはあまりに短期間すぎる。講道館入門以前に他の道場に入門していたという記述はない。新潟や福島における講道館入門以前の西郷の柔術については現在も明らかにされていなかった。

一方で大東流合気柔術の継承者でかつ養父となった保科近恵（明治維新前は西郷頼母）の影響ではないかという説もある。これはさらに進んで西郷は西郷頼母の実子ではないかという説もある。

### 7.2.1 上京と講道館入門

嘉納が講道館柔道を創設する 1882（明治 15）年 3 月、17 歳の西郷は、親友の佐藤与四郎が進学のために上京することになり、それに同行した(牧野[1983:42])。その後、その年の 8 月 20 日に四郎は講道館に入門している。講道館の創設がその年の 5 月であり、西郷の講道館入門は運命的であるともいえる。

新興勢力の講道館にとっても強者が必要であったし、陸軍士官学校に入学を希望していた西郷にとっても、稽古ができるうえ住み込み書生として身元を保証してくれる講道館の存在はありがたかったに違いない。

講道館入門以前には、天真真楊流井上敬太郎の道場に西郷は通っていた。戦前の井上道場には嘉納の名札のほかに、後の講道館四天王のうちのひとり横山作次郎、戸張滝三郎、

もちろん西郷四郎の名札も並んでいたという(牧野[1983:54])。天真真楊流(磯道場)は嘉納の師匠である福田八之助であるから、井上と嘉納は磯道場の兄弟弟子でもある。井上道場で卓越した才能をもつ四郎を講道館に抜擢したのは当然であるともいえる。

牧野が瞠目したのは講道館入門の際の誓文帳に、「他の八名がすべて印鑑を用いているのに対し四郎だけが血判で捺している点、そして生年月日の記載をはじめは『十五年』と記し、『十四年』に訂正していること」(牧野[1983:64])である。「十五年」を改め「十四年」と記載した年齢に関してはいずれも戸籍上異なる。1866(慶応2)年2月4日生まれの四郎は1882(明治15)年8月の時点で、16年6ヶ月でなければならないのに訂正した意味は不明である。また、誓文帳の血判に関しては、西郷以降の入門者はすべて血判が用いられている。西郷が印鑑を持ち合わせていなかったのか、それとも武士の気性なのか、よっぽどの決意をしめしたもののなのか理由は不明である。

とはいえ四郎に続く入門者が血判になっていったのは「西郷四郎」というカリスマ性から「伝統」が創られたひとつの例なのかもしれない。カリスマ性という意味では、西郷は富田常次郎と共に、講道館史上、初の有段者でもある。ちなみに富田常次郎とは『姿三四郎』の作者富田常雄の父親である。

西郷はかねがね郷里の人たちに「大人になったらイクゲン大将になる」夢を持っていた。「イクゲン大将」とは津川弁の訛で、陸軍大将のことである(牧野[1983:46-47])。ただし典拠は不明)。とはいえ、上京したものの四郎にとっては、陸軍士官学校にはいるためには超えなければならないハードルがあった。それは学力と身長、そして藩派閥であった。

当時の徴兵令の身体検査基準では五寸一尺(曲尺)以上と定められており、四郎の身長は五寸前後(約151cm)であり当時でもかなり背が低かった(牧野[1983:50])。

学力では士官学校入学準備のため成城学校に入学したといわれるが、その証拠はない。そしてそれら以上に大きな壁であったとおもわれるのが藩閥の壁である。当時の明治政権では薩摩、長州の藩閥で固められており朝敵の汚名を被った旧会津藩士の出身というだけで士官になるには不利にあったに違いない。

## 7.2.2 山嵐

「山嵐」とは、西郷四郎の得意技であるが、西郷や講道館が創出した技ではなく、古流柔術・真楊流・楊心流で「山落し」と称されていた従来の技に嘉納が新たに命名した。

たしかに山嵐は「背負い落し」を変形した投げ技であり、技としてはそれほど難易度が高い技ではない。背負い落し(背負い投げ、もしくは体落しの変形)をかけて、相手が踏ん張った際に足を払うと自然と山嵐に変化できる。それではなぜこの山嵐が、「西郷の前に山嵐なく、西郷の後に山嵐なし」と西郷の神話として語り継がれてきたのであろうか。

富田常次郎は四郎の山嵐について次のように述べている。

これだけの技ならば誰にでも出来さうであるが、実行はなかなか容易ではない。西郷

がこの技を得意としたのは、彼の身体上の特徴が二つあった事に依る。その一つは彼の身体が矮小であったから（著者注・西郷四郎の体格は、身長、約五尺一寸（約 153 cm）、体重、十四貫（約 53 kg）と伝えられている）、殊更に腰を下げなくても、押し返す相手をそのまま引込めば、彼の體は丁度理想的な支點となるからである。故に時間を省き、又、潰される憂ひがないのである。もうひとつの特徴は、彼の足ゆびが普通の人と違って、熊手の様に皆んな下を向いてゐた。だから払腰の様に足をのばして相手の足首にかけると、それが豫定の位置をはずれて、上の方に流れると云ふ様な事がない。

即ち、相手の踝を目的とすれば、そこにびたりと喰いついてゐるのであった。その上、彼は前にも言った様に大膽に思ひ切つて、乾坤一擲に技をかけるのであるから、殆ど百発百中相手を投げ飛ばしたのである。要するにこの技は、小さい人が、より大きい人に試みる方が有利であると思ふ<sup>28)</sup>。

このように、体の小さい四郎だからこそ乾坤一擲に山嵐をかけると、ダイナミックに、自分より大きい相手を殆ど百発百中相手投げることができたということが伝説的に語られている。

とりわけ、講道館創設以来、嚴重に他流試合を禁じてきた嘉納であったが、第五代三島通庸（みしまみちつね）に招待を受けた 1886（明治 19）年武術大会だけは、秘蔵の四郎を出場させた。四郎は得意の「山嵐」で、楊心流戸塚派の武術家昭島太郎を破った。山嵐を引っ提げ西郷は試合に臨むと乾坤一擲に相手を投げ、三島を主賓とする時の要人達の眼前に講道館の強さを見せつけた。このことにより講道館柔道は警察官必修科目として、警視庁に採用された(牧野[1983:106])。

ここから講道館神話の記号として「西郷四郎」が語り継がれていくことになる。「小よく大を制す」、大男を小兵が投げ飛ばす西郷（山嵐）は、意外性があり大衆を惹き付けた。後年、富田常雄によって『姿三四郎』として小説化されることで一躍有名になる。

「小よく大を制す」西郷のイメージは日本人の普通の民族的心情にアピールし、さらには大陸に飛躍を目指す明治、大正期の国是とも合致し、高揚を続ける大きな趨勢を背景に時とともに広く深く、伝播し講道館の看板として宣伝されることになる。

## 7.3 講道館出奔と大アジア主義

### 7.3.1 講道館出奔

25歳の西郷は、嘉納が欧州旅行で不在中の1890（明治23）年6月21日に「支那渡航意見書」を提出し講道館を去った。

翌年の1891（明治24）年1月16日に帰国した嘉納は講道館・青年舎監督である西郷の出奔を確認した。西郷が講道館を出奔するに至った真意はミステリーである。

翻って歴史研究者の丸山三造は「彼は身体こそ矮小であったが、その性格はかれの得意の山嵐に頭われたるごとく、乗るかそるかの的のことを敢えてやる、大胆でしかも率直なる武人的性格の持ち主であったが、嘉納先生の洋行中、わずか一年半足らずの間に凋落したのは、惜しむべきことであった。然らざれば、その頃年も若かったから、未だ何年かの名声を維持することはできたであろうに。以来十余年、私が彼と再会したときには、アルコール中毒で余程弱っていたようであった」（丸山[1939:145]）と西郷の凋落ぶりを述べている。

一方、牧野は、「初期講道館の組織的脆弱さや、統率者嘉納の指導力の限界と見るか、あるいは単純に四郎の「我儘」と見るかによって評価の分かれるところではあるが、嘉納が見落としていたものは、大陸飛翔の夢の実現、といった遠心的な四郎のロマンティズムとそれを支える四郎の“野生”のみではなく、むしろ重要なのは急進的な四郎の武士道精神ではなかったか（牧野[1983:388]）と、西郷が単なる「思いつき」ではなく時代の思想的背景があり出奔したのではないと述べている。

西郷の出奔当時の日本は、板垣退助らの自由民権運動が高まり、征韓論が提唱されていた。1889（明治22）年には大日本帝国憲法制定を迎え翌1890（明治23）年に第1回総選挙が行われ、帝国議会が開催された。

いわば明治維新の動きから取り残された会津人の西郷にとって、中国や朝鮮を理想郷として第二の維新へのきっかけを模索していたのではないかと考えられる。その後、宮崎滔天、鈴木天眼、頭山満らとともに大アジア主義に身を投じるようになった。とはいえ、講道館出奔後、すぐに大陸へは行かなかった。この間の行動は不明である。

### 7.3.2 仙台・二高師範

1894（明治27）年7月、西郷は仙台・二高の3代目柔道師範に就任している。前掲の牧野[1983:188]によると「未だ柔道史の語りぐさになっている一高対二高の対校試合が始まったのは明治三十一年頃であったが、学習院・慶應義塾・東京大学・海軍兵学校・一高・五高に続いて講道館柔道を取り入れていた名門・二高に短期間ながら四郎が師範として正式に就任している事実は、柔道界における当時の嘉納治五郎の影響と四郎が講道館を出奔した状況を考えると理解困難なことであるが、おそらく前任者湯浅松之助が治五郎に執り成した結果の就任であったに違いない」と人事の不可解さを述べている。

### 7.3.3 ソーレ事件と大陸活動

その後、1895（明治 28）年、久留米の南築武道館の柔道師範に就任している。この時西郷の国粹的なナショナリズムが招いたとされる「ソーレ事件」というフランス人牧師迫害事件を引き起こしている。ソーレ事件とは、下坂道場に通っていた明善校を中心とする生徒が、当時久留米に在住していた唯一の外国人牧師ミセル・ソーレの家に石を投げたり、板塀を壊したりするなどの集団的襲撃を起こしたものである。とりわけ西郷ら 4 名がソーレ邸に押し掛け「日本には日本古来の宗教があるのでキリスト教を普及しなくても結構だ。一日も早く布教をやめて帰国せよ」と強談判し押問答のすえ警察沙汰になったという<sup>29)</sup>。

ソーレ事件後、1900（明治 33）年まで西郷の所在は不明である。この間、台湾、中国へ渡り、当地では満洲義軍に参加したとか、柔道の指導をしたのではないかとの説がある。いずれも大陸期の西郷の実情は全く不明である。

西郷は帰国すると、1902（明治 35）年 1 月、鈴木天眼<sup>30)</sup>とともに東洋日の出新聞を長崎で創刊した。西郷の辛亥革命の現地レポートは 10 月 30 日から 12 月 19 日までの 50 日間、16 回にわたって誌面を飾った。詳細については『史伝西郷四郎』に収録されているのでここでは割愛する。とりわけ西郷は 1911（明治 44）年の辛亥革命に際し、記者として中国に渡り、「武漢観戦通信」を東洋日の出新聞に連載して、革命軍を応援した。孫文は 1913（大正 2）年、長崎の鈴木天眼宅を訪問している。

また長崎では、武徳会長崎支部に属し、「大東義塾」（もしくは泰東義塾）という道場を開設し柔道の指導をしていた<sup>31)</sup>。その一方で 1904（明治 37）年、瓊浦遊泳協会（現・長崎遊泳協会）を創立し、理事に名を連ねた。また、大正 3 年と同 5 年には、有明海横断遠泳の監督・顧問として、その実現と成功に主導的役割を果たした。のちに西郷の泳法は「日本泳法」となった<sup>32)</sup>。さらに長崎商業高校では弓道講師も兼任し体育界の指導者としても大活躍する。

この時期の西郷は、辛亥革命現地報道を終え大アジア主義を理想に掲げ、理想の実現をめざし充実した日々であったに違いない。講道館の出奔を後悔するような言動はない。

とはいえ 50 歳になる頃から持病の神経痛がひどくなっていった。その上、西郷の母親の訃報で落ち込んでいた、1919（大正 8）年 7 月中旬、嘉納は西郷を慮り上京するように手記を送っている。実際面会が実現した。1920（大正 9）年の春、西郷は療養のために尾道へ転居する。しかし尾道の生活は 3 年しか続かなかった。1923（大正 12）年 12 月 23 日、西郷四郎は永眠する。

## 7.4 西郷没後の神話の再構築

2013（平成 25）年は、NHK 大河ドラマ『八重の桜』で幕末の会津藩が注目され、また全柔連の不祥事問題が相次いだ年でもあった。この年に星亮一<sup>33)</sup>は『西郷四郎の生涯：伝説の天才柔道家』（平凡社）を上梓した。冒頭では、「会津にはもう一人、スターがいた。

日本柔道界に不滅の光芒をはなつた天才柔道家、西郷四郎である。伝説の巨人西郷四郎の生き様は、原発事故にあえぐフクシマの人々に生きる希望を与え、かつ不振の日本男子柔道に活をいれてくれることは間違いない」(星[2013:6, 10])と語られており、現在もなお、「西郷四郎」の威光は衰えない。

ここで柔術＝士族(西郷四郎)、柔道(講道館)＝近代化された武道としてとらえられたと解釈してみよう。西郷が講道館柔道に登場することで、講道館柔道は「小よく大を制す」という神話を得ることになった。そしてそれは、士族階級の伝統を継承するという意味を併せ持つことにもなった。四郎の神話＝講道館の神話は小説『姿三四郎』によって確かなものとされ、そこに士族階級のアイデンティティが託された。

さらにその「神話」は戦中に映画化された。1943(昭和18)年に情報局国民映画として公開された。映画化は複数回行われている。この監督にあたったのが黒澤明である。そして『姿三四郎』は黒澤の初の監督作品でもある。とはいえ戦争色の強い、表現の自由が規制されていた時代であり、『姿三四郎』は情報局が監視する国策的な作品となった。

また1945(昭和20)年5月、アメリカ空軍B29の空襲で日本は焦土となりつつあった時期にも関わらず続編の『續・姿三四郎』が公開された。

冒頭、横暴なアメリカ人水兵を三四郎が海に叩き込む。外国の異種格闘技戦に勝つストーリーは、当時、鬼畜米英の撃滅をスローガンに掲げていた時期でもあり国威発揚に最も効果的であった。

外国人映画評論家ドナルド・リチャーは、『續・姿三四郎』について、黒澤がありきたりの日本の商業映画にもっとも近づいた作品であり、それゆえに、商業映画との類似点および相違点は注目に値する。これは国策映画であって、個人の映画とはまったく正反対の作品である。これは娯楽映画の体裁を持ちはするが、楽しめる映画とはぜんぜん違う作品である<sup>34)</sup>と述べ自由な表現を規制された国策映画であることを批判している。

すなわち『姿三四郎』、『續・姿三四郎』は柔道がはじめてプロパガンダに利用された国策映画であったといえる。

第7章では講道館の神話のなかで生き続ける西郷四郎を取り上げた。西郷四郎は「小よく大を制す」講道館柔道の意義を示す象徴であるとされている。そしてその象徴性は小説『姿三四郎』によって確立され、映画『姿三四郎』によっては「小さな日本人が大きな鬼畜米英を投げ飛ばす」国威発揚にも利用された。それは神話であるが、別の意味も込められている。

まず、西郷四郎はなぜ講道館＝近代化のモデルとされたのであろうか？講道館柔道は古流柔術を取捨選択し統合した、というのが講道館の主張である。西郷は古い柔術から「小よく大を制す」近代的な柔道を生み出す中心人物であった。しかし古流柔術にはもうひとつ、士族階級のアイデンティティという意味も託されている。講道館は、古き士族の魂を現代に引き継ぐという役割を西郷に託し、日本人はそれゆえに講道館を支持することとなった。

昭和前期から戦中にかけて会津武士道が国是として賞揚賛美されると、士族の倫理であった会津士魂が顕彰され、映画『姿三四郎』によって和魂洋才の象徴が講道館となり、西郷四郎神話を生み出した。

しかし西郷は、そうした神話を担う役割をみずから放棄してしまう。西郷は会津出身であり陸軍大将を志し、警視庁での試合で柔道を誕生させながらも講道館を出奔、アジア解放を標榜する辛亥革命に仮託して、「第二維新」の展望を拓こうとした。このことは、士族の出身でありながらも明治維新によって会津人が敗者側とされ、滅びゆく存在であったことと関わりがあるように思える。

講道館は滅びゆく士族階級のうち、明治時代の上流階級をなした勝者側の伝統を重んじた。それに対し西郷四郎は、滅びゆく士族にあって、さらに敗者側の会津人であった。西郷の講道館からの離脱はそのことに自覚的であったせいであるとすれば、彼は会津人としての意地を生涯貫いたともいえる<sup>35)</sup>。とりわけ、講道館の神話の西郷四郎は、警視庁での試合で活躍することで柔道（近代化した柔術）を誕生させて武士として死んでいく寓喩でもあったといえる。彼は勝者側で明治国家を担うことは拒否して、大アジア主義や古武術の日本泳法を目指したのである。

本論をとおして再構築した柔道史を照らし合わせながら、この神話については次の終章でさらに掘り下げて分析していきたい。



## 第四部 考察と結論

## 終章 講道館神話の構造－柔道の社会過程－

### 8.1 講道館史と西郷神話の融合

これまで講道館神話の誕生を探るために、女子柔道史、武徳会史、西郷四郎、戦後の柔道史について取り上げた。

とりわけ西郷四郎については、講道館の神話のなかで生き続ける会津出身の西郷四郎は警視庁での試合で柔道を誕生させながらも死んでいく武士の寓喩として解釈した。

それは柔術＝亡び行く武士、柔道＝勝者側士族・上流階級による近代化ととらえるということである。

明治大正期、国粋主義に傾倒していく日本では、西郷のような愛国主義者の生き様は、小説『姿三四郎』となり没落した士族階級の人々のアイデンティティを担った。

さらに昭和前期から戦中にかけて武士道が国是として賞揚賛美される時代の中で、柔道は近代化され規律化された軍隊の暴力に乗っ取られていく。映画として『姿三四郎』が上映されたことで、当時の国民に武士道がさらに顕彰されたのではないだろうか。

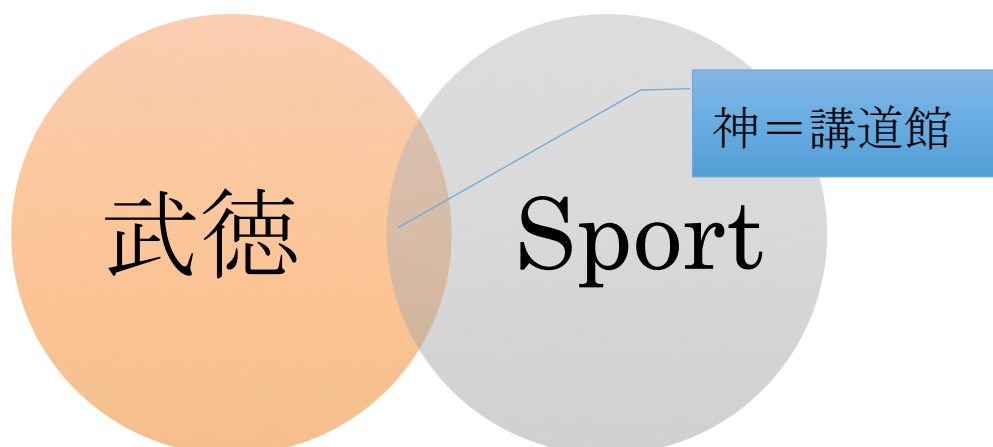


図 8 - 1 「変身の術」の構造

その一例が講道館にある「柔道の殿堂」である。西郷四郎をふくめ 19 人の柔道家が、柔道界の礎を築いたとして功績を称えられている。引退した偉大な柔道家は、講道館の殿堂に入り永遠に「不死」の存在となる。殿堂入りした柔道家は皆、軍、警察や教育界で活躍した時代の名士たちばかりである。とりわけ 2 人の軍神、広瀬武夫と湯浅竹次郎も含まれている。また講道館関係者だけでなく公職追放を受けた正力松太郎や栗原民雄など武徳会関係者も含まれている。言い換えれば、顕彰をうけた殿堂の柔道家たちは「武徳」としての功労者たちでもある。

さらに講道館の道場には嘉納の遺影が飾られ、とりわけ 7 階の大道場には嘉納の遺影だけでなく使用していた椅子が置かれている。講道館は日本における柔道の伝統や記憶を集

積するだけでなく、むしろ神話的な信仰の総本山となっているといえる。

昭和初期に歴史家の丸山三造は武徳を次のように説明している。

武士階級というものが徳川時代で滅んで明治になって武士階級が存在しないから、従って武士道精神もなくなってしまったと考えるかも知れぬが、さうではないのである。武士階級がなくなったとしても決して武士道精神は消滅したわけではないのである。そして明治になって発展してくるわが柔道の根底にもこの武士道精神がなければならぬ。この精神があつてこそ世界の隅々まで及ぶことのできる日本の柔道であつて、それは形ばかりではそうなり得ないものである。日本の伝統的な武士道精神と結びついた柔道こそ誠に日本的なものとして理解することができるのである。(丸山[1939:90])

丸山は、士族階級がなくなっても、柔道は徳川時代と明治時代の「連続性」を象徴するものであることを説いている。

しかしここで言う「日本の伝統としての武士道精神」は、明治維新を経て会津という敗者側・弱者を排除して成立した国粋主義的なものであり、勝者側による男性的な価値観である。武徳からスポーツに表面上は変容したとしても、講道館神話は西郷四郎の実像を離れ、寓話（アレゴリー）として士族階級の男性が求めたナショナルな象徴性を宿し続けたのである。

## 8.2 嘉納思想との乖離—勝利至上主義と「俗」としての柔道—

これまでの先行研究では、嘉納は「女子は試合になると勝ちたい、負けたくない気持ちから無理をしてしまう」という、女性蔑視ともとれる理由で女子の試合を禁止したとされてきた。しかし、第 6 章で示したように、女性の柔術は、見せ物として興行されており、嘉納としては、試合をさせないことで、上流社会の女性の嗜みとして女性柔術・柔道のイメージ転換を図りたかったのではないだろうか。だからこそ女子部入門者を選ぶにあたっては上流階級の婦人を対象にし、粗野な柔道観ではなく、『精力善用国民体育』における嘉納の体育概念が形を通して涵養されるよう展開していったと考えられる。

実際、嘉納は講道館女子部では試合すること、男女が組み合うことを禁止していた一方で、武徳会の小崎を講道館初の女性有段者に認定し、小崎が男性と組み合ったりすることを容認していたことが本研究で明らかになった。1925（大正 14）年に治安維持法が施行されたように、日本では自由な思想に対する制限があつた時代でも、嘉納は海外では「社交」「上流社会の嗜み」としての柔道を展開していたことが窺え、嘉納の先見性が見て取れる。

嘉納にとって女子柔道の試合は禁止されるべきであつたが、それは差別意識からというよりも、より教育重視する見地からであつた。なぜなら男性においても同様に、嘉納は異種格闘技戦（興行）を禁止していた。大衆文化のなかで、性差に関わらず、柔道自体が消

費されることを嘉納は懸念していた。教育者の嘉納にとって、柔道は修養であり、ビジネスの手段ではなかったからである。

ベル・エポックのフランスでは身体接触を有する競技特性を利用し、取っ組み合いを官能的な身体接触にかえることで社交的なエロスとし受け入れられてきた文化が存在した。その後、柔術は大衆文化の「エロチシズム」として消費される一方で、イギリスの女性柔術家の女性参政権運動にみられるように「自由思想」に昇華し、戦後はスポーツ柔道として受け入れられた。それは嘉納治五郎が講道館女子部において、男性と組み合わせなかったこと、形を活動の中心とし試合をさせなかった理由とも関係していると考えられる。

嘉納が女子柔道に対して試合を禁止したもうひとつの理由は、試合（男子柔道）へのアンチテーゼとして、形や乱取りをすることで「遊びとしての柔道」（女子柔道）を創造したかったからではないかとも考えられる。「女子柔道は私の理想に最も近い」（乗富[1975:158]）、「女子柔道は講道館柔道の真の継承である」（乗富[1975:158]）という嘉納の言葉からもその思いが読み取れる。もし男子と同様に女子にも「試合」を許せば、男性の柔道のように勝利至上主義に傾倒し、「遊び」のよさが忘却されてしまうという懸念を嘉納は抱いていたのではないか。

ここでの「遊びとしての柔道」というのは、形や乱取りのなかに「社交」の要素が包含されているという意味である。

戦前、欧米の女性たちにとっての柔術・柔道の魅力は、性差、体格差に関係なく相手の力を利用して投げる非日常的なものであり、それは同時に性の解放装置でもあり、日常の解放装置であったといえる。男女関係なく、体格に関係なく、社会的地位に関係なく、上下関係に関係なく、非日常（暴力）的なことが許される空間（組み合い、技を掛け合い、抑えたり、関節を決めたり、絞めたりすること）であった。そして、道場という非日常的なかで、組み合うことは社交でもあった。

また 1920 年代にあったイギリスの女性参政権運動（サフラジェット）、戦後の世界柔道、五輪への女性スポーツ参入活動を例にあげられるように、女性柔術・柔道の活躍の経緯は、女性の社会参画の歴史でもあった。

言い換えれば女性が柔術、柔道によって自由で力強く、逞しく「柔能剛制」のスタイルで、女性の自由と権利を獲得してきた。

それらの歴史は、迷走する時代に適応するように男性の力を利用しながら柔軟かつ逞しく女性が生きてきた過程であると読み取ることができる。女性柔術・柔道の過程は、女性のための生きる知恵、女性が生きてきた様式を紡いできた歴史であり、女性の社会参画の歴史でもある。

#### 「俗」としての柔道

一方、日本では戦中「思想善導」政策の一環として使われ、軍事教練などの素地となったことによって学校柔道と暴力の親和性が強まっている。

1945（昭和 20）年 3 月、戦況が不利になると文部省は、国民学校高等科以上の学徒を対象として学徒体錬特別措置要綱、白兵戦技柔道実施要領を制定した。

その目的は「本要領ハ短期ノ鍛錬ニヨリ旺盛ナル武魂ヲ養ヒ近接戦闘ニ於ケル格闘ニ習熟セシメ以テ肉迫格闘ニ於ケル必勝信念ヲ得セシムルヲ目的トス」とし、これにより柔道は、男子学徒の白兵戦技の一科として行われた。さらに「当身」、「投技」、「稽古及び試合」に類別し、軍人が道場だけでなく屋外でも指導するようになった。旧制中学の柔道の授業の際に軍人から体罰を受けたと証言するひともいた。

このように軍事教練の柔道が、「必勝信念ヲ得セシムルヲ目的トス」とし体罰も容認したものであったために、戦後、スポーツ柔道となった後でもその習慣は引き継がれたのではないだろうか。軍人は存在しなくなったにもかかわらず、今日のスポーツの現場では、軍人から教員・指導者（コーチ）へ変身し、必勝信念の獲得の手段として暴力やしごきの慣行が行われてきた。

占領政策と東京裁判によって戦前の価値観や制度が崩壊した戦後の日本においては自由民主主義が中心的な価値観となったため、嘉納の修心や武徳といった柔道の規範については、非公式にしか受けいれられなくなった。

とはいえ終戦直前の暴力やしごきも否定されたかという点、そうはならなかった。なぜなら修心や道徳に代わるモラルがみつからなかったからである。

だからこそ戦後の柔道において「修心」という「聖」に代わり、「勝利至上主義」すなわち「俗」を求める傾向が強くなったのではないだろうか（図 8-3 を参照）。

このことは、戦後の日本柔道に複雑な影を投げかけた。

私自身も柔道を始めたころ「遊」といった柔道の楽しさに触れていたが、中学生になり五輪をめざす競技志向に変わった途端、柔道のもつ「俗」の部分を知る事になった。

私が、中学生になり県内の強豪高校への出稽古に行くようになるとそれまでの柔道とは違う世界があることに気づいた。その高校の練習内容は、先生や先輩から殴られたり、蹴られたり、締め落されて脱糞や失禁したりするのは普通で、夏の暑いときも、水を一切飲ませないというものだった。印象的だったのは、柔道場の大太鼓のバチで生徒の頭を日常的に殴りつけていたことであった。

夏休みに行われた大学での強化合宿では、練習以外でも異常な場面に遭遇した。深夜にグラウンドにでて度胸をつけるために芸を披露しなければならないとか、先生の隣で添い寝しなければならないとか、科学的指導とは無縁の練習方法である。

暴力、上下関係の厳しさ、セクハラに耐えに耐え、勝負に賭けるといえるのは、私にとって命がけであった。そんなある日、練習していた高校生が死亡した。

父が運転する自動車高校に到着すると、保護者が出てきて、「Bくんが救急車で運ばれたから今日は帰ってください」と言われた。著者は直接、事件を見ていなかったが、いつ死んでもおかしくないくらいのスパルタ練習の毎日でいつも通りのしごきがあったのだと思った。

「ついにこの日が来てしまったのか！」と、思った。現場にいた高校生から聞いた話では、いつもどおりのしごきが行われたうえ、当日も、太鼓のバチで何度も頭を殴りつけていたという。それは明らかに体罰による暴行事件であった。

結局、練習後の整理体操中に倒れて亡くなった「突然死」として扱われた。内田良・名古屋大学准教授の「スポーツ振興センターに報告された柔道事故一覧表」によると、この事故の死因は「頭蓋底骨折」なのに、事故概要では「肺気腫による突然死」として扱われている(内田[2013])。

事故当時、私たち生徒や保護者などの関係者には箝口令がしかれた。もし約束を破って真実を話せば、次に狙われるのは自分だと思って怯えていた。

それは私たち子どもだけでなく、保護者も一緒だった。なぜなら、子どもの進学や就職など、A先生がすべて実権を握っていたからである。

柔道と暴力には親和性が強い。柔道の投げる、締める、関節を決めるという暴力は、規範があるからこそ非暴力化され、試合として成立する。そうでなければ暴力が容認され怪我や事故、事件につながってしまう。

柔道事故被害者の会の会長、村川義弘氏は「全日本柔道連盟と文部科学省は、柔道の危険を放置してきたことと、長きにわたって暴力的文化に手をつけずに容認してきたことの責任がある。そして、私たち日本人全体も同様に責任がある。私たちは暴力を受け入れ、暴力が続くことを容認してきたのだから」と指摘している。つまり柔道界で現実に行き横社会には隠蔽されている暴力行為を実際に見てしまった人には、柔道事故と暴力的指導には共通の根があると受け止められているのである。

この事件からわかるように、「聖」である柔道の規範や道徳には関心をなくしたため、勝利することを至上の目的とした競技柔道、すなわち「俗」が柔道の目的になってしまったのではないだろうか。こうした傾向は特に私立高校などで顕著であり、経営上、全国に学校名を轟かすのが部活動の目標になっている。監督にとっては部員に在学3年間で結果を出さなければいけない状況が広がったということであり、長期のビジョンによって国際舞台で活躍する選手ではなく、国内で早く結果を出す選手を育成することに主眼を置く傾向が強まった。また企業（実業団）でも同様に、勝つことが至上命題である。なぜならばそれが所属企業にとっての広告活動、営利活動になっているからである。

戦後、日本に講道館柔道が生き残るためには、戦犯として名指しされた武徳会柔道を切り捨て、「スポーツ」としての柔道として再生するしか選択肢はなかった。講道館という存在なしに学校柔道の復活はありえなかった。

だが時代変化に適応していくために、日本柔道は、建前上は「正しい柔道を」と言いながら、現実にはそれが否定する柔道にも適応していかざるをえなかった。なにより、「勝利至上主義」を貫くには、建前だけではやっていけなかったからである。これは言葉を変えれば、日本柔道が講道館神話を引きずりながら国際化の現実に適応せざるをえなくなったということでもある。

たとえば、

- ① 正しい柔道（講道館）と正しくない JUDO（国際化した柔道）
- ② 試合審判規定における講道館ルールと国際（IJF）ルール
- ③ 「無差別」と「体重別」
- ④ 白線黒帯（形を中心に行う講道館女子部）と女性の黒帯（試合をする女子柔道）

日本柔道は、こうした両義性を兼ね備えなければならなくなったのである。その結果、戦後日本の柔道は嘉納の理想から乖離していくこととなる。最大の問題は、嘉納が試合そのものに最大の価値を見いださなかったのに対し、全柔連が試合至上主義、勝利至上主義の立場を暗に持つようになったことである。しかし試合至上主義、勝利至上主義のもとでは、「聖」や「遊」、修心は、脇に置いておかれることとなる。そして、様々な不祥事が噴出することとなったのである。

### 8.3 「精力善用自他共栄」の変質

けれども戦後の日本柔道界も、修心がめざすべき人間関係上の徳目を失ったわけではない。それはむしろ特異な嘉納思想解釈として表れたと筆者は考える。嘉納が掲げた講道館柔道の理念「精力善用自他共栄」が、柔道人が社会に対し貢献することを説くものであるとすれば、練習生の死亡事故が頻発したり、全柔連幹部が助成金を不正使用したり、一流選手に暴力的指導が行われたりといった一連の不祥事を帰結するはずがない。

「精力善用自他共栄」は、いわば「内的必然性の原理」に変質したのである。現代の日本柔道界に顕著であるような徳目は、図 8-2 のように表れていると筆者は考える。

徳目には、3つの面がある。一つは自己抑制のための心技体（自己の原理）、二つ目に恩返しという超越関係（超越の原理）、三つ目にファミリーという所属関係（帰属の原理）である。

心技体とは身体と精神と技術が三位一体となって表出するものである。例えば背負投という技をかけるとき、内なる響きである内的必然性に導かれ、精神的なものが背負投に込められるということである。そのとき自制心が働いている。

つぎは恩返しという超越関係である。「恩返し」は柔道家の超越的師弟関係を表出している。お世話になった指導者やチームメイト、保護者などのファミリー（帰属）から技術や支援を与えられ、それに報いるために勝利に邁進するのである。それは超越的な関係ともいえる。

例えば、全日本男子ナショナルチーム監督の就任の際に井上康生監督は、「僕はこれまで柔道に育ててもらった。その柔道に恩返しをしたい一心で、監督就任に対しての返事を出しました」<sup>36)</sup>と述べている。

またロンドン五輪の金メダリスト松本薫選手は「金メダルを取ることで恩返しできた」<sup>37)</sup>、

さらにバルセロナ五輪金メダリストの古賀稔彦氏は「次のオリンピックで金メダルを取って恩返ししよう。この時に抱いたこの思いこそが、4年後のバルセロナオリンピックにおいて、怪我で苦しみながらも金メダルを獲得することができた大きな原動力になったのです」<sup>38)</sup>。

と「恩返し」という言葉を柔道家は好意的によく使用している。それは自他共栄精神と一致する。

三つ目にファミリー（帰属の原理）であるが、師弟関係・兄弟（姉妹）弟子関係において、指導者は「先生」、年上の選手は「先輩」、自分より下級のものに対しては「呼び捨て」が慣習になっている。「先輩」と呼称することができるなら、帰属性が共有されることになる。

戦後に再解釈された嘉納の「精力善用自他共栄」は、このように心技体において自己制御された精力を善用（恩返し）することで師弟関係を築き、限定されたファミリーのなかで、自他共栄（ファミリーの繁栄）を導くものである筆者はと考える。

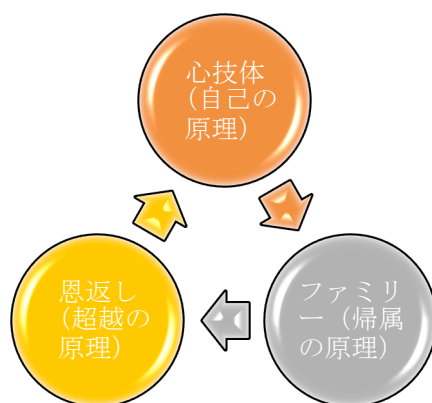


図 8 - 2 柔道思想（内的必然性）の構造

柔道界におけるこうした「内的必然性」の原理の最大の特徴は、内部において融和的だが、外部の社会に対して閉鎖的であり、公的な責務をしばしば忘却するという性格にある。

（これが戦後日本のスポーツ界全体に通底する性格であるかどうかについてはさらに検討が必要であるが、少なくとも柔道界に顕著であることは断言しておく。）その結果として全日本柔道連盟は、不祥事を起こしても何が悪いのか認識できないという事態に立ち至ることになった。

とりわけ全柔連の助成金不正使用<sup>39)</sup>で明らかになったように、全柔連というファミリーには、帰属する人々の間で勝利や支援の見返りに、金（カネ）や利権（組織）が「恩返し」されるような慣行となっていた。嘉納の言う「精力善用自他共栄」であれば、柔道界の外部にある一般社会から得た補助金を公正に使い、それに報いるために社会貢献することになるはずであろう。ところが全柔連というファミリーには、社会からは一方的に補助金を



受け取り、その利益を分配しつつ一部が搾取するという構造が存在していた。それは内閉化したムラの原理ともいえ、嘉納の理想とはまったく別の規範であることは自明である。

戦後、グローバリゼーションのなかで家元組織である講道館と全柔連の会長が兼任されることで権力が一極集中してしまった。そのことによって閉塞的な組織（男の柔道ムラ）が構築され、中央集権組織が強化されてしまった。その結果、社会に対して内閉し、コンプライアンスの逸脱、暴力文化の容認などを慣行とし、ガバナンス能力がない組織になってしまった。

さらに女子柔道も、競技化されることで勝利至上主義に翻弄されることになった。とはいえ戦前と変わらず柔道界は圧倒的に男性優位であり、女性は常に弱者であり、異端者でもあった。

#### 8.4 既得権と差別化の構造

戦前の講道館女子部は、東京の上流階級の子女たちによって試合のない、良妻賢母教育の女子体育として行われていた。一方、武徳会の女性柔道家は、地方の中流階級の子女たちが主流でありジェンダーフリーで男女関係なく試合や乱取りを行うリベラルな活動が行われていた。戦後、講道館に統一されたため、女子柔道には、女性の黒帯（試合をする女子柔道）と白線黒帯（試合をしないで形を中心に行う講道館女子部）が存在することになった。

梅津氏らのインタビュー（付録1）からわかるように、講道館女子部と地方の女性柔道家との差別化は、女性柔道家においては白線のない黒帯は正統ではないという差別となってあらわれた。

とはいえ、女子柔道の国際化、競技化が進み試合が当たり前になったうえ、武徳会有段者が不在となり講道館有段者のみが存在するようになると、講道館女子部の正当性は盤石なものになり、白線黒帯は特権階級の象徴、すなわちエンブレムに転化したと筆者には感じられる。

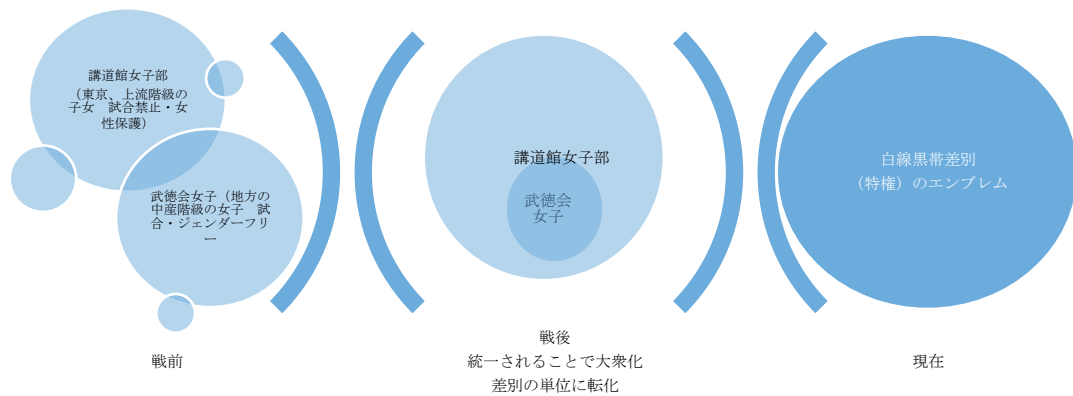


図 8 - 3 女子柔道家の階層と差別化の構造

## 8.5 女子柔道強化選手の暴力・ハラスメント告発

女子柔道選手 15 人による暴力告発は「日本スポーツ史上最大の危機」として社会に大きな波紋を投じた。柔道正史と現実の柔道史の乖離を明らかにすることを試みてきた本論文の視点からこの事件を俯瞰すると、「なぜ講道館女子部のみが柔道正史に取り上げられ、それ以外の女性柔道に関する歴史については語られてこなかったのか」という問いには、この事件がひとつの答えを示していると思われる。

事件の発端は、2012（平成 24）年 9 月、女子選手が強化合宿中に園田に暴力を振るわれたと全柔連に訴えたことによる。全柔連が園田隆二監督と当該選手に事情聴取した結果、その事実が判明した。この際、園田氏は「二度と暴力行為はしない」と約束したという。さらに 11 月 10 日に園田は全柔連に始末書を提出して嚴重注意を受けると、11 月 28 日には当該選手に謝罪した。一見、事態は終息したと思われたが、11 月 5 日に全柔連が園田のリオデジャネイロオリンピックまでの監督続投を決定したことで、むしろ当該の選手たちと園田監督の緊張関係はさらに強くなったと推察される。

そこで山口香 JOC 理事は、当該選手の相談をうけ、園田らによる暴力やパワーハラスメントを訴える告発文書を作成し、12 月 4 日に JOC にそれを提出することを指導助言した。2013（平成 25）年 1 月に JOC は告発者数名との面談調査を試みた結果、2010（平成 22）年

8月から2012（平成24）年2月までの期間に5件の暴力行為が確認されることになった。

暴力の内容は、竹刀で背中や尻を叩いたり、頭部にゲンコツ、顔面に平手打ちをしたりというものであった。さらに、髪の毛を鷲づかみにしながら「お前なんか柔道やってなかったら、ただのブタだ」、「死ぬ」などといった暴言も合わせて浴びせていたという。その5件の暴力は1名の選手に対するものであり、実際は他の選手たちにもっと多くの暴力が振るわれていた可能性も指摘されている。さらに、怪我を抱えた選手に対して、それを考慮することなく大会への出場を強要するなどもしていたという。これを受けて2013（平成25）年1月19日に全柔連の倫理推進部会は、暴力行為に関わった園田と男性元コーチ2名及び、連帯責任としてコーチ4名の計6名の女子強化スタッフへ文書による戒告処分を科した。

しかし告発選手側は、園田らが解任されずに軽い処分が終わったことに納得せず、辻口信良弁護士を代理人に立てた。1月29日、この問題がマスコミに報道されると1月30日には全柔連専務理事の小野沢弘史氏が記者会見を開いて、体罰問題の経緯と園田を始めとしたコーチ陣への処分を公表し、本人が深く反省していることを理由に監督やコーチを辞めさせる意向はないと述べた。ところが1月31日になると記者会見に出席した園田は謝罪会見を行い、「これ以上強化に携わっていくことは難しい」と監督辞任を表明した。園田氏の辞任を受けて、上村全柔連会長はJOC選手強化本部長を辞任した。

2月4日には選手側の代理人を務める弁護士の辻口信良氏と岡村英祐氏が記者会見を開いて、全日本女子ナショナルチーム国際試合強化選手15名の以下の声明文を代読した。

この度、私たち15名の行動により、皆様をお騒がせする結果となっておりますこと、また2020年東京オリンピック招致活動に少なからず影響を生じさせておりますこと、先ず以って、お詫び申し上げます。

私たちが、JOCに対して園田前監督の暴力行為やハラスメントの被害実態を告発した経過について、述べさせていただきます。

私たちは、これまで全日本柔道連盟（全柔連）の一員として、所属先の学校や企業における指導のもと、全柔連をはじめ柔道関係者の皆様の支援を頂きながら、柔道を続けてきました。このような立場にありながら、私たちが全柔連やJOCに対して訴え出ざるを得なくなったのは、憧れであったナショナルチームの状況への失望と怒りが原因でした。

指導の名の下に、又（また）は指導とは程遠い形で、監督によって行われた暴力行為やハラスメントにより、私たちは心身ともに深く傷つきました。人としての誇りを汚されたことに対し、ある者は涙し、ある者は疲れ果て、又チームメイトが苦しむ姿を見せつけられることで、監督の存在に怯（おび）えながら試合や練習をする自分の存在に気づきました。代表選手・強化選手としての責任を果たさなければという思いと、各所属先などで培ってきた柔道精神からは大きくかけ離れた現実との間で、自問自答を繰り返

し、悩み続けてきました。

ロンドン五輪の代表選手発表に象徴されるように、互いにライバルとして切磋琢磨（せっさたくま）し励まし合ってきた選手相互間の敬意と尊厳をあえて踏みにじるような連盟役員や強化体制陣の方針にも、失望し強く憤りを感じました。

今回の行動をとるにあたって、大きな苦悩と恐怖がありました。私たちが訴え出ることで、お世話になった所属先や恩師、その他関係の皆様方、家族にも多大な影響が出るのではないかと、今後、自分たちは柔道選手としての道を奪われてしまうのではないかと、私たちが愛し人生を賭けてきた柔道そのものが大きなダメージを受け、壊れてしまうのではないかと、何度も深く悩み続けてきました。

決死の思いで、未来の代表選手・強化選手や、未来の女子柔道のために立ち上がった後、その苦しみは更に深まりました。私たちの声は全柔連の内部では聞き入れられることなく封殺されました。その後、JOCに駆け込む形で告発するに至りましたが、学校内での体罰問題が社会問題となる中、依然、私たちの声は十分には拾い上げられることはありませんでした。一連の報道で、ようやく皆様にご理解を頂き事態が動くに至ったのです。

このような経過を経て、前監督は責任を取って辞任されました。

前監督による暴力行為やハラスメントは、決して許されるものではありません。私たちは、柔道をはじめとする全てのスポーツにおいて、暴力やハラスメントが入り込むことに、断固として反対します。

しかし、一連の前監督の行為を含め、なぜ指導を受ける私たち選手が傷付き、苦悩する状況が続いたのか、なぜ指導者側に選手の声が届かなかったのか、選手、監督・コーチ、役員間でのコミュニケーションや信頼関係が決定的に崩壊していた原因と責任が問われなければならないと考えています。前強化委員会委員長をはじめとする強化体制やその他連盟の組織体制の問題点が明らかにされないまま、ひとり前監督の責任という形を以て、今回の問題解決が図られることは、決して私たちの真意ではありません。

今後行われる調査では、私たち選手のみならず、コーチ陣の先生方の苦悩の声も丁寧に聞き取って頂きたいと思います。暴力や体罰の防止は勿論（もちろん）のこと、世界の頂点を目指す競技者にとって、またスポーツを楽しみ、愛する者にとって、苦しみや悩みの声を安心して届けられる体制や仕組み作りに活かして頂けることを心から強く望んでいます。

競技者が、安心して競技に打ち込める環境が整備されてこそ、真の意味でスポーツ精神が社会に理解され、2020年のオリンピックを開くに相応しいスポーツ文化が根付いた日本になるものと信じています。

この記者会見をうけ、翌日2月5日、声明文で名指しされていた前強化委員長、全柔連強化担当理事の吉村和郎氏が辞任を表明した。加えて、徳野和彦コーチも同日、遠征先の

ブルガリアから緊急帰国すると、選手に対する暴力行為を認めて引責辞任することになった。

この一連の動きで象徴的なことは、告発した選手が名前を公表せずに、メディアの力を利用し、告発文で強化委員長、監督、コーチを辞任させるに至ったことである。全柔連はなぜみずから暴力監督やコーチを更迭できなかつたのか。ガバナンス能力の欠如と一言でいえば済むが、それ以上に柔道界独特の体質が影響していると考えられる。

なぜならば勝利至上主義を是とする「ファミリー」の集合体である日本の柔道界では、柔道の実力者しか指導者や運営者になれず、五輪金メダリストが絶対の力を持つのである。彼らは引退後、一般社会でセカンドキャリアを踏まずに全柔連の執行部になる。マネージメントリーダーとしての教育を受けず、コンプライアンス、ガバナンスの知識を得ていないので、暴力事件やハラスメント事件が起きても重大性が理解されない。

選手として一流でも、一般社会のなかでの能力は未発達であるといってもいい。そのうえ勝利至上主義で育ったために、「金メダルを取ればなんでも許される」という意識に陥りやすい。さらに女子選手が活躍する一方で女性の理事不在であったため、執行部は女性の声を傾聴する習慣がなかった。すなわち女性の立場は柔道界では圧倒的に不利な状況にあったといえる。

2月14日に全柔連は、組織のあり方を提言する第三者委員会の設置を発表した。委員長には前検事総長で弁護士の笠間治雄、委員には空手家の高橋優子、精神科医の香山リカ、日本サッカー協会副会長の田嶋幸三、柔道元フランス代表で慶応大学柔道部コーチのピエール・フラマンらを配した。3月12日に、第三者委員会は、組織改革に向けた提言をまとめ全柔連へ答申した<sup>40)</sup>。

笠間治雄委員長は、「組織ということで考えれば、全柔連は未成熟。答申を受けたから良い組織になるわけではなく、今後の全柔連のやる気にかかっている」と発言した。同じく委員である香山リカは、「柔道界は伝統を重んじるあまり、今の常識とかけ離れてしまう部分があった。透明性や説明責任など今の社会で求められていることは、柔道界のような伝統社会でも求められる時代になっている」との見解を示した。

全柔連では、3月12日、暴力に関する第三者委員会からの報告書を受け、「改革・改善実行プロジェクト」を立ち上げ、山下泰裕理事をリーダーとする「暴力の根絶」プロジェクトを設置し柔道からの暴力根絶に取り組むこととなった。

この答申では、女性理事や監督の登用などこれまでの全柔連組織に存在しなかった女性の管理職の登用が提案されていた。

4月23日には柔道界の不祥事が国会の場でも取り上げられた。参議院の予算委員会で、元総務大臣の片山虎之助議員（日本維新の会）が、柔道界における一連の不祥事に関連して安倍晋三首相に質問を行った。安倍首相は「柔道は一般スポーツと違う。ただ勝てばいいというものではない」「礼に始まり礼に終わるといふ武道の神髄を究めることこそ、全柔連に課せられた使命」「極めて残念。青少年に悪い影響を与える」との認識を示して、

組織改革の徹底を求めた。

6月20日、国会の参考人招致として衆議院青少年問題特別委員会、青少年問題に関する件（いじめ・体罰問題）について柔道関係者として山口香、溝口紀子が出席し全柔連の問題について言及した。

全柔連の改善がみられないことから7月23日、行政庁への勧告に基づき、行政庁である内閣総理大臣から全柔連に対し、公益認定法第28条第1項に基づく勧告が出された。上村春樹会長を召喚し、8月末までに責任の所在を明らかにし、適切な措置を講じて体制を再構築するよう求める勧告書を手渡した。

これにより上村春樹会長以下、執行部は辞職、その後、理事会、評議会も解散した。新しく会長に就任した宗岡正三氏は内閣府の提言に従い組織改革に着手した。とりわけ公益法人等委員会から、公益法人として事業を適正に実施し得る体制を再構築するための事項として理事会・評議員会の改革や旧執行部による改革改善プロジェクトの検証、選手や加盟団体等との意思疎通の在り方の改革があげられている。これを受け全柔連は理事会、評議会改革に着手し女性役員の登用を積極的に行った（表8-1）。

表8-1 全柔連理事会、評議会の男女数の変化

年／人数	理事（男）	理事（女）	評議員（男）	評議員（女）
2013（改革前）	25	0	52	1
2014（改革後）	25	4	23	7

（平成27年3月27日全柔連評議会資料をもとに筆者が作成）

## 8.6 柔道界における女性差別の傾向

前述したように女子選手15人がコーチによる暴力行為やパワーハラスメントがあったとJOC（日本オリンピック委員会）に告発をした背景として、柔道界にける急激な女性の人口増加、競技化が考えられる。

とりわけ2000（平成12）年に男女共同参画基本計画が策定され、2001（平成13）年には内閣府に男女共同参画会議および男女共同参画局が設置されたことも追い風になった。

それらは男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会実現を目指した。とりわけ国民的ヒロインである谷亮子の活躍も、女子柔道の地位向上を牽引した。アテネ五輪の際には、「田村で金、谷でも金、ママでも金」と名言を残し、圧倒的な強さで女子柔道を牽引した。

女子柔道の国際舞台での活躍により、女性柔道の登録数も著しく増加した（図8-4）。男女の相対比を見てみる。全日本柔道連盟が登録制度を開始した1989（平成元）年ころは男性208,010人（95%）、女性8,409人（5%）。2000（平成12）年になると男性は164,710

(86%)と1993(平成5)年当初と比較すると5万人程度(約3割程度)減少していった。一方の女性は1993(平成5)年の約2倍の増加で27,174人(14%)となった。男女の比率も著しく女性が増えてきた。2005(平成17)年では、男性168,437(83%)、女性34,594人(17%)と1993(平成5)年に比較すると3倍ちかくを女性は占めるようになった。

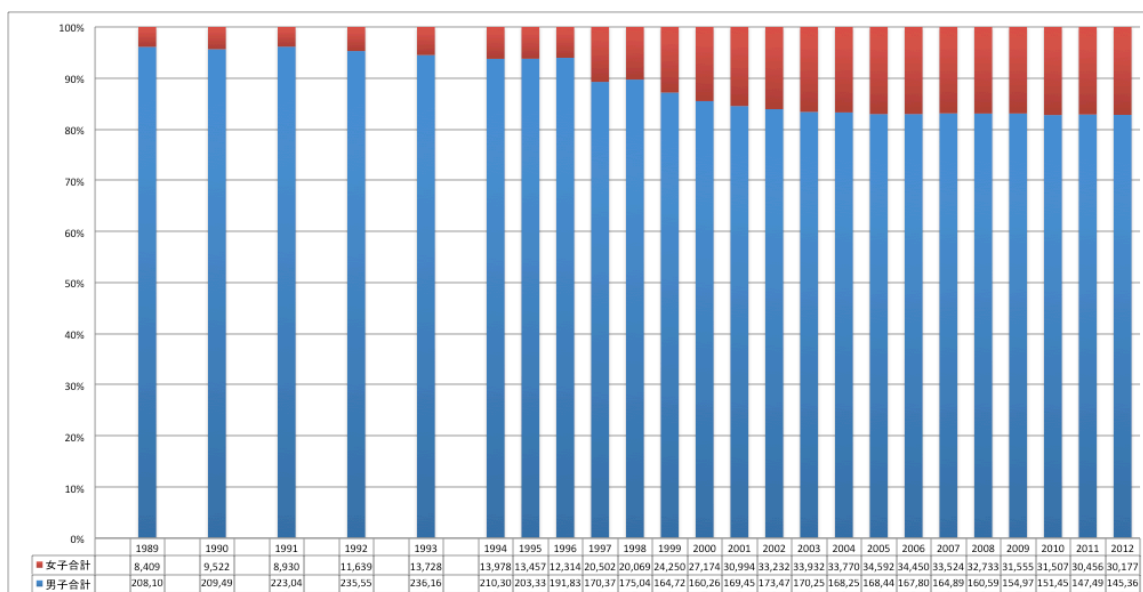


図8-4 男女別全日本柔道連盟登録数の変化  
(平成27年3月27日全柔連評議会資料をもとに筆者が作成)

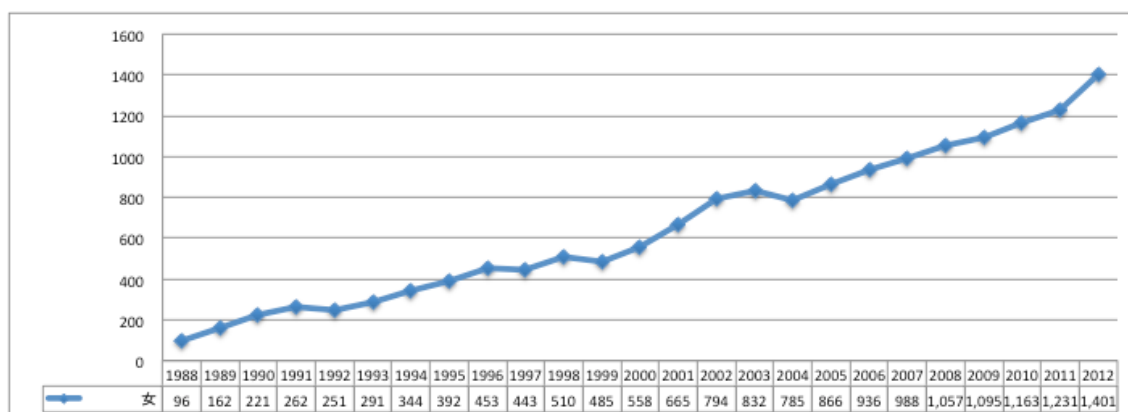


図8-5 女性指導者数の変化  
(平成27年3月27日全柔連評議会資料をもとに筆者が作成)

また指導者数についても、登録を開始した1988(昭和63)年では96人だったのが、2000

(平成 12) 年では約 2 倍の 558 人となり、2012 (平成 24) 年では 1,401 人と約 5 倍の増加となっている (図 8 - 5)。

女子柔道の人口増加とともに、競技成績も比例するように、2004 (平成 16) 年アテネ大会ではお家芸といわれた男子のメダル獲得数を追い越し、7 階級中 5 階級にて金メダルを量産するほどの実力を備えるまでに成長した (表 8 - 2)。

その一方で男子は 2000 年代にはいと、メダル獲得数は激減し、2012 (平成 24) 年ロンドン五輪ではメダル数は前回より増えたが、1964 (昭和 39) 年東京大会以降史上初めて金メダルを獲得することができなかった。

2000 (平成 12) 年以降女子柔道の人口増加とともに、五輪の競技成績も比例するように、2004 (平成 16) 年アテネ大会ではお家芸といわれた男子のメダル獲得数金メダル数を追い越し、7 階級中 5 階級にて金メダルを量産するほどの実力を備えるまでに成長した (表 8 - 2)。

とりわけ 2007 (平成 19) 年以降は男子よりも女子のほうが常に多く金メダルを獲得するようになった (表 8 - 3)。2000 (平成 12) 年以降の世界選手権のメダル数をみると男子より女子の活躍が著しいことがわかる。総獲得数で女子は 61 個 (金メダル 22 個)、男子は 39 個 (金メダル 20 個) と圧倒的な数のメダル獲得するまで女子は成長している。

表 8 - 2 2000 (平成 12) 年以降の五輪大会のメダル獲得数

年	五輪大会	女子	男子
2000	シドニー	4 (1)	4 (3)
2004	アテネ	6 (5)	3 (2)
2008	北京	5 (2)	2 (2)
2012	ロンドン	3 (1)	4 (0)
合計		18 (9)	13 (7)

( ) は金メダル数

表 8 - 3 2000 (平成 12) 年以降の世界選手権のメダル獲得数

年	大会	女子	男子
2001	ミュンヘン	6 (3)	4 (1)
2003	大阪	5 (2)	4 (3)
2005	カイロ	5 (1)	6 (2)
2007	リオ	7 (2)	2 (1)
2008	ルバロア (無差別)	2 (0)	0 (0)
2009	ロッテルダム	5 (3)	0 (2)
2010	東京	13 (6)	10 (4)



2011	パリ	10 (3)	5 (2)
2013	リオデジャネイロ	3 (0)	4 (3)
2014	チェリャビンスク	5 (2)	4 (2)
合計		61 (22)	39 (20)

このように、2000（平成12）年以降、柔道界における女性の割合が急激に増え、女性の活躍が顕著になり女性を取り巻く環境は大きく変化していた。

それにもかかわらずこのような変化に全柔連は対応ができていなかったといわざるを得ない。当時は女性の役員が不在で、連盟の政策や方針に女性の意見がとりいれられていなかった。日本国内の競技団体と柔道大国フランスの連盟における女性理事の数（図8-6）をみると、女性の役員が不在で、連盟の政策や方針に女性の意見がとりいれられていなかったといえる。従来の勝利至上主義の論理から言っても、男子に対する女性登録者数の増加やメダル数の増加は、女性理事数に直結すべきであった。ここには女性に対する差別が見える。

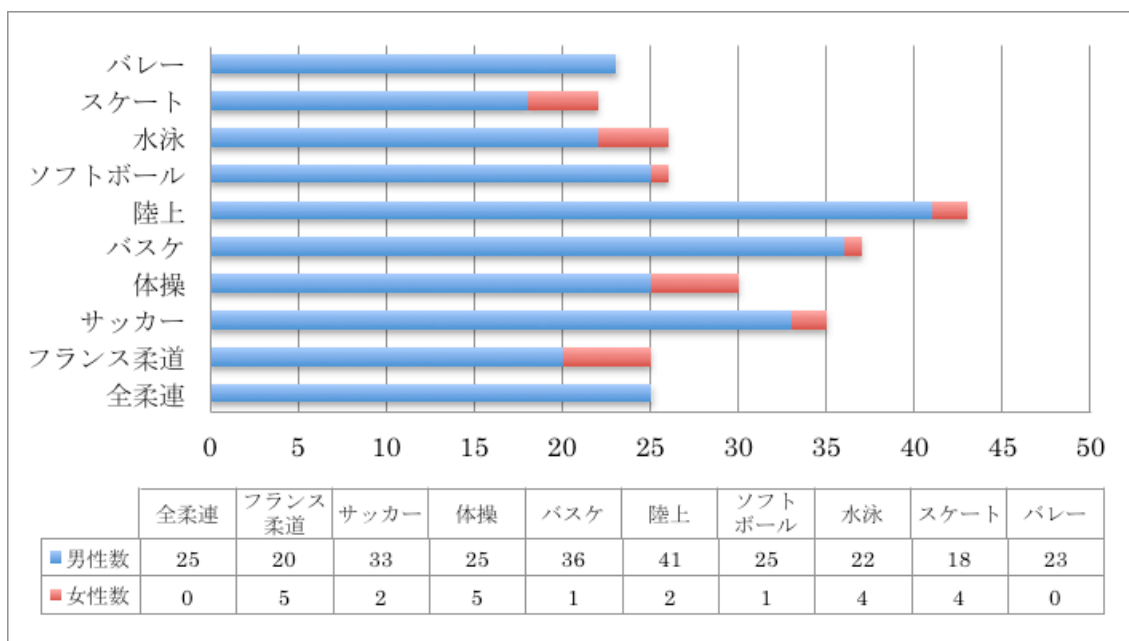


図8-6 2005（平成17）年における各競技団体における理事数と男女比較  
（各競技団体の公式サイトをもとに筆者が作成）

全柔連だけでなくIJFにおいても女性理事がまったく存在しなかった。女性スポーツ全般の問題であるが、少なくとも女性が立候補する素地ができなければ、女性のリーダーは生まれないともいえる。

オリンピック憲章、オリンピズムの根本原則第6条では、

6. 人種、宗教、政治、性別、その他の理由に基づく国や個人に対する差別はいかなる形であれオリンピック・ムーブメントに属する事とは相容れない。

すなわち、競技団体に女性理事が存在しないことは本来であればオリンピック憲章、オリンピック・ムーブメントに反することである。現状では柔道にかぎらず女性スポーツにおける環境は男女平等とはいえない。

例えば、ロンドン五輪日本サッカーチームの航空券は JOC がエコノミー席を手配し、サッカー協会が競技力向上のため、独自で席をアップグレードしたが、男子はビジネス席、女子はプレミアムエコノミー席を用意。長年続いてきたプロサッカー界の慣例をそのまま適用し、五輪チームでも男女に差をつけてしまった<sup>41)</sup>。全柔連だけでなく、他の競技団体においても女性理事が立候補できる体制をつくること、スポーツ全体としてコンプライアンスの質を高めるようなガバナンスの再構築が求められている。

#### 8.6.1 セクシュアリティとしての女子柔道

1978（昭和53）年、全日本女子柔道選手権が開催された当時、61 kg 級優勝者の笹原美智子（三井建設）は、雑誌『柔道1978年11月号』に次のように寄稿している。

最後に、ある一部の大学や警察では稽古を頼みにいったとき、“女子が来ると風紀がみだれそうだから”というような理由で断られて、ただ練習がしたいだけなのになぜと……随分悔しい思いをしました。女子柔道がそういう目でみられているかとおもうと残念です。どうか関係者の方、一考を

当時の女性選手は、女性蔑視のなかで練習を行っていたという様子がよくわかる。また日本人女性初の世界チャンピオンである山口香は、草創期の女子柔道は競技としてではなく、興味本位で報道される面が多かった。著者自身も「柔道衣の下には何を着ているんですか」「痴漢にあったらどうしますか」といった、セクハラまがいの、およそ競技とは関係ない内容のインタビューをよく受けたものである、と回顧している。

さらにカノコギは、1970年代のアメリカでは、過激な柔道は女らしさがなくなる、レズビアンを助長する、等々の偏見をうけていたと述べている。

男性との接触や試合を制限したことで、日本では欧州のようにエロシズムが「女性の解放」「自由思想」にまで昇華されることはなかった。そのため戦後の日本女子柔道は、急進的に競技化を展開することになり、女性蔑視、エロシズムの偏見を受けながら競技化を図ることになった。

翻って、2012（平成24）年8月24日、日刊スポーツはアテネ、北京五輪の柔道金メダリ

スト内柴正人被告がコーチとして指導していた大学の女子柔道部員に乱暴をしたとして準強姦罪に問われていることを報道している。

さらに2012（平成24）年、ロンドン五輪70kgハリソン選手は、元コーチに13歳から性的暴行を受けていたことを告発した<sup>42)</sup>。

この例からも分かるように、五輪金メダリストらの性的暴行事件は洋の東西を問わず発生する可能性がある。前述したように、柔道はエロチシズムを持ち合わせていることから、セクシャルハラスメント（セクハラ）が起りやすい環境であるともいえよう。だからこそセクハラ対策の指針やコンプライアンスの策定が柔道には欠かせないと考えられる。

## 8.7 武道の必修化と性差

文部科学省では、2010（平成22）年3月28日に中学校学習指導要領の改訂を告示し、新学習指導要領の中学校保健体育において、武道・ダンスを含めたすべての領域を必修とした。

新学習指導要領によると、武道は武技、武術などから発生した我が国固有の文化であり、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する運動とし、さらにダンスは、「創作ダンス」、「フォークダンス」、「現代的なリズムのダンス」で構成され、イメージをとらえて自己を表現したりすることに楽しさや喜びを味わうことのできる運動と、それぞれの必修化する意義をあげている。とりわけ今回の改訂は、中学生1、2年生においては武道もダンスも男女ともに必修となった。今回の武道・ダンスの必修化により形骸化していた男女の共修は解消されることが期待でき、体育におけるジェンダーフリーの萌芽的現象ともいえる。

男女共修については、1989（平成元）年の学習指導要領からである。当時、武道およびダンスの領域については男女とも選択して履修できるようになった。また「格技」は戦前使用されていた「武道」という名称に変更された。とはいえ武道が男子の必修から男女の選択となっても、従前と変わらず必ずしも武道と男子生徒との結びつきを解体したわけではなかった。例えば体育教員の意識調査ではダンスの男女共修化に対して否定的な意見が多かったという(中村[2009])。

武道の必修化についても、これまで女性の中堅体育指導者は、教員免許取得時に武道の履修を義務づけられておらず、女性体育教師の9割が不安をもっていた(渡辺[2010])。学習指導要領では男女いずれも「選択」とされながらも、形骸化し、男女それぞれが「選択」する領域は固定されていた。すなわち女子⇨ダンス、男子⇨武道という実態があった(内田[2010])。

このように学校体育の武道とダンスは「和と洋」、「男と女」という意味を依然として負荷されていると考えられる。

## 8.8 考察と結論

本論文の主たる目的は、講道館神話が誕生した社会背景を探ることを通じ、柔道正史に埋没していた「女性の柔術、女子柔道史」をクローズアップすることにある。それにより、日本柔道界に長く在籍する筆者にとっても納得のいくように、柔道界で生じた出来事を歴史として再構成してみた。

本論文では、以下のように仮説を設定した。

- 1) 戦前の日本においては、講道館以外の柔道諸流派が存在し、その結果として女子柔道の試合が現実に行われていた。
- 2) 現代の日本柔道とは異なる柔道が、戦前、海外で伝播・普及していた。その結果として、海外では女子柔道の試合が現実に行われていた。
- 3) 試合の柔道を嫌う嘉納の意を汲み、講道館女子部では試合を禁止した。
- 4) 戦後、武徳会が廃止されたため、日本柔道はほぼ組織が一本化され、講道館神話が誕生した。そのことにより、戦前に存在した女性の柔術・柔道史は欠落と誤記の多いものになってしまった。

第一部では、講道館「正史」は柔道史と柔道の理念をどう語ってきたか考察するため、第1章では、講道館柔道にどのような価値や理念があると語られてきたのか、それによって正史はどのように記されたのかについて考察した。嘉納が考える柔道の価値は修心、武術・勝負、体育であるが、カイヨワらから「聖」、「俗」、「遊」の概念を借用し、換骨奪胎したうえでこれらを当てはめ考察した。嘉納の言う「修心」とは「聖」、「武術・勝負」とは「俗」、体育とは「遊」に相当するというのが筆者の解釈である。

規範、武術、遊びをそれぞれ「聖」、「俗」、「遊」と解釈すると、「聖」や「遊」が戦後に脱落し、「俗」が勝利至上主義として肥大化したことで、女性差別・暴力的指導などが正当化されるようになったと思える。そして講道館神話や講道館正史は、これらを隠蔽する役割を果たした。

さらに第2章では講道館女子部の誕生の背景について考察を行った。個人的に嘉納から指導を受けた者を除けば講道館女子部は1904（明治37）年ころ発足、試合を行わないで、形だけの稽古を始めた。当然、試合を判定基準とするような昇段審査も行われなかった。女子部入門者を選ぶにあたっては上流階級の婦人を対象にし、粗野な柔道観ではなく、『精力善用国民体育』における嘉納の体育概念が形を通して涵養されるよう展開していった。

第二部では柔道史を読み直し、「正史」とは異なる歴史を叙述した。なぜ講道館が柔道正史の中心的位置を占めるにいたったのかにつき、戦前、講道館と二大組織であった大日

本武徳会の歴史を分析することで、考察した。

第3章では、史料批判の観点から柔術・柔道の言説変容を検討し、さらに略史として武徳会、武道と思想善導、段位制度、警視庁柔道、高専柔道を取り上げ、忘れられた柔道史として異種格闘技戦を扱い正史から省かれた歴史に触れた。

第4章では、講道館神話と現在を結びつけるために近現代の柔道史について紹介した。戦後における講道館を中心とした柔道復活の動き、国際社会における柔道の歴史についてとりあげた。とりわけ戦後における講道館を中心とした国内の柔道復活の動き、さらに国際社会における柔道の組織化、1964（昭和39）年の東京五輪の開催までをとりあげてそれが講道館神話の誕生にいかに関与したかを概観した。

第5章では、明治から戦前における女性柔術・柔道の歴史について、具体的には女性の古流柔術の歴史、講道館女子部の歴史、武徳会の子女子柔道の歴史、海外の女子柔道の歴史、女子体育における柔術・柔道の採用、女性柔術・柔道におけるエロチシズムと大衆文化について考察した。

第6章では戦後の女性柔術・柔道史を展望し、女性の柔道が、国際的、社会的に認知されどのような影響を及ぼしてきたのかを検討した。

以上のように第二部では戦後、日本の柔道は、GHQにより学校柔道が禁止され、さらに武徳会が解散されたことで「武徳」から「スポーツ」へ変化するなかで、講道館神話が生成した過程を見ていった。さらにスポーツ化とグローバル化に対応すべく、「講道館—全柔連体制」が構築されたことについても検討した。

第三部では講道館神話の分析を行い、神話はいかにして生成し、社会はそれに何を求めたのかについて考察した。講道館神話が永く信じられるにはそれなりの社会背景があったはずであろう。そうした「社会背景」がどのようなものであり、神話はどんな機能を果たしたのかを第三部で考察した。

とりわけ第7章では西郷四郎と講道館神話の関係を検討し、正史では語られなかった西郷四郎の講道館出奔と大アジア主義、西郷没後の西郷四郎の神話の再構築について考察した。

終章では、考察と結論として、これまで本論で明らかになった柔術・柔道の史実を通して、講道館神話の構造に言及した。

柔術・柔道の魅力は、性差、体格差に関係なく相手の力を利用して投げる非日常的なものであり、それは性の解放装置として働く可能性を有した。男女関係なく、体格に関係なく、社会的地位に関係なく、上下関係に関係なく、非日常（暴力）的なことが許される空間（組み合い、技を掛け合い、抑えたり、関節を決めたり、絞めたりすること）である。道場という非日常のなかで組み合うことは、社交でもあった。その中で女子柔道は誕生し

た。しかし、講道館神話が構築される過程のなかでもうひとつの女子柔道（白線黒帯）が誕生していた。

講道館柔道は古流柔術を取捨選択し統合した、というのが講道館の主張である。西郷は古い柔術から「小よく大を制す」近代的な柔道を生み出す中心人物であった。しかし古流柔術にはもうひとつ、士族階級のアイデンティティという意味も託されている。講道館は、古き士族の魂を現代に引き継ぐという役割を西郷に託し、日本人はそれゆえに講道館を支持することとなったと思われる。

講道館は滅びゆく士族階級のうち、明治時代の上流階級をなした勝者側の伝統を継承しようとした。それに対し西郷四郎は、滅びゆく士族にあって、さらに敗者側の会津人であった。西郷の講道館からの離脱は、そのことに自覚的であったせいであるとすれば、彼は会津人としての意地を生涯で貫いたともいえる。彼は勝者側として明治国家を担うことは拒否して、大アジア主義や古武術の日本泳法を目指したのである。そして西郷を排除したことで、講道館柔道は敗者・弱者へのまなざしも失うことになる。

このようななかで講道館がいつしか神話的な観念や言説の中に織り込まれていき、逆に講道館神話が歴史そのものになってしまった。その過程において、女性の黒帯（武徳会）の歴史は忘却されてしまった。

戦後、柔道は講道館に統一された。そのことによって女子柔道には、女性の黒帯（試合をする女子柔道）と白線黒帯（試合をしないで形を中心に行う講道館女子部）が存在することになった。そして統一されることで、白線のない黒帯は正統ではないという差別化が女性柔道家のなかでおこなわれた。

さらに1964（昭和39）年の東京五輪では無差別級で神永がヘーシンクに敗北することで「小さい者が大きな相手に勝つ」という講道館神話が虚構であったことに衝撃をうけた。このことが日本柔道の心的外傷となり、むしろその神話を信じ続けるきっかけになった。

これ以降、重量級（無差別級）偏重主義がさらに加速し、段位継承権、IJFの権力闘争、国内での学閥闘争を繰り広げた。このようにしてファミリーとしての「男の柔道ムラ」を形成し、さらに勝利至上主義に傾倒し、嘉納が説く「修心」という規範意識を忘却してしまった。戦後、とりわけ家元組織である講道館と全柔連の会長が兼任されることで権力が一極集中し、そのことによって閉塞性がさらに強化された。

戦後、女子柔道の解釈が変容したように、日本柔道は「精力善用自他共栄」という嘉納思想をも再解釈し、「内的必然性」の柔道思想を構築した。それらは自己抑制のための心技体の思想（自己の原理）であり、恩返しという超越関係（超越の原理）であり、ファミリーという所属関係（帰属の原理）である。男性中心の柔道のなかで、女子柔道は、男性の力を利用しながら柔軟かつ逞しく女性が生きてきた過程をなぞり、女性の社会参画の歴史を歩んできた。

## 8.9 神話の限界と今後の展望

最後に柔術・柔道の言説を踏まえつつ、今後の展望を述べたい。

明治時代、和魂洋才の武道として、西欧の文化に影響されつつも柔術 (Les Jujitsus) が柔術・柔道 (Jujitsu-Judo) に再構築された。そして1920 (大正9) 年頃になると思想善導のもと柔術・柔道 (Jujitsu-Judo) から柔道 (Judo) に変化し、講道館と武徳会が両輪となって柔道界を支えてきた。しかし戦後、GHQにより武徳会が解散させられたことで、講道館に組織が一本化した。これにより講道館柔道が唯一の柔道 (Le Judo) という神話が日本では再々構築されたともいえる。

世界においては戦前の古流柔術、武徳会などを源流とした柔術柔道 (Jujutsu-Judo) に加え、それぞれの国に土着していた民族格闘技をハイブリッドした柔道が再構築された。すなわち戦後国外では、古流柔術も、講道館も、武徳会も、民族格闘技も、古いものも新しいものも複合的に混在するハイブリッドな柔道 (Les Judos) に進化した。世界で行われている柔道は講道館柔道ではなく、総合化し複数形の柔道である。それこそが現在の柔道 (Les Judos) である。

これまでの柔術・柔道の歴史からみえてきた事は、必ずしも強い柔道が生き残ってきたわけでもないということである。むしろ「柔よく剛を制す」という柔道のセオリーをもとに、弱い者でも相手の力を利用することで強いものに勝ってきた歴史が刻まれてきたと考えられる。弱者でも、民族格闘技の技術を導入したり、ルール改正を提案したりしながら、生き延びてきた。

とりわけ、グローバル化、資本主義化、格差拡大するなかで、戦後に形成された内閉化したムラ社会の原理は、修正を余儀なくされている。

多層化する社会のなかで柔道が進化するためには、嘉納が理想とした「精力善用自他共栄」という公共性の規範を、かけ声としてだけでなく受容していくことが求められる。

それは柔道が単なる「身体の格闘技」だけではなく、「思考の格闘技」でもあるからだ。

今後も柔道は「身体の格闘技」と「思考の格闘技」という両義性を保持しながら、Les Judos として無限に進化を遂げるだろう。

## 注

1) 「女子代表監督らがパワハラ行為＝代表選手らが訴えるー柔道」『時事通信』2013年1月30日、<http://www.jiji.com/jc/zc?k=201301/2013013000010> (2015年2月2日DL)。

2) 下村博文「スポーツ指導における暴力根絶へ向けて～文部科学大臣メッセージ～」『文部科学省ホームページ』2013年2月5日、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/daijin/detail/1330634.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1330634.htm) (2015年2月2日DL)。

3) 小林まこと作、漫画『柔道部物語』は、『週刊ヤングマガジン』（講談社）にて、1985（昭和60）年から1991（平成3）年まで連載された。高校に入学したばかりで何も知らない主人公の三五十五（さんご・じゅうご）は、先輩たちの甘い言葉に乗せられて柔道部に入ることにした。ところが、入部した途端、先輩たちの態度が豹変し、「セッキョー」と呼ばれる体罰を受け苦痛を味わう。それを糧に柔道にのめり込み成長していく物語。

4) 「吉田秀彦監督が体罰問題で持論」『東スポ Web』2013年6月4日、<http://www.tokyo-sports.co.jp/sports/othersports/149443> (2015年2月2日DL)。

5) 「第一の性」については、三島由紀夫著、『第一の性』(1973)のなかで、シモンヌ・ドゥ・ボエヴォワール(Simone De Beauvoir)の著、『*Le Deuxième Sexe, Les Faits et les Mythes*』、『第二の性』に対して、第二の性が女性であるならば第一の性は男性として取り扱っている。またボエヴォワールは、『第二の性』のなかで、“*On ne naît pas femme, on le devient*” (Beauvoir[1976])、「人は女に生まれない。女になるのだ」と述べ、社会・歴史的な文脈の中でジェンダー概念が形成されていくことを論じている。

6) IJFの定款の原文を以下に引用する。

STATUTES

Preamble:

The International Judo Federation is composed of National Judo Federations and Continental Unions.

Each National Federation must be recognized as the sole federation authorized to represent its country in international sporting bodies by its Olympic Committee, which itself is duly recognized by the International Olympic Committee.



The major development of judo worldwide made it necessary to create Continental Unions. These Unions are in charge of implementing the policy of the International Judo Federation and the International Olympic Committee.

Judo was created in 1882 by Professor Jigoro Kano. As an educational method derived from the martial arts, judo became an official Olympic sport in 1964 (after being named as a demonstration sport at the 1940 Tokyo Olympic Games which were cancelled due to international conflict). Judo is a highly codified sport in which the mind controls the expression of the body and is a sport which contributes to educating individuals.

Beyond competitions and combat, judo involves technical research, practice of katas, self-defense work, physical preparation and sharpening of spirit.

As a discipline derived from ancestral traditions, judo was designed by its Master Founder as an eminently modern and progressive activity.

The International Judo Federation was incorporated in Ireland as a company limited by guarantee and as a non for profit organization.

In conformity with the decision of the Congress dated August 23, 2009, the International Judo Federation is now a non for profit Association under Swiss law with seat in Lausanne.

## Article 1 - Definitions

### 1.1 Statutes

The “Statutes” shall mean all provisions contained in this document, which have been duly approved, together with any addendums and/or appendices which may complete, amend or substitute for this document. The Preamble constitutes an integral part hereof. These Statutes replace the previous statutes.

### 1.2 IJF

The International Judo Federation (hereinafter referred to as the “IJF”), is a non for profit Association founded for an unlimited period of time and governed by articles 60 et seq. of the Swiss Civil Code and the present Statutes.

Its seat is in Lausanne.

The IJF is a non-political organization. It shall not discriminate on the grounds of race, religion, gender or political opinion.

In the IJF Statutes, Regulations and Decisions, the masculine gender is used to designate all private individuals, but shall encompass both males and females, unless there is a specific provision to the contrary.

7) この定義に対して、嘉納の定義は柔道だけでなくあらゆる事象にあてはまるのであるから普遍的にすぎ、嘉納の哲学観にすぎず柔道の原理にはならないといった批判も一部にはあった(藤堂[2007:159])。

なかでも嘉納の弟子であった岡部平太は、「講道館柔道の定義をみるに「道」という概念を独立させる為の種差が少しも揚げられていない。「心身の力を最も有効に使用する」といって見たところで、これは少しも柔道の特質を規定していない。世に心身の力を最も有効に使用する道はいくらでもあるし、おそらく世にありとあらゆる価値をもたらす事は、全部が心身の力が有効に働いて産出されるということになって、その定義には何らかの独自性がないため、理論的ではない」(岡部[1960:376])と嘉納の哲学を理論的ではないと批判している。

プロコーチとして日本人女性初めてのオリンピックメダリスト人見絹枝を育て、柔道だけでなく陸上でも活躍してきた岡部にとっては、「これは一人の人生観であり、一人の哲学観となってこれをもって直ちに柔道が数多くの他のスポーツや体育の方法と区別し、独立した地位を与えられる種差にはならないのである」と映った。

岡部は、柔道の定義を技術的観点から次のように述べている。「柔道は我が国独特の武道の一つであり、相手の攻撃力に反抗せず、その力を利用して相手を投げ倒しまた抑え、または当身などの攻撃防御の技を行い、同時に身体の鍛錬と精神修養を目的とする術である」(岡部[1960:376])という岡部の解釈は、講道館柔道の理念は嘉納一個人の思想であり、柔道は武道の一つとみなすというものであろう。

8) 嘉納の体育概念は様々考えられるが、本論では「身体形成」という概念を援用する。「体育とは筋肉の発達、身体の強健、身体の実行能力の向上を可能にすることである」ということ(友添[2012])。嘉納はスペンサーの三育思想の影響が随所にみられるがとりわけ、スペンサーの体育論の影響も看取される。

しかし、友添[2014]は、「この体育＝身体形成は、勝負法、修心法とパラレルに行われることにおいてのみ意味をもつということに配意しなければならない」(友添[2014:132])と述

べる。嘉納は柔道をすれば「体育も出来、勝負の方法の練習も出来、一種の知育徳育も出来る都合になっている」「幾分か改良を加えさえすれば柔術は体育知育徳育を同時になすことの出来る」(講道館監修[1988])のものであると述べている。

9) 1889年に Trans.Asianic Society Japan, XVI,192 に掲載。

10) ハーンはさらに当時の日清戦争にもふれ、次のように力強く断言する。

「一八九五年には、全世界が驚愕と讃嘆をもって認めざるをえないことになったのである。日本は柔術において勝ったのだ。日本の自治権は事実上回復され、文明国諸国のあいだに伍して日本の地位は、どうやらこれで確保されたようである。ようやくこれで、日本は永久に西洋の保護から脱したのである。固有の芸術とか、本来の美質とか、そういうものは、従来とうてい手に入れることのできなかつたものを、新しい科学的な攻撃力と破壊力とで、日本はようやく手に入れたのである。」(Hearn[1895=1952])。

11) Benfy[2003=2007]。クリストファーベンフィーは、マサチューセッツ州マウント・ホールヨーク大学英米文学教授。開国直後の日本の文化をジャポニズムの視点から日米の文化的影響関係の歴史を描いている。

12) 道上伯「月刊秘伝」2000年9月号、[http://www.haku-michigami.com/kiseki\\_5.htm](http://www.haku-michigami.com/kiseki_5.htm) (2015年2月2日DL)。

**道上** ええ、あまりこんなことを言うと講道館批判のように思われかねないけれど、これが真実なのです。

それと、これだけはぜひ書いてほしいのですが、講道館は五～六人の柔術家が入って嘉納治五郎先生を援助したからこそ成立しえたのです。嘉納治五郎先生は柔道の専門家というよりは学者ですから。それに柔道という言葉は講道館が作ったものではなく、講道館以前から既に使われていたのです。嘉納先生が学んだ起倒流も柔術ではなく柔道と言っていました。ですからよく言われているような、柔術から柔道になったというのは大きな間違いなのです。古流柔術家の中で段が欲しい連中が講道館に入ってゆき、そういう事実を一切伏せてしまったのです。私は何もアンチ講道館ではありませんけれど、事実は事実ですからしかたがありません。

13) ここでは警視庁警務部教養課が明らかにしている、当時の警部補久富鉄太郎ら7名によって1888(明治21)年6月に制定された11本を掲載する。

柔術世話係

警部補 久富鉄太郎  
本署 中村半助  
上原庄吾  
奥田松五郎  
鈴木孫八郎  
金谷良元  
佐村正明

第一 柄取  
第二 柄止  
第三 柄搦  
第四 見合取  
第五 片手胸取  
第六 腕止  
第七 襟投  
第八 摺込  
第九 敵ノ先  
第十 帯引  
第十一 上頭

14) 前田は 1878 (明治 11) 年に青森県中津軽郡船沢村の裕福な農家の長男として生まれた。少年時代には既に米俵 2 俵を軽々持ち上げ、宮相撲などでその腕っ節を発揮していたという。1896 (明治 29) 年に青森県尋常中学を 2 年で中退して家出同然で上京し、創立されたばかりの早稲田中学に編入した。そこで柔道に出会い、翌年講道館に入門する。その翌年末には無段者どうしの三本勝負で行われる月次 (つきなみ) 勝負で黒帯直前の兄弟子らを次々と投げ、最終的には十人抜きをやったのける。この頃から前田の名は講道館内で徐々に知られるところとなっていった。東京専門学校 (現在の早稲田大学) に入学した前田は、1901 (明治 34) 年には三段まで昇段し、学習院や陸軍幼年学校などで柔道を教えるようになる。講道館内でも頭角を現わし、嘉納治五郎から直接指導を受けた高弟が「講道館四天王」と呼ばれていたのにちなみ、その次代を担うものとして轟祥太、佐村嘉一郎とともに「講道館三羽鳥」と称された。

15) 「アマゾンに闘いを挑んだ無敗のコンデ・コマ」『ブラジル移民の 100 年』  
<http://www.ndl.go.jp/brasil/column/kodekoma.html> (2015 年 2 月 2 日 DL)。

16) ここでの JUDO とは、国際化した柔道という意味である。すなわち諸外国の民族格闘技

が講道館柔道と混交した柔道のことを示す。

17) 「アドミッションポリシー」『国際武道大学ホームページ』  
<http://www.budo-u.ac.jp/exam/cmlf01/> (2015年2月2日 DL)

国際武道大学体育学部のアドミッションポリシーは、「国際武道大学の建学の精神を理解し、武道・スポーツを通して自立した人間形成を目指すとともに、体育学の分野で学んだ事を活かし、社会を豊かにしようとする意欲に満ちた者」とされている。また「国際武道大学建学訓」として以下のように掲げている。

若人よ武道によって 不動の人生観を体得せよ  
若人よ武道によって 平和の世界観を把握せよ  
若人よ武道によって 汝の体軀を養え  
若人よ武道によって 忍耐礼節の道を学べ  
若人よ武道体育の精神の下 国際友情の大道を築こう

18) 山口香「歴史を振り返る」『柔道を考える』2009年3月2日、  
<http://blog.goo.ne.jp/judojapan09/e/b7f1e91a668bbf2290cc45ac8200a154> (2015年2月2日 DL)。

19) 柔道の練習形態には、「形」と「乱取」の2つの方法があり、「乱取」とは、自由な方法で練習や試合をすることで、「形」はあらかじめ順序と方法を決めて練習することである。柔道の形は、伝承するために理論的に決めて体系化したものともいえる。嘉納は柔道の練習方法を形、乱取、講義、問答とし、「乱取と形は、作文と文法の関係」と述べたとされている。

20) 柔道舞踊については、『柔道百年の歴史』(松本[1970])、および以下で説明されている。伊藤吉治「柔道舞踊」『善道館ホームページ』、<http://zendoukan.jimdo.com/柔道舞踊/> (2015年2月2日 DL)。

21) “Les secrets du jiu-jitsu” は、Paris qui chante 1907年2月10日号の Le Grand succès du jour の最初のページに掲載されている。作詞 Gaston Dumestre、作曲 Christophé。

22) ジャニネ・ルヴァニエール(Jeannine LEVANNIER, 1932-2014)は、CCN に所属したフランス女性初の女性有段者である。

23) Le Collège des Ceintures Noires (CCN)がフランス名称。有段者会はフランスの柔道有段者の会であり 1940年代に川石酒造之助によって創設される。第二次世界大戦後、1947(昭和

22) 年 11 月 9 日 Jean Marcel Andrivet が初代会長になる。1956 (昭和 31) 年フランス柔道連盟に統合される。

24) フランス柔道連盟ボネ・モリ会長が嘉納履正講道館館長に招待状を送り、国際柔道親善使節として 1951 (昭和 26) 年 11 月 28 日から 1952 (昭和 27) 年 2 月 15 日まで欧米 9 カ国を巡歴した。明示的な目的としては国際柔道親善使節団として国際親善であるが、ボネ・モリが考えた戦略的な目的は、柔道の本家日本を巻き込むことで国際柔道連盟の主導権を握り、その力を利用してフランス国内の有段者会(College des Ceintures Noires de France)、フランス柔道連盟 FFJ(Fédération Française de Judo)、フランス講道館柔道愛好者連合 (UFFAJK) などの団体が乱立するフランス柔道界を一本化することであった。

25) 「【企業スポーツと経営】 コマツ 女子柔道部」 『SankeiBiz (サンケイビズ) 』 2014 年 11 月 6 日、<http://www.sankeibiz.jp/business/news/141106/bsc1411060500002-n1.htm> (2015 年 2 月 2 日 DL)。

26) 小説『姿三四郎』。主人公の姿三四郎は会津に生まれ、明治 15 年、17 歳で上京した。これは実在の柔道家で講道館四天王の一人、西郷四郎の来歴と全く同じであり、西郷がモデルだと言われる。

三四郎は学士の矢野正五郎 (やはり講道館柔道の創設者、嘉納治五郎がモデル) の柔道場に入門し、天才児と言われた。他の柔術家やボクサー、空手 (唐手) 家などに勝利しつつ、人間として成長してゆく。得意技は山嵐。

27) 新潟県積川町麒麟山上に建つ「西郷四郎之碑」碑文から引用。

「明治二十年の昔、講道館で山嵐をもって鳴らしたのは西郷四郎である。この技は空前にして絶後といふ。したがって山嵐の壮烈な技をもって小説に現はれた姿三四郎を西郷四郎を小説化したものと見なしたい郷里の人達の考へは無理からぬことと思ふ。空想裡の叙景をもって生を過ごす小説家として、姿三四郎が実在したといはれることの、これ以上の誉れはないが、姿三四郎はけっして西郷四郎ではなく、空想の人である。作者の空想裡に浮かんだ三四郎の生涯の一齣に西郷四郎の面影が浮かんだ事は事実である」

28) 「山嵐」『講道館ホームページ』、<http://kodokanjudoinstitut.org/waza/digest/07/> (2015 年 2 月 4 日 DL)。

29) 明治 22 年、久留米にキリスト教の宣教師ミセル・ソーレ神父が赴任し、布教活動を始めたが、このころ久留米では、いまだ藩政時代の意識が色濃く、耶蘇教排斥の気風があった。特に布教活動の拠点となった櫛原町は藩政時代の中級武家が住んでいたところで外国

人排斥、耶蘇教憎悪が烈しく、ソーレ神父の排斥運動が甚だしかった（「歴史と聖堂内部」『カトリック教会の女子パウロ会公式サイト』、

[http://www.pauline.or.jp/visitingchurches/201208\\_kurume.php](http://www.pauline.or.jp/visitingchurches/201208_kurume.php)（2015年2月4日DL））。

30)天眼は、日清戦争・義和団の乱以後の日本の大陸進出が不十分であるという考え方を持っていた。対露強硬の論陣を張り、日露戦争勃発後は、地方新聞ながら西郷四郎らを特派員として派遣する。しかし、戦争が長期化すると、休戦に向けての外交交渉・講和を主張、ポーツマス条約締結を明確に支持する。全国の多くの新聞が講和反対を唱える中、新聞史上に異彩を放っていた（「明治35年以降の郷土新聞」『長崎県立長崎図書館』、

[https://www.lib.pref.nagasaki.jp/library/paper\\_about.html](https://www.lib.pref.nagasaki.jp/library/paper_about.html)（2015年2月4日DL））。

31) 宮川雅一「姿三四郎のモデル 柔道家・西郷四郎」『ながさき歴史散策』、  
<http://www.nagasaki-daiei.com/miyagawamasakazu8.html>（2015年02月4日DL））。

32) 鎧を着たまま泳いだりする古武道泳法で、1932（昭和6）年以降は、日本水泳連盟が、「日本泳法」12流派を公認している。

33) 星亮一。1935（昭和10）年、宮城県仙台市生まれ。日本の歴史小説家。東北福祉大学講師、東北史学会会員、日本文芸家協会会員。戦時中、仙台市立上杉山通小学校から宮城県丸森町小斎小学校に疎開、仙台に戻ったが、父親の転勤で仙台市立愛宕中学校から岩手県一関市千厩中学校に転校、岩手県立一関第一高校に学び、東北大学文学部国史学科、日本大学大学院総合社会情報研究科修士課程修了。新聞記者を志望し、先祖のルーツである福島県の新聞、福島民報社記者になる。会津若松に転勤し、福島中央テレビ報道制作局長を経て独立、歴史作家としての道を歩む。東北史学会会員、日本文芸家協会会員、現在は福島県郡山市在住。『奥羽越列藩同盟』（中央公論社）で第19回福島民報出版文化賞を受賞。

34) Richie[1984=1993]。商業映画に近づいた黒澤作品。「外国の事物と日本の事物についてのこの見かたは、まさしく日本の軍情報局の目的に合致するものであり、とくに映画の終わりにサブ・タイトルの形で洗われる結論はベッタリそれである。いわく、機敏な日本柔道は、図体ばかり大きくて精神性に欠けるアメリカのボクシングには常に勝つのだ、と三四郎の行動はこれを示すためのものであり、その理由づけの方向は純粋に日本軍部の意向そのものである。異国の民は日本の武術の栄光だけでなく、日本の態度の基調は完全に慈愛にあることを知らしめられねばならなかった。日本は親切な兄であり、他者をこらしめなければならないと思ったときだけ武威をふるうのである」「前作の三四郎は自己を見いだそうとしている本物の人間で、右京が原のおそるべき運命の戦いを通じて彼はそれを発

見する。しかし続編のほうの彼は、できあいの主人公で、何が何でも勝つ事に決まっている存在であり、従って戦いのほうも、何が何でも派手ならよろしいのだ。「続三四郎」は、どこをみても意味のないことだらけである」とリチャーは「『續・姿三四郎』は酷評する。

35) 笠井[2011]。だからこそ、明治大正期、国粹主義に傾倒していく日本では、西郷の愛国主義者の生き様は、小説『姿三四郎』となり士族階級の人々のアイデンティティの幻想を融合させプロパガンダとして利用されたのではないだろうか。

36) 井上康生監督「僕はこれまで柔道に育ててもらった。その柔道に恩返しをしたい一心で、監督就任に対しての返事を出しました。」2012年ロンドン五輪で、日本男子柔道は金メダルゼロに終わった。五輪史上最悪の成績であった。五輪後の10月にブラジルで行われた世界団体選手権でも、日本は決勝でロシアに敗れて優勝を逃した。失墜した日本柔道を建て直すべく、連盟は井上康生に監督就任を打診するという思い切った若返り策を図った。いったんは返事を保留したという井上だが、「話をいただいた時に、覚悟は決まっていた気がします」と要請を受諾（「今日の名言」『Number Web』2013年2月9日、<http://number.bunshun.jp/articles/-/338738>（2015年2月2日DL））。

37) 「柔道・松本「金メダルで恩返しできた」」『日刊スポーツ』2012年8月20日、<http://london2012.nikkansports.com/general/news/f-sp-tp0-20120820-1003719.html>（2015年2月2日DL）。

38) 古賀稔彦インタビュー「金メダルの恩返し」『致知』2014年8月号。

39) 全柔連の助成金不正問題は、2013年3月13日に、独立行政法人日本スポーツ振興センターから全柔連の指導者に一人あたり120万円支給されていた助成金のうち、約40万円が強化委員会の指定した口座に徴収されていた。また受給資格のない指導者にも配分されていた。徴収した金は強化留保金として使用目的外である飲食費などの懇親会費に使われていたことが発覚した。

40) 第三者委員会によって提案された改善点は下記の通りである。

(1) 明確な指導方針の提示とその徹底

具体的な指導方針の策定と周知 指導者資格制度および資格剥奪制度の確立

子どもプロジェクトの推進

規律委員会、裁定委員会制度の創設

(2) 全柔連組織の改革

外部第三者の執行部中枢への登用



女性理事の登用

(3) 強化システムの再検討

監督、コーチ人事の明確化

ナショナルチーム指導者と所属の指導者との連携強化

ナショナルチームへの選手選抜、代表選手選抜の際の説明責任

女子強化委員会ないし強化委員会内の女子専門部門の創設 女性監督、女性コーチの導入

(4) コンプライアンス(法令順守)の徹底

コンプライアンス委員会の設置

相談、通報窓口の整備、コンプライアンス、倫理研修制度

(5) リスクマネジメント体制の整備

組織内の調査委員会、説明責任と情報公開

41) 7月17日 AFP. ロンドン五輪に向けた合宿のため、フランスのパリ (Paris) に向けて出発した男女のサッカー日本五輪代表だが、その待遇に関して騒動が起こった。日本航空 (Japan Airlines) の同便でパリへ発った両代表だが、男子代表がビジネスクラスだったのに対し、女子 W 杯ドイツ大会 (FIFA Women's World Cup 2011) で優勝を果たし、五輪でも金メダル獲得に期待がかかっているなでしこジャパンの座席はエコノミークラスだった (「男子はビジネス、なでしこはエコノミーで移動 サッカー五輪日本代表」『AFPBB NEWS』2012年7月17日、<http://www.afpbb.com/articles/-/2889918> (2015年2月1日 DL) )。

42) 米国に、柔道初の金メダリストが誕生した。2日の女子78キロ級で優勝したケイラ・ハリソン選手 (22)。優勝後の会見で、「前のコーチに性的被害を受けていました」こう明かした。英紙などの報道によると、7歳から柔道を始めたハリソン選手が男性コーチから性的被害を受けたのは14歳の時。「2人だけの秘密」とコーチに言われ、誰にも相談できなかった。16歳の時、柔道仲間にようやく打ち明けた。これがきっかけとなり、母親が警察に通報。裁判で男性コーチは有罪となった。柔道から遠ざかりたかったが、立ち直らせてくれたのも柔道だった (「ハリソン、米国柔道初の金 優勝会見、性的被害明かす」『朝日新聞デジタル』2012年8月3日、<http://www.asahi.com/olympics/news/TKY201208030223.html> (2015年2月2日 DL) )。

## 謝辞

本研究は、著者が東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻関連社会科学コース博士課程在学中、および2005年4月より奉職させていただいている公立大学法人静岡文化芸術大学において行った研究成果をまとめたものです。

とりわけ東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻関連社会科学の松原隆一郎教授のご指導のもとで研究を進めてまいりました。

この間、松原隆一郎教授、内田隆三教授、市野川容孝教授より懇切丁寧なご指導、ご鞭撻を賜りました。浜松と駒場を往復するのは大変でしたが、研究者としての薫陶を受けた6年間でした。心より厚く御礼申し上げます。また瀬地山角教授のゼミに所属し多くのジェンダーに関する知識をご教示いただき心から御礼申し上げます。

さらに井上俊大阪大学名誉教授、菊幸一筑波大学大学院教授から嘉納治五郎研究についてご指導、ご鞭撻を賜り深く御礼申し上げます。

本研究は、多くの方々のご協力なくしてはできませんでした。とりわけフランスや海外の柔術・柔道史にあたっては、ボルドー大学ミッシェル・ブルッス教授、イブデル・バン氏、道上雄峰氏からたくさんの貴重な資料の提供を賜り、日本では見つけられなかった史実を発見することもできました。心より御礼申し上げます。

加えて、講道館の資料にあたっては村田直樹講道館図書資料部長からご協力をいただきましたことを深く御礼申し上げます。

インタビューについては講道館女子部参与の梅津勝子氏をはじめ柔道界の方々から貴重な証言を得ることができました。心より御礼申し上げます。

最後に、本研究の遂行にあたって著者を支えてくれた松原ゼミの先輩、後輩、友人の皆様、家族に、心より感謝したいと思います。

## 参考文献

- 阿部生雄 (2004) 「アスレティシズム興隆の時期区分に関する一考察：「パブリックスクール」の出現と生徒数の変動と関連して」『筑波大学体育科学系紀要』27:21-42.
- 雨宮昭一 (2008) 『占領と改革』岩波書店.
- Atkinson, Linda (1983) *Women in the Martial Arts: A New Spirit Rising*, New York: Dodd, Mead and Company.
- Barthes, Roland (1957) *Mythologies* Paris: Editions du Seuil.
- Beauvoir, Simone de (1976) *Le Deuxième Sexe, Les Faits et les Mythes*, Paris: Gallimard.
- Benfey, Christopher E. G. (2003) *The Great Wave: Gilded Age Misfits, Japanese Eccentrics, and the Opening of Old Japan*, New York: Random House. =(2007) 大橋悦子(訳)『グレイト・ウェイヴ：日本とアメリカの求めたもの』小学館.
- Brousse, Michel (2002) *Le Judo: Son Histoire, ses Succès*, Paris: Minerva.
- Brousse, Michel (2005) *Les Racines du Judo Français: Histoire d'une Culture Sportive*, Pessac: Presses Universitaires de Bordeaux.
- 武道専門学校剣道同窓会 (1984) 『大日本武徳会武道専門学校史』武道専門学校剣道同窓会.
- Caillois, Roger (1950) *L'homme et le sacre*, Paris: Gallimard.
- Caillois, Roger (1958) *Les Jeux et les Hommes: Le Masque et le Vertige*, Paris: Gallimard. =(1990) 多田道太郎・塚崎幹夫(訳)『遊びと人間』講談社.
- 大日本武徳会 (1906) 『武徳誌第一篇第五號』雄松堂出版.
- 大日本武徳会柔術形制定委員会 (1906) 『大日本武徳会柔術形』大日本武徳会.
- Durkheim, Émile (1912) *Les Formes Élémentaires de la Vie Religieuse: Le Système Totémique en Australie*, Paris: F. Alcan. =(1975) 古野清人(訳)『宗教生活の原初形態』岩波書店.
- Elias, Norbert (1978) *The Civilizing Process: The History of Manners*, vol. 1, Oxford: Blackwell Publishers. =(1977) 赤井慧爾(他訳)『文明化の過程(上)ヨーロッパ上流階層の風俗の変遷』法政大学出版局.
- Elias, Norbert (1986) *The Sociology of Sport: A Selection of Readings*, London: Frank Cass, and in *Quest for Excitement: Sport and Leisure in the Civilizing Process*, Oxford: Blackwell. =(1995) 大平章(訳)『スポーツと文明化：興奮の探求』法政大学出版局.
- 福田敬子 (2013) 『つよく やさしく うつくしく—99歳女性十段が世界に広めた、なでしこの心』小学館.
- Guttman, Allen (1996) *The Erotic in Sports*, Columbia University Press. =(1998) 樋口秀雄(訳)『スポーツとエロス』柏書房.
- Hancock, H. Irving (1904) *Physical Training for Women by Japanese Methods*, New York: G. P. Putnam.

- Hearn, Lafcadio (1895) *Out of the East: Reveries and Studies in New Japan*, Boston: Houghton, Mifflin Company. =(1952) 平井呈一(訳)『東の國から：新しい日本における幻想と研究(下)』岩波書店.
- Hearn, Lafcadio and Elizabeth Bisland (ed.) (1906) *The Life and Letters of Lafcadio Hearn Including the Japanese Letters*, vol.2, Boston: Houghton, Mifflin.
- Hobsbawm, Eric and Terence Ranger (ed.) (1983) *The Invention of Tradition*, Cambridge: Cambridge University Press. =(1992) 前川啓治・梶原景昭(訳)『創られた伝統』紀伊國屋書店.
- 星亮一 (2013)『伝説の天才柔道家西郷四郎の生涯』平凡社新書.
- Huizinga, Johan (1938) *Homo Ludens: Homo Ludens: Proeve Eener Bepaling Van Het Spel-element Der Cultuur*, Amsterdam University Press=(1989)里見元一郎(訳)『ホモ・ルーデンス 文化のもつ遊びの要素についてのある定義づけの試み (ホイジンガ選集)』河出書房新社
- 市野川容孝 (2006)『社会』岩波書店.
- 飯田貴子・井谷恵子(編) (2004)『スポーツ・ジェンダー学への招待』明石書店.
- 井上俊 (1977)『遊びの社会学』世界思想社.
- 井上俊 (2004)『武道の誕生』吉川弘文館.
- 磯貝一(解説) (1908)『大日本武徳会制定柔術形』便利堂.
- 磯直樹 (2011)「ブルデューとスポーツ社会学」『スポーツ社会学研究』19(1):73-87.
- 嘉納治五郎 (1938)『講道館柔道の眞意義』使命會.
- 嘉納先生伝記編纂会(編) (1964)『嘉納治五郎』講道館.
- 笠井尚 (2011)「維新残影：西郷四郎と大アジア主義」『季刊オピニオン雑誌』(白陽社) 16:57-65.
- 川村禎三(他) (1973)「女子柔道の実態：10.体育方法(指導)に関する研究」『日本体育学会大会号』24:345.
- 警視庁警務部教養課(1965)『警視庁武道九十年史』警視庁警務部教養課.
- 菊幸一 (2011)「スポーツ社会学における歴史社会学の可能性」『スポーツ社会学研究』19(1):21-38.
- 菊幸一(編) (2014)『現代スポーツは嘉納治五郎から何を学ぶのか：オリンピック・体育・柔道の新たなビジョン』ミネルヴァ書房.
- 菊幸一(他) (2006)『現代スポーツのパースペクティブ』大修館書店.
- 増田俊也(2011)『木村政彦はなぜ力道山を殺さなかったのか』新潮社.
- Kluckhohn, Clyde (1949) *Mirror for Man: The Relation of the Anthropology to Modern Life*, New York: Whittlesey House. =(1971) 光延明洋(訳)『人間のための鏡：文化人類学入門』サイマル出版会.
- 講道館 (1978)『柔道(11)』講道館.
- 講道館監修 (1988)『嘉納治五郎大系第 2 卷柔道史・柔道修行・柔道試合と審判規程』本の

友社.

- 神山典士 (2014) 『不敗の格闘王前田光世伝：グレイシー一族に柔術を教えた男』 祥伝社.
- 工藤雷介 (1975) 『秘録日本柔道』 東京スポーツ新聞社.
- Lévi-Strauss, Claude (1955) *Tristes Tropiques*, Paris: Plon.
- Lévi-Strauss, Claude (1962) *La Pensée Sauvage*, Paris: Plon.
- 眞神博 (2002) 『ヘーシンクを育てた男：Michigami Haku』 文藝春秋.
- 牧野登 (1983) 『史伝西郷四郎：姿三四郎の実像』 島津書房.
- 丸山三造 (1939) 『大日本柔道史』 講道館.
- 松原隆一郎 (2002) 『思考する格闘技：実戦性・競技性・精神性と変容する現実』 廣済堂出版.
- 松原隆一郎 (2006) 『武道を生きる』 NTT出版.
- 松本芳三 (1952) 『世界の柔道』 日本出版協同.
- 松本芳三 (1975) 『柔道のコーチング』 大修館書店.
- 松本芳三(他編) (1970) 『柔道百年の歴史：写真図説』 講談社.
- 松下三郎 (1978) 「戦後女子柔道の展開」 『日本大学人文科学研究所研究紀要』 20:106-119.
- 丸島隆雄(2005) 『講道館柔道対プロレス初対決—大正十年・サンテル事件』 島津書房.
- 三船久蔵 (1954) 『道と術：柔道教典』 誠文堂新光社.
- 三島由紀夫 (1973) 『第一の性』 集英社.
- 光本健次(他) (2005) 「少年柔道(小学生)の色帯に関する意識調査(その1)：指導者を対象にして」 『東海大学紀要.体育学部』 34:63-71.
- 溝口紀子 (1997) 「柔道試合における投げ技の組み方と姿勢に関する技術史的考察」 埼玉大学大学院教育学研究科修士論文.
- 溝口紀子(他) (2006) 「少年柔道における級位(色帯)に関する一考察(その5)：フランスの少年指導の実態について」 『Research Journal of Budo』 39:28-28.
- 溝口紀子 (2008) 「メディア・スポーツによる柔道の変容：北京オリンピック大会におけるメディアと柔道」 『静岡文化芸術大学研究紀要』 9:9-14.
- 溝口紀子 (2009) 「欧州における女子柔道の歴史」 『柔道』 講道館.
- Mizoguchi, Noriko (2011) “Le Prix de l’or,” *L’EQUIPE*, 1520:48-52.
- 溝口紀子 (2013) 『性と柔：女子柔道史から問う』 河出書房新社.
- 溝口紀子 (2015) 『日本の柔道世界の JUDO』 高文研.
- 村田直樹 (1993) 「開花した女子柔道」 佐々木武人(他編) 『現代柔道論：国際化時代の柔道を考える』 大修館書店.
- 村田直樹 (2012) 「嘉納治五郎の思想と現代社会への連関について：体育・教育の視点から」 『平成 23 年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅲ日本体育協会創成期における体育・スポーツと今日的課題：嘉納治五郎の成果と今日的課題第 2 報』(公益財団法人日本体育協会スポーツ医・科学専門委員会)81-87.

- 村田直樹 (2013) 『柔道の国際化—その歴史と課題』 日本武道館.
- 永木耕介 (2008) 『嘉納柔道思想の継承と変容』 風間書房.
- 永木耕介 (2011) 「嘉納による柔術のスタンダード化と海外普及」 『平成 22 年度日体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅲ日本体育協会創成期における体育・スポーツと今日的課題：嘉納治五郎の成果と今日的課題第 2 報』 (公益財団法人日本体育協会スポーツ医・科学専門委員会),7-11.
- 永木耕介 (2012) 「“柔道” と “スポーツ” の相克：嘉納が求めた武術性という課題」 『平成 23 年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅲ日本体育協会創成期における体育・スポーツと今日的課題：嘉納治五郎の成果と今日的課題第 2 報』 (公益財団法人日本体育協会スポーツ医・科学専門委員会),51-67.
- 内藤洋子 (1996) 『おんな三四郎 83 歳宙をとぶ：女性黒帯第一号、小崎甲子の柔道一直線』 エフエー出版.
- 中村勇(他) (2008) 「国際武道における礼の概念：柔道の国際普及に関する考察」 『日本武道学会発表抄録』 日本武道学会.
- 中村恭子 (2009) 「中学校ダンスの男女必修化の課題：中学校教員を対象とした調査にもとづいて」 『順天堂スポーツ健康科学研究』 1(1):27-39.
- 中村良三 (2006) 『女子柔道論』 創文企画.
- 中村民雄 (2007) 『今、なぜ武道か：文化と伝統を問う』 日本武道館.
- 名久井孝義 (2006) 「近代日本におけるスポーツにみる性差の創造と変革に関する基礎的研究 (研究課題番号 15510230)」 『平成 15 年度～平成 17 年度文部科学省科学研究費補助金基盤研究 C 研究成果報告書』 .
- 日本サッカー協会(他編) (2002) 『最新サッカー百科大事典』 大修館書店.
- Nitobe, Inazo (1900) *Bushido: The Soul of Japan: An Exposition of Japanese Thought*, Tokyo: Shōkwabō. =(1938) 矢内原忠雄(訳) 『武士道』 岩波書店.
- 新田一郎 (1994) 『相撲の歴史』 山川出版社.
- 野口潜龍軒(1913) 『柔術教授書：奥秘：龍之巻虎之巻合本』 帝國尚武會.
- 乗富政子 (1975) 『女子柔道教本』 潤泉荘.
- 野瀬清喜 (2008) 『柔道学のみかた：若き武道家・指導者たちのために』 文化工房.
- 小川純生 (2001) 「カイヨワの遊び概念と消費者行動」 『東洋大学経営研究所論集』 24:293-311.
- 小倉孝保 (2012) 『柔の恩人：「女子柔道の母」 ラスティ・カノコギが夢見た世界』 小学館.
- 老松信一 (1966) 『柔道百年』 時事通信社.
- 老松信一 (1972) 「柔道の技術史」 岸野雄三・多和健雄(編) 『スポーツの技術史：近代日本のスポーツ技術の歩み』 大修館書店.
- 老松信一 (1976) 『柔道百年：改訂新版』 時事通信社.
- 岡部平太 (1960) 『コーチ 50 年』 大修館書店.
- 大滝忠夫(他) (1951) 『学校柔道』 不味堂書店.

- 大滝忠夫(監)竹内善徳(他) (1984)『論説柔道』不昧堂出版.
- Pherdac, Charles(1912) *Défendez- vous mesdames, manuel de défense féminine*, Paris,. Rueff, s.d., 331 p
- 來田享子 (2004)「近代スポーツの発展とジェンダー」飯田貴子・井谷恵子(編)『スポーツ・ジェンダー学への招待』明石書店.
- Richie, Donald (1984) *The Films of Akira Kurosawa*, Berkeley: University of California Press. = (1993) 三木宮彦(訳)『黒澤明の映画』社会思想社.
- 坂本浩也 (2003)「自転車をめぐるフィクション：19世紀末フランスにおける速度の詩学と性差のイデオロギー」『ヨーロッパ研究』(東京大学大学院総合文化研究科・教養学部ドイツ・ヨーロッパ研究室) 3:81-98.
- 坂上康博 (1998)『権力装置としてのスポーツ：帝国日本の国家戦略』講談社.
- 坂上康博 (2001)『スポーツと政治』山川出版社.
- 坂上康博(編) (2010)『海を渡った柔術と柔道：日本武道のダイナミズム』青弓社.
- 坂上康博(2012)「武徳会ページの審査実態(その2) — 支部部会長の分析を中心に —」『一橋大学スポーツ研究通巻 31 号』19-28.
- 瀬地山角 (1996)『東アジアの家父長制：ジェンダーの比較社会学』勁草書房.
- 園田英弘(他) (1995)『士族の歴史社会学的研究：武士の近代』名古屋大学出版会.
- 寒川恒夫 (1984)「柔道の歴史的考察」大滝忠夫(監)『論説柔道』不昧堂出版.
- Svinth, J. R. (2001) “The Evolution of Women’s Judo, 1900-1945,” *The Journal of Alternative Perspectives on the Martial Arts and Sciences*.
- 高山 俊之(他) (1988)『柔道界のデスマッチ—全柔連 vs 学柔連』三一書房.
- 高橋一郎 (他) (2005)『ブルマーの社会史：女子体躯へのまなざし』青弓社.
- 多木浩二(1995)『スポーツを考える—身体・資本・ナショナリズム (ちくま新書)』筑摩書房
- 竹村和子 (2000)『フェミニズム』岩波書店.
- 竹内善徳(監) (2004)『詳解柔道のルールと審判法：2004年度版』大修館書店.
- 谷口雅子 (2007)『スポーツする身体とジェンダー (青弓社ライブラリー 50)』青弓社.
- 富田常雄(1973)『姿三四郎上巻(新潮文庫)』新潮社.
- 友添秀則 (2012)「嘉納治五郎の「体育」概念に関する覚え書き：大日本体育協会の名称との関係性を視野に入れて」『平成 23 年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅲ日本体育協会創成期における体育・スポーツと今日的課題：嘉納治五郎の成果と今日的課題第 2 報』(公益財団法人日本体育協会スポーツ医・科学専門委員会),39-50.
- 友添秀則 (2014)「嘉納治五郎は「体育」をどのように考えていたのか：「大日本体育協会」の名称との関係性から」菊幸一(編)『現代スポーツは嘉納治五郎から何を学ぶのか：オリンピック・体育・柔道の新たなビジョン』ミネルヴァ書房,127-151.

- 藤堂良明 (2007) 『柔道の歴史と文化』 不昧堂出版.
- 内田良 (2010) 「柔道事故：武道の必修化は何をもたらすのか」 『愛知教育大学研究報告.教育科学編』 59:131-141.
- 内田良 (2013) 『柔道事故』 河出書房新社.
- 内田隆三 (2007) 『ベースボールの夢：アメリカ人は何を始めたのか』 岩波書店.
- 植田真帆(2014) 「ニッポン柔道が敗れた日ーアントン・ヘーシンクに学ぶー」 『たのしい体育・スポーツ 4月号』 学校体育研究同志.
- 上野千鶴子 (1990) 『家父長制と資本制：マルクス主義フェミニズムの地平』 岩波書店.
- 薄田斬雲(編) (1912) 『新柔道武者修業：世界横行第二』 博文館.
- Veblen, Thorstein (1899) *The Theory of the Leisure Class: An Economic Study in the evolution of Institutions*, New York: Macmillan. =(1998) 高哲男(訳) 『有閑階級の理論：制度の進化に関する経済学的研究』 筑摩書房.
- 渡辺冬花 (2010) 「女性教員による女子生徒を対象とした柔道指導事例」 『学研・教科の研究保健体育ジャーナル』 88:1-8.
- 山口香 (2009) 「女子柔道の歴史と課題」 『武道』 (日本武道館)510:84-91.
- 山口香 (2012) 『女子柔道の歴史と課題』 日本武道館.
- 山口香・溝口紀子 (2012) 「嘉納治五郎が理想とした柔道：女性柔道に託したもの」 『平成23年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅲ日本体育協会創成期における体育・スポーツと今日的課題：嘉納治五郎の成果と今日的課題第2報』 (公益財団法人日本体育協会スポーツ医・科学専門委員会)69-80.
- 山本礼子 (2003) 『米国対日占領政策と武道教育：大日本武徳会の興亡』 日本図書センター.
- 山本徳郎 (2013) 『教育現場での柔道死を考える：「子どもが死ぬ学校」でいいのか!?!』 かもがわ出版.
- 柳澤久・山口香 (1992) 『女子柔道』 大修館書店.
- 吉田郁子 (2004) 『世界にかけた七色の帯：フランス柔道の父川石酒造之助伝』 駿河台出版社.
- 吉見俊哉 (1994) 『メディア時代の文化社会学』 新曜社.
- 吉野耕作 (1997) 『文化ナショナリズムの社会学：現代日本のアイデンティティの行方』 名古屋大学出版会.
- 全日本学生柔道連盟(1981) 『学生柔道 30年の歩み』 毎日新聞社.



## 付録 1 . インタビュー記録

2009（平成 21）年 12 月 11 日、梅津勝子氏（講道館柔道女子八段、講道館女子部指導員歴 40 年、講道館女子部参与）

「まず最初に梅津先生が柔道を始めたきっかけを」

「私が中学に入ったころ、ちょうど柔道が一回禁止になってました。そこで解禁された時に焼け残っていたところがうちの裏にある道場だけだった、というところがまずひとつと、それを見に行っていてこれはおもしろいなと思ったのと、裏側にダンスホールがあった。だからダンスホールと柔道とを比べながら、やっぱりカッコいいほうは柔道のほうかなというので柔道を習いたいと言った時に『女はダメ』ということで断られました。

毎日毎日通ってそのうちに向こうが根負けして『じゃあやってみるか』ということになって入れてもらった。だから申込みしたのは 3 月の終わりごろ、許可をされたのは 7 月になってからでした。それで初めのうちはそのまま柔道着は直に着なさいと、男と同じように扱います、ということで直に柔道着を着て T シャツは着ていません。

それでそこから始めて受け身を毎日毎日もうこれでもかこれでもかというくらい受け身ばかり教えられました。その次に習ったことは投げの形でした。その前に肌着がないものですから中が見えるということで先生方がしょうがないんで肩を掴んで稽古してくださいました。ところが、それもおかしいということで、じゃあ紐をつけなさいと。中と内側に紐をつけて縫って止めてやったんですけども一回引っ張られるとバチッと音がして取れてしまうんです。で、これじゃまずいということになってじゃあ今度はサラシを巻きなさいと。サラシを巻いて一回動くとストンと落ちてしまっってこれももう全然ダメ。ではどうしようというときに講道館のほうから青木先生という方が見えまして。その先生がおっしゃるには講道館の女の子は男のシャツを着てるよ、ということでそれが許可になって。で、着替えるところもこれはやむを得ないなと先生方が諦められたのだと思います。それで母屋のほうで着替えていいよ、と。そういうことになって T シャツを着て始めるようになりました。」

「講道館に入門したのはいつですか？」

「それはね、国体の時に大宰府で私らデモンストレーションで投げの形をやったんです。そのときに乗富先生が生徒さんを連れて見えてた。そして、女子柔道というのはそこで披露されたんです。そして乗富先生は九州の出身で大分だと。ということで少しお話があって紹介されたものですから、講道館にはたくさん生徒がいるよ、ということ聞いて絶対に講道館に行くって。で、何になる？ 何をするんだ？ と。柔道の先生になりたいんだ、ということから始まって高校卒業したらすぐ講道館に出てきました。」

「その当時の女子柔道と正門の女子柔道についてお聞かせください」

「女子柔道に行って私が一番ガッカリしたのは何だこれは、と。これは柔道じゃないんじゃないかと。やはり足を開くなだとか柔道着の着方が悪いだとかいろいろな面で散々大変なことになりました。それと言葉づかいが九州弁ですから尻上がりになるんですね。なにしょっと、いや（九州弁で）とこう最後が上がってしまうんです。すると、怒らなくて

もいいじゃない、と。怒ってるわけじゃないよ、というとまた尻上がりになるからまたそこで反発してる。とこういういじめに似たような言葉の面、柔道着の着方、それから立ち振る舞い、そういうことでまあ大分いろんなことを指導されました。だからその当時は人の足を蹴飛ばして御免あそばせという言葉も出てきて、え、何言われたんだろうとそういう感じもあった。それで御御足がどうのこうのとかそういう話もあって私の足を見て御御足なんて言える足じゃないっていうようなそういう反発も持ってました。」

「当時の講道館の女子柔道というのはどういう雰囲気だったのですか」

「ころころ転げる柔道で足を出されると受身しなさい。何をされても受身するということが主。私の柔道は男柔道だといわれて、何にしる柔道らしい柔道をやらせてもらえなかった。それで一年たって、その間に何で私はこんなところに来たのかなと思っていたときに形を教えられた。こんなもの習いに来たんじゃないわと思っていたんですけどもそれしかやることがないからそれをやっていてそれで乗富先生がアキレス腱を切って復活された。それから、私はここにいたら頭が変になるからどこか町道場に住まわせて下さいといったらそういうようになって、柴田道場に行く予定が田中道場になった。田中道場は乗富先生がお手伝いに見えていたということからその道場に13年いたんです。

そのときに乗富先生がこれはこうだ、あれはこうだと全部教えていただいて、柔の形っていうのがそういういい加減なものではないと分かったとということと、女子護身法と精力善用国民体育形を嘉納氏らが国民の体育として学校体育に入れたいがために作られたんだということで、どういう人でも出来るように簡単な形でできると。そういうものを作りたかったということが主。そういう風に聞いていました。

それで、どこでもいい、どんな格好でもいいからやりなさいと言われるのが国民体育と柔の形なんです。だから準備運動にもなるし、整理運動にもなるし。それと、他のスポーツでは強・健ですよ。強く、健康に円満な体力を作るといことなんですけれども柔道の場合はそれにプラスして用が足せなければ意味がない。だから誰かに手を掴まれた時にどうやってよけるかどういふ対応を捌く練習をすることを必要とする。

だから戦時中の日本の場合はそういう風に女性だけしか居なくなってしまった世の中にどういふ風に身の処置方をするかということが求められた。それでこういう護身法だとか、国民体育これも極式というものが真剣勝負の方と一緒に。それをゆっくりやりなさい、早くやりなさい、右も左もやりなさいと、こういう指導をされたわけ。それによって女性の体の動かし方っていうものを教えられた、ということだと思います。」

「講道館では戦後、試合を行っていなかったからそういう形を中心にやっていたということですか」

「そうです。」

「地方では女性の試合は行われていたんでしょうか」

「やりました。私もやっていました。そして東京に来て、だから男柔道の何ののかも言われた。困ったところに来てしまった。やっとな家族を捨てて東京に来たのに、嫌だから帰って

きましたというわけにもいかないんで我慢しているしかなかった。ということと、一年我慢しているうちに怪我もしますし、色々嫌になってやっているものは怪我もしやすくなる。だから道場に入ってそれから13年頑張っ、それで講道館と両方で……田中道場にいるころには一日に6時間から8時間くらい柔道着を着ていました。講道館は3時から始まりまずから、3時から講道館に行って、6時には出てきて、少年部が始まるのは7時からだからそれから11時くらいまで。だから柔道着を着っぱなしというそういう生活がほとんどだったんですよ。」

「それだけの情熱がなぜあったと思いますか」

「やっぱりそうですね、柔道始めるとその深みにはまっていくんじゃないですかね。本当に講道館は嫌いですが、柔道は大好きです。」

「試合は男性とやっていたんですか、それとも女性と試合をしたのですか」

「男性ですよ。男性しかいない。」

「男性しかいなかった？」

「まあやられてばかりいましたけれどね。」

「次なんですけれども、旧式の柔の形というのはどういう意味なんですか」

「旧式の柔の形というのではなくて、のびのび大らかにやりましょうと。空間に自分の体が浮かんでいるようにやりましょうというのがこの柔の形だったんです。だから小さく、コンパクトにまとめたものというのは柔式なんです。ところが、大先生方が見ていたのは柔式を見ていたみたいで制定されるときに柔式の形に近づけてしまわれたというのが現在やっている柔の形なんです。ですから、乗富先生はオブザーヴァーとして乗富先生、福田先生、二星先生が参加してやったんですけれども何か意見を言おうとするとそれは受け入れられなかったと。」

それも9.11事件の年に私はアメリカにいた時に福田先生から聞いてなんだ、そうだったんだと。女は黙ってるということから始まってもう何にも言えなくなったから乗富先生はもう行かなくなったと。私が居ながら何も出来なくて申し訳なかったと言われたことも私のやらなきゃいけないと感じたことのひとつ。

それと、嘉納先生が乗富先生が女性としていられる時に自分の理想とする柔道は女子の中に受け継がれる。こういうふうにおっしゃりたい。だからなぜかっていうと目を離しているのがりがりしている柔術に近い柔道をやっていたということでこの柔の形というものを考えられたという経緯があるんですね。で、そういう風にやはり男性でもストレッチ運動がないとがたがたした、体を痛める人ばかりになってしまった。そこで柔の形が作られた。そういううちまちましたものでなく、大きくのびやかにということが考えられてそういう風にやっていたわけです。そうすると、後で制定されたときというのはまだ各道場が狭かった。24畳のところもある、30畳のところもあった。40畳あるところなんてほとんどなかった。今は50畳を2人で使うような体制になってますよね。だから昔の道場のやりかたと今の道場のやりかたは違っているということですね。」

「今現在の柔の形と旧式はいつごろから変わったのでしょうか」

「それは 52 年からです。昭和 52 年前後くらいから。その先生方が、8 段 9 段の先生方がミーティングをされて、その形の制定をされた。そのときにそういう風に自分が師範がなさるのを見たのはこうだった、ああだったということが主になって柔式をやられたかもしれない。まあ狭いから狭い上でそうなったかもしれない。で、狭い上でやられたことをそこに持ってきたという感じらしいですね。」

「今回の旧式の柔の形というのは多分初めて披露されたのですか」 \*旧式柔の形映像収録

「一等最初に私らがやってたのがそういう形でした。そして、一番最後のものは足を向けてもいいという逆に動いて、柔式みたいにやる方法もいい。それはその逃げ方によってどういう風にもアレンジできる。でも向こうについて逃げられた場合には正面に顔を出して逃げることもできるということを言われたそうです。だからそれが正式に国旗が掲げがあったっていうときには国旗に足を向けるということは大変なことだからやっぱり国旗のほうに頭を向けるという考え方から今日やってみたいなものと。それも言われて一回か二回くらいしかやったことはないけれども、これもあるよ、と彼女たちにそう言っている。

そうして今回小林先生が、小林先生というのは私の仲間ですけれども、8 段になられてどうせお祝いなら柔の形をやりたいとおっしゃった。だから、ああ良いですよ、やりましょう。相手してくれますか？ と言われたからいいですよと。そうしたら大国様神社という有名な神社なんですよ、今度 1200 年祭を迎えられるとか。そういう立派なお宮さんで国旗が掲揚してったんですよ。それで一段高い壇がありまして、そこでお相手したんですけれども国旗があるのに国旗のほうに足を向けるわけにはいかないでしょう。こっちはお客さんですけれども。ですからそこで、来客の皆様には申し訳ありませんけれども国旗が掲げてありますので、こちらを正面にしますということでこっちに顔を向けるそのやり方をやった。それから、それも見た方はあまりいらっしゃらないと思います。」

「旧式の柔の形の特徴と良さというものをもう一度きかせてください」

「これは滑らかに大きく体を伸ばせるということが良いのではないかと思いますね。だから柔の形は伸転運動を主に、屈曲運動が多い柔道の中で伸転運動がなければ体育としては使い物にならないと考えられた師範の考えがそこに入ってきている。だからのびのびできるという動き方であればやっぱり旧式の柔の形のほうが体育的には良いんじゃないかと。分かりやすいし、動きやすいということになりますよね。」

「最後に、これまで 60 年間以上柔道に携わってこれだけは言いたいことなどありましたら」

「私の言いたいことはまず一回いろんな方とぶつかっていろんな体験もしましたけれども今は自分の好きなことをすれば良いんじゃないの、と。だから私が思ったことを思ったようにやれば良いんじゃないという気持ちになってからは何にも逆らうこともないし、自分

が好きだったら好きにやればいい。肩書も全部外しましたから講道館女子部の指導員というのも外しましたから、あとは自分の好きなようにやればいい。それで知っていることをみなさんに、何が習いたっていったら知らせればいい。

でも、嘉納師範らが女子の中にこそ、自分の力のない人の中にこそスムーズなものが入ってくる。柔よく剛を制する、そういったものから、相助相譲、互いを助け合う、助けて譲り合ってひとつのものを纏め上げていくそういう気持ちっていうものはこの柔の形の中に組み込まれているんです。

だからついて行っても、引っ張られてもついていかなければこれは何もないですよ。引っ張られてついて行って順応するのは相手に合わせるということになるし、相手を持ち上げるときにそのままやっていると起こしちゃいますでしょ？

相手に合わせてお互い助け合って関わってそういった運動ができるということ。だから精力を善用するというはついてきた力を利用するのでそんなに力は要りませんですよ。それとバランスの問題。これも梶子の応用だから力学的にこれはこういう風になったらこう動きますよ、とそういうことも説明できるからこれは一番大事なことだと思います。それと、今私がやっているのは接骨院。来る患者さんのほとんどを見るとおかしくなった人というのはつま先を使わない、そして転んだとか、ぶつかっただとかいうことが多い。だからつま先を使う運動というのは柔道をやるということが一番いいんじゃないかと。それでこの前もうちの柔道会という接骨の会があるんですけども、そのときに少しお話をしてつま先を使う、かかとを動かしながらつま先を動かしながら体重移動をするということが人間の動作の中で一番大事なことじゃないかと。だから赤ん坊が生まれていろんな立ち上がるための訓練をしますよね？ 毎日毎日運動をしますよね？ そして立ち上がって歩くようになる。これも毎日続けていますよね。だからここにいる人たちで歩けない人は一人もいないでしょ。

これも何かがあって倒れて動けなくなったらこれを一からやるっていうことが大変なんです。だから毎日続けてやるということは大変な努力なんだと。だからどの人も努力できませんというのは嘘でしょと。毎日歩いているでしょ、と。毎日お茶碗もってごはん食べているでしょ、と。それを自然にやっているでしょと。それが柔道だと。こういう風に教えられています。だから私はそういう風に思って、一生、親と約束したということもありますけど、柔道は絶対に辞めないからやらせてくれと言ってやっただと。で、二人とも死んでしまいましたからお墓まで持っていけないことには辞めませんとは言えないと。自分で言い訳みたいにそういったことを言いながら続けています。だからできたらこのままポックリいってしまえば一番いい。そういう風に思っています。」

## 付録 2. 女子柔道史年表

年	講道館女子部(正史)	武徳会、海外の動き(本論から明らかになったもの)
1873(明治6)		5月下旬、東京元御成街道五軒町酒井邸跡にて「柔術会」が開催。諸流派の男女柔術家が集り試合がおこなわれた。
1874(明治8)		郵便報知新聞 551号によると大阪で骨接業を営む松本ないという女性は、美貌であったが、柔術の達人でもあった。ある夕暮時、隣家の娘と長柄川沿いを歩いていた所を4人組の暴漢に襲われたが、見事得意の技で斥けたというもの。きれいな花には力もあったと記されている。
1893(明治26)	宮川久子が嘉納に指導を願い出る。	
1903(明治36)		11月3日付けの東京朝日新聞に「婦人柔道指南家」殺人事件が掲載。殺害された宮本お花は、夫の柔道指南(指導者)の宮本富之助の死後、道場と夫の「富之助」の名跡を継ぎ、道場経営していた。イギリスではエミリー・ダイアナ・ワッツ Emily Diana Watts が1柔術を学び始めた。
1904年(明治37)	安田謹子が嘉納家に住み込み女子書生となって自宅道場で嘉納自ら稽古をつけていた。女子柔道の指導研究を始める。	ハンコックはイギリスで「柔術にもとづく女性のための日本式身体訓練法」[Physical Training for Women by Japanese Methods, G. P. Putnm' s Sons, 1904] を発行
1905(明治38)		・日露戦争の勝利によってますます尚武の空気が高まるなかで、東京女子師範学校での柔術採用が検討されていると4月6日読売新聞朝刊報道されている。・10月2日、十剣大神武道女式秋季大会が開催され野口歌子、清水桂子、芳口柳子、鈴木春子、粕川厘子の5人が「女流柔道家」の達人として形の演武を行った。華族女学校柔道教授の木村貞子が、同日、行われた女式武道秋季大会に学生を引率し視察。
1910(明治45)		女性参政権運動(サフラジェット)の闘争中、エディ・ガールド Edith Garrud が制服の英国警官を柔術の技で放り投げ、その記事が7月6日にロンドン Sketch 紙に



		掲載されたことで柔術が注目を集めた。
1911 (明治 44) 年		当時の森秋田県知事が中心となって、山下義韶講道館七段を講師に招き「婦人柔道」の研修を行っていた。
1912 (大正元)	イギリス、イタリア、スウェーデンの3人の女性が講道館で稽古をする様子を伝えている。特に柔術に関心を持つ体育家フレッドホルム女史が、講道館開運坂付属女子道場にて、岩波三段の個人教授として指導。	
1914 (大正 3)		・3月8日のニューヨークタイムズには、シカゴ市警では、女性警官に柔術を教授していたことが掲載された。7月5日の読売新聞に岸愛子は、アメリカのフィラデルフィア警察において柔術教授として迎え入れられたと掲載。
1918 (大正 7)	1月16日の読売新聞には、「婦人の柔道に一攻撃の手は教えずただ防御して素早く逃げる事-」、「お茶の水高師生の柔道稽古」という見出しで女子高等師範学校（現お茶の水大学）に嘉納の弟子である本田存が指導。	
1919 (大正 8)		4月には、天神真楊流柔術の小泉軍治がロンドンにて設立していた「武道会」に、女性初の会員、キャサリン・ホワイトクーパーKatherine White-Cooper が入門。
1923 (大正 12)	「住込み女子書生」として安田謹子、堀歌子、乗富政子を受け入れ、嘉納は本田存を女子指導者に指名した	
1926 (大正 15)	8月4日より二週間、嘉納は家庭道場において講習会を開催した。全国から集めた12名の参加者を対象に嘉納自ら指導にあつた。11月9日、柴愛子を道場取締、本田存を助教として	

	開運坂道場に女子部を開設した。	
1927 (昭和 2)		・小崎甲子 19 歳の時に武徳会愛知支部に入門。
1929 (昭和 4)		・大連満州鉄道柔道部の山田行正は『婦人柔道護身術』を発行。乗富は講道館女子部に入門する以前に、福岡県大牟田市内の町田道場(汲心流)に通い男子と試合を行っていた。
1931 (昭和 6)	9 月 11 日、女子部にも誓文帳(入門帳)が作成され、五か条の誓文が明記された。	
1932 (昭和 7)	8 月 11 日から講道館(小石川)において嘉納師範の講義に加え、半田 7 段、松岡 6 段、乗富政子二段(資料 3-4)が講師となって 20 名ほどの女学校の女性教員に研修会。	・小崎甲子、武徳会大阪支部において、5 度目の挑戦となる昇段試合で、小崎は男性 3 人を破り武徳会初段に昇段し、女性初の有段者(黒帯)となった。
1933 (昭和 8)	1 月 18 日に小崎甲子が初の女子初段	
1934 (昭和 9)	・1 月 14 日、挙行された恒例の鏡開式において、初めて女子の昇段式が行われた。「乱取」「精力善用国民体育、極式」、「柔の形」の演武を行った。その後昇段式が行われ、森岡、芥川らには女子柔道初段、乗富は初段ではなく編入(飛び越し)女子式段を授与された。同日、講道館女子部規定、講道館女子部入門規定、講道館女子部段級規則を発表。サラ・メイヤーは 8 月 8 日に外国人女性として初めて講道館女子部に入門	
1935 (昭和 10)		・小崎甲子は大阪天王寺に「清源館道場」開設。3 月 1 日のジャパントイムズは、「1935 年 2 月 27 日、ロンドンのサラ・メイヤー Sarah Mayer(資料 5-15)に外国人

		女性初の昇段(武徳会・京都)」と記載。
1936 (昭和 11)		日本士道界の田島啓那は『家庭警備法と婦人護身術』を発行。
1939 (昭和 14)		小崎甲子、女性初の「柔道錬士」を武徳会から授与される。
1943 (昭和 18)	第2代館長である南郷次郎が中心になり、『女子柔道護身法』を制定。	